

季 刊

人口問題研究

第 9 卷 · 第 1-2 号

昭和 28 年 11 月刊行

貸出用

調 査 研 究

近代人口理論の史的展開 (二) 本多龍雄 i

価値態度体系と人口問題 小林和正 23

夫婦の結婚年令差について 佐藤寧子 35

資 料

アメリカの都市人口 中島龍太郎 44

雑 報

昭和二十八年調査研究項目—人口学的総合調査の施行
— 定例研究報告会—研究資料の刊行—財団法人人口問題
研究会における人口問題対策委員会の設定 64

統 計

昭和二十五年国勢調査結果 (七) — 人口動態 (大正
九—昭和二十七年、昭和二十七年死因別死亡等) — 推計
人口 (大正九—昭和二十五年年次別、二十五年一〇月
以降毎月その他) 116

厚生省人口問題研究所

調査研究

近代人口理論の史的展開(二)

本 多 龍 雄

六、近代の出産減退傾向に対する

人口理論的反省

(一) 資本主義の成熟と出産の減退

一九世紀における資本主義のめざましい発展はおよそ八〇年代に入るころから更にその相貌を一変した。劃期的な技術的進歩と呼応した資本のいちじるしい高度化、生産力の飛躍的發展は、世界市場の国際的争奪を必至とし、資本の帝国主義的武装を当然の結果とした。近代資本主義の成熟は、自由主義的發展段階を過ぎて、国内的にも国際的にも巨大資本の独占的支配の確立されてゆく時代に移行していつたわけで、第一次世界大戦はそのような發展段階に当然の苦悶の最初の血なまぐさい象徴であつた。しかも資本主義の成熟と変態はこれを転機としていよいよ決定的なかたちをとる。近代社会の背骨をなす資本主義的階級分化も亦この間にほぼその再編成過程を国民的規模において展開完了した。商才と機略と幸運と、ときには奸智と暴力とが、市井の一市民をも大富豪とし貴族の列にも伍せしめた自由潤達な階級分化の再編期はすでにおわつて、国民人口の

階級的分化は一応の社会的安定性を實現した。といつても資本がその蓄積集中運動を停止したといういみではない。巨大資本の独占的支配はいわゆる中産階級を實質的に無産階級化していつた。かれらの生活福祉の向上はより多く大資本に寄生し隷属化することによつてのみ可能であつた。しかしまた、このような資本主義の成熟は、かつては半暴力的に創出された労働者階級にも、労働者自身の階級的抵抗に強要されてではあつたが、老大な帝国主義的利潤の一部を配分することを可能にし、かれらにもまた近代社会の一市民としての生活水準と生活意識を供与するようになってきたということも忘れてはなるまい。労働者階級に一方的に累積される貧乏と飢餓と疾病と道徳的腐敗を引例した「資本論」の一節はたしかに前世紀六〇年代のイギリス労働者の実情を伝えたものに相違ないが、それが七〇年代から世紀の末葉にかけてその面目を一新していつた事情もまた腫目に値いするものであつたといつてよからう。試みにパルグレイブ編「経済学辞典」により一九世紀後半期のイギリス労働者の實質賃金の動きをみると第一表のようで、七〇年代以降とくに八〇年代に入つてからのめざましい上昇運動は計数的にも十分に首肯する

ことができよう。

第1表 イギリスにおける賃金指数の変遷
(1850~1904)

| 年次 | 名目賃金 | 食物価格 | 実質賃金 | 同、概数 |
|---------|------|------|------|------|
| 1850-54 | 55 | 121 | 49 | 50 |
| 55-59 | 60 | 140 | 48 | 50 |
| 60-64 | 62 | 136 | 51 | 50 |
| 65-69 | 67 | 140 | 54 | 55 |
| 70-74 | 78 | 147 | 61 | 60 |
| 75-79 | 80 | 141 | 64 | 65 |
| 80-84 | 77 | 132 | 64 | 65 |
| 85-89 | 79 | 106 | 76 | 75 |
| 90-94 | 87 | 102 | 86 | 85 |
| 95-99 | 92 | 95 | 95 | 95 |
| 1900-04 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) Dictionary of Political Economy, by R.H. Inglis Palgrave 中 "Wages, nominal and real, in the United Kingdom Since 1850" による。なお本表は農業、工業、建築業、印刷業、石炭業等10種目の賃金表を基とし、実質賃金への換算は名目賃金指数の3分の1をそのままとし、残りの3分の2を食物物価指数で割つたものである。3分の1をそのままとしたのは一般物価の下落が家賃及び個人的サービス費の騰貴によつて相殺されているとの仮定にもとづく。

およそそのような資本主義の高度化、その帝国主義的段階への移行とその一段と劃期的な発展が、それに伴う近代階級秩序の終局的な定着作業の中に実現していつた一応の社会的安定は、一方にいわゆる中産階級の小市民的生活感情をいよいよ決定的なものとし、その小心翼翼たる小市民的打算の態度をいよいよ鋭くしたと同時に、他方、これまではいわばただ手から口への生活に甘んじていた労働者階級に対しても彼らの生活水準と生活態度を小市民的な配慮と打算の世界にまでひき揚げるのに役立つたといえよう。資本主義

の成熟にとものう労働生産性の向上は当然にそれだけの労働力への配慮を必要としていたのである。そして人口の動きも亦、少くともそのような社会的成熟を達成しえたところにおいては、劃時代的な変貌を現わしはじめた。中産階級ないし知識階級にいち早く普及しはじめた産児制限の思想は次第に労働者階級の中へもまた浸透しはじめたわけで、出生率の恒常的な近代の低下運動は疑いもなくそのような社会情勢の変化に負うといつてよかるう。七〇年代末期以降のイギリスの出生率の低下はその点で最も典型的な標本とするに好便なもので、当時の上層労働者階級における出生抑制傾向の発展の跡をウェップ夫妻の引用資料によつてしめすと第二表のとおりである。すなわち国民的出生率の低下が労働者階級のそれを合流しながら進展していつたであろう事情を十分に想像することができる。

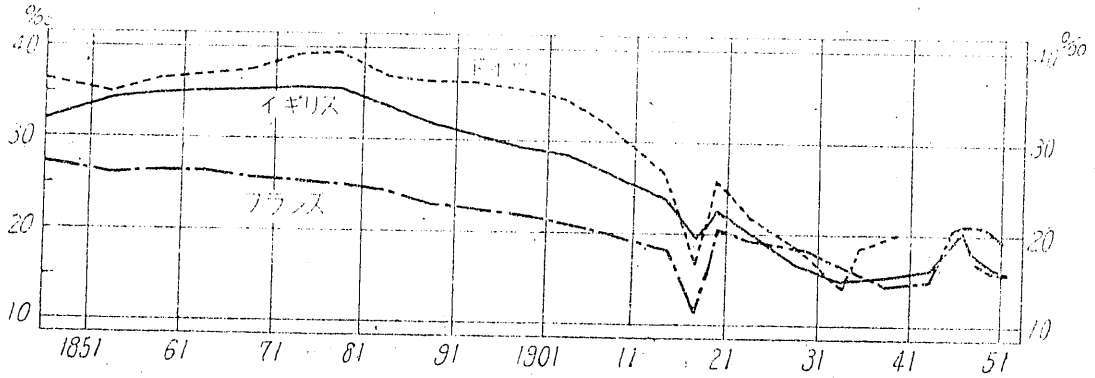
第2表 イギリス労働組合共済金庫の
出産手当支払件数割合
(1866~1904)

| 年次 | 出産手当支払件数割合 (会員総数に對し) | イギリスの出生率 (人口千に付き) |
|---------|-------------------------|----------------------|
| 1866~70 | 22.58% | 35.3 |
| 71~75 | 22.95 | 35.5 |
| 76~80 | 24.27 | 35.4 |
| 81~85 | 21.73 | 33.5 |
| 86~90 | 17.63 | 31.4 |
| 91~95 | 14.97 | 30.5 |
| 96~1900 | 13.76 | 29.3 |
| 1901~04 | 12.04 | 28.4 |

(備考) S & B. Webb がイギリス最大の共済金庫 Hearts of Oak Benefit Society の決済報告より集計せるもの。因みに同金庫は、イギリス労働階級の最上層部のみを包含するもので、その会員総数は今世紀の初めには27万2千余名であつた。尙上記の期間中、会員の年齢構成は多少老令化傾向があるが、平均年齢にして約4才程度のもので殆んど無視してもよいものである。(P. Mombert, Studien zur Bevölkerungsbe-
wegung in Deutschland in den letzten Jahren
zeiten mit besonderer Berücksichtigung
der ehelichen Fruchtbarkeit 1907より再掲)

またそのころイギリスと世界市場の争覇にのり出してきたドイツもまた、一九世紀七〇年代の末から同じように出生率の低下傾向を

第3図 過去100年間の英独佛の出生率の推移



(備考) 第一次世界大戦時及び今次大戦後を除き5カ年平均値により大勢をしめす。なお最近ドイツは西ドイツの出生率による。クチンスキの Measurement of Population Growth, 国際連盟の年報及び国際連合の統計月報等による。

示しはじめた。それは今世紀に入るといよいよそのテンポを早くし第一次世界大戦以後になるとイギリスやフランス以上に急激な姿をとり、危機的な様相をさえ露呈するに至つた。

概勢は第三図にみるとおりであるが、三国の内フランスだけは往年の大革命を機縁とする特殊の社会情勢を背景として早く一九世紀の初葉以降その出生率を低下させている。それは旧封建領地を農民に無償で分与することによつて彼らを最初の近代的小市民階級として誕生させた大革命のとくにフランス的な行き方を人口の動きの上にも反映したものといつてよいものである。

資本の合理主義的精神は、そのような土地所有形態を介して、その生命を土地に賭けているといつてよい自作農民層の日常生活のなかで、最初の国民的芽ばえを伸ばしていつたわけになる。とりわけ土地の細分をおそれる気もちは子供数を制限しようとする態度を誘発するに十分であつたし、そしてフランス的小農体制が大革命当時の進歩的意義を次第に喪失してゆくにしたがつて、これらの典型的な小所有者階級に内攻される苦惱がそのような産児制限思想をいよいよ強くしていつたことも当然のことといえよう。近代的差別出生率の統計学的分析に先鞭したともいつてよいフランスのA・ベルテイオンは、第三表にみるとおり、六〇年代初頭のフランスについて自作農の多い地方ほど出産抑制傾向のつよいことを確証しており、またゴールドシュタインは、第四表にみるとおり、八〇年代末のフランスの縣別出生率が工業縣よりもむしろ富農縣において低く、かつ一九世紀初葉以降の低下速度もまたいちじるしい事実を考証している。労働者階級がまだ階級的再編成の途上に貧困と無慮と多産の状態をぬけきることのできなかつた時に、ここフランスでは、比較的富裕な農民層がこの近代的傾向の典型的な代表者として先達したことになる。つまり中産階級の小市民的意識とその苦惱を最も

第3表 土地所有関係からみたフランスの県別出生率(1862)年

| 県 数 | 人口千につき 土地所有者数 | 人口千につき 出生率 |
|------|------------------|---------------|
| 30 | 285 | 24.78 |
| 31 | 240 | 25.70 |
| 21 | 177 | 28.10 |
| 三群平均 | 240 | 26.00 |

(備考) A. Bertillonによる。Annales de demographie international I. 所収 Brentano, Konkrete Grundbedingungen der Volkswirtschaft より再掲。

第4表 フランスの県別出生率(1801~1890)

| 県 名 | 種 別 | 1801~1810 | 1836~1890 |
|------------------|-------|-----------|-----------|
| Nord | 工業 県 | ca 35% | ca 29% |
| Pas de calais | // | // 32 | // 30 |
| Seine Inferieure | // | // 28 | // 29 |
| Corae | 貧 農 県 | // 30 | // 29 |
| Lozare | // | // 29 | // 30 |
| Garonne | 富 農 県 | // 33 | // 18 |
| Gers | // | // 30 | // 15 |

(備考) J. Goldstein. Die Vermeintlichen u. die Wirklichen Ursachen des Bevölkerungszustands in Frankreich 1898 の引用統計 (Brentano 上掲書所収) より抜萃。但し県の種別は筆者の附記せるものである。

典型的に代表していたのである。

実質賃金の上昇と労働者階級の生活の向上が高度資本主義下の労働生産性の上昇を反映する事実であるとすれば、中産階級に内攻される生活苦惱はそのような資本主義の成熟過程の中に進行する資本主義的階級分化の一貫性とその階級的圧力の実態を象徴するに足る事実といえよう。しかもこの明暗対照した二つの運動ははなればなれの二つの事実ではない。そして生活水準の全般的上昇過程の中で現実的にもまた心理的にもいよいよ遞増する生活の不安こそまさしく成熟せる近代小市民生活の良心だとさえいつてもよいもので、没

人間的な資本の合理主義はそのようにして、本来の小市民階級にとつても、成長した労働者階級にとつても、その市民的生活意識の脊骨となり、かれらの私生活を支配するところの道徳的規範ともなつた。産児の制限はそのような私生活の自律的支配を完結しまた補償するところの最後の一石にすぎない。それが資本主義経済の成熟につれていよいよ大衆的普及をみるに至つたことはもとより当然のことといえよう。

産児制限思想の普及による出生率の低下は、そのように、近代市民社会の精神的成熟を象徴するところの動きであつたが、同時にそれは資本主義の成熟が人口の動きに対して強要せざるをえない当然の帰趨でもあつた。というのは、資本の高度化に伴う労働生産性の上昇とその労働雇傭力の相対的減少傾向とは、当然に、人口増加速度の遞減を必要としていたからで、そのうえ死亡率のいちじるしい改善はこの必要を更に一そう緊急なものとしたからである。そして産児の制限という市民的教養の普及と出生率の低下は、大きな史的攝理として、近代社会の階級構造とその自然必然的な成熟過程の中でこそ遲滞なく行われえたものであつたといふことをわれわれはここに篤と記憶しておきたい。

というのも、資本主義の高度化、その帝国主義的發展段階への移行とともに決定的な足どりをとりはじめた出生率の低下運動は、その帝国主義的葛藤の最初の決算点となつた第一次世界大戦を境として、その後一段ときびしい動きをしめすに至つたからである。とくに一九二九年世界恐慌以後、一九三〇年代の先進諸国の出生率の低下傾向はそれら諸国の人口の生物学的危機を憂えさせるほどにはげしいものとなつた。試みに三〇年代末の主要国人口の純再生産率を表示してみると第五表のようで、北西歐諸国の大部分はオランダ一国を例外としてすべて一を割つてあり、これら諸国の人口は妊孕

第5表 30年代末葉の主要国の純再生産率

| 品名 | 年次 | | 純再生産率 |
|----------|----|---------|-------|
| | 北 | 西 欧 諸 国 | |
| スウェーデン | | 1937 | 0.716 |
| イギリス | | 1937 | 0.782 |
| スイス | | 1939 | 0.793 |
| ベルギー | | 1936 | 0.831 |
| ノルウェー | | 1938 | 0.834 |
| フランス | | 1937 | 0.870 |
| デンマーク | | 1939 | 0.919 |
| ドイツ | | 1939 | 0.982 |
| オランダ | | 1937 | 1.119 |
| 其の他の主要国 | | | |
| 北米合衆国 | | 1936 | 0.947 |
| オーストラリア | | 1937 | 0.989 |
| ニュージーランド | | 1937 | 1.001 |
| カナダ | | 1938 | 1.094 |
| イタリ | | 1935~37 | 1.131 |
| 日ソ | | 1937 | 1.490 |
| | | 1938 | 1.540 |

(備考) 北米合衆国、オーストラリア、及ニュージーランドは自人口、ソ連はヨーロッパ地域についての数字である。尚ドイツの純再生産率はナチ人口政策の効果を示すもので、1933年は0.7であつた。

年令人口の割合の多い現在こそなお多少の出生超過を記録しているものの、現在の妊孕年令女子の出産力は一世代後に自分自身の後継者を単に再生産するだけの力にも少なからず不足しているというわけになる。総人口は当然に縮少過程にはいらざるをえない。この時代のこれら諸国の人口学者は声を大にしてあまり遠くない将来に到来することになるであろう減衰人口の危険をさげんだ。人口統計学的に未来に投影された人口の姿が果してどこまで将来人口の動きを予測しうるものであるかどうかの問題は姑く別としても、個々の家庭の中で道徳的な厳肅さで自主的に実行された産児の制限がそのよ

うな国民的杞憂を抱かせるほどにまで徹底されるに至つたということとは注目に値する事実であろう。それは単に第一次世界大戦以後のいわゆる資本主義の一般的危機時代を象徴するといふのみで注目に値する事実であるだけでなく、むしろそのような状況下に近代市民の一人一人によつて自主的・合理的に評価された人口の限界効用が、当否はいつれの側にあるにもせよ、その国民経済的評価と乖離し背反するに至つたといふのみで一そう象徴的な事実であつたといえよう。たしかに近い将来に予期された減衰人口の杞憂はいつも国民的ないしは人種的勢力関係の将来に対する配慮と表裏したものであつた。しかし帝国主義的競争の必然性を前提とするかぎりはそれも、当然の国民経済的配慮であつた。したがつてここに産児制限の行き過ぎをいうとすれば、それは国民的生存と繁栄への努力が当然に強要する国民自身の自主耐乏体制の国民経済的効用が生まれ出る子供への評価において漸くその限界線をふみこえるに到つたことをいみし、近代的合理主義の資本主義的限界を更めてまた自省させるというのみでわれわれの関心をそるのになければなるまい。

かつて産児制限の普及が近代社会における人口問題の近代的解決方法として世人の期待をよぶようになつたころ、マルサスの衣鉢をつぐ当時の学者はここに文明社会におけるマルサス的人口法則の解消を確信した。マルサスの人口原理は、ディーツェルのいつたように、文明人にとつてはその効力を喪うところの自然法則と考えられた。しかし、文明人が自然法則として文明社会の外部に追放したはずの人口法則は、こんどはその衣裳をかえて、この文明社会の裏門からしのび込んできたことになる。それはどこまでも近代社会の階級的矛盾を階級分化の歴史的段階にそつて反映するところの近代社会の人口法則であつた。しかしそのような本質を納得させるまでには当然に若干の人口理論的葛藤が必要であつた。

(二) フランスにおける社会学的反省

近代の出産減退傾向の進行は、そのように、近代的な階級分化の進行と緊密なつながりをもっており、したがってその減退速度も社会階級別に不均等であり、社会階級別に異なる差別出生率としてまず注目をひいた。社会階級の相違するにつれてその出生率に差等があるということは古くから指摘されていたことで、そもそも近代人口問題の発端自身が所謂「貧民」とその多産にあつたわけであるがそれが出生率の恒常的な低下という新しい時代の人口の動きを背景としてとりあげられ、文化と福祉の向上するにつれて出生率は次第に低下するものだという一種の社会文明史的な態度の素材としてとりあげられたところに新しい理論的意義があるといえよう。そういういみから注目すべき最初の仕事をした人は、上記フランスのA・ベルティヨンであつた。上掲第五表にみたとおりかれは土地所有関係からみた農民の富裕度を基準として土地所有者の多い縣ほど出生率の低いことを統計的に確証した。つづいてその子J・ベルティヨンが一八八六年のセンサス資料に基づきパリーの各地区別にみた平均家族員数が各地区の富裕度に反比例していることを明らかにし、更に別掲第六表にみるように歐洲の四大首都パリ、ベルリン、ウィーン、ロンドンについても同じ事実の正確に実証されることを示したとき、出生率の低下を生活水準の上昇と結びつけて考えようとする態度は人口学者の間に常識化するに至つたといつてよい。

しかし他国にさきんじてブルジョワ革命の成果を全國民的に浸透させ、國民出生率の低下を促進させたフランスでは、とくに七〇年の敗戦以来、そのような人口増加の緩慢化がフランスの國際政治的地位を今後ますます弱体化させはしまいかという國民的杞憂となつて、この出生率の低下傾向をくいとめるための方策の探究を刺戟し

第6表 歐洲四大首都の地区別出生率
(15~50才女子1,000に付き出生産児数)

| 地区 | パリ | ベルリン | ウィーン | ロンドン |
|-------|-----|------|------|------|
| 極貧地区 | 108 | 157 | 200 | 147 |
| 貧しい地区 | 95 | 129 | 164 | 140 |
| 準中流地区 | 72 | 114 | 155 | 107 |
| 中流地区 | 65 | 96 | 153 | 107 |
| 富裕地区 | 53 | 63 | 107 | 87 |
| 最富裕地区 | 34 | 47 | 71 | 63 |
| 平均 | 80 | 102 | 153 | 109 |

(備考) J. Bertillon, La natalité selon le degré d'aisance dans les grandes capitales européennes. Bulletin de l'Institut internationale de Statistique IX.

基礎とした安定性や、家を離れた子供たちを危急の場合に保護してやる能力などによつて特徴づけられるところの家族形態が、家族的連帯に何らの物質的基礎も伝統的背景もない夫婦の結合形態に變つてゆくところに出生減退の主因があると考えたわけである。その防止対策として父親の遺言自由の回復を力説したような政策論の当否は別として、問題の社会学的視野を開拓した功績は大きい。このような社会学的反省を一段と大きな文明史的視角から展開したものはアルセーヌ・デュモンであろう。その論作「人口減少と文明」(一八九〇年)や「出生率とデモクラシー」(一八九八年)の中に展開された。近代の出産減退傾向に關する人口理論的
反省がフランスで多くのすぐれた社会学的省察をうんだ理由もまたそこにある。問題の展開に貢献した学者も社会学畑の人たちであつた。ル・プレの「フランスに於ける社会改革」(一八六六年)はその先驅をなすもので、かれはこの出生減退傾向を直截に家族形態の近代化傾向とむすびつけた。父親の伝統的權威や長子相続の制度、その他一定の不動産を

れた思想は近代社会の出生率を低下させる主動力を探ねてこれを近代市民がその社会経済的地位を少しでも向上させようとする強烈な願望と努力の中にあるとし、したがつてそのような上昇運動を一般化した政治制度、即ち政治的にも法律的にも平等であるが経済的には不平等な近代デモクラシーこそその全責任を負うべきものと断定した。この上昇運動をデュモンは物理学上の毛細管現象にたとえ、恰も石油がランプのしんを昇るように近代文明の光が強くなるほどこの上昇運動も亦つよくなるとし、これを社会的毛細管現象とよんだ。出生率の高さはこの社会的毛細管現象の強さと逆の關係にたつており、しかもそうならざるをえないのは個人の個人的な価値や福祉の向上が個人の社会的並びに経済的な地位の上昇の函数となつてゐるからだとデュモンはいふ。碎いていへば小心翼翼たる立身出世に浮き身をやつす以外に人間的な価値や生活の幸福を購う途がないような劃一的で個性のない社会、或るいはむしろそのような劃一的な集中力を原動力として動いてゐるような社会、つまり實質的には不平等でありながら観念的にのみ万人平等の近代社会の中で強要される野心的な生活態度が当然に出生の制限を必然化するといういみである。だからして種族の量的發展も理性的進歩もここでは個人の価値や福祉の増進と背反關係に立つてくるわけで、そこに近代社会の根本的欠陥があることをデュモンは強調するのである。そういう見地からまた、適度に高い出生率こそが個人的にも國民的にも乃至はまた種族的にもその自己保存を確保するために必要なこと、とくに社会的連帯感や勇氣、旺盛な企業心などが大家族において十分に培養されるものであることをかれは強調している。したがつてデュモンはその人口政策的対策においても慈惠的な方策や立法的手段に反対し、むしろ経済的、知的、その他の不平等を解消すること、とくに過大な享樂的消費を不可能ならしめるような社会政策をつよ

く要望している。また都市化を防止し、政治的にも文化的にもその集中力をつとめて拡散させねばならないことをといているのも社会毛細管説の立場にとつては当然の議論であろう。マルサスがその人口論のかたき役にした平等の理想は一世紀の年月を経てここに人口減少の杞憂に対処すべき人口政策の理想としてとりあげられてきたことになる。そのような思想的傾向はイタリーのニッディにも亦みとめられる。かれが「人口と社会組織」(一八九四年)の中でこの平等化の増大の中にこそ過剰人口と減少人口の両極端に対する最善の解毒薬があることを強調するときデュモンの影響はここに一つの実を結んだといふこともできよう。

所謂「社会毛細管」的現象の必然化されるこの近代社会そのものの社会学的形貌を更に広い立場から問題とし、「文明」こそが近代的出生率の眞因だとしたものはルロア・ポトルユで、その著「人口問題」(一九一三年)に展開された主張は出生率減退論における「文明」説としてこの問題に関するフランス的解釋を集成したものといたつてもよからう。出生率の全責任を帰せられるところの「文明」とは、かれによれば、都市の發達、中産階級の發展、生活福祉や教養のともかく一応の普遍化と閑暇の増大、それに個人的および家族的な野心の強化、すべての人々を驅つてその社会的地位を上昇しようとする願望させるに十分な開放的な展望、したがつてまた現状を下るまいという恐怖の心や自分の子供を自分よりも社会的に向上させようとする親の願望、その他極端な享樂主義や感覺的嗜好の支配などを含む近代文明の諸相貌をいつてゐるわけである。出生率がまずフランスで低下したのは、かれによれば、そのような「文明」がまずフランスで他国に先んじて広まつたからであり、とくにデモクラシーと生活福祉が早くから広く浸潤し、古い伝統が最初に放棄されたこと、中産階級が他国に較べて最初から比較的少かつたこと、をし

て平等の思想が一ばんはやく普及したことに負うているわけになる。

ここでも平等思想の普及は近代社会の象徴的傾向として力説されており、とりわけフランス国民の国民的性格として強調されている。しかし、封建時代の身分的拘束を打ち毀したこの大革命の標語は、同時に近代社会の新しい階級分化と階級的な不平等を造りあげるために必要な政治的原則であつたことも注意しておかねばなるまい。それは単にデュモンの考え方にうかがわれるような経済上の不平等と対照した政治的平等ではなくて、むしろ経済的な不平等を新しく拡大再生産するために必須の近代社会の政治的原則であつた。その経済的基盤は相互に独立自由な商取引の契約者として万人に等しく保障されるところの権利の平等であり、したがつてまたそれは他人の労働を自由に搾取するために必要な資本蓄積運動の根本前提でもあつたものである。ただ大革命の成果が多数の農民階級をも含む大多数の中産階級層の社会的地位の上昇その経済的福祉の増進として比較的ながく享受されたといつてよいフランスにあつては、この大革命の政治的標語がそのまま近代市民生活の基本的な生活態度の中に血肉化され、フランスの良識のすじがねとなつていつたこととはとくに考慮にのぼせておかねばなるまい。それはよいいみで近代小市民的生活態度を国民的性格として打ち出すに十分なものであつた。だからこそいま、近代社会の成熟期に、いいかえればその階級分化の動向が一人一人の市民にとつて階級的地位の上昇よりもむしろその身分的宿命化を一そうつよく意識させるようになりはじめたとき、そしてまたそのようにして出産の抑制もまた一段と強化されねばならなくなつたとき、伝承化された小市民の良識もまたそれだけ一そう鋭く意識されざるをえなかつたであろうことはうたがいない。デュモンが社会的毛細管現象とよんだ小市民的生活規範はそれ

がむしろ抑止されはじめてきたときにかえつて鋭い理論的抽象の対象となりそして出生率の低下がポーリュのとりあげたように光榮ある近代「文明」の効過にかかわる問題として反省されるに至つたことはきわめて自然のことであつた。人口問題はわれわれの日常生活の真相をするべく反省させる文明批評の問題として取りあげられるに至つたわけで、そこに本質的條件の解明にふれない憾みはあつたが、歴史的現象の総体的觀察に寄与した功績は少くない。

総じてこのような文明批評的觀察はすでに古く一八世紀のモンテスキューにはじまる勝れてフランス的な考え方の伝統をついだもので、その人口理論的意義もまたそこにあるといえよう。かつてモンテスキューはいつた、乞食みたいたになに一つもつていない人間は大勢の子供を産む。乞食の父親にとつては自分の子供たちに自分の技術を教え込むの一文もかからない。富裕な国土ないしは迷信ぶかい国土ではそういう人間どもが増殖する。というのは彼らは社会の諸負担を担うことなく、彼ら自身が社会の負担なのだから。しかし政体が苛酷であつたり内部的な悪弊がつもりつてもつてじわじわと人口の減少がやつてくる場合には、戦争や飢饉による人口減少の場合とは違つて、それは全く済度しがたいものとなると。絶対王政の破産的な浪費と人民の苦惱を前にして語られたモンテスキューの文明批評的精神はいま光榮ある近代文明社会の成熟期にここでもまた人口問題と結びついて再びフランスの良識の伝統を護持しているといつてもよかるう。しかし、済度しがたい悪弊や悪政を一掃したフランス革命は人民の苦惱をなま身で象徴するところの個体的実在をもつていた。反之、光榮ある近代文明社会に累積する悪弊の根源をばつきり見きわめることはそう容易なことではない。それにはなによりも現代社会の経済的構造、とりわけその階級的葛藤に対する明確な分析がなければなるまい。文明批評的精神が近代社会における

小市民的生活の光彩と不安、光榮と苦惱を一つの本質から展開する理論的説得力になお欠けているのもまたまさしくそこにあるといつてよいようで、そういう階級理論的分析の不足はこの種の理論的態度を一そう論理的に押しすすめた承継者たちの極端な主張の中にはつきりと戯画化されて現われてくるといつてよいようである。例えばその一人セクレタン（「人口と習俗」一九一五年）を例にとる。

かれは所謂「文明説」の伝統を追つてこう結論した。文明は人口を減少させ、それにつれてまた文化的な退化と、不安、鬭争の増大をひきおこすが、このような退歩は転じて出生率低下の諸障害をとりつけて人口を再び増加させることになるであろうと。いいかえれば、人口問題の上から正当にも指摘された近代文明社会の欠陥はその救済を混乱と鬭争を動因とする宿命觀的暴力に求めるほかに途がないわけになる。もちろんそのような誇張と定式化も人口問題に対する時代感の象徴としては十分の意味がある。混乱と破壊をさへ待望させるほどに現代の人口問題は輝かしい近代文明の本質に対する深い内省を要望しているといつてよいのである。と同時に、このような文明悲觀的思想への飛躍は所謂「文明」説的理論がすぐれて小市民的、中間階級の意識の理論的表現であるところにその理由をもつていづつてもよいのではないかとおもふ。

(三) ドイツにおける「福祉説」理論の成立

近代社会における出産減退問題の一段と地味で統計的觀察に依拠した理論的反省は二〇世紀にはいつてからのドイツで、パウロ・モンベルトやルヨ・ブレンタノの手によつてしとげられた。出生率の低下はここでもすでに前世紀七〇年代の末から始つていたが、前世紀の末に至つてもアドルフ・ワグナーのような学者でさえこれをなほ一時的な現象とし、労働者階級の生活が改善されればこの傾向は

また逆転するだろうとまで考えていた。そういうわけでモンベルトが一九〇七年「特に夫婦の妊孕率からみた最近数十年のドイツ人口動態の研究」によつて今日一般に「福祉説」とよばれるところの詳細な人口統計学的考証を世に問うたとき、それはドイツの人口論史上特記すべき事件であつたばかりでなく、新しい人口の動きに対するドイツの理論を定式化したといひみでもまた意義ぶかいものであつた。

モンベルトは上掲書中既往の關係資料を集成しながら、自らもまた当時のドイツについて精細な統計的分析を試みている。ここにはその一端を別掲第七「九表」に例示するにとどめる。モンベルトがそこから考証しえた結論の大意はこうである。一九世紀末葉の殆んどすべての歐洲諸国にみとめられる出産減退傾向、とくに有配偶女子の妊孕率の低下は、一九世紀の中葉以前にも一部みとめられた同様の傾向と較べて根本的にその性質を異にしている。というのは、昔ての出産減退は自然的な災厄や社会的不況が生んだ婚姻の減少を主因とする当然の機械的結果であつたが、当面の出産減退はこれに反してこの間の経済的好況が齎した婚姻の著増その他の好條件裡に進行している現象であるからである。それはその主因を結局、結婚した一人一人の女子の出産力が低下したこと、あるいは出産意欲そのものが低下したことに負うている。ところで統計的分析はこの特殊妊孕率、即ち有配偶女子の出産率の低下が一樣に福祉の増進、文化の向上と歩調をあわせて進行しているといふことをしめしている。しかもそれは単に未開民族と文化国民、あるいは富裕階級と貧民階級といつたような極端な懸隔のある場合について認証される事実であるばかりでなく、同じ国民、また同じ身分階級の内部にあつてさえもその生活福祉の比較的軽微な差等に應じて同様に一義的に檢証されるところの事実である。またそのような相関關係は妊孕率低下

第7表 ベルリン市の地区別妊孕率と平均家賃その他
(18地区別, 1901年)

| 妊孕率の順位 | 妊孕率(%) 有配偶 独身 | 私生児の公 生児に対す る割合(%) | 年平均家賃 (マルク) | 設備不充足 な住宅の割 合(%) |
|--------|------------------|--------------------------|----------------|------------------------|
| 1-3 | 127 11.0 | 21.7 | 875 | 57.9 |
| 4-6 | 161 21.9 | 21.3 | 636 | 62.3 |
| 7-9 | 180 33.9 | 24.0 | 405 | 78.3 |
| 10-12 | 191 37.4 | 21.0 | 345 | 85.4 |
| 13-15 | 212 49.1 | 15.7 | 286 | 91.4 |
| 16-18 | 236 53.8 | 14.6 | 675 | 87.5 |

(備考) モンベルト上掲書による。妊孕率は15-45才の有配偶または独身の女子1000人に対する出産数をしめす。また家賃は住宅部分にかぎり仕事場の分をのぞく。設備不充足な住宅とは暖房装置のある室が2室以下の住宅をさし、その全住宅数に対する百分比を示す。なお住宅関係の数字は1900年12月1日現在の状況による。

第8表 地域別にみた妊孕率と貯蓄普及度
(ドイツ全国, 78地方別, 1901年)

| 妊孕率の階層 | 該当地方数 | 妊孕率(%) | 預金口数率(%) |
|--------------|-------|--------|----------|
| 最高 (361%以上) | 11 | 386 | 14.0 |
| 高 (360-321%) | 13 | 333 | 20.6 |
| 中 (320-281%) | 21 | 297 | 26.4 |
| 低 (280-251%) | 22 | 262 | 39.4 |
| 最低 (250%以下) | 11 | 230 | 33.1 |

(備考) モンベルト上掲書による。妊孕率は1901年の15-45才有配偶女子1,000につき出産数を、また預金口数率は1900年の貯蓄金庫統計による人口100人当りの金庫通帳数をしめす。なお上表中妊孕率の最低層11地方中には両メクレンブルグ及びオーベルヘツセンの青年人口の流出のいちじるしい三つの貧困な農業地域を含み、そのために平均の預金口数率を引きさげている。

第9表 妊孕率の低下と貯蓄普及度の増進
(プロイセン諸州, 1885-1900年)

| 妊孕率低減の程度 | 該当州数 | 妊孕率の減差 | 預金口数率の増差 |
|----------|------|------------|----------|
| 増 | 2 | (増) 3.0(%) | 6.1(%) |
| 減 0-10% | 1 | 3.0 | 7.3 |
| 10-20 | 5 | 16.4 | 9.5 |
| 20-30 | 2 | 29.0 | 10.8 |
| 30-40 | — | — | — |
| 40-50 | 1 | 47.0 | 13.3 |
| 50%以上 | 2 | 59.5 | 16.1 |

(備考) モンベルトによること前表と同じ。妊孕率及び貯蓄普及度の算出法も前のとおり。なお妊孕率低減度の最も大きい2州はベルリン及びブランデンブルグで、その最も小さいもの及び却つて増加している3州はウエストファ-レン、ポーゼン及び西プロイセンであつた。

傾向の地域的遅速についても亦みとめられる。そうしてこのような原則的傾向を逸脱するかにみえる個々の例外的な事例も、例えば人口移動に伴う妊孕率令女子の増減その他の特殊事情によつてすべて十分に説明される程度のものである。そういうわけで、福祉の増進、文化の向上にともなう妊孕率の低下という事実は、人種の差異、職業の異同、乃至は信仰の如何にかかわりなく、それら貫いて検証されるところの最も基本的、原則的な事実であることになると。およそ以上のような考えが一般に「福祉説」とよばれるようになった。モンベルトの主張の要旨であつた。

モンベルトの福祉説は、時に誤解されるように、福祉の増進が直接に原因として妊孕力の低下を結果すると考えているわけではない。むしろ福祉の増進、文化の向上の結果として生まれる心的性向、いいかえれば近代市民に特有な克己熟慮の精神や合理主義的な打算の心術が出産の抑制をいよいよ必至とすると考えられているわけであるが、だからといつて福祉説の真髓はそのような心理説に終局するところにあるわけではない。福祉説が言外にいおうとするところは、福祉の増進と出生率の低下との間に統計的・機械的に検証される相関々係の底にマルサスの人口原理の作用を再想させ、兼ね

てその近代文明社会における発現形態を読みとらせようとするところにあるといわねばなるまい。それが同時に成熟せる近代ブルジョワ社会の史的攝理を禮讚するゆえんでもあつたことはいふまでもない。モンベルトは、その主著「人口論」中、人口問題というものが自然的要素と社会的要素とをあわせ含んでいることを強調し、そして文明諸国においては純生物学的な要因にかわつて社会的な諸要因が段々とよくなり、よりよい生活余力への努力の生まれてくることを力説している。そういう点でモンベルトも亦マルサスにおけるような人口法則の自然主義的絶対化をつとめて忌避しようとする現代マルサス主義者の一人といつてよいが、そうだからこそまたマルサス人口論の伝統的權威を前社会的な自然法則的必然性として弁護し固守しようとする現代マルサス主義者の一人でもあつた。マルサスの自ら要約した基本命題は人口増加の障害としての「道德的抑制」が避妊によつてもまた可能であることを知らなかつたという一点を除いては、すべて常識的に自明の眞理であるともかれはいつてゐる。そういうわけで、出産減退という確かに一見反マルサスの近代傾向の福祉説的解釋が自然生物的要因に対する社会経済的要因の勝利を確認させようとするものであることはいうまでもないとしても、しかしこの主張の含意している本當の人口理論的な迫力はむしろそのような一見反マルサス的な人口動態の底にマルサス的な人口原理の貫徹を暗示し再想させる点にこそあるといつてよいのではないかとおもふ。またそういう意味でこそ福祉説は現代的マルサス主義者にほとんど公認の出産減退理論となつたのだといつてよいであらう。というのは、生活水準の一般的上昇と、それに加重してまた一そう生活福祉を増進させようとのぞむ心的傾向を介入させるだけで、マルサスの過剰人口傾向は一段と内攻的に貫徹せられ、近代文明社会の中でその自然法則的必然性を貫徹していると考えてよいこと

になるからである。それにマルサスの社会的進歩を否定するような結論も回避される。万事は調和と均衡、保障と攝理の中におさめられたようにもみえる。しかし、われわれのすでにみてきたように、そのころすでにフランスでは出生率の低下が国策的配慮の対象となつており、攝理の行きすぎが均衡論的樂觀論の破綻を宣言してゐた。後進国ドイツのいささか時流に立ちおくれた人口動態にも必分の意義があつたとすれば、それは近代の出産抑制傾向の社会史的な進歩性を後進国に特有な鋭さと單純さの中に代表し、したがつてまたその人口理論的意義を理論的に抽象するのに極めて好都合であつた点にあるといえよう。ドイツ的「福祉説」の人口理論史的意義はまさしくそのような註文に答えるものであつた点にあつたとおもふ。

福祉説理論は、モンベルトにつづいて、ルヨ・ブレンタノの論作「マルサス學說と最近数十年間の人口の動き」(一九〇九年)によつて重ねて強く支持された。主旨は再説の要もあるまい。とくに異色のある点を求めるなら、ブレンタノが一九世紀初葉以降のフランス農民の出生率低下を論拠として出生率の低下を生む福祉の上昇は人口の都市化や工業化とも無縁な基本的要因であることを強調している点にあらう。そういういみではまた農業国のオーストラリアやニュージーランドで現在出生率低下の著しいことにも特別の考慮が払われているが、この種の事実に特別の力点をおくことは福祉説の趣意を一段と鮮明化する所以ではあるとしても、現実の世界史的な背景に対する思想的暗示はそれだけ弱いものとなつてくる感みがないでもない。というのは、すでにモンベルトの場合にも問題とされたように、「福祉」の概念はそれを組みたてている社会的・経済的な諸條件から遊離され純化されるにしたがつて、ますます個人心理的な思慮や打算と結びついたものとなつてくるからである。それが悪

いというのではないが、問題の焦点をそういう点に集中することは広い国民経済的構造の分析やその歴史的展望を見失わせてしまう危険をも多分にふくんでいよう。ただ上記のとおり、当時のドイツにおける人口の問題史的状況は均衡論的調和の明い予見の中にあつた。後進国ドイツにおいて大成された福祉説の主張にはフランスの場合にみたような文明悲観論的陰影はなく、出産減退と人口増加力の遞減は成熟しゆく近代社会の大きな史的攝理として禮讃された。いかえれば、福祉説に取りあげられたような市民的福祉の増進とそれにともの市民的教養の強化、個人生活の合理主義的自己統制のきびしさは、そのまま国民経済全般の進歩と發展に過不足なく照応し相即するところの人間類型の生長として受け入れられたわけになる。だからブレンタノがいわゆる福祉説の一そう福祉説的な純化を徹底したことは、むしろブレンタノの理論的抽象の鋭さを物語るものといつてもよいかもしれない。そして人口論史上かれに帰属すべき一ばんの功績もまたブレンタノがそのような時代の理論的弁明者として福祉説の人口論をかれの新しい経済学体系の一環として位置づけした点にあるといえよう。というのは、ブレンタノは人口論における福祉説を独特の欲望論や主観主義的価値論（限界効用説）と三位一体的な關係に結びつけたが、それはまさしく福祉説の人口論の社会経済的背景を理論的に反省するゆえんの大きな仕事であつたといつてよいからである。（三部作といつてよい三つの論文は論文集「国民経済の具体的基本條件」の三篇として收められている。ブレンタノによれば、福祉の増大するところ即ち欲望の増加があり、そしてゴッセンの法則にしたがい欲望満足の総量の最大値の要求されるところ当然に既存の欲望、とくに原始的な性慾望の減退を余儀なくされると考えられるのである。それは人口論における福祉説の経済理論的弁明であつたばかりでなく、同時にまた福祉説の人

口論を生んだような時代の人口問題史的状況に対する理論的反省でもあつたといつてよいものである。

限界効用学説は、周知のように、近代市民社会の成熟を反映するその理論的結晶であつた。限界効用の打算によつて最も合理的に行動する理念型としてのホモ・エコノミクスは少くとも統計学的大量観察の中では個々の市民よりもつと實在的な近代市民として生長したとさえいつてもよい。それゆえに、限界効用学説の難点をそのような効用打算の非現實性に求めることは必ずしも當をえたものではない。あえて難をあげるならばむしろ近代市民の一人一人によつて計量された効用があまりに現實的であり過ぎたこと、いかえれば国民経済的見地から計量された客觀的効用と対立し相反するような獨立の現實性をもつてくるようになった点にあつたといえよう。そしてこの対立と相反は人口の限界効用の評価において最もいちじらしい事實となつて現われるに至つた。価値論における主観主義の効過もまた当然にそこから吟味されねばならないものとなるであろう。ここではただモンベルトの福祉論的出産減退理論とブレンタノによるその限界効用論的基礎づけとがそのような理論的分析作業への足場を築き上げてくれたことを明きらかにし、兼ねて人口問題こそ時代の危機意識の表現として経済理論的反省の機縁でもあることを重ねて銘記するにとどめよう。

(四) 所謂「窮乏説」的思想の社会的背景

一九世紀の末葉から今世紀初頭にかけて生活福祉増進の象徴として受けとられ、その速かな全國民的普及を待望された出生率の低下は、今世紀に入るとともにいよいよ本格的な足どりを取り、第一次世界大戦後になると、戦後の一時的な反騰期を過ぎてからは、戦勝国と戦敗国とをわすさすまじい勢で進行した。それは戦敗国ドイ

ツにおいてとくに極端な姿をとり、三〇年代に入るところのドイツの出生率は先達のフランスをさえ追いついて歐洲第一の低出生率をしますような事態にさえ立ち至つた。この時代の西北歐諸国の純再生産率がほとんど一を割り、人口の単純再生産の程度をも遙かに下廻るに至つた事情は前段にもふれたとおりである。かつての過剩人口の脅威は近い将来に予期される減衰人口の杞憂にとつてかわられた、少くとも当時の人口学者はそう心痛し、また国民に警告した。そしてドイツは一九三三年ナチの登場とともに人口政策を国策の脊骨に据え、また古くから人口対策に腐心していたフランスも第二次大戦の前夜一九三九年には家族法典とよばれる新立法によつて総合的な人口増加政策の推進に乗り出すに至つた。

もつともこの時代の人口学者たちの憂慮や警告がはたして人口理論の上でどこまで考慮に値いするものであるかは別問題で、国際政局の不安を背景とする兵力資源への配慮が当時の人口学者にとつて不可侵の根本前提であつたことは蔽ふべくもないし、また人口の現状分析のために考案された純粹に人口統計学的な諸作業さえそれが未来への警告として物語られる場合どれほどの學問的意義をにないうるものであつたかはうたがわしい。將來人口の推計は既往の出生率の低下傾向ないしは現在の低出生率をそのまま將來に引きのばして総人口の推移を計量するものであるが、現在の社会的諸状況下に強要されている出産の抑制を全幅的にわれわれの自由な意志の好んで受け入れたものだと考へるなどは論外として、すじがね入りの産制主義者の信念にしても捉えがたい時代の圧力の倒錯された錯綜現象である場合がまれではなからう。人間意志の決定はわれわれの自分で考へている以上に生物的で盲目的であるが、それだけにまた外からの暗示に対してきわめて従順である。つまり社会的・経済的諸條件の推移に敏感な機械的な適応性をもつており、そういういみで

またきわめて弾力性に富んだものといつてよい。必ずしも將來に出生意欲の反騰を期待するといういみではない。出生率の低下は、状況のいかんによつては、もつと破局的な経過をたどるかもしれない。一ばん大事なこととは現在の社会的・経済的諸状況を分析することであり、そしてその將來の帰趨を診断することではなければならぬ。そしてこの時代のすぐれた人口統計学的解説が、その學問的限度を多分にのりこえて喚起した人口の危機、その生物学的破産の予告なども、実は当時の政治情勢そのものの危機を反映する理論的表現としてこそ再想に値するものであつたといえよう。それは第一次世界大戦後の、資本主義の一般的危機と、とりわけ二九年世界恐慌以後の慢性的不景気の時代の生んだ成熟資本主義諸国の苦悶の象徴であつた。そして福祉説的主張をくまどつていた楽観主義的気分もまたこの時代に灰色の懷疑にかわつた。それは時代の大きな史的攝理として個々の市民の中に近代市民に必須の教養として生まれた出産抑制行為が、よいいみにせよ悪いいみにせよ、準戦体制下の国民経済的要請と乖離し、相互背反的な運動状態にまで這入つてきたことを物語り、その国民経済的諸状況に関する鋭い人口理論的反省の必要を強要するに至つたことを実証するものでなければならぬ。

近代的出産減退傾向に対する福祉説的弁明への懷疑は、当然に、その反動として、いわゆる「窮乏説」的主張をよびおこした。もつとも相関々係の統計学的検証という点では窮乏説はきわめて生彩に乏しい。というのも所謂「福祉説」的福祉の本質を反省する理論的作業の中にこそその本領はあるといつてよいからで、取り残された前近代的な破滅的窮乏を反対論拠にもちだしてきたような亞流窮乏説はここでは考慮の外におく。窮乏説的思想の本領はどこまでも現象的記述をこえた本質分析になければならぬ。それは成熟せる現代資本主義社会の経済構造、とくにその階級分化の客観的分析から、

所謂「福祉説」的福祉の本質をむしろ近代生活に不可避な生活不安の増大、生活苦惱の強化として、いいかえれば近代資本主義社会に本質的な矛盾のあらわれとして反省させるところにこそあるといえよう。そしてまたそのような見方は主として史的唯物論的立場に立つ論者によつて展開された。

たしかに、社会的福祉の増進、生活水準の一般的上昇が出産抑制傾向を強化すると考えられたのも、それが社会的にも個人的にも生きるための抵抗をそれだけ強化すると考えられるからであつた。そのうえ、生活水準の上昇は、更によりよい生活をという願望を一そう刺戟することによつて、生活の抵抗をそれだけまた内攻的にも強化しよう。社会的福祉の増進こそ同時に近代的生活苦をもりそだてる播種でもあつた。ただ、資本主義の成熟期に実現されたこのような一般生活水準のいちじるしい上昇は生活空間の再度の劃期的な資本主義的拡大と表裏して達成された。新しい生活不安の強化も、そのかぎりにおいては、むしろ生活福祉を一そう堪能させるやく味にすぎなかつたといえよう。しかし、高度資本主義時代の生産力の發展は、労働の生産性を上昇させ労働者の実質賃金を騰貴させたかわりに、資本の労働雇傭力を相対的にいちじるしく減少させた。それに実質賃金の上昇も決して労働力を社会的に再生産するのに必要な水準以上の上昇したわけではない。一部の独占企業体における高賃金は大衆の必要労働部分の一部を収奪するところの独占利潤によつて賄われているものにすぎない。そして高度化した資本がかえつてその巨大な生産力をもてあますようになつてきたとき、したがつてまた国民経済的循環が国家権力による有効需要の人為的造成、とくに帝國主義戦争への準備をいよいよつよく必要とするようになつてきたとき、近代市民社会の支柱としてその市民的教養の規範ともなつた資本の合理主義はもはや市民大衆の犠牲においてしか貫徹さ

えないものとなつてきたといえよう。非生産的消費の国家的造成に擬子入れされた皮相な国民的活況は、国民大衆の窮乏を集積することによつてこそ可能であつた。例をナチ登場当時のドイツにとる。

工業生産は活を入れられたが、労働者の実質賃金指数は（二九年を一〇〇として）三三年の一〇四から、三四年一〇一、三五年九九と目にみえて低下していつた。しかも慢性的大衆失業は政府の発表の上でこそ減少していつたが、この間二〇〇万に及ぶ就業者数の減少分は失業者の登録簿の上からも消えていつた。大衆失業の緩和をさえ伴わないそのような実質賃金の低下傾向は同じころのイギリスその他の諸国についてもまたみとめられる。そして福祉説的弁明が生産福祉の増進の象徴として禮讃した出産の抑制は、こんどはあからさまに窮乏化の結果として、また一段と促進された。それが近代市民の市民的教養の發露であつたことには勿論かわりはない。そして統計的解析は依然として福祉水準に逆相関した差別妊娠率を検證するであらう。しかし福祉説がそれ自體の價值において取りあげた生活福祉の諸指標が、いまは新しい窮乏を加重する單なる乗数にすぎないものとなつてきたことは蔽うべくもない事實であつた。

そういうわけで、生活福祉の増進、生活水準の上昇を近代社会の史的本質から抽象してとりあげることには、本質的に歴史的な人口問題の理論的解説として不十分というよりもむしろ妥當でない。少くともそれは事態の本質をその現象形態によつて隠蔽してしまふ理論的抽象の危険を多分にふくんでい。だからまた、巨大資本の独占的支配が強化され、資本の合理主義が国民大衆の生活福祉の犠牲において貫徹されねばならないようになつてきた時代に一段と強化された大衆化された出産の抑制は、福祉増進の象徴であるよりも、むしろ生活空間の相対的收縮と生活不安の深刻化の現われと考えるにふさわしいさまざまな様相をおびてきた。三〇年代初頭の、ナチ登場

前のドイツにいかん人工流産が増加したかは一般流産統計の明示しているとおりで、年間の墮胎件数はその出生数に匹敵するほどにまで増加した。ナチ人口政策の効果に最も貢献したものの一つは墮胎の禁圧政策であつた。

第一次世界大戦以降、いわゆる資本主義の一般的危機時代に入つて、成熟資本主義諸国の出生率が連続的な急低下を経験した事情は、おおよそ以上のものであるが、資本主義の体制的矛盾のしわよせによつて加速化されるに至つたこのはげしい出生率低下運動は、まさしく体制的矛盾の表現として、その帝国主義的武裝の強化をいよいよ不可避とするに至つた国民経済的要請と対立的背反關係をひき起した。減衰人口の杞憂はそのようにして人口問題の焦点にとりあげられ、窮乏に拍車された出産抑制行為は徒らに福祉を求め文化に耽溺する個人主義的害悪として非難された。当時の人口学者は事実を現象的に正確に物語つたが、しかし事実の本質をさかしまに表現し曲折することになつた。人口統計学的解説に詳しくても、本当に人口理論とよぶに値いするような主張のこの時代に現われていないのも時勢のけわしさを再想させるに足るものであろう。

理論の政治的歪曲と政治的意図の理論的粉飾はナチ・ドイツで製造された民族社会主義的人口論に最も典型的な標本をみる。人口の生物学的破局を必至とすると考えられた当時のはげしい出生率低下運動は、現存社会経済体制の矛盾の表現として解説されるかわりに、国民生活における運命共同体的統一の破綻に起因するものと考えられ、したがつてその対策もまた墮胎の禁圧や婚姻出産の国家的助成といつたような権力の発動に求められた。人口をつとめて一個の運命共同体的な生命体としてとらえようとする態度はそれ自身必ずしも間違つていたわけではない。むしろそれはナチ人口論中もつとも考慮に値いする考え方であつたともいえよう。ただこの人間的

生の本質にふれる危機意識は、現在の社会経済体制の矛盾へ反省されるかわりに、むしろそのような省慮を押しこらしてしまふための強迫観念として利用された。それがまた、国民大衆の窮乏と不安を足場として生成しながら、独占資本の賭博的な延命策に終始したファシズムの本領にふさわしいやり口でもあつた。ナチ人口政策が実際に多少の政策的効果をあげたのは、その再軍備政策がたらしめた若干の景氣回復のためのものであつて、それはただきようの生命をあすの危険によつて購つたにすぎない。矛盾の深化は内部的に破綻する前に第二次世界大戦によつて審判された。それが同時にその盟友国日本の辿つた運命であつたこともここにつけ加えておいてよからう。というのもそのようなあやまちがまたもう一度くりかえされる公算はとくにわが国において極めて大きいからである。

高度資本主義下の出産抑制傾向は生活福祉の増進とともににはじまり、またその方向にそつて普及したが、それは生活水準の上昇とともに発生してくる生活の抵抗や不安の増大につれて更に一そう決定的なものとなつた。またこのような一連の史的推移は資本主義の成熟、その再度の劃期的な発展、そして一段と深刻な行きなやみとその賭博的な打開の試みの諸段階にそつて確認されるところの出来事であつた。そしてこの史的展開過程を一貫するところの根本の軌道は資本主義的階級分化の急歩調の進行であつたといつてよい。それは一方に労働者を近代市民社会の一員として生長させ、労働者自身をその労働力の最善の管理者として馴化しながら、他方にはいわゆる中産階級のプロレタリアリンクを強力におしすすめた。小市民的な生活意識はそのような階級分化の進行につれていよいよ成熟し、また大衆化された。そして二人一人の小市民たちがその日常生活の家計簿の中から眞剣に計量した追増人口に対する限界効用の総和は戦争熱におかされはじめた大資本の收支決算表から割りだされ

るそれを遙かに下廻るものとなつてきた。出産の抑制は、資本の要請する限度をのりこえて、いよいよ加速的に強化されていつたわけになる。すでにここにわれわれは価値論における主観主義の限界と近代経済学における均衡論的思想の破綻の一例をみることもできよう。ともあれ、近代資本主義がそれ固有の階級分化に陣痛の苦しみを経験しながら生みおとした出産抑制傾向は、生みの親の氣心を承知した従順な嫡出子ではあつたが、家名と家産の虜となつてきた老後の親には必ずしも孝心の篤くない鬼子となつた。

(五) 階級的抑圧と階級的適應

出産抑制傾向は、以上にみてきたとおり、資本主義の成熟につれて生長し強化された。いかえれば近代的階級分化の展開過程を横杆として推進された、資本主義経済体制の要請する階級構造とその推移は、かつてすべての時代においてもそうであつたように、近代社会における人口の動きを規制するところの根本條件として作用した。福祉の増進も窮乏の深化も、ないしは過剰人口の脅威も滅衰人の杞憂も、そのような基本條件の史的展開過程に照応した諸截面としてこそその本當の意味も、またその相互の連関も理解されることのできるであろう。一つの歴史的個体としての近代社会は資本主義経済体制に本質的な矛盾を原動力として生成し、發展し、また転形し変化してきた。近代的階級分化とその推移はまさしくこの矛盾の自己運動がうみ出す対立とその統一、そしてまた一そう深刻な対立の再生産という不断の循環運動の展開する最も基本的な社会的力の場であつた。近代社会における近代的生の自己形成運動もこの枠をこえたものでなかつたことはいうまでもない。人口の動きはその大量化された客体的表現以外のなものでもないはずである。

上掲第八表にみたモンベルトの解析は、出生率のきわめて低く、

したがつて生活水準の最も高いはずの地域群の中に若干のきわめて貧しい農業地域が混入していることをしめしていた。同表に備考しておいたとおり、モンベルトはこれを主として青壯年人口の流出にもとづく当然の例外的事例として割り切つてしまつていようであるが、しかし更に別途の要因をここに読みとることも必ずしも不可能ではない。というのは、極度の貧困が強要する言わば物理的にちかい出産の抑制ということも十分に考慮の余地はあるからである。そしてこのような貧困による出産の抑制、あるいは階級的抑圧による人口増加力の調整は近代以前、とくに停滞した封建社会にあつてはむしろ一般的な原則的事実であつた。詳細な統計的援証をうることとはむづかしいが、封建時代の隷農階級は結婚することさえ社会的に抑止されていたことを想起するだけでもその一端を窺うことはできよう。かつまたこのような傾向は、封建社会のように、経済的には停滞的だがそのかわり階級的に安定した發展性の乏しい社会にあ

第10表 妻の年令45才以上の夫婦の
1 夫婦当り出生児数

| A. 農業者(昭和15年調査) | |
|-------------------|--------|
| 耕作反別 | 平均出生児数 |
| 5反未満 | 4.3人 |
| 5反—1町 | 4.9 |
| 1—2町 | 5.5 |
| 2—3町 | 6.0 |
| 3町以上 | 6.2 |
| B. 非農林業者(昭和27年調査) | |
| 世帯員1人当り月現金支出 | 平均出生児数 |
| 1,000円未満 | 4.5人 |
| 1,000—2,000円 | 4.5 |
| 2,000—3,000円 | 4.2 |
| 3,000—4,000円 | 3.5 |
| 4,000円以上 | 2.9 |

(備考) とともに人口問題研究所施行の出産力調査による。なおBの現金支出は臨時的な特別経費を除いたものである。

第11表 ストックホルム市に於ける所得階級別夫婦出生率
(1920~29)

| | 夫婦数 (1) | 出生数 (2) | 出生率 (2)÷(1)×100 | 不妊率 (%) |
|---------|------------|------------|--------------------|------------|
| 1. 下層階級 | 397 | 467 | 117 | 36.3 |
| 2. 中層の下 | 732 | 873 | 119 | 29.1 |
| 3. 中層の上 | 424 | 575 | 136 | 25.7 |
| 4. 上層階級 | 225 | 367 | 163 | 19.6 |

(備考) Karl Arvid Edin, The Fertility of the Social Classes in Stockholm in the year 1919~1929 (1931年6月ロンドンに於ける国際人口問題協会第二回総会講演報告書所収) 本表は1919年に結婚したストックホルム市在住夫婦中特に妻の婚姻年齢35才以下のもの1,778夫婦について1920~29年間の夫の所得水準及その変動別に集計したものを概括再編成したもので、その分類基準は次の通りであつた。

1. 下層階級~1920年の夫の収入四千クラウン以下で、爾後10年間に於けるその増加40%を超えないもの
2. 中層の下~上記中その増加40%を超えたもの、並びに1920年の夫の収入四千乃至六千クラウンで爾後にその増加なきもの
3. 中層の上~(1)(2)及(4)を除くもの
4. 上層階級~1920年の夫の収入一万クラウン以上のもの、並に六千乃至一万クラウンの者の中、爾後の増加10%以上のもの

なお妻の婚姻年齢25才以下の夫婦の占める割合は平均して42.9%で、且つ階層別に殆んど差異がなかつた。また妻も有業者である夫婦の占める割合は平均して24.7%であつたが、階層別にみると下層に高く上層に低い。

第12表 ゴーデンブルグ市に於ける貧富地区別夫婦出生率の比較 (貧民区の出生率を100とする指数)

| 妻の年齢 | 富裕区 | 貧民区 |
|-------|-----|-----|
| 25才未満 | 119 | 100 |
| 25~30 | 113 | 100 |
| 30~35 | 110 | 100 |
| 35才以上 | 80 | 100 |

(備考) 出典前表に同じ。なお富裕区とは有業者の平均所得三千クラウン以上の地区をさす。また妻の年齢45才未満の夫婦の数は、富裕区9,500貧民区9,800であつた。

なつた場合にのみ発生しうる事実であるが、しかしそのような産制思想の普遍的な常識化はスエーデンの場合のようにきわめて高くかつ比較的均等化した生活水準の下でのみ始めて可能なことであることも忘れてはならない。と同時にまた、そのような生活水準の全般的な向上は資本主義的発展性の見地からはむしろ停滞的な安定的社会においてのみ期待しうるであらうことがらであることも兼ねて注意しておく

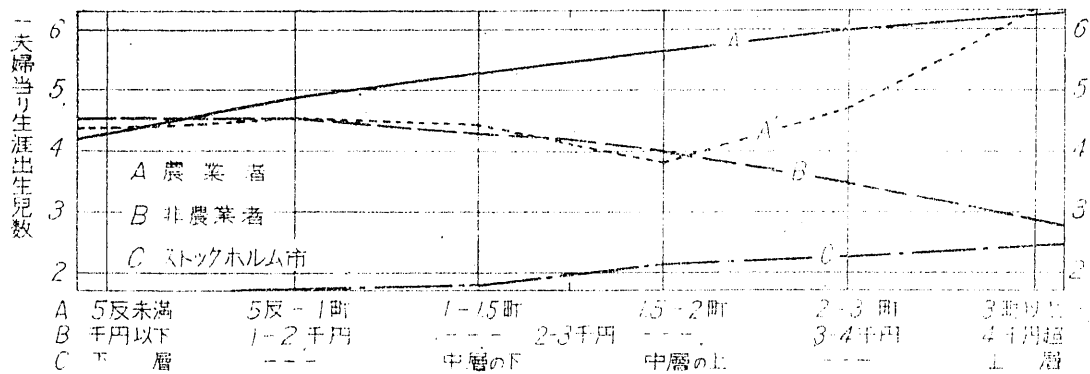
つては当然に期待されてよい人口の抑制形態であつたといえよう。昭和一五年人口問題研究所において行つた「出産力調査」によると、第一〇表にみるように、すでに妊娠年齢を経過した農業者夫婦がその生涯に生んだ平均出生児数は耕作面積別にみて上層に多く下層に少いという極めて規則的な傾向をしめしており、停滞的な安定性をもつ農民社会にあつては、少くとも大正年代から昭和初期にかけての事実として、やはり同じような差別出生率の形態が実証されるといつてよい。それは上表並びに第四図にみるとおり、最近昭和二七年の第二次出産力調査による非農業者人口のそれときわめて対照的な姿をとつてゐる。

典型的な近代社会にあつても、同じく発展性に乏しい安定的社会、いかえれば生活水準こそ極めて高いが資本主義的なけしい発展性を喪失した社会にあつては、右と同じような差別出生率の形態が発生することはエディンによつて検証されたスエーデンの都市人口のそれがなによりのよい証拠となる。すなわち別掲第一一二表及び第四図にみるとおり、ここでも出生率は各自の所得に応じて完全に統制されており、上層において高く下層に低い。この事実はいまのところスエーデンの大都市で検証されただけではあるが、その人口論的示唆はきわめて大きい。このような事実は第一に産児制限思想が完全に普及し、人民のすべてに常識化されるように

必要がある。かつてイギリスの詩人キプリングはイギリスにもなお跡をたない貧困階級が北歐の諸小国にはみることができない事実をみて、イギリスを光榮の国、しかし北歐諸国こそ眞に幸福の国だと歌つたが、詩人の心をうつたこの幸福は国民經濟の資本主義な發展性とその帝國主義的光榮を犠牲とすることによつてこそ購われたものでもあつた。その是非と利害についてはいまは問わない。われわれの人口論的反省に示唆するところは、それが前近代的な社会であると乃至は成熟せる近代社会であるとをわす、停滞性のつよい安定的社会においては出産の抑制は階級的秩序の線にそい階級の下降するにつれて強化されているということである。いいかえれば出産の抑制は、その純粹な形態においては、階級的抑圧の正確な函数として現われているといつても差しつかえなさそうにみえることである。

そう考えてみると、社会の階級的秩序をなせば暴力的に解体再編成し、人間をその階級的身分意識の拘束から解放していつた近代社会の生成發展期に人口が未曾有の膨脹運動を開始したこと、またそのような本能的生の解放が当然に下層階級において一そう典型的であつたことも亦一段と歴史的理論的に会得することができよう。下層階級に対する階級的抑圧はここではむしろ社会的拘束からの解放、したがつてまた市民的教養からの締めだしという方向に作用した。他方、拡大的で且つきわめて弾力性にとんだ近代労働市場の成立は、社会的拘束から解放された労働者階級のその日ぐらしの生活を受け入れる格好の條件となり、その多産をいよいよ決定的な事実としたといえよう。そのような人間解放は、狂暴な發展性を生命とした近代社会の形成に是非とも必要な人口の統制方式であつたし、そのうえ社会發展の起動力を個人の自由と責任に委託した近代社会の精神にもふさわしい行き方であつた。したがつて、近代社会がそ

第4図 差別出産力の諸類型とその推移



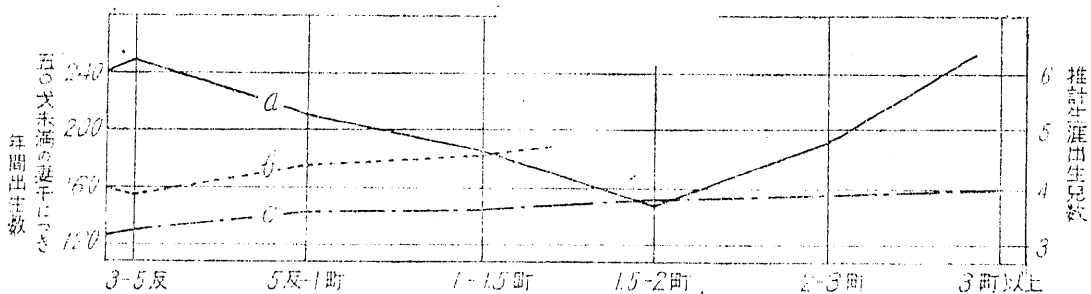
(備考) Aは農業者。昭和15年の出産力調査による。調査時現在に妊孕期間(妻45才)を過ぎていた夫婦の既往の出産力をしめず。第10表による。Bは非農林業者。昭和27年の出産力調査により、同じく妊孕期間経過後の夫婦について集計された結果である。生活程度分類基準は世帯員1人当りの月現金支出額をしめす。同じく第10表参照。Cはストックホルム市民、第11表に基づき、妻が45才に達するまでの被調査夫婦の婚姻持続期間を平均19年とし、その最初の10年間の出生児数を生涯出生児数に換算図示したものである。即ち1938年末現在のイギリスの婚姻持続期間別出生児数(10年で1.71人、19年で2.60人)により1.5の倍率を適用した。Aは農業者の最近の状況。第13表第8欄による。戦後の農村人口収容力調査の結果に基づき、最近の特殊出生率(50才未満の妻1,000人につき年間出生数)を生生涯出生児数に換算したもので、平均婚姻年令24才、妊孕年令49才までとして妊孕年令内の平均婚姻持続期間を25年とした。おおよその図示に便する程度の計算である。

第13表 農村類型別の農家階層別特殊出生率
(50才未満の有配偶女子1,000につき年間出生数)

| 耕作面積(町) | (1) 代表的 米作村 (東日本) | (2) 代表的 米作村 (西日本) | (3) 小計 | (4) 零細化村 (香川県) | (5) 山間部 農村 (広島、岡山) | (6) 小計 | (7) 近代化 農村 (岡山縣) | (8) 總計 |
|---------|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------------|-----------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 0.3未満 | 194 | 139 | 158 | 228 | 139 | 182 | 114 | 168 |
| 0.3~0.5 | 262 | 222 | 246 | 177 | 132 | 157 | 130 | 175 |
| 0.5~1.0 | 217 | 198 | 211 | 192 | 158 | 175 | 144 | 179 |
| 1.0~1.5 | 203 | 158 | 187 | 213 | 161 | 187 | 146 | 175 |
| 1.5~2.0 | 155 | 150 | 154 | ... | ... | ... | 157 | 154 |
| 2.0~3.0 | 193 | 178 | 190 | --- | --- | --- | 159 | 187 |
| 3.0以上 | 276 | ... | 264 | --- | --- | --- | ... | 251 |
| 計 | 200 | 169 | 291 | 197 | 150 | 179 | 138 | 177 |

(備考) 人口問題研究所の農村人口収容力調査(昭和23~26年度)による。各類型とも2カ村の平均、計10カ村の資料による。地域名は次のとおり。(1):新潟県西蒲原郡黒崎村と岩手県紫波郡飯岡村、(2):佐賀県佐賀郡の本庄村と中川町村、(4):香川県の木田郡井戸村と一戸郡宮村、(5):広島県比波郡高村と岡山県川上郡成羽町、(7):岡山県の小島郡興除村(二回調査の平均)と邑久郡邑久村。出生率はすべて調査時現在をさかのぼる最近1年間または数年間の年平均値をしめす。また...は該当夫婦数の統計的観察上過少なるを示し、--は該当対象なきことをしめす。

第5図 類型別にみた農家階層別特殊出生率



(備考) 第13表による。aは第3欄、bは第6欄、cは第7欄。即ちaは伝統的小農体制の枠内にあつての前進と発展、中層農への集中化傾向と零細層の解放(兼農化と離農化)傾向の著しい場合の型をしめし、bは零細規模農村や山間部農村によつて代表されるような全般的窮乏化の型をしめす。この場合外部労働市場へのつながりの如何によつて出生率水準は第13表にも見られるように上下の両極端な型をとる。cは生産構造の近代化とくに機械化とそれに照応する生活構造の近代的合理化のいちじるしい場合の型をしめす。

の成熟につれて再び人口増加の抑制をつよぐ必要とするようになつてきたとき、それが上層知識階級層から始まらねばならなかつたことは当然のことであつたし、これに追隨した下層労働者階級の出生率低下は近代社会の成熟度をはかる最善の尺度だといつてもよいわけになる。だとすれば、上に低く、下に高い近代の差別出生率の本意は、かつて前近代的な停滞社会の中で半物理的に強要されていた人口の階級的統制を近代的生活水準と生活態度の中で更に一そら効果的に再現するたに必要とされた一つの歴史的運動形態であつたともいえよう。上掲第一三表と第五図はわが国農村の戦後にお

ける出産力の状況を若干の典型的調査によつて瞥見したものであるが、われわれはこゝにも大きな時代の推移を代表する差別出生率の諸類型が、あるいは重層し、あるいは並立して現在に現われていることを容易に解説することができよう。とりわけ、村別にも階層別にも進行する階級分化が零細規模農村や零細農家層にしわ寄せする階級の圧力が、かれらに許された離農や離村運動の種類と程度に応じて、窮乏多産の方向に変圧されていることが目にとまる。

日本人口の現状分析は本論の主題ではない。したがつて、わが国最近の出生率の鋭い低下運動、人口動態の急歩調の近代化傾向の中には、上掲の表図にも見られるように、実はなお解放以前の多分前近代的な窮乏抑制の実体を再現させているにすぎないような傾向が尠くないということにもいまは立ち入つてふれずにおく。いずれにせよ、近代社会における人口増加が、新しい近代的労働者階級の造成とその拡大再生産過程として、近代的階級分化の強要する階級の圧力を推進力として達成されたものであつたことは、われわれにとつては身近かな現在の事実でさえある。ところで、資本主義の発展と成熟につれて、かつては一切の社会的教養から解放された労働者階級も次第に近代社会の有力な市民層として馴化されるようになってきた。しかしこのような一応の社会的安定を達成しえた近代社会の成熟は、広汎な中産階級の実質的無産化過程をも容赦なく推進させたものであつた。そしてそのようなきびしい階級の圧力が、それぞれの階級の社会的適応力に照応して、その分に応じた出産抑制傾向に変圧されていつたことはきわめて当然のことであつた。福祉説的解釋によつて適切に法則化された、上に低く下に高い近代的差別出生率はそのようにして登場してきたわけになる。それはかつてすでにマルクスによつて指摘されているとおり、下層階級ほど強く抑制しなければならなかつた昔の人たちにみせたらたしかに気

ちがい沙汰と考えられるに相違ない資本主義社会の人口法則であつた。もつとも出産の抑制は上層知識階級に始まつたが次第に下層の労働者階級にまでも普及するようになり、隔差は急速に減少しつつある。そして現在スエーデンの場合にみえたように、その出生率の高さがその所得水準に完全に照応するような状況にまできている実例もないではない。しかしこのような安定型は同時に資本主義的経済体制の生命であつた巨大な発展性の終末を象徴するものであることも注意しておく必要がある。イギリスやアメリカの階級別出生率がなおストックホルム市のそれのみられるような状態に達していないのは必ずしもこれらの国の一般生活水準がスエーデンに劣っているからではない。むしろこれら諸国の経済がなお発展性をもっていること、或るいはもつと率直に語るならば帝国主義的繁栄を求める巨大独占資本の支配がその国民経済の支柱となつている点に、したがつてまた資本制的貧困の再生産が不断に且つ強力に行われている点にその眞因はあるといえよう。そこから当然に発生する階級的矛盾と社会的緊張の尖鋭化は、巨大な帝国主義的利潤と強度の社会政策的修正や保障にもかかわらず、貧乏多産の資本主義的人口法則を完全に清算しきることができないのだと考えるのが妥当であろう。いわゆる福祉説的法則は、そのかぎりにおいて、またまさしくそういう階級的矛盾の表現としてこそ、近代的人口法則としての価値を再認されてよいものである。

近代資本主義社会の人口法則、いかにえれば近代的階級分化とその推移を起動力とする人口統制方式は、そういうわけで、あくまで福祉説的形態を本則としているところにある。それがあつたのみでなく、確かに狂気の沙汰ともいつてよい一つの歴史的形態であることを十分に承知した上でなら、われわれは安んじてそういうことができるであろう。前近代的な、安定してはいたが停滞的であつた社会にあ

つては、出生率は上に高く下に低かつた。それは一方からいえば階級の上昇につれて遞増する生活余力の大部分が人口の増加に費消されていたことをしめし、他方からいえば人口増加の抑制がその階級的位置に照応して下によりつよく強制されていたことを物語る。近代社会は、本質的に發展的な社会として、そのような人口統制方式を完全に逆転した。農民をその土地から解放し手工業者をその作業場から解放した階級の圧力は同時にかれらを古い社会的恩恵や教養からも解放し、プロレタリアをその語義どおりの多産階級として造りだした。史上未曾有の近代的人口増加はそのようにして実現された。だからまた、近代社会がその成熟につれて労働の生産性をいよいよ上昇させ一般生活水準をいちじるしく向上させて、人口増加力の抑制を自ら必要とするようになってきたとき、それが福祉説的形態においてのみ可能であつたことはきわめて当然のことで、ここでは出生率の低いことが生活水準の高さの象徴となつた。したがつてまた、その全般的な出生率低下傾向は社会的福祉の全般的向上の象徴となり、とりわけ労働者階級の生活水準上昇の証拠でもあつた。そこに近代的人口統制方式の近代的と自讃するにふさわしい近代的特色があつたといえよう。人口統制方式のこのような史的推移をさらにその極限にまで追求するならば、上にスエーデンの都市人口についてその一端を窺つてきたように、近代的な生活福祉の下で近代社会にみたような安定型を再びとりもどすと考えることもできる。ただこの安定は一つの歴史的個体としての近代社会の生命であつた狂暴な發展性を犠牲とすることに於いて実現されるものであるといふこと、いかえれば近代社会の成熟とともにその老衰をも象徴するものであるということもあわせ注意しておかねばなるまい。そういうわけで、近代社会に固有の人口法則は、あくまで福祉説的形態を棄てきれないところにあるといつてもよいであらう。裏をか

第 14 表 戦前・戦後及び最近の各国出生率 (%)

| | 独 | 佛 | ス エ ー ン デ | 英 | 濠 洲 | 米 | カナダ | 日本 |
|------|---------|---------|-----------------------|------|--------|------|------|---------|
| 1938 | 14.7(1) | 14.9 | 14.9 | 15.5 | 17.5 | 17.6 | 20.7 | 30.0(2) |
| 1948 | 16.6 | 21.0 | 18.4 | 18.1 | 23.1 | 24.2 | 27.3 | 33.7 |
| 1952 | 15.7 | 19.4(3) | 15.5 | 15.7 | 23.3 | 24.6 | 27.4 | 23.3 |

(備考) (1) 1933年の全ドイツ。戦後は西ドイツ。(2) 1936 (昭和11年) (3) 1951 年主として国連の統計月報による。

えせば貧乏多産の体制的必然性である。最後に、極端な差別出生率は今日の西洋諸国においては著しく均等化されるようになってきたことにも一言ふれておかねばなるまい。三〇年代に人口危機をさげばせた出生率低下もその結果であつ

たが、これら西洋諸国の出生率は上掲第三図にもみてきたように、四〇年代以降、おそくとも今度の第二次世界大戦終了以後は不思議とおしなべて反騰の形をとつてきた(第一四表参照)。戦後の出生率の反騰傾向は戦時に延引された婚姻や出生の累積としてあえて異とするに足らないが、現在の状況はこのような機械的運動としてだけでは説明しつくせないものをもつていようであり、またこの反騰現象は一部は戦争終了以前にまでも遡つてみとめられる。かつて二九年世界恐慌後に極端に徹底された性生活の合理化が、その反動として、とくに上層知識階級層で、家族生活の情緒的要素にもつと大きな価値をおくような態度にかわつてきたことはたしからしい。詳細な社会階級別の推移傾向はなお統計的に解析されていないが、一部専門学者の報告によると、この反動は上層階級においてとくに顯著で、他方いままで出産抑制傾向からとり残されがちであつた最下層

にあつてはその低下運動をやはり強度に進行させているといふことである。それを相殺して出生率反騰の姿をとつていくわけで、福祉説的抑制形態の行き過ぎが部分的に多少の修正過程に入つていくことはここにも認めてよいようである。この修正運動には、戦時に強要された配給制度や、また戦後にめざましく普及した社会保障制度が、消費生活面での平等化傾向を多分に助長するに役立つているに相違ないこともみのがしてはなるまい。ただ戦時の配給制度は窮乏の一般化という色がつよかつたし、戦後に普及した社会保障制度の効果も巨大資本の独占的支配下にいよいよ深化する階級的矛盾の資本主義的調整の限度をこえうるものではありえないこともあわせ注意しておく必要がある。したがつて、この福祉説的抑制形態の行き過ぎの修正や出生率の多少の反騰現象に資本主義的人口法則の質と転化の兆をみるのはよいとしても、それが資本主義経済体制の健全な発展を物語るものであるかどうかは別個の問題であろう。もしまたこの出生率の反騰現象を大衆生活の改善と向上の結果だとするならば、この好況は数千万人の生命を殺戮することによつて集積された巨大資本の独占利潤が帝国主義的支配国家の人民に配当しえた若干の余徳にほかならないものであることも考慮しての上でなければならぬ。かつての破局的な減少人口の杞憂が行き過ぎた政策論的論過であつたとおなじように、この最近出生率の若干の反騰現象に成熟資本主義の一般的危機段階からの脱出の表徴をみようとするのもまた行きすぎた性急のそしりをまぬかれまいとおもう。そのような性急な論断こそまさしく時代の危機的性情を問わすがたりに告白しているものといつてもよいのではないかとおもう。

いずれにせよ、われわれにとつて一ばん大事なことは、福祉説的な出生抑制形態の中で進行する出生率の近代の低下傾向をその形態的变化に即して追跡し、そこに表徴される階級的抑圧と、とりわけ

それに対応する階級的適應や抵抗の人口理論的含意をよみとるところになければならぬ。それがまた近代社会の史的推移と存在価値とを人口問題の上から自省するゆえんでもあろう。そして福祉説的な差別出生率の差別差の鈍化もまたまさしくそのような理論的含意においてこそわれわれにとつて関心のたねとなる。というのも、ゆたかな近代的生活福祉とそれが比較的平等化された社会にあつて達成されるに相違ないそのような推移は、同時にまた、まだ近代化の未成熟な社会にあつても、未成熟のままに強く人口の抑制が要請される場合、真正正銘の前近代の窮乏抑制の再現といふかたちで現われてくる可能性が尠くないからである。それは表面的には一応近代的な出生抑制の姿態をとりながら實質的には半物理的な暴力の陰を宿している。とくにわが国最近の出生率低下の实情についてそのような倒錯現象は尠くないといつてよいのである。

ともあれ、出生率の低下傾向をマルサスの過剰人口の脅威に対する近代社会の近代的安全弁として自讃しえた福祉説的楽観主義はすでに人口理論的反省の視野から消えた。そして福祉説的弁明が代表していた人口理論における均衡論的前提がいま理論的再吟味の俎上にのぼつてきたともいえよう。一九世紀の後葉以来の伝承的マルサス主義者たちの手によつて修正し無害にされたはずのマルサス的「人口悪」の思想は、いま資本主義の一般的危機段階で、再びその危機的本体を、しかしこんどはむしろ一そうはつきりと「経済悪」の思想として現わしはじめていくといふこともできよう。出生減退をめぐる論争以来として理論的な展開をみせない現代人口論の本体は、そのような観点から、重ねて再吟味し、理論的に再構成してみねばなるまい。

(未完)

價值態度体系と人口問題

小 林 和 正

目 次

- はし が き
- 一、態 度
 - 二、特 性
 - 三、準拠標、統一主題
 - 四、リントンの價值態度体系
 - 五、センチメント
 - 六、價值態度体系の機能
 - 七、身分と役割
 - 八、役割期待
 - 九、價值態度体系と人口問題
 - 一〇、結 語

はし が き

人口圧力のもとに立されている人々の生活状態が実際にどのような様相を呈しているかを的確に把握することが、人口問題の研究にとつて基礎的な重要性を持つことは云うまでもない。生活状態の研究は従来所謂生活水準の研究として、専ら生活の外部的な経済的條件の分析に向つて進められて来た。国民経済構造との関連において人口現象を分析して行く以上、これは極めて当然にして必須な方法

であろう。しかしこのような経済学的分析だけでは人間そのものがどう云う状態を呈しているかを知ることは出来ない。人間の状態の研究は従来人口の質的研究の領域の方で行われて来た。しかしそこに於ては人間を生物学的次元に於てしか問題としなかつた。こうして、人々が実際にどうして生きているかと云うその実相は、人口の論議に於て絶えず問題とされこれについて何事かが述べられ乍らも、遂に科学的方法によつてこれを把握する試みは行われなかつた。

社会経済的次元と生物学的次元との間に大きなギャップとして取残されたこの局面は、文化と人間行動との次元であると云うことは出来ないであろうか。人々が何に苦しみ、何を望み、何に生甲斐を見出し、何に捌け口を求め、何に頼ろうとしているか。どういふ社会的規範に従つて生活しているか。総じてどう云う行動傾向を有するか。変化してゆく社会と文化とに對してどう云う適應能力を示しているか。そしてかかるすべての傾向が人々をして社会に對して何を強く要求するに至らしめるか。生活状態の研究に於て等閑視されて来たかかの一連の問題は、人間そのものに焦点をおきつつ生活全体の生動する姿を描えることを必要とするのであり、それは何よりも文化と人間行動との局面に關するものと云わねばならない。この新しく求めんとする目的物は、云わば生活の力動的構造(dynamic

structure)とも称すべきものなのである。かかる局面への打開は最早経済学的理論と生物学的理論とだけでは間に合わず、文化と人間行動との理論を必須なものとして要求するであろう。

本稿に於てはかかる狙いをもつた研究のための基礎として文化と人間行動とに関する社会人類学的基础理論の中、特に態度、価値体系或は価値態度体系と呼ばれるものについて考察し、最後にこれと人口問題との関係に触れたいと思う。

一、態度 (Attitudes)

態度という言葉は日常よく用いられ、それは個人の心的反応に対しても使われるし、或は又身体的動作を含めた意味にも使われるようである。しかしここでは心理学的概念としての態度を問題としたい。かかる概念としての態度は、特定の状況に対する人間の内面的反応傾向を意味する。従つて態度は状況に対しての実際の外面的行動の局面を含まないのであり、状況に対して取る心がま^えとして、それは実際の行動に於て端的な意味を有する反応である。従つて態度は根本的に予見的な行動 (anticipatory behavior) の形態をもつものであり、いわば行動を速記的な形の中にはめ込む (to telescope behavior into shorthand forms) 働きをするわけである。態度はこのような性質をもつものであるから、我々が人間の行動を理解し乃至は変容、統制するためには行動の全体的複合の中における態度の占るめ位置と機能とを理解することは極めて重要なこととなつて来る。

さて態度はこのようなものとして、どう云う諸特徴をもつか。

(1) 態度は対象を有する。初めにも述べたように、態度は必ず或る状況又は対象に対して生起するものである。勿論状況には極めて特殊なものから極めて一般的なものに亘つて、その特殊—一般性の度

合から見て種々のものがある。態度の関係する状況が比較的一般的なものに進むと、その態度は特性とか準拠標 (frames of reference) とか価値体系 (value systems) とか云う名で呼ばれるようになる。

(2) 態度は状況に対する外面的行動の端緒をなすばかりでなく、かかる行動に方向を与える。対象に対して例えば、愛する、憎む、好く、嫌う、接近する、後退する、支持する、破壊する、迎合する反抗する、協力する、闘争すると云う如きものである。

(3) 態度は方向と同時に強さ (strength) を有する。一般に態度は個人の実際の行動を観察したり、面接を行つたり、各種の心理学的テストを行つたりして推測する外に、被験者に定められた対象に対する彼自身の意見 (opinion) をきくことによつて、その態度を見出す方法がある。特に態度の強さを大量に統計的に測定するには、かかる意見測定の方法によるのが通例である。これは、強さによつて段階づけられた一列の意見を被験者に示し、その中のどれが最もよく自分の態度を表現しているかを指示するように命ずるのである。それによつて態度の強さを測定することが出来る。ただここで注意しなければならぬことは、態度は多くの場合、言語によつて表現されるものではあるが、態度と意見とは実際には必ずしも一致するとは限らないと云うことである。ヤング (Kimball Young) はこれについて次のように述べている。通常態度の統計的テストは言語的形式に於て行われるが、言語的表現が態度そのものに含まれる反応傾向に緊密に結合するものだという仮定に対して重大な疑問が投げつけられて来た。人の云うことと実際に行うこととの間の相関の度合に問題の焦点があるわけであるが、言行のよく一致している人もいるが、そうでない人もいる。一般に、安定した文化の中でパースナリティーのよく統合された人間は、分裂矛盾した集團と備

値体系をもつた社会に住む人間よりも言行はよりよく一致するであらう。価値体系の分裂した社会では、人がもし他人の非難をのがれようとするならば、二重の処置が要求されるであらうからである。

(4) 態度は表象及び觀念をその中に含んでおり、前項でも述べたように、それは大部分言語化される。しかし表象や觀念そのものと態度とを混同してはならない。

(5) 態度は感情と情緒とに結びついている。即ち対象或は状況に對して抱く不快、恐怖、憤怒、愛情及びすべての複合的な後天的に学習された情緒は態度の一部として機能する。

(6) 態度は目標(goal)を有する。態度は行動の基礎構造である以上、その行動に結びついた欲求とその目標とを有することは云うまでもない。当該状況そのものが目標である場合もあるが、無数にありうると考えられる状況の数に比べれば、個人の持ちうる目標の数は可成り少いものである。従つて状況の多くは個人にとつて直接の目標ではなく手段的意味を帯びるのである。

(7) 態度は価値判断を含む。態度は対象について何等かの基準によつて価値判断を下す。一人の人間について数多くの状況或は対象に關する彼の態度を調べるならば、その個人のもつ価値体系を知ることが出来るであらう。この価値体系が個々の状況に對する彼の態度を決定する主要な内面的因子となる。

(8) 態度は後天的に学習によつて形成される。南氏は態度の形成される過程を(i)幼年期の下意識的影響、(ii)幼少年期の学習と經驗、(iii)青年期の学習と經驗、(iv)成人における学習と經驗、(v)危機の經驗と云うように分けて分析を試みている。この学習による態度の形成過程の問題は、いわゆる文化によるパースナリティーの形成の問題の重要な部分を占めるものであり、それ自体極めて複雑な現象であるので、これについての論議は別の機会にゆずらねばな

らなす。

- (1) 南博、社會心理學 二八三頁。
- (2) Young, K., Personality and Problems of Adjustment, 1947, pp. 104
- (3) Idem, op. cit.
- (4) Idem, op. cit.
- (5) Idem, op. cit. pp. 106
- (6) Idem, op. cit. pp. 104
- (7) Cattell, R. B., Personality, 1950, pp. 85.
- (8) 南博、前掲書 二八五頁
- (9) Young, K., op. cit. pp. 105.
- (10) Idem, op. cit. pp. 104.
- (11) Idem, op. cit.
- (12) Cattell, op. cit. pp. 86.
- (13) 南博、前掲書 二八四頁
- (14) 南博、前掲書 二八八頁

※ 態度測定の詳細については Lundberg, G. A., Social Research, 1942, 福武直、安田三郎共譯「社會調査」参照。

一、特 性 (Traits)

ヤングは特性を次の如く説明している。特性とは個人の行動反応の永続的で且つ根本的な特徴ある型のことを云う。特性と態度とはよく混同されて使われるけれども、特性と云う時我々は、或る目立つた形容詞によつて記述することの出来る個人の行動や觀念の永続的な特徴を意味するのである。個人について我々は、きれいな好き、几帳面、根気強い、芸術的、攻撃的、柔順、保守的、急進的等々の形容詞を以て特色づけることが出来る。特性を表現するかかる名辭を我々は極めて豊富にもつてゐる。オルポート (G. W. Allport)

とオドバート (Odbert) とは一七、九五三語の特性名辭を集めた。さて特性と態度との異なる点は、前者が後者よりも高度に一般化されており、従つて前者は後者のように特殊の対象とのみ結びついたものではないと云う点にある。即ち対象からは比較的独立しているのである。特性はこの故に、或る人間を他の人々から區別する固有の特徵結合或は全体的スタイルであると云うことが出来る。

一般に態度調査の場合は、問題にされた状況に対して或る集團のメンバーがどのような態度をとるか云うことが問題となる。之に対して特性を問題にする時は、個々の人間の一般的な反応傾向が問題の焦点となる。特性は要するに、或る個人が多くの種々の状況に對してとる個々の態度から共通的な傾向を抽象することによつて得られるわけであり、従つて逆に個人の特性は個々の状況に對する態度の中に実際に表現されるということになる。

(1) Young, K., op. cit. pp. 105.

三、準拠標 (Frames of Reference) 統一主題 (Unifying themata)

これについてヤングの説く所をしばらく見てゆきたいと思う。

個人が成長するに伴い、彼の態度と特性とは社会及び文化に一層適応するのに役立つ如きより大きな価値体系 (value systems) 或は準拠標へと組織化されてゆく傾向を有する。身体的安全と経済的安全、愛と性生活、交友、新奇な経験への欲求、その他諸種の動機—このようなものに關係をもつた個人の主要な動機や欲求に主として集中した基礎的な準拠標が多様に存在することは確かである。個人はつまりその生活全体を特徴づけるに至る或るライトモチーフ (leit motifs) を發展させるのである。或る与えられた状況に對処する個人の思考や行動は夫々独特であり、特殊であつても、このように

一々の状況によつて思考や行動が一見異なる背後に、広範圍の個々の行動に對して総合的な或は整合的 (co-ordinating) な焦点として働くところの或る基本的な型どり (basic patterning) が存在することは我々のしばしば気が付くところである。マラー (Murray) はこの基本的な型どりのことを統一主題 (unity theme) とよんでゐる。マラーは彼の協力者と共に、一群の正常な人間によつて、一方に彼等の基本的な欲求と価値と、他方に彼等のあらわな行動 (overt conduct) とに關係した彼等の動機づけ (motivations)、空想、理想及び野心、つまり一言で云えば内面的生活 (inner life) の特徴をつかみ出すための多くのテスト、面接、質問紙法及びその他の諸方法によつて試みた周密な記述と分析とに於てこの事実を詳しく説明した。^{*}この調査は—精神分析学者が屢々示したように—たまたまの観察者の眼には往々かくされていて分らないことがあるけれども、正しいテクニクを用いれば開示されるところの或る循環的な深層に横る関心 (recurrent deep-lying interests) 及び思考と行動との様式 (modes of thought and action) を個人がもつてゐることを示した。例えば職業の選択は息子に對する激しい競争から往々にして生ずる。又異性ととの正常の交渉の忌避は無意識的ではあるが母親に對する強い永続的な愛着と關係があることがある。或は兄弟の誰かに對する長い間抑圧されて来た敵意は世界的な同胞愛を含む人道主義的同情の欲求と關係をもつた豊かな空想的な生活にそのはげ口を見出すこともある。或は又、人の主要な生活上の関心が、強い劣等感や羞恥感に起源をもつ高い社会的身分に對する働くことを知らぬ渴望をめぐつて回転することは我々の周囲にも時々あることである。このようにどの基礎的な準拠標の構造にも或は生活の統一主題 (unifying theme of life) の構造にも、觀念、理想、習慣、特性及び態度からなる種々の結合物が入つて来るであらう。こ

れらの中のいくつかは疑いもなく個々人が共通に彼等の社会と文化とにさらされることの中にその根基をもち、他のものは個人の特殊の経験の再組織 (reorganization) を示すものである。⁽¹⁾

以上が大体ヤングの説く準拠標或は統一主題の概念であるが、ここに注意しておかねばならないことは、特性と準拠標 (統一主題、価値体系) との相異である。両者共に、態度よりは一段高次の一般化された内面的反応傾向をさすのであるが、特性は前にも述べたように、対象からは比較的独立にその個人の傾向の特徴を一言にしてつかむことの出来るような形容の仕方によつて表わされ、従つて個人のタイプを意味するのに対して、準拠標又は価値体系は、その有する体系的內容が注目されるのであり、それは特に文化の歴史的構造との関連に於て考えられねばならぬものである。

(*) H. A. Murray et al., 1938, Explorations in Personality: A Clinical and Experimental Study of fifty men of College Age. 251p.

(1) Young, K., op. cit. pp. 106-107.

四、リントンの価値態度体系 (Value-attitude Systems)

リントン (R. Linton) は個人の自動的行動反応を反応の特定性の度合から考察してゐる。即ち自動的反応には極めて特殊の状況としか結びつかない反応から、非常に多くの状況に対する反応のどれにも含まれるような反応、従つて個人の行動の広汎な分野にわたつて認められるような高度に一般的な反応に至るまで、その特殊性の度合をみとめることが出来る。ここで問題とするのは主として一般的反応の方であるが、これはそれを惹き起す刺激要素を含んでゐる状況ならば、どんな状況に於ても、それに対する反応の一部として

繰返されるものである。⁽²⁾ 特定の反応はそれと結びつく特定の状況が課する諸条件を實際にみたすものであるから、多くの外面的行動を含むわけであるが、これに対して一般的反応は、主として内面的反応として個々の特定の反応の中でその部分機能を果すのである。外面的行動を含んだ自動的反応は習慣 (habits) と呼ばれるが、これに対して自動的な内面的反応は態度の問題となる。

リントンは、一連の状況に共通して存在し、個人の内面的反応をよび起しうるすべての要素を価値とよび、そのような要素によつてよび起される内面的反応を態度と定義し、かかる価値と態度とが相倚つて形作る一つの刺激反応の綜合体に対して価値態度体系という名称を与えてゐる。⁽³⁾ この体系は、多分に情緒的なものであると同時に予測性を含み、この体系がひとたび個人の中に確立されると、自動的に又大部分は意識下にあつて作用する。そして個人のもつこのような体系の中の一つがいくつかの異つた外面的行動型の共通の基盤となり、それらのすべてに動機を与える。

リントンの云う価値態度体系はこのように比較的一般的な反応であるが、その中にも仔細に見れば特殊なものから高度に一般的なものに至る諸段階があるであろう。従つて先に分類した態度、特性及び準拠標の三つはリントンのこの価値態度体系の中に一括して納めることも出来るかと思ふ。リントンは次のように云つてゐる。価値態度体系には極めて特定のなものもあるが、又高度に一般化されたものもある。即ち極めて多数の状況によつて喚び起され、その結果個人の行動の大半に影響を及ぼすような態度がある。そして我々が個人の特徴的な性格として彼は樂天的であるとか悲観的であるとか、物事を信じ易いとか疑い深いとか、或は内面的だとか外向的だとか呼ぶときは、このように高度に一般化された態度を基準にしていつてゐるのである。このような場合には、新しい状況に遭遇し

ても、その状況の特質に関係なく単にそれを登録するだけで、その特徴的な性格をもつた情緒的反応と予測とが惹き起される。このような一般的な態度は、比較的特定な価値態度体系の根底にあつてその発展に影響を与える。この場合リントンは価値態度体系の中の特に特性的なものについて云つてゐるわけである。従つてリントンの価値態度体系は態度も、特性も、準拠標もすべて含めたものを指してゐると考えてよいであらう。

(1) Linton, R., *The Cultural Background of Personality*, 1945.

清水幾太郎、犬養康彦訳、「文化人類学入門」一三四頁。

- (2) リントン、前掲書 一三五頁
- (3) (4) (5) 同 右 一三九頁
- (6) 同 右 一四一頁

五、センチメント (Sentiments)

態度よりも一層深い所にあり、従つて云わば大きな複合化された態度をあらわすものとしてセンチメントと云う用語が用いられることがある。このセンチメントは前にのべた価値態度体系と略々同じものを意味するものようである。ただセンチメントと云う時は価値体系の内容よりはむしろ、その価値体系を支持することにおける感情的な或は動機づけ的な局面が幾分強く表現されるものようである。我々の社会生活が順調に行われてゆくための社会的規範を持つ共通価値 (common values) に人々が従うことは、動機づけの観点から考察するならば、人々がかかる価値体系を支持することに於て共通のセンチメント (common sentiments) をもつことを意味してゐる。とパーソンズ (T. Parsons) は述べてゐる。パーソンズは更に云う。このセンチメントなる言葉は対象に対する対処における纏綿的 (cathetic) 及び評価的様式の文化的に組織化された

ものを示すのに用いられるのである。そしてかかる共通価値を支えるこのセンチメントは一般に後天的に学習され獲得されたものでありパーソンズは構造の一部として内面化され (internalize) してパーソンズリテューの真正の欲求傾向 (genuine need-dispositions) となる。センチメントに於て人間行動の動機づけ的統合 (motivational integration) が行われ、センチメントはこの動機づけの深層 (deeper layers of motivation) を形成する。

- (1) Cattell, op. cit., pp. 157
- (2) Cattell, op. cit., pp. 161
- (3) Parsons, T., *The Social System*, 1952, pp. 42
- (4) (5) Parsons, op. cit., pp. 41
- (6) (7) Parsons, op. cit., pp. 42

六、価値態度体系の機能

さて以上に於て態度、特性、準拠標、価値態度体系及びセンチメントの概念を検討して来たのであるが、これらはパーソンズリテューの構造の中に内面化された個人の内面的行動反応の傾向を意味するものであつた。個人が如何に行動するかはかかる内面的基準体系がその決定に与る。しかしこれは個人的行動の場合についての考察であり、人間の現実の行動たる社会的相互作用の中で、この内面的体系が如何に働くかについては更に考察を進めねばならない。

価値態度体系は前にのべたように、感情や情緒と強く結びついており、個人にその価値体系に従つて行動すべく自動的に欲求や意志を与える。個人がその価値体系に従つて行動した場合には、彼は或る快感、喜悅、安心、自信を感じるであらう。これに反し、何等かの原因で、彼が自らの価値体系に一致しない行動をした場合には、恐怖、怒り、或いは少くとも不満の反応をひき起す。即ち、か

かる違反行動を犯した前後にはかなりの情緒的な混乱を彼は感ずるであろう。しかしこのことは単に自分自身の行動に対してばかりではない。他人の行動に対してもかかる情緒的反応をひき起す。これは個人の価値態度体系の投射的側面たる役割期待なるものの作用によるものである。価値態度体系の社会的機能はこの役割期待に於てその重要性をもつ。しかしこの役割期待について論ずる前に先づ身分と役割とについて触れなければならぬ。

(1) リントン前掲書 一三九頁。

(2) リントン前掲書 一四〇頁。

七、身分 (Status) と役割 (Role)

個人が実際に社会に参与するのはその身分を通してであると云われる。身分とはリントンによれば、社会のもつ諸種の組織体系の中で個人が或る期間占める位置を意味する。この或る期間と云うのは一生涯に亘ることもある。例えば性別における身分、即ち男子又は女子と云う身分。或はすべての人は必ずその親に対して子であるという身分を終生もつ。之に対して年令的身分は年と共に絶えず変化してゆく。その他の殆ど大ていの身分も個人がそれを占める期間には限度がある。今個人のもつ身分をあげて見ると例えば、性、年令、家族関係における位置(父、母、夫、妻、兄弟姉妹、祖父、祖母、孫等)、親族関係における位置(伯叔父母、甥姪、従兄弟等)、職業集団における地位、社会階級の地位、学校の卒業回期等が考えられよう。これを個人について具体的に例示してみると、例えばある個人は男性であり、壯年であり、家族関係においては長男であり、二児の父親であり、妻に対して夫であり、又親族関係では三人の甥姪に対する伯父であり、七人の者に対していとこである。又世帯に於ては世帯主である。更に、製鉄会社の課長であり、A大学の出身

者であり、その大学の第一回の卒業生である。又東京都の住民であり、彼の子供の学校のPTAの役員であり、絵画クラブの会員であると云つた工合になる。個人は社会関係が複雑になればなる程、このような身分を益々沢山合せ持つことになる。しかし実際の社会的活動に於てこれらの身分のすべてが同時に参与するわけではない。即ち例えば、会社で自分の所定の職務を執っている時は課長であり、労組との交渉に於ては会社側のメンバーであり、往來を歩く時は他の人々と共に単なる交通者の一人であり、しかしその時、たまにたま出会つた甥に挨拶された時は隣間伯父となつて答禮する。又電車を待つ行列に加つている時は前から何番目かの人間でしかなく、車内で老婆に席をゆすつたとするならば、その時は強壯なる男子としてであり、更に、家に帰つて妻の出迎えに対応する時は夫であり、子供の相手をしている間は父親である。又PTAの会合に出席中は役員であり、店で買物をする時は客であり、医者の診察を受けに行つた時は患者となる。又国会議員の選挙の投票をしに行つた時は国民の有権者の一人であり且つ、A政党の支持者である。このように実際の社会活動に於ては、その状況に応じて通常極めて少数の身分が参与するだけである。個人が現実にそれに基づいて行動している身分は、その時に於ては顯在的身分 (active status) であり、その間彼の持つ他の身分はすべて潜在的身分 (latent status) になつてゐる、とリントンは云つてゐる。尤もこれは外面的参与について云えることであつて、実際に個人の心の中では、例えば、課長の仕事をし乍ら夫としての問題を考えるかも知れず、家庭で子供の相手をして乍ら課長としての責任について頭を悩すかも知れないように内面的にはかかる顯在—潜在的區別はつけにくいものである。

さてかかる身分には、一般に社会的に定つた役割が結びついてゐる。役割とは、或る身分に結びついた文化型の意味し、それ

はその身分を占める人に対して社会が課する態度、価値、行動のすべてを含むものであるとリントンは定義している。前の例は、個人が同時に多数の身分を合せ持つ場合についてであつたが、逆に一つの身分は、多数の人々によつて同時に占められることが出来る。例えば成年男子とか、父親とか、夫とか、工場労働者とか、都市の住民とか、国會議員選挙有権者とか、国民とか云うような身分は一社会の中の多数の人々によつて持たれるものであり、従つてかかる身分に結びついた役割も多数の人々によつて同時に認識され実行されるのである。このようにして個人は或る身分に於てその役割を演ずることにより社会と文化とに行動的に関与することが出来るわけである。

さて役割は社会が課するものであり、個人はそれを認識し実行すると云つたが、かかる役割を個人が演ずる場合、劇の役割を練習中の人間のように、一々意識的な努力を以てそれを行うわけではない。もしそうであつたならば、我々の社会生活は極めて困難な、神経を消耗させるものとなるであらう。役割は個人の成長期間を通じて学習により徐々にそのパースナリティーの中に内面化され、自動的反応の型として形成される。このようにして役割は通常大して意識を用いることなしに自動的反応として演ずることが出来るのである。

役割は前に述べたように身分に関して社会が課する文化型であると云えるが、ここではこの文化型の中、特に価値体系を頭に描いて来た。さてこの社会が課する文化型という時それは個人にとつて外在的な意味を帯びている。しかし今まで外在的な価値体系については考へて来なかつた。既に見て来たように価値態度体系は個人のパースナリティーに内面化されたものである。しかしかかる価値体系の源泉は個人にとつてはむしろ外部にあるのであり、学習によつて

個人はそれを内面へ同化する。本稿の論議は個人から出発したが、価値体系の学習過程に重きを置くならば、むしろ社会から議論をはじめべきであらう。社会のもつ価値体系が一般に個人に先行するからである。即ち個人はその中に生れ落ちて来るか、移入して来るかとする社会のもつ文化の価値体系によつて、彼の価値態度体系の基礎は形成されるのである。文化とパースナリティーとは或る意味で isomorphous である。個人のパースナリティーとしての価値体系と同時に社会のもつ文化としての価値体系が考えられる。価値体系は社会的に見る時、その社会の大部分の或は一部のメンバーによつて分有され且つ伝達されてゆくものであり、個々のメンバーがもつている共通の価値態度体系を、それがいわば着床しているパースナリティーから引離して抽象し、社会がかかる価値体系をもつていると考える時、それは文化としての価値体系となる。しかしこれは単なる思考的産物ではなく、文化としての価値体系は現実個人にとつて外在的なものとしてその個人に向つて作用を及ぼす。それが社会の課する文化型としての役割であつた。文化は具体的には身分と役割を介して個人に関係をもち、その逆も亦真である。しかし役割は個人にとつて全く外在的なものではない。先にも述べたように、それは外在的であると同時に内在的でもある。

(1) リントンの前掲書 九九頁

(2) リントンの前掲書 一〇二頁

(3) (4) (5) リントンの前掲書 一〇〇頁

(6) Cattell, op. cit. pp. 394.

八、役割期待 (Role-expectation)

役割が個人に課されるのは具体的には役割期待という形において行われる。この役割期待には、他の人々が自分に対して抱くであら

うと思う役割期待、即ち彼の身分の役割期待と、彼が他人に対して抱く役割期待との二つがある。一般に役割というとき、それは社会的相互関係に於て、人々が夫々の身分に於てその役割を果すことによつて行為をやりとりし、以て相互関係する双方の人間が目的を果し合うと云うことを予想的に含蓄している。従つて例えば、売手と買手、上役と下役、教師と生徒、親と子、夫と妻というように、緊密な結合関係をもつ身分の組合せに於て、かかる関与者のどちらかが相手の抱く役割期待に反した行動をした場合は、忽ち現実的利害関係に波紋を生じて、相手の情緒的混乱は強く起るであろう。社会的相互作用がうまくゆくためには、双方について云えることであるが、相手が自分に対して役割期待を抱くと同時に、自分が相手からどういふ役割期待を抱かれているかを意識するのでなければならぬ。而もその上両者の期待がびつたり一致するのでなければならぬ。

又緊密な利害関係の全くないような立場にいる他人に対しては、その他人に対して抱いた役割期待に反してその他人が行動した場合にはやはり情緒的反應を喚び起すものである。自分には全く関係はないのだが、はたで見えいられなくて余計なおせっかひをしたりするのは、かかる反應のなす仕業であろう。

一般に役割は社会的規範の意味をもつており、社会的秩序を維持するように仕組まれていると考えられるが、個人のもつ価値態度体系から生ずるかかる役割期待の反應は、社会的規範の維持の実際的な保障として働くであろう。

しかし役割期待は現実の社会に於ては必ずしも一致しない。親の期待どおりには子は行動せず、子の期待どおりには親は動いてくれない。経営者と労働者との夫々の相手方に対する期待が相互に衝突する。国民の手で選んだ政治家が国民の期待どおりには活動してくれない。人々の期待は外され、要求は阻止され、希望は裏切られる。

このような役割期待の衝突は純粹に個人的な違反によつて生ずる場合と、社会的制度の不調和から生ずる場合とある。社会的に最も問題になるのは後者であることは云うまでもない。制度間の不調和、換言すれば、制度間の価値体系の矛盾衝突は変化しつつある不安定な社会においては常に存在する。そしてそれは歴史的に見れば主として新しく形成されつつある制度と、旧き制度との間の問題である。我々の社会に見られる階級間、世代間、男女間或は家庭と職場との間の価値体系の衝突はその端的な例証である。かかる社会と文化との構造的な不調和に起因する価値体系の矛盾、役割期待の衝突は、それ自体の構造的複雑さと、それが人間の感情や情緒に強く結びついたものであるために、その合理的前進的な解決は必ずしも容易ではなく、往々にして、陰謀、偏見、無政府状態、逃避等の集団的反應の原因となる。特に個人が相衝突する価値体系をもつた役割を同時に演ぜねばならない時は、彼の価値体系の統一は危機に瀕し、いわゆるパースナリティーの分裂に導かれる。忠ならんと欲すれば孝ならず。あくまでかかる矛盾を追求してゆくだけの力のない者は、かかる窮地に於て表裏相反し、言行相一致せざる行動に走らざるを得ない。そこに於ては一貫した価値体系によつて自己の眞実を表現する通路が塞がれるばかりでなく、人々は眞実の自己そのものをも見失うに至る。パースナリティーの立場から問題となるのは、単なる集団間の価値体系の衝突ではなく、このようにパースナリティーの内部にまで喰い込んで来る社会的な不調和なのである。

九、価値態度体系と人口問題

以上に於て価値態度体系の概念及びその機能について述べて来たが、最後に人口問題に於て価値態度体系がどういふ意味をもつかについて考察しなければならぬ。価値態度体系は人間の社会行動を決

定する重要な因子であり、従つて全体としての社会の動行に対して経済的要素と共に根源的な関係をもつと考えられるのであるが、しかしここでは国民経済構造の人口問題に対する如き互視的な関係に於てではなく、人々が人口圧力に対して如何なる適応の仕方をしていくかをその日常生活の実態の中に見出そうと云う人口問題との微視的な関係に於て考えてみたいと思う。

本稿の冒頭で述べた如く、人口圧力に対する人々の適応の状態を生活の力動的構造を把握することによつて明かならしめようとするのが筆者の狙いであり、かかる生活の力動的構造において価値態度体系が重要な位置を占めると考へるのである。生活の力動的構造の主なる要素としては次の如きものが考へられよう。

- (1) 生活の経済的物質的條件
- (2) 成員の構成とその身体的状態
- (3) 関与する文化型と価値態度体系
- (4) 生活における目的、理想、希望、野心、生甲斐、生への意欲
- (5) 生活における前進と退行
- (6) 抵抗

(1)と(2)とは論ずるまでもない。(3)はどうか云う文化型をもつた制度或は亞制度によつて生活が滲透されているか、それと内面的な価値態度体系との一致及び不一致、文化型の不統合と価値態度体系の分裂等の問題に關するものであり、生活の力動的構造の基礎的部分である。価値態度体系は靜的構造をもつたものではなく、前に述べたように、欲求、生活目標、理想、野心及びそれらに対する情熱と結びついた極めて力動的な構造をもつたものである。(4)人間が生甲斐を感じて奮起したり、失意の底に沈んだりするのは深くこの価値態度体系に淵源するものと云えよう。人々が生存の危機に際して如何なる行動に出るか、その危機を克服するために如何なる意欲を示す

かは、現下の我が国の人口問題に於て看過すべからざる問題であり、そのためには各種の階層における国民の価値態度体系に關する研究は必須である。

価値体系には種々の局面があるわけであり、例えば政治的、経済的、社会地位的、人間關係的、道徳的、教育的、認識的、美的、宗教的、身体管理的な局面などが考へられよう。人口の社会移動のメカニズムの解明にとつて重要なのは、企業、營利、職業、社会的地位、出世、競争等経済的、社会地位的局面に關する価値体系である。そしてこれらは特に人々の自己の生活及び社会的価値に対する価値態度に焦点が置かれねばならぬ。これが個人の社会移動の内面的決定動因となる。

(5) 人間が狀況に対して前進的な順応 (adjustment) を試みるか、退行的な適応 (adaptation) の道をとるかは何価値態度体系の行動的なあらわれの極めて重要な二大方向であり、生活の力動的構造に於てこれを無視することは出来ぬ。退行 (regression) とは元來精神病理学で用いられる概念であり、詳細は精神病理学にゆずらねばならぬが、それは要するに、独立した人間として生活環境に順応してゆくことに困難を感じるために、現実から退いて安易な狀況に逃避することであるが、それは人が曾て快適な適応を行へた昔の態度の再現となつて現われるといふのである。

この退行の実際的なあらわれについては一々述べることは出来ないが、日常的事例についてアレキサンダー (F. Alexander) が述べている所を見よう。定職について眞面目な「よく適応している人」は氣樂な遊びを定期的にほしがらるものである。日頃の苦勞が多ければそれだけに子供っぽい氣晴しへの退行的要求を必ず感ずるのである。実業家は仕事に熱心しながら、丁度子供が「ガラガラ」や「おしやぶり」の類に手をのばすように本能的に葉巻をつかもうと、

するだろう。チェーイングムも幼時のおもな快感でもあれば緊張からの救でもあつた口唇の律動運動によつて、精神の集中から退行的に解放されようとする他の実例である。アルコール類の飲用も一つのありふれた形の退行的傾向である。トランプやスポーツから發する快感も強力な退行的要素をもつている。特に人は責任ある成人として自ら生活を切り開いてゆかなければならない時、その順応が困難であると、往々にして早期の行動類型に逆戻りする。このように人間の成長過程における早期の行動類型や価値態度体系は完全に消滅することはなく、成人になつてからの退行の際に現われる。従つて価値態度体系はたとえよく統合されていても、成長過程に結びついた重層的構造をもつと云えるのであろう。このように価値態度体系は極めて複雑なものである。

さて退行は先に見たように日常生活の活動的循環—緊張と解放—に於て、前進的な活動をする者にとつても必要欠くべからざる要素である。しかし人口問題に於て意義のあるのはかかる退行ではなくて、生活の全体を掩う退行である。それは自己の権利の拋棄、權威への屈從、寄生的生活、惰性的生活、享樂への耽溺等生活の全体が退行的方向に向う現象である。人口圧力の生活の力動的構造に及ぼす重大な影響としてかかる退行現象は極めて重要な警告的意味を有するであらう。

さて退行の反対は前進である。前進的生活なくしては人口問題の解決は不可能である。自覚、知性の活動、技術の向上、新しい環境に順応するための絶えざる積極的な学習、建設的企図を有する競争等凡そ人間の自由と独立とへ指向する力動は前進である。この前進的力動が、如何なる條件の下に如何なる集団的構成を以て、如何なる形態と強さとに於て生ずるか、そのメカニズムの解明は人口政策に対して積極的な意義をもち得るであらう。

(6) 抵抗は価値態度体系、特に自己又は人間一般の生命と生活とに対する価値態度と直接的に結びついたものであることは云うまでもない。この抵抗の意義なくしてはそもそも人口問題の意識はあり得ない。個人がどの線に於て抵抗するかはその個人の価値態度体系を知る重要な手がかりの一つである。個人の抵抗線の中、肉体に対する価値態度如何は、日本の如き文化型の下における生活に於ては特に重要な関わりをもつてあろう。経済的価値が与えられぬ過剰肉體労働を余儀なくされている生活の中で人々がどのような抵抗意識をもつかは肉体に対する価値態度を明かにするであらう。肉体的に苛酷な生活は往々にして非合理的な精神主義的価値体系によつて人々の合理的な抵抗意識を弱めようとする。肉體労働、健康、生命に対する価値態度は人間生存における最後の抵抗線と結びつくものとして、人口問題に於て他の価値体系と共に重要な意義をもつと考へねばならない。

以上が生活の力動的構造に関する構想であるが、それは要するに社会経済的及び生物学的條件との関係を検討しつつ、文化構造（これは歴史的立場から眺められねばならぬ）とのつながりに於て把握された人間心理の力動的メカニズムに立脚して生活の生ける構造をとらえようとするものである。

(1) Alexander, F., Our Age of Unreason, 1942.

井村・懸田・佐々木共譯「理性なき現代」一六四頁

(2) アレキサンダー、前掲書 二〇一—二〇三頁

(3) アレキサンダー、同右 二二七頁

一〇、結 語

人口問題の研究が国民生活の実態を知ること何よりも必要な手がかりとしており乍ら、生活している人間の生ける姿そのものに焦

点を向けることを怠つて来たことは確かに大きな矛盾であつた。そのためにかかる人間の生の現実、外部的経済的條件と生物学的性質及び状態との細密なる分析表の間から幸うじて臆げなる姿を以て研究者の脳裡に描き出されるに過ぎなかつた。かかる単なる想像裡の姿が人口の理論構造の中に理論的に組入れられるすべはなかつた。こうしてそれは単なる傍証的存在として、ただ断片的に垣間目られ、あとは想像裡に補われさえすればよいような価値しか与えられず、人口現象の分析対象からは除外されて来たのである。かかる傾向は畢竟人口の適応を中心問題とする人口問題の研究が今まで、人々の現実の生活の中に於ける適応現象を人間それ自身に焦点を向けて探究することから出発しようとする精神を著しく欠いて来

たことを意味するのである。かかる傾向への反省が本稿の動機を与えたのである。生活の力動的構造は生活の中における人間の適応状態を捉えるために構想された生活構造であつた。そしてこの生活の力動的構造に接近するために、本稿で試みたのが価値態度体系に関する考察だつたのである。生活の力動的構造の概念は実証を伴わないうために未だ極めて曖昧であり、従つてその人口問題研究への寄与の可能性も全く未知数であると云わざるを得ないが、ただかかる局面への人口問題の研究に対して、その視野を生物学的次元から人間行動の次元へと高め、その視野を経済構造から文化構造へと拡大することを要求することは確かである。

工場労働者の職業態度

京浜地帯のT電気工場は約三千五百の従業員を擁する近代的大工場であるが、その中一部の工員について行つた態度は調査(昭和二八・六)の結果によると、現在の職業をつとめられる限り出来るだけ長くつづきたいという希望をもつ者が五三・六%居り、一生やりぬきたいという者が三二・一%いるが、現在の職業に対して興味がもてると云う者が、前者に於ては六八・〇%であり、後者に於ては八八・九%となつてゐる。調査者は「一生やりぬきたい」という程度の方を「つとめられる限り出来るだけ長くつづきたい」という程度よりも、現職に対する執着度を高く見積つていたわけであるが、このことが現職に対する興味の度合の比較から裏

付けられていることが分つた。このように理論的に組立ててつくつた態度尺度は、一応その序列の適否を何等か他の適当な項目と組合せてみることによつてためしてみることが必要である。上記の例においては幸い予想が當つていたけれども、そうでない例は往々にしてあるから氣をつけねばならない。

次に職場条件に対する不満をみると、「収入の点で勤め先をかえたい」者二二・一%、「上役に自由なものが云えない」者二一・四%、「上役が十分みとめてくれない」者一九・三%、「不公平な待遇をうけている」と云う者一八・六%、「同僚間のふんい気が氣にくわぬ」者一八・六%、「仕事に興味をもてない」者九・一%、「仕事をうまくやつてゆけそうもない」者

七・一%となつていて、経済的不満が最も多く、次には人間関係的不満が多いことは興味深い。

次に「仕事に対する心がまえ」を自由記入させた結果をみると、技術的に表現した者、個人的心情的に表現した者、社会的に表現した者の三つに分れるが、技術的心がまえには、安全、確實、敏速という如きものが圧倒的に多く、個人心情的心がまえには、誠心誠意、努力、忍耐、研究心、最善をつくすというようなのが典型的であり、「社会的心がまえ」としては、責任感、人のいやがることをやる、人に負けぬようにやる、同僚とまさつて起さぬようにやる、信用、目上の人を敬い目下の人を指導する、自分のため会社のため国のため等々。(小林記)

夫婦の結婚年齢差について

佐藤 寧子

生理的に結婚可能な年齢を結婚適齢と考え、男女ともに結婚適齢に達すると同時に結婚するものと仮定すれば、夫の側においても、妻の側においてもそれぞれの結婚年齢はほとんど単一であり、また夫婦の結婚年齢差もほとんど一定であるにちがいない。

ところが、現実の結婚年齢は、たれもがよく知つてゐるようには、きわめて広い幅をもつてゐる。双方初婚の夫婦の場合でも、結婚は、結婚適齢に達したという生理的な要因だけで決定されるのではなく、もつぱら最も広い意味における社会的諸条件を考慮して決定されている。このためにこそ、結婚者の結婚年齢はまちまちであるわけである。

結婚年齢は、夫の側においても、また妻の側においても、まちまちである場合、夫婦の結婚年齢の組合せは、いく通りにも分れるわけである。幾歳の相手と結婚するかは、結婚当事者の自由な選択に委ねられてゐるわけであつて、二〇歳の妻と六〇歳の夫、また二〇歳の夫と六〇歳の妻というような異常な結婚年齢の組合せもありうるであらう。

このように、何歳で結婚するか、また何歳の相手と結婚するかは、結婚当事者の自由意志によつて決定され、個々の結婚年齢ならびに夫婦の結婚年齢差は、いずれも具体的であると同時に、特殊的

なものでもある。しかし、これらの結婚年齢を集団として取扱う場合に、その平均結婚年齢は、抽象的であるが、同時に一般的であつて集団としての結婚年齢の代表値と見ることができよう。そしてこの平均年齢は、ケトリーのいうように、個々人の自由意志とは独立に存在する社会的な一つの型と見ることができよう。

集団的な夫婦の結婚年齢差についても同様のことがいえるのであつて、個別的に見た夫婦の結婚年齢差は、いずれも具体的であると同時に特殊なものである。しかしこれらの夫婦の結婚年齢差を集団として取扱う場合に、その平均結婚年齢差は、抽象的であるが、同時に一般的であつて、集団としての結婚年齢差の代表値と見ることができよう。

平均結婚年齢にしろ、また平均結婚年齢差にしろ、個人の自由意志とは独立に存在する社会的な一つの型であるにちがいないが、しかし、自然法則ほどには固定的でない。その変異の度合はきわめて僅かであろうとも、時処の異なるにしたがつて、変異の見られる点に、自然現象に対比して、社会現象のもつ特性があるであらう。しかし、ここでは、この問題に深く立ち入る必要はない。というのはこの小論の目的は、このような問題を取上げようとしてゐるのでないからである。

私は、ここでは、もつぱら夫婦の平均結婚年齢差と、平均結婚年

第1表 全夫婦の年次別結婚年令差

| 年次 | 結婚年令 | | 年令差 | |
|----|-------|-------|-------|------|
| | 夫 | 妻 | | |
| 明治 | 41 | 28.52 | 23.86 | 4.66 |
| | 42 | 28.56 | 23.91 | 4.65 |
| | 43 | 28.65 | 23.98 | 4.67 |
| | 44 | 28.71 | 23.96 | 4.75 |
| | 45 | 28.74 | 23.95 | 4.79 |
| 大正 | 2 | 28.71 | 23.95 | 4.76 |
| | 3 | 28.71 | 23.99 | 4.72 |
| | 4 | 29.11 | 24.29 | 4.82 |
| | 5 | 28.86 | 24.03 | 4.83 |
| | 6 | 28.92 | 24.10 | 4.82 |
| | 7 | 29.19 | 24.25 | 4.94 |
| | 8 | 29.22 | 24.34 | 4.88 |
| | 9 | 29.17 | 24.23 | 4.91 |
| | 10 | 28.85 | 23.99 | 4.86 |
| | 11 | 28.81 | 23.98 | 4.83 |
| | 12 | 28.69 | 23.93 | 4.76 |
| 13 | 28.73 | 23.99 | 4.74 | |
| 14 | 28.76 | 24.02 | 4.74 | |
| 15 | 28.77 | 24.01 | 4.76 | |
| 昭和 | 2 | 28.80 | 24.00 | 4.79 |
| | 3 | 28.79 | 23.97 | 4.82 |
| | 4 | 28.90 | 24.08 | 4.82 |
| | 5 | 28.87 | 24.07 | 4.80 |
| | 6 | 28.84 | 24.09 | 4.75 |
| | 7 | 28.90 | 24.21 | 4.69 |
| | 8 | 29.12 | 24.41 | 4.71 |
| | 9 | 29.19 | 24.53 | 4.66 |
| | 10 | 29.24 | 24.61 | 4.63 |
| | 11 | 29.33 | 24.72 | 4.61 |
| | 12 | 29.40 | 24.96 | 4.44 |
| | 13 | 29.98 | 25.34 | 4.64 |
| | 14 | — | — | — |
| | 15 | — | — | — |
| | 16 | — | — | — |
| | 17 | — | — | — |
| | 18 | — | — | — |
| 19 | — | — | — | |
| 20 | — | — | — | |
| 21 | — | — | — | |
| 22 | 26.89 | 23.17 | 3.72 | |
| 23 | 26.93 | 23.37 | 3.56 | |
| 24 | 26.74 | 23.31 | 3.43 | |

(備考) 昭和 14 年ないし昭和 21 年は、統計資料が欠如しているか、または統計資料不備のため、計算が出来なかつた。

年齢差を中心にして、個々の結婚年齢差の分布状況を統計的に観察しようとおもう。

二

夫婦の平均結婚年齢差をもつとも簡単に示すには、夫の平均結婚年齢と妻の平均結婚年齢との差を計算すればよい。明治四一年から昭和二四年に至る期間における全夫婦の平均結婚年齢差を示せばつぎの第一表のようであつて、これによつて平均結婚年齢差の推移を観察しよう。

左の第一表でみると、明治四一年から昭和一三年に至る約三〇年間に於いて、夫婦の結婚年齢差はほとんど一定であることがわかる、すなわち、年によつて多少の差異はあるが、だいたい、夫の結婚年齢は、妻の結婚年齢にくらべて約四・五歳ぐらゐ大きい。ところが、戦後の傾向をみると、結婚年齢差はやや小さくなつてゐる。すなわち、結婚年齢差は、昭和二二年には三・七歳、昭和二三年には三・五歳、昭和二四年には三・四歳であつて、戦前における結婚年齢差にくらべると、約一歳ちぢまつて来ている。

夫婦の結婚年齢差が、戦後、なぜちぢまつたかを説明することは

容易でない。西歐諸国における夫婦の結婚年齢差は、日本の場合に比べてはるかに小さい。西歐諸国における夫および妻の平均結婚年齢は、日本の場合に比べて、相当に高いのであつて、このような事情のもとでは、夫婦の結婚年齢差は小さくなるという推定を認めることにしよう。したがつて、日本における夫および妻の平均結婚年齢が戦後高くなつたとしたならば、夫婦の結婚年齢差が小さくなつたことを十分に納得しうるであらう。ところが、事實はそうでないのであつて、戦後の平均結婚年齢は、夫婦ともに若くなつていゝ。このように夫婦の平均結婚年齢は若くなつて、しかも夫婦の結婚年齢差がちぢまつていゝのであるから、その理由を説明することは全く困難である。もちろん戦後の結婚統計においては、その年に結婚し、その年に届出のあつた夫婦だけが対象になつていゝために、平均結婚年齢は戦前の平均結婚年齢より若くなつていゝとも考えられるのであつて、もし戦前と同じ仕方統計がとられ、夫および妻の平均結婚年齢は、戦前とくらべて、ほとんど同じであるとしても夫婦の結婚年齢差は現実に、ちぢまつていゝのであるから、それには原因がなければならぬ。しかし、この原因をここで究明しうる資料をもつていないことは甚だ残念に思う。

三二

夫婦の結婚年齢差は、さきに示した第一表のようであるが、これは、結婚当時における身分関係を考慮せずに、全夫婦について観察した場合である。しかし、夫婦の結婚年齢差は、その身分関係によつて差同があると考えられるので、双方初婚の夫婦の場合、夫初婚・妻再婚の場合、夫再婚・妻初婚の場合、双方再婚の場合にわけて観察しよう。しかし、戦前にはこのような身分関係による結婚年齢に関する統計資料は欠けていたが、昭和二三年以降、この種の統計

が発表されている。それで、昭和二四年の統計資料（これが公刊されていゝる最新の資料）にもとづいて、身分関係別に夫婦の結婚年齢差を観察しよう。

第2表 結婚当時における夫婦の身分関係による平均結婚年齢および年齢差（昭和24年）

| | | 夫の平均結婚年齢 | 妻の平均結婚年齢 | 夫婦の年齢差 |
|---|--------|----------|----------|--------|
| 全 | 夫婦 | 26.74 | 23.31 | 3.43 |
| 双 | 方初婚 | 25.10 | 22.04 | 3.06 |
| 夫 | 初婚・妻再婚 | 28.07 | 27.89 | 0.18 |
| 夫 | 再婚・妻初婚 | 33.99 | 26.74 | 7.25 |
| 双 | 方再婚 | 38.85 | 32.14 | 6.71 |

上の第二表でみると、全夫婦における夫の平均結婚年齢は二六・七四歳、妻の平均結婚年齢は二三・三一歳であつて、その年齢差は三・四三歳であるが、双方初婚の夫婦の場合には、夫の平均結婚年齢は二五・一〇歳、妻の平均結婚年齢は二二・〇四歳であつて、その年齢差は三・〇六歳である。全夫婦における平均結婚年齢に比して、双方初婚の夫婦の平均結婚年齢はいずれも約一歳少くなつていゝるが、その年齢差は全夫婦の場合における年齢差に甚だ近い。

夫初婚・妻再婚の場合には、夫の平均結婚年齢は二八・〇七歳、妻の平均結婚年齢は二七・八九歳であつて、その年齢差は〇・一八歳である。すなわち夫初婚・妻再婚の場合には、他の場合に比べて、夫婦の結婚年齢差はきわめて少い。つぎに、夫再婚・妻初婚の場合には、夫の平均結婚年齢は三三・九九歳、妻の平均結婚年齢は二六・七四歳であつて、その年齢差は七・二五歳である。双方再婚の夫婦の場合には、夫の平均結婚年齢は三八・八五歳、妻の平均結婚年齢は三二・一四歳であつて、その年齢差は六・七一歳である。

ある。

このように夫婦の結婚年齢差は、結婚当時に於ける夫婦の身分関係によつて大きな差異がみられるが、この点について、その理由を一応説明する必要がある。このために、結婚当時に於ける夫婦の

身分関係別に夫の結婚年齢にたいする妻の平均結婚年齢を計算し、その年齢差の分布を観察しよう。計算の結果を示すと、つぎの第三表のようである。

第3表 夫の結婚年齢と妻の平均結婚年齢との年齢差

| 夫の結婚年齢 | 結婚数 | 双方初婚 | | | 夫初婚・妻再婚 | | | 夫再婚・妻初婚 | | | 双方再婚 | | | | | |
|--------|--------|----------|----------|-------|---------|----------|----------|---------|-------|----------|----------|-------|-------|----------|----------|------|
| | | 妻の結婚年齢の和 | 妻の平均結婚年齢 | 年齢差 | 結婚数 | 妻の結婚年齢の和 | 妻の平均結婚年齢 | 年齢差 | 結婚数 | 妻の結婚年齢の和 | 妻の平均結婚年齢 | 年齢差 | 結婚数 | 妻の結婚年齢の和 | 妻の平均結婚年齢 | 年齢差 |
| 15 | — | — | — | — | 1 | 27 | 27.00 | 12.00 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 16 | 34 | 644 | 18.94 | 2.94 | 5 | 133 | 26.60 | 10.60 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 17 | 521 | 9,644 | 18.51 | 1.51 | 46 | 1,192 | 25.91 | 8.91 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 18 | 2,777 | 52,472 | 18.90 | 0.90 | 169 | 4,432 | 26.22 | 8.22 | 13 | 252 | 19.38 | 1.38 | 2 | 38 | 19.00 | 1.00 |
| 19 | 6,226 | 120,195 | 19.31 | 0.31 | 274 | 6,978 | 25.47 | 6.47 | 57 | 1,076 | 18.88 | 0.12 | 11 | 234 | 21.27 | 2.27 |
| 20 | 12,560 | 243,010 | 19.75 | 0.25 | 538 | 13,829 | 25.70 | 5.70 | 152 | 3,059 | 20.13 | 0.13 | 42 | 916 | 21.31 | 1.31 |
| 21 | 20,044 | 405,296 | 20.22 | 0.78 | 809 | 20,810 | 25.72 | 4.72 | 295 | 6,021 | 20.41 | 0.59 | 95 | 2,114 | 22.25 | 1.25 |
| 22 | 30,105 | 622,611 | 20.68 | 1.32 | 1,245 | 31,846 | 25.58 | 3.58 | 567 | 11,768 | 20.75 | 1.25 | 180 | 4,020 | 22.33 | 0.33 |
| 23 | 34,781 | 734,483 | 21.12 | 1.88 | 1,438 | 37,415 | 26.02 | 3.02 | 809 | 17,331 | 21.42 | 1.58 | 294 | 6,759 | 22.99 | 0.01 |
| 24 | 40,447 | 872,713 | 21.58 | 2.42 | 1,844 | 48,727 | 26.42 | 2.42 | 1,069 | 23,280 | 21.79 | 2.22 | 375 | 8,842 | 25.58 | 0.42 |
| 25 | 41,451 | 908,339 | 21.91 | 3.09 | 2,003 | 52,940 | 26.43 | 1.43 | 1,270 | 28,269 | 22.26 | 2.74 | 413 | 10,101 | 24.46 | 0.54 |
| 26 | 35,681 | 734,304 | 22.26 | 3.74 | 1,952 | 52,378 | 26.83 | 0.83 | 1,347 | 30,664 | 22.76 | 3.24 | 473 | 11,733 | 24.81 | 1.19 |
| 27 | 29,969 | 680,720 | 22.71 | 4.29 | 2,009 | 54,673 | 27.21 | 0.21 | 1,501 | 34,819 | 23.20 | 3.80 | 589 | 14,872 | 25.25 | 1.75 |
| 28 | 25,394 | 587,605 | 23.14 | 4.85 | 2,045 | 56,227 | 27.49 | 0.51 | 1,605 | 37,827 | 23.57 | 4.43 | 702 | 18,204 | 25.93 | 2.07 |
| 29 | 17,336 | 403,412 | 23.56 | 5.44 | 1,636 | 45,773 | 27.98 | 1.02 | 1,716 | 41,328 | 24.08 | 4.92 | 751 | 20,760 | 27.64 | 1.36 |
| 30 | 9,753 | 234,430 | 24.04 | 5.96 | 1,072 | 30,438 | 28.39 | 1.61 | 1,726 | 42,214 | 24.46 | 5.54 | 819 | 22,188 | 27.09 | 2.91 |
| 31 | 6,331 | 153,321 | 24.53 | 6.47 | 878 | 25,064 | 28.55 | 2.45 | 1,681 | 42,142 | 25.07 | 5.93 | 951 | 26,059 | 27.40 | 3.60 |
| 32 | 4,293 | 107,296 | 24.99 | 7.01 | 705 | 20,504 | 29.08 | 2.92 | 1,592 | 40,345 | 25.34 | 6.66 | 913 | 25,706 | 26.16 | 3.84 |
| 33 | 2,902 | 74,118 | 25.54 | 7.46 | 611 | 17,974 | 29.42 | 3.58 | 1,558 | 40,540 | 26.02 | 6.98 | 1,078 | 31,266 | 29.00 | 4.00 |
| 34 | 2,041 | 53,339 | 26.13 | 7.87 | 523 | 15,610 | 29.85 | 4.15 | 1,436 | 38,117 | 26.54 | 7.46 | 1,070 | 31,241 | 29.20 | 4.80 |
| 35 | 1,485 | 39,733 | 26.76 | 8.24 | 363 | 11,622 | 30.34 | 4.66 | 1,291 | 35,009 | 27.12 | 7.83 | 1,088 | 32,288 | 29.63 | 5.37 |
| 36 | 961 | 26,128 | 27.19 | 8.81 | 321 | 9,704 | 30.23 | 5.77 | 1,124 | 30,989 | 27.57 | 8.43 | 1,104 | 33,116 | 30.00 | 6.00 |
| 37 | 650 | 18,206 | 28.01 | 8.99 | 273 | 8,454 | 30.97 | 6.03 | 1,022 | 28,364 | 27.75 | 9.25 | 1,038 | 31,490 | 30.34 | 6.66 |
| 38 | 460 | 13,183 | 28.66 | 9.34 | 212 | 6,719 | 31.69 | 6.31 | 991 | 28,026 | 28.28 | 9.72 | 1,000 | 30,972 | 30.97 | 7.03 |
| 39 | 327 | 9,545 | 29.19 | 9.81 | 189 | 6,116 | 32.53 | 6.47 | 854 | 24,811 | 29.05 | 9.95 | 930 | 28,872 | 31.05 | 7.95 |
| 40 | 230 | 8,602 | 29.66 | 10.34 | 170 | 5,530 | 32.53 | 7.47 | 743 | 21,874 | 29.44 | 10.56 | 915 | 29,412 | 32.14 | 7.86 |
| 41 | 247 | 7,527 | 30.47 | 10.53 | 148 | 4,782 | 32.31 | 8.69 | 649 | 19,588 | 30.18 | 10.82 | 829 | 26,760 | 32.28 | 8.72 |

| 夫の結婚年齢 | 双方初婚 | | | 夫初婚・妻再婚 | | | 夫再婚・妻初婚 | | | 双方再婚 | | |
|--------|------|-----------|---------------|---------|-----------|---------------|---------|-----------|---------------|------|-----------|---------------|
| | 結婚数 | 妻の結婚年齢の平均 | 年齢差 | 結婚数 | 妻の結婚年齢の平均 | 年齢差 | 結婚数 | 妻の結婚年齢の平均 | 年齢差 | 結婚数 | 妻の結婚年齢の平均 | 年齢差 |
| 42 | 156 | 4,897 | 31.39 - 10.61 | 126 | 4,290 | 34.05 - 7.95 | 568 | 17,198 | 30.28 - 11.72 | 739 | 24,267 | 32.84 - 9.16 |
| 43 | 130 | 4,258 | 32.75 - 10.25 | 98 | 3,018 | 34.30 - 8.70 | 449 | 13,984 | 31.14 - 11.86 | 659 | 22,062 | 33.48 - 9.52 |
| 44 | 136 | 4,444 | 32.53 - 11.32 | 94 | 3,256 | 34.64 - 9.36 | 469 | 14,874 | 31.71 - 12.29 | 638 | 21,521 | 33.73 - 10.27 |
| 45 | 100 | 3,318 | 33.18 - 11.82 | 90 | 3,202 | 35.59 - 9.42 | 429 | 14,072 | 32.80 - 12.20 | 611 | 21,342 | 34.93 - 10.07 |
| 46 | 104 | 3,565 | 34.28 - 11.72 | 77 | 2,821 | 36.64 - 9.36 | 390 | 12,831 | 32.90 - 13.10 | 536 | 18,285 | 34.11 - 11.89 |
| 47 | 84 | 2,945 | 35.06 - 11.94 | 73 | 2,629 | 36.01 - 10.99 | 324 | 10,873 | 33.56 - 13.44 | 482 | 17,422 | 36.15 - 10.85 |
| 48 | 78 | 2,685 | 34.42 - 13.58 | 51 | 1,892 | 37.10 - 10.90 | 295 | 11,354 | 38.49 - 9.51 | 508 | 18,826 | 37.06 - 10.94 |
| 49 | 49 | 1,883 | 38.53 - 10.47 | 46 | 1,716 | 37.30 - 11.70 | 261 | 9,179 | 35.17 - 13.83 | 430 | 16,249 | 37.79 - 11.21 |
| 50 | 39 | 1,514 | 38.82 - 11.18 | 47 | 1,803 | 38.36 - 11.64 | 241 | 8,658 | 35.93 - 14.07 | 370 | 14,328 | 38.72 - 11.28 |
| 51 | 37 | 1,371 | 37.03 - 13.95 | 35 | 1,428 | 40.80 - 10.20 | 223 | 8,042 | 36.06 - 14.94 | 346 | 13,825 | 39.96 - 11.04 |
| 52 | 29 | 1,076 | 37.10 - 14.90 | 30 | 1,237 | 41.23 - 10.77 | 139 | 5,497 | 39.55 - 12.45 | 298 | 12,054 | 40.45 - 11.55 |
| 53 | 26 | 1,009 | 38.81 - 14.19 | 24 | 1,021 | 42.54 - 10.46 | 140 | 5,210 | 37.21 - 15.79 | 296 | 12,098 | 40.87 - 12.13 |
| 54 | 23 | 1,183 | 42.25 - 11.75 | 26 | 1,047 | 40.27 - 13.73 | 158 | 6,296 | 39.85 - 14.15 | 243 | 10,157 | 41.80 - 12.20 |
| 55 | 18 | 809 | 44.94 - 10.06 | 22 | 976 | 44.36 - 10.64 | 102 | 4,095 | 40.15 - 14.85 | 257 | 10,848 | 42.21 - 12.79 |
| 56 | 21 | 879 | 41.86 - 14.14 | 15 | 678 | 45.20 - 10.80 | 101 | 4,014 | 39.74 - 16.26 | 199 | 8,578 | 43.11 - 12.99 |
| 57 | 15 | 604 | 40.27 - 16.73 | 17 | 775 | 45.59 - 11.41 | 92 | 3,740 | 40.65 - 16.35 | 176 | 8,011 | 45.52 - 11.48 |
| 58 | 14 | 654 | 46.71 - 11.29 | 8 | 348 | 43.50 - 14.50 | 33 | 3,324 | 40.05 - 17.95 | 158 | 7,422 | 46.97 - 11.03 |
| 59 | 11 | 610 | 55.45 - 3.55 | 14 | 682 | 48.71 - 10.29 | 78 | 3,330 | 42.69 - 16.31 | 158 | 7,603 | 48.12 - 10.98 |
| 60 | 21 | 963 | 45.86 - 14.14 | 8 | 422 | 52.75 - 7.25 | 69 | 3,045 | 44.13 - 15.87 | 128 | 6,207 | 48.49 - 11.51 |
| 61 | 8 | 349 | 43.63 - 17.37 | 5 | 240 | 48.00 - 13.00 | 49 | 2,156 | 44.00 - 17.00 | 110 | 5,281 | 48.01 - 12.99 |
| 62 | 7 | 393 | 56.14 - 5.86 | 9 | 430 | 47.78 - 14.22 | 49 | 2,096 | 42.78 - 19.22 | 119 | 5,911 | 49.67 - 12.33 |
| 63 | 5 | 260 | 52.00 - 11.00 | 5 | 263 | 52.60 - 10.40 | 34 | 1,538 | 45.24 - 17.76 | 93 | 4,713 | 50.68 - 12.32 |
| 64 | 9 | 492 | 54.67 - 9.33 | 3 | 170 | 56.67 - 7.33 | 39 | 1,793 | 45.97 - 18.03 | 83 | 4,170 | 50.24 - 13.76 |
| 65 | 4 | 195 | 49.50 - 15.50 | 5 | 291 | 58.20 - 6.80 | 41 | 1,799 | 43.88 - 21.12 | 63 | 3,807 | 52.49 - 12.51 |
| 66 | 2 | 130 | 65.00 - 1.00 | 1 | 40 | 40.00 - 26.00 | 22 | 940 | 42.73 - 23.27 | 59 | 2,969 | 50.32 - 15.68 |
| 67 | 2 | 114 | 57.00 - 3.00 | 3 | 163 | 54.33 - 12.67 | 17 | 759 | 44.65 - 22.35 | 48 | 2,573 | 53.71 - 13.29 |
| 68 | 3 | 193 | 64.33 - 3.67 | 5 | 311 | 62.20 - 5.80 | 20 | 975 | 48.75 - 19.25 | 51 | 2,748 | 53.88 - 14.12 |
| 69 | 3 | 169 | 56.33 - 12.67 | 1 | 47 | 47.70 - 22.00 | 17 | 743 | 43.71 - 25.29 | 42 | 2,268 | 54.00 - 15.00 |
| 70以上 | 22 | 1,366 | 62.09 - 7.91 | 12 | 684 | 57.00 - 13.00 | 49 | 2,507 | 51.16 - 18.84 | 167 | 9,607 | 57.53 - 12.47 |

まず双方初婚の夫婦についてみれば、平均結婚年齢差は三・〇六歳であるが、夫の結婚年齢が非常に若い場合、即ち夫の結婚年齢一五―一九歳では、夫の結婚年齢よりも、かえつて妻の平均結婚年齢の方が大きくなつてゐる。また夫の結婚年齢が二〇歳以上になる

と、結婚年齢が高まるにつれて、年齢差も大きくなつてゐるが、夫の結婚年齢二四歳までは、その年齢差はなお小さく、〇・二五―二・四二歳にすぎないのであつて、平均結婚年齢差よりも小さくなつてゐる。

双方初婚の夫婦の場合には、年齢差の小さい夫婦の割合は多く、結婚総数三三八、二二七のうち、四五%を占めている。夫の結婚年齢二五歳以上の場合には、夫婦の結婚年齢差は、平均結婚年齢差三・〇六歳よりも大きくなっているが、これらの結婚数も、結婚総数の半分である。このような関係で、双方初婚の夫婦の場合には夫婦の結婚年齢差は、平均的に約三歳となつていのである。

夫初婚・妻再婚の夫婦の場合に、その年齢差は最も少なくなつてゐる。初婚の夫が再婚の妻と結婚することは、やや特殊の事情によるものと考えられるのであつて、第三表をみても明らかによつて、夫の結婚年齢が非常に若い場合はもちろんのこと、夫の結婚年齢二七歳までは夫の結婚年齢より妻の結婚年齢の方が高くなつていて、この結婚数はすでに全体の五五%に達しているのである。この身分関係の夫婦の場合には、年齢差の大きい夫婦の割合は非常に少く、他の夫婦の身分関係別にみた、年齢差の大きい夫婦の割合と比較してみてもきわめて少なくなつてゐる。したがつてこの場合に、夫婦の結婚年齢がきわめて接近してゐるのは当然のこととおもわれる。

これと対照的に、夫婦の年齢差の最も大きいのは夫再婚・妻初婚の場合である。この場合には、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも若い夫婦は結婚総数の〇・五%にすぎず、夫婦の年齢差の小さい夫婦の割合も少なくなつてゐる。しかし、夫婦の年齢差七歳以上の結婚数をみると、結婚総数の四九%にも達しているので、結婚数の約半数は夫婦の年齢差が大きいわけである。したがつて、平均結婚年齢差も大きくなつてゐる。

双方再婚の夫婦の結婚年齢は、夫婦ともに、双方初婚の夫婦の結婚年齢にくらべて、当然に高いはずであるが、もし双方再婚の夫婦の結婚年齢が、双方初婚の夫婦の結婚年齢にくらべて、夫婦ともに三年とか五年とか高いといふのであるとしたならば、夫婦の年齢差

は、双方再婚の夫婦の場合と双方初婚の夫婦とはほぼ均しくなければならぬ。しかるに事實はこれに反して、夫婦の年齢差は、双方初婚の夫婦の場合にくらべて、双方再婚の夫婦の場合には遙かに大きくなつてゐる。これは何に原因してゐるのであるか。私の観察するところによれば、双方初婚の夫婦の場合には、年齢差の小さい夫婦の結婚数の割合が多く、そして年齢差の大きい夫婦の結婚数の割合は小さい。これに反して、双方再婚の夫婦の場合には、年齢差の小さい夫婦の結婚数の割合は小さく、年齢差の大きい夫婦の割合は大きくなつてゐる。すなわち双方再婚の夫婦においては、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも少ないもの、および年齢差三歳未満の夫婦の結婚数は、全体の二〇%にすぎないに反して、夫の年齢が六歳以上年長の夫婦数は、結婚総数の五〇%以上にも達してゐる。この事實によつて、双方再婚の夫婦の年齢差は大きくなつてゐるのである。

四

夫婦の結婚年齢差を観察するにあつて、これまで、夫の側について平均結婚年齢を計算し、また妻の側についても平均結婚年齢を計算し、その年齢差を問題にしたのであつた。しかし、実際には、夫の結婚年齢は妻の結婚年齢と独立に存在するものでもなければ、また妻の結婚年齢も夫の結婚年齢と独立に存在するものでもない。個々の夫婦の結婚年齢は、常にその組合せから成り立つてゐるのである。そして夫婦の結婚年齢の組合せから見た夫婦の年齢差を計算することができる。結婚者の集団について、夫婦の結婚年齢の組合せから計算した夫婦の年齢差には、夫が妻より年長の場合、夫と妻と同年齢の場合、妻が夫より年長の場合という工合に、いろいろの場合があるであらう。そしてそれがどのような割合になつてゐるか

第4表 夫婦の結婚年齢組合せから見た
夫婦の年齢差別夫婦数の分布

| 夫婦の 年齢差 | 実 数 | | | | 制 合 | | | |
|------------|----------|------------|------------|----------|----------|------------|------------|----------|
| | 双方 初婚 | 夫初婚 妻再婚 | 夫再婚 妻初婚 | 双方 再婚 | 双方 初婚 | 夫初婚 妻再婚 | 夫再婚 妻初婚 | 双方 再婚 |
| 46 | | | 1 | | | | | |
| 45 | | | 0 | | | | | |
| 44 | | | 0 | | | | | |
| 43 | | | 1 | | | | | |
| 42 | | | 1 | | | | | |
| 41 | | | 1 | | | | | |
| 40 | | | 4 | 1 | | | | |
| 39 | 2 | | 4 | 3 | | | | |
| 38 | 0 | 1 | 8 | 1 | | | | |
| 37 | 3 | 0 | 4 | 2 | | | | |
| 36 | 2 | 1 | 3 | 3 | | | | |
| 35 | 0 | 0 | 4 | 4 | | | | |
| 34 | 0 | 0 | 5 | 7 | | | | |
| 33 | 1 | 1 | 9 | 9 | | | | |
| 32 | 2 | 0 | 12 | 8 | 0.02 | 0.06 | 0.89 | 0.89 |
| 31 | 4 | 0 | 18 | 13 | | | | |
| 30 | 6 | 1 | 16 | 13 | | | | |
| 29 | 4 | 0 | 23 | 20 | | | | |
| 28 | 3 | 2 | 23 | 20 | | | | |
| 27 | 10 | 1 | 26 | 31 | | | | |
| 26 | 6 | 5 | 41 | 37 | | | | |
| 25 | 9 | 2 | 62 | 39 | | | | |
| 24 | 17 | 9 | 81 | 59 | 0.01 | 0.04 | 0.27 | 0.25 |
| 23 | 12 | 8 | 107 | 73 | 0.00 | 0.04 | 0.36 | 0.31 |
| 22 | 16 | 7 | 128 | 96 | 0.00 | 0.03 | 0.43 | 0.40 |
| 21 | 34 | 15 | 187 | 143 | 0.01 | 0.07 | 0.62 | 0.60 |
| 20 | 40 | 16 | 218 | 169 | 0.01 | 0.07 | 0.73 | 0.71 |
| 19 | 52 | 23 | 266 | 203 | 0.02 | 0.10 | 0.89 | 0.85 |
| 18 | 99 | 41 | 346 | 262 | 0.03 | 0.18 | 1.15 | 1.10 |
| 17 | 125 | 47 | 467 | 337 | 0.04 | 0.21 | 1.56 | 1.42 |
| 16 | 168 | 49 | 512 | 427 | 0.05 | 0.22 | 1.71 | 1.80 |
| 15 | 283 | 69 | 666 | 522 | 0.09 | 0.31 | 2.22 | 2.20 |
| 14 | 408 | 93 | 827 | 627 | 0.12 | 0.41 | 2.75 | 2.64 |
| 13 | 638 | 109 | 998 | 801 | 0.19 | 0.49 | 3.32 | 3.38 |
| 12 | 1,150 | 137 | 7,174 | 923 | 0.35 | 0.61 | 3.91 | 3.89 |
| 11 | 2,125 | 177 | 1,360 | 1,060 | 0.65 | 0.79 | 4.53 | 4.47 |
| 10 | 3,724 | 250 | 1,543 | 1,193 | 1.13 | 1.11 | 5.14 | 5.03 |

を觀察することは興味あることである。
このような觀察をなすには、夫婦の結婚年齢の組合せについての
詳しい統計資料が必要であるが、これまでに発表された夫婦の結婚
年齢の組合せについての統計資料を見ると、昭和一二年までは、夫
婦の結婚年齢は五歳階級別になつてゐる。昭和一二年から昭和一六
年までは、若い結婚年齢のところは各歳別になつてゐるが、結婚年
齢三五歳以上のところは五歳階級別になつてゐる。また昭和一七、
一八年は、妻は一五歳以下を一括し、夫は二〇歳以下を一括して表
章し、それ以上の年齢は各歳別になつてゐる。ところが、昭和二二

年以降、夫婦の結婚年齢は各歳別になつてゐる。昭和二二年以降の
統計資料は、私の統計觀察にはきわめて都合がよいので、ここでは
昭和二四年における統計資料（これがこれまでに公表されている最
新の統計資料）を利用しようとおもう。
夫婦の結婚年齢差は、すでに述べたように、結婚当時における夫
婦の身分関係によつて、それぞれ異なつてゐるから、ここでも、双
方初婚の場合、夫初婚・妻再婚の場合、夫再婚・妻初婚の場合およ
び双方再婚の場合に分けて、夫婦の結婚年齢の組合せから見た年齢
差別に夫婦数の分布を計算すると、つぎの第四表のようである。

| 夫婦の 年齢差 | 実 数 | | | | 割 合 | | | |
|------------|----------|------------|------------|----------|----------|------------|------------|----------|
| | 双方 初婚 | 夫初婚 妻再婚 | 夫再婚 妻初婚 | 双方 再婚 | 双方 初婚 | 夫初婚 妻再婚 | 夫再婚 妻初婚 | 双方 再婚 |
| 9 | 6,405 | 320 | 1,770 | 1,312 | 1.95 | 1.43 | 5.90 | 5.53 |
| 8 | 11,142 | 435 | 1,973 | 1,452 | 3.40 | 1.94 | 6.57 | 6.12 |
| 7 | 17,651 | 568 | 2,190 | 1,518 | 5.38 | 2.53 | 7.29 | 6.40 |
| 6 | 25,779 | 822 | 2,364 | 1,621 | 7.85 | 3.66 | 7.87 | 6.83 |
| 5 | 33,831 | 988 | 2,460 | 1,686 | 10.31 | 4.40 | 8.19 | 7.10 |
| 4 | 39,947 | 1,252 | 2,289 | 1,550 | 12.17 | 5.58 | 7.63 | 6.53 |
| 3 | 43,273 | 1,493 | 2,064 | 1,605 | 13.18 | 6.65 | 6.88 | 6.77 |
| 2 | 43,738 | 1,789 | 1,841 | 1,379 | 13.33 | 7.97 | 6.13 | 5.81 |
| 1 | 37,728 | 1,923 | 1,421 | 1,247 | 11.49 | 8.57 | 4.74 | 5.25 |
| 0 | 27,186 | 1,985 | 1,033 | 1,002 | 8.28 | 8.84 | 3.44 | 4.22 |
| -1 | 16,149 | 1,706 | 623 | 672 | 4.92 | 7.60 | 2.08 | 2.83 |
| -2 | 7,859 | 1,572 | 351 | 528 | 2.39 | 7.01 | 1.17 | 2.23 |
| -3 | 3,891 | 1,280 | 199 | 371 | 1.19 | 5.71 | 0.66 | 1.56 |
| -4 | 1,975 | 1,030 | 113 | 202 | 0.60 | 4.59 | 0.38 | 0.85 |
| -5 | 1,067 | 908 | 67 | 142 | 0.33 | 4.05 | 0.22 | 0.60 |
| -6 | 630 | 778 | 35 | 97 | 0.19 | 3.47 | 0.12 | 0.41 |
| -7 | 365 | 663 | 25 | 68 | 0.11 | 2.96 | 0.08 | 0.29 |
| -8 | 224 | 532 | 18 | 43 | 0.07 | 2.37 | 0.06 | 0.18 |
| -9 | 167 | 417 | 19 | 35 | 0.05 | 1.86 | 0.06 | 0.15 |
| -10 | 99 | 280 | 5 | 25 | 0.03 | 1.25 | 0.02 | 0.11 |
| -11 | 60 | 201 | 2 | 18 | 0.02 | 0.90 | 0.01 | 0.08 |
| -12 | 49 | 151 | 0 | 11 | 0.02 | 0.67 | — | 0.05 |
| -13 | 29 | 114 | 2 | 11 | 0.01 | 0.51 | 0.01 | 0.05 |
| -14 | 18 | 70 | 2 | 5 | 0.01 | 0.31 | 0.01 | 0.02 |
| -15 | 4 | 31 | 0 | 7 | 0.00 | 0.14 | — | 0.03 |
| -16 | 4 | 29 | 1 | 3 | | | | |
| -17 | 3 | 18 | 0 | 4 | | | | |
| -18 | 5 | 7 | 0 | 2 | | | | |
| -19 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0.01 | 0.29 | 0.01 | 0.06 |
| -20 | 0 | 3 | 1 | 4 | | | | |
| -21 | 1 | 2 | 0 | 1 | | | | |
| -22 | 1 | 0 | 1 | 0 | | | | |
| -23 | 1 | 2 | 0 | 0 | | | | |
| -24 | | | 0 | 0 | | | | |
| -25 | | | 1 | 0 | | | | |
| -26 | | | | 0 | | | | |
| -27 | | | | 0 | | | | |
| -28 | | | | 1 | | | | |

備考 年齢差(+)の場合は夫の結婚年齢が年長
 年齢差(-)の場合は夫の結婚年齢が年少
 第4表の分布割合は百分比を示したものである。

右の第四表を概観しただけでも、直ちに注目を引く点は、まず第一に、結婚当時における夫婦の身分関係の如何を問わず、夫婦の年齢差はきわめて大きな括りをもつていふことである。たとえば、双方初婚の夫婦の場合でさえも、その結婚年齢差は、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも二三歳も若いものから、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも三九歳も大きいものに至るまで、実に大きな括りを示している。しかし、このような夫婦の結婚年齢差が著しく大きい夫婦はきわめて少数であつて、結婚年齢差からいへば、このような結婚は異常的であるともいえる。大多数の夫婦は、もつと小さい

結婚年齢差で結婚しているわけであるが、夫婦総数のうちで何歳の結婚年齢差で結婚している夫婦数が最も多いか、また結婚年齢差別夫婦数はどのように分布しているかが問題になるのであつて、それは結婚当時における夫婦の身分関係別によつて著しく異なつていふ。この点について解説を試みよう。

まず、双方初婚の夫婦について見ると、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢より二歳年長の夫婦数は最も多く、夫婦総数の一三・三%を占めてゐる。夫の結婚年齢が妻の結婚年齢より二歳年長の夫婦数を中心にして、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも二歳以上大きな夫婦

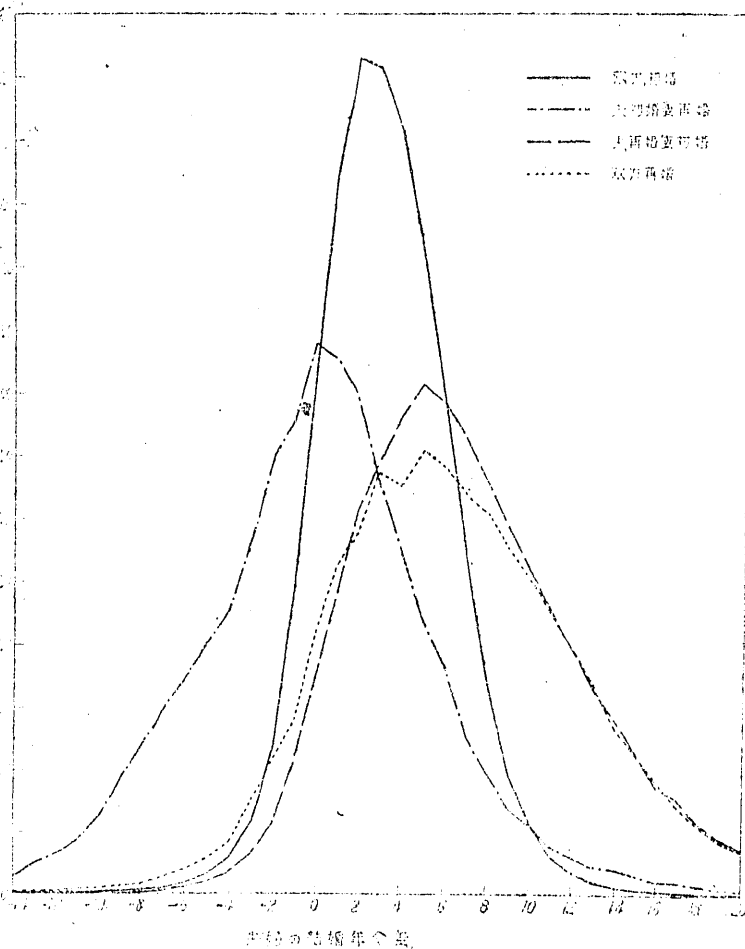
数および夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも二歳以下の夫婦数は次第に少くなつてゐる。しかし、双方初婚の夫婦の場合には、多くの夫婦は、夫婦の結婚年齢差が零歳から夫が六歳年長のところに集中して、夫婦総数に対する割合は、約七七%にも達してゐる。もちろん、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも若い夫婦および夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも八歳以上も大きい夫婦も少なくはないが、そのような夫婦の割合は比較的少ない。

つぎに、夫初婚・妻再婚の夫婦においては、夫婦の結婚年齢が同一である夫婦が最も多く、夫婦総数の八・八%である。この夫婦を中心にして、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも若い夫婦数と、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも年長の夫婦数とは、ほぼ対蹠的に次第に減少してゐる。そして夫の結婚年齢が妻の結婚年齢より五歳若い年齢差から夫の結婚年齢が妻の結婚年齢より五歳年長の年齢差までの間に、夫婦総数の七一%がふくまれている。

つぎに、夫再婚・妻初婚の夫婦においては、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも五歳年長の夫婦数が最も多く、夫婦総数の八・二%である。この夫婦数を中心にして、夫婦の年齢差がそれよりも大きい夫婦数と小さい夫婦数とは対蹠的に次第に減少してゐる。

最後に、双方再婚の夫婦においては、夫再婚・妻初婚の夫婦の場合と同様に、夫の結婚年齢が妻の結婚年齢よりも五歳年長の夫婦数が最も多く、夫婦総数の七・一%である。この夫婦数を中心にして

夫婦の年齢差別夫婦数の分布状況は、夫再婚・妻初婚の夫婦の場合ときわめて類似的である。



このように、夫婦の年齢差別夫婦数の分布形態は、結婚当時における夫婦の身分関係の相違によつて著しく異なつてゐるのであつて、これを簡明に看取しうるために、図示すれば右のようである。

資料

アメリカの都市人口

中島龍太郎

目次

- 一、序言
- 二、都市人口形成の概観
- 三、都市人口の源泉
- 四、都市人口の構成
- 五、自然増加とその地域性
- 六、都市圏とその範圍
- 七、都市圏への人口集中
- 八、経済中心地としての都市圏
- 九、結語——將來への展望

一、序言

近代國家に於て人口現象の上から特に注目すべきは、人口の地域的配置の変動、就中都市と農村間の著しい人口交流によつて都市人口の集中増大が見られると共に、それに基づいて成立した近代的都市生活が商工業を初めあらゆる近代的文化を運載する母胎をなして人口現象の上にも特有の型を示していると言ふ点であろう。誠に都市は近代文化の生み出したもつとも華々しい象徴であり、又それ故に一國文化の水準は都市の發展と活動の

形態の裡に求められざる。言う迄もなく膨大な農業人口を吸収し、商工業の比重を農業のそれより重からしめたものは、近代國家に於ける資本主義的生産の發展とその結果であり、農村に対する都市の優越は不断に行われてはより高い生産力や技術の發展と相まつて生活程度の漸時的向上をもたらしつゝある。しかし一國乃至一地方に於ける都市の發展と人口集中の増大の形相は、それに内在し、それを制約する諸条件によつて異なるものであるから各處、各地方で區別されるそれぞれ特殊な性格を表現することは論ずる迄もないであらう。所謂封建的社会を經過することなく、広大な国土と豊富な資源が近代的な資本制生産に開放されつゝ發展し來つたアメリカの都市の形成過程は世界の文明國でも最も目ざましい速度と規模を誇るものと見て差支えないし、特に現代の國際社会に占めては同國の勢力の大きさを思うとき、主として半世紀の間に行われた同國の都市化現象は極めて興味ある觀察の対象なりと言わざるを得ない。本稿はアメリカ都市發展の基礎条件となつてゐる自然的条件並びにその社会経済的條件の発

展過程について、それが集中的に表現せられた人口現象の側面に視野を限つて概観するものである。小論の基礎データは主として一九三七年の合衆國國家資源委員會の報告書によつたが、右に關しては既に人口問題研究所研究資料第二六号、第二七号に紹介した通り各方面の専門家になる人口統計關係報告の都市の部に属するものであつて、刊行が戦前であるため記載内容が大休一九三五年頃迄に止まつてゐることは惜しむべきであるが、基礎データとしては最も信用あるものと考え、特にアメリカの都市基礎的形成期を知るには最も要を得たものと考えられたので主として利用した次第である。(尙本資料第一の筆者は著名な人口學者として戦後我が國にも來朝したスクリッパス財團人口問題研究所長タムソン氏であり、第二部の筆者はシカゴ大学教授ワース氏及びクーパーランド氏で、ワース氏は、一九五〇年ユネスコ主催の國際社会学会会長として選任せられた社会學者として著名である) 尙小論の内容及び編成は右の資料にかゝらず筆者が適宜行つたものであつて、同書と共に参考書の主なるものを列挙して参考に供する次第である。

○ Population and metropolitan regions, Population Statistik 3, urban Data.

National Resources Committee 1937.

See. I. Change of urban population by Dr. W. S. Thompson of Scripps Foundation for Research in Population Problems See. II Metropolitan Regions by Dr.

Lewis werth and Lewis Copeland of Chicago University.

○ Park and Burgan ; The City. 1925.

○ R. D. Mackenzie ; The metropolitan Community, 1937.

○ S. Muntz ; Urban Sociology, 1939.

二、都市の発展とその基礎

アメリカ合衆国に於ける都市地域への人口移動は現代の世界に於ける最も注目し得る人口現象の一つではあるが、規模や速度はとも角として都市への人口集中なる現象は一般に西歐諸国で約一世紀以前から広く認められていた共通の事象であり、日本に於ても特に昭和六・七年頃から軍需産業の発達に伴いかなり急激な都市への人口集中が行われ、戦時中は人口配置を考慮して工業規制地域が設定せられ、戦後は総合国土計画の一環として人口の地域的配置が説かれていた事は我々の周知する通りである。都市への人口集中の原因は種々考えられるにせよ、要は近代産業の発達による経済的大変動の結果農業から商工業への労働力の移動が必然となつたこと、つまり工業化に基づいている。即ち都市への人口集中は都市化の程度は大きくみて一國乃至一地域の工業化の水準に依拠する所が大である。タムソンの例示する通り西歐以外の地域例えば印度では農業以外の産業に生計を依存する者一人に対して三人の農業労働者を必要としている状態では都市化の動きは極めて微々たるに止まる。農業生産に必要とされる労働人口

の多数が解放され、これが都市の他産業に大きく吸収される程度が都市成長の大きさや速度を規定することとなる。西洋諸国が過去一世紀に亘つて経験した都市化現象を可能にした事情はタムソンによれば次の四点に帰する。即ち、(一)農業生産力の増大、(二)動力機械工業の発達、(三)輸送の動力化、(四)近代的衛生施設の発達であり、これ等四つの要因は欧米大陸諸国の人口の革命的再編成を可能にしたのみならず、一定地域で扶養し得る人口量の著しい増加をもたらすに至つた。第二の工業の発達に至大の要因であることは云々逸もないが、他の三点についても合衆国の都市化現象の特質に鑑みタムソンは大きく評価している。先ず人口の非農業地域への集中は農業生産物が農民の慣習的な需要量を上廻り、人口移動に際し必要とされる新たな環境への人々の適応過程に十分な時間的余裕が与えられ、且農業生産物を他の産業部門へ輸送することが可能となる限り行われ得るものであるとする。印度で七二%の農業人口が農業に従事しているのは印度の農業生産性の低い故であり、彼等はわずかに二七%の他産業人口を維持するにすぎないことを示す。勿論この場合にも農村に於ける潜在失業や農村内の自給的工業生産の存在を考慮すれば一口に必要とされる農産物をより少ない人口で供給することは可能である。しかし何れにせよ農業労働の生産性が向上し、他産業の生産物が大きな市場を勝ち得て農業の過剰労働を都市的産業が必要とするに至らなければ人口の向都現象は起り得ない。農業の生産能

率が増大し、外国貿易による農産物入手の可能性が大となればなる程農業人口の割合は減少する。即ちタムソンは世界人口全体について農村に住み得る人口の割合は農業に必要な技術、状態がこれを決定し、個々の国にとつては、貿易の範囲とその性質、農業以外の産業の発達状態、農業労働の有機的な能率の水準が他産業人口の割合を決定することを強調するのである。人口構成の変化を招来した最大の要因は歴史的に見ても産業革命以後の生産様式、生産技術の進歩の結果であるとする見解はやゝ機械論的にすぎる様であるが、以上に加えて農業生産物の需要の弾力性が乏しいことにより生活水準の急速な向上も工業生産物への無限の欲求増大に比して極めて僅少であることが指摘されている。

次に近代都市の大きさや構造は所謂産業革命なる経済的社会的変動を招来するにあづかつて有力であつた各種の動力利用に大きな影響を受けたことが指摘される。例えば蒸気機関が大規模に利用される以前、人口百万以上を数える大都市はローマ、北京等世界でも極く少数の首都に限られて居たが、蒸気力は最初の近代産業社会の発達を可能とした最も有力な要因であつた。後に発達した電気及び内燃機関が都市形成に果たした役割と比較すると、蒸気機関は動力の発生及び輸送上の特性に基づいて工場施設の集中や、連絡指揮上経営体の近接を条件とするため商品販路の拡大にも係らず人口の特定地域への密集を招いたが、後者の輸送及び通信上の利点は逆に密集した人口を或程

度拡散せしめる作用効果を發揮したのである。もつとも後者の人口分散化の傾向は未だ決定的ではなく、少くも三十年代までは下町や工場地域の擴張を阻止したり、それを変換せしめるに足る程有力ではなかつた。しかし今後の都市が三十年代の核心都市型から非常に異つた仕方では發達するであろうことは疑う余地はないと見られる。

以上に加えて文明諸國に發達した近代の衛生施設は密集した都市人口の死亡率を低減せしめた結果、約一世紀間以上多くの歐米都市では死亡率を上廻る出生超過が継続的にあらわれ、現在も尙僅か乍ら西歐諸國の都市死亡率は農村のそれより下廻つてゐる状態である。

これらの事情が相俟つて殆ど信じ難い程の農民の向都離村運動をひき起し、またその現象は、特にこれらの条件に最も恵まれた西歐諸國及び合衆國に於て最も大規模に行われるに至つたのである。

以上が原著者の都市人口發達に関する一般的要因の紹介であるが、これに引き続いてアメリカの都市人口の実証的考察に入つてゐる。

三、都市人口形成の概観

アメリカの都市化の実情を人口の面から簡単に見る。最初の全国的な統計調査が行われたのは一七九〇年であつて、当時の数字によれば全人口の九四%が農村及び人口二五〇〇人以下の町に住んで居た。ところが一九三〇年の農村常住人口は総人口の四三・八%に減少し、その内農業地帯の居住者は二四・六%に過ぎないのである。(註)

(註) ここで農村というのは農業地帯のみならず人口二五〇〇人以下の行政地域を含む全地域であり、Rural Communityとして都市 Urban Community に對する総称である。

所で右の一四〇年間の人口増加は農村に於て実数三七〇万人から五三八〇万人へ、即ち約三〇〇倍の増加であるが、人口二五〇〇人以上の行政地域をなす都市人口は一七九〇年二・九万人から一九三〇年六八九五万人に達し、全国人口に對する割合は約六%から五六%へ上昇し、その増加倍率は実に三〇〇倍に當つてゐるのである。これを都市の人口規模別に見ると一八二〇年迄は人口二〇万人以上の都市は一都市もなく、ニューヨークも一八五〇年には五〇万人にや、欠け、一〇〇万人を超えたのは一八八〇年代に入つてからである。ところが一九三〇年になると全国総人口の「八分の一」に當る人々が人口一万人以上一〇万人以下の都市に、約三割に當る人々が人口一〇万人以上の都市に居住し、就中人口二五万人以上の都市人口は一七九〇年の六・一万人から一九三〇年の四九〇〇万人へ、大約八〇〇倍に増加してゐるのである。即ち大都市と小都市を比較すれば前者の増加率が後者より高いのである。これを人口一〇万以上の都市を中核として形成されてゐる全国九六の都市圏 (Metropolitan region or district) として見ると、その居住者は一九三〇年全国総人口の四四・六%を占めてゐるが、過去一〇年間の増加率は全国総人口の一六%に比し二八・三%に上つてゐる。またこれと共に注目し

値する新しい傾向は都市圏内部の人口集中度の地域的差異である。一九二〇年以前の圏内の地域別成長率を示すデータを使用し得ないことは残念であるが、少くも同年以降はこの地域内の中心都市はその隣接地域より増加緩慢であり、小衛星都市と周辺農業地域が他の地域社会 (Community) より急速に成長しつゝあることが第一表の通り明

第1表 都市圏の人口割合 (%)

| | 1920年 | 1930年 | 増加率 |
|------|-------|-------|------|
| 中心都市 | 72.4 | 69.1 | 22.3 |
| 周辺地域 | 27.6 | 30.9 | 44.0 |

示される。この現象は大都市への人口密集化の減退とまで言い得ないにしても少くも都市圏への移住者の大部分が人口の疎散な地域に居住するに至つたことを示すものであり、この結果都市圏の形成が一層容易となるのである。ちなみに合衆國に於ける都市圏周辺地域以外の農村人口の割合は全国人口に對して一九二〇年には四三・八%から三九・一%に減少し、その実人口の増加割合は三・七%に過ぎないが、農村に居住する非農業人口の大部分は都市圏に居り、その人口割合は一九二〇年の一九・〇%から一九三〇年の一九・三%へ、実数にして約四〇〇万人の増加を示してゐるのである。

以上を要するに人口の都市集中化は若干その勢

を弱め、以前中心都市へ入った人口の多くをその周辺地域に滴下せしめて居る状態を示すものであるが、恐らくこの郊外地域の成長は自動車利用の拡大、電気サービスや通信設備の普及発達によるものであると考えられる。この現象から直ちに将来都市の設計図を描くことは困難であるとしてもこの傾向が続いて見られる限り将来の都市社会に於いては中心都市の重要性が減少し、これに代つて周辺地域が居住及び経済的企業の適地として重視せられるに至ることを推測せしめるのである。

以上の如き都市の発展は地域別に見ると、その成長率にかなりの差異が認められる。例えば一九二〇—三〇年間の都市人口の増加割合を見ると大西洋沿岸都市二五%、大湖地方都市三六%、南部都市五三%、西部沿岸都市六五%となつて居り、北東部の都市は数十年以前には全国で最も速かな成長率を示し、その大部分就中、中部大西洋諸都市は其後も每一〇年毎に尙人口増加を続けつゝあるが、其の増勢は他の新しい地域の都市程著しくない。こゝに、二、三〇年間増加の停滞したニューイングランド地方を除いて他の諸都市が尙発達しつつある北東部及び大湖地方に比較すれば、南部及び極東部の諸都市はより急速に成長しつつあり、人口減少傾向を示す大都市の多くは北東部特にニューイングランドに見られる。これ等の新しい発展地には広汎な経済的機會が見出される故に当然の傾向と言えるが、経済的機會が常に新領域に最大であるとは決して言えないのである。最近二〇年間に最も急速に発展した地域はデトロイト

圏であるが、全般に大湖地方の諸都市は重工業の発達の結果きわめて急速に人口増加したが、これに次いで南西部のテキサス諸都市は農業の南西部への進出と石油鉱業の利益を受け、又フロリダ、カリフォルニアの諸都市は果樹栽培等の特殊農業と、居住に適した気候風土のおかげで大きな人口吸収を示したのである。

確かに断言することは難しいとしても、将来の発展を予想される地域として、農業の拡大と石油工業の隆盛が一息ついた隣には高度の商工業の活動地域が都市人口の増加を大きく吸収する可能性が考えられ、従つて西部諸都市への人口移動のウエイトは減少し、デトロイト、ゲリー、ウイスコンサルムスについて、ロサンゼルス、ダラセス、マイアミ等の諸都市の発達が今後十年間に予期し得ると述べられている。北東部に堅実に発達し人口を密集せしめた伝統的な重工業と、南カリフォルニア、フロリダ、テキサス、リオ、グラデ、デアリーに散在する新興の鉄鋼工業との将来の有望性は筆者ダムソン氏によれば後者が有利であると見られている。

尙都市の人口密度についてのダムソンの見解によれば、元来都市の「平方哩」又は「アール」平均の人口については今日迄充分参照の価値ある報告を見ることは出来ない。都市により行政上の差異から、例えば郊外地域や公園運動場を含めるかどうかにより、また特殊な地理的条件により人口密度は著しく異つて表わされるので、これによる比較は余り意義のないものとなる。合衆国の全部

市中インデアナポリス市の人口密度は最少で平均哩一五人、ピッツバーグ市は最大で一八三人であるが、この数字算出の基礎となる地域は社会的な集団性や市民の生活状態とは殆ど無縁であると述べている。

三、都市人口の源泉

産業革命前の西欧都市の大部分は人口一〇万を超えず、世界有数の大都市ロンドンすら五〇万位で、しかも出生に対する死亡超過は毎年一万から二万に上つて居り、人口の給源は専ら農村よりの人口移動に依つて居た。合衆国に於て都市が人口を吸収し来つた源泉は次の三に歸せられる。第一は最近時迄都市農村共比較的多数に上つた出生数の死亡数に対する超過（自然増加）であり、第二は最近数十年間を通じて合衆国大都市の人口増大の主要源泉をなして居た外国生れの移民であり、第三は国内の都市農村間の人口移動であつた。この内最後のものは最近の外国移民の減少にとともに相対的に重要度を加え来つたものであつて、この傾向は将来益々大となるものと考えられる。例えば合衆国農林省の統計資料によれば一九二〇年より一〇年間の差引農村人口は約六〇〇万とされて居り、又若干の標本調査の結果から推測するに農村に増加し初めた非農業人口中、都市へ赴いた総人口は、自然増加に期待される総人口にほぼ相当していることが示されている。概算自然増加を基に推計するとこの一〇年間の都市人口の増加は一四六〇万で内六五〇万が移住者で、外国移民が

約三〇〇万、国内移住が約三五〇万となる。また一九三〇年の自然増加は三三〇万―三五〇万見当であり、其の他は市域の拡張等によるものと見られる。ちなみに一九二〇年度の自然増加は四四〇万乃至五一〇万と推計せられる。

さて一九三〇年代以降の都市人口の給源を考へるに大都市に於て年令構成が益々正常化して行けばその出生率は既に現在の人口を維持して行くに足りず、三〇年代以降殆ど禁止されている移民の流入は以前の状態に恢復することを予測できないから、仮に都市の現在人口が出生のみに更新を委ねるとすればせいぜい一〇年か二〇年でその人口を減少することゝなる。例えば一九二九年―三三年の都市婦人の出産力は一九五五年―五九年にはその七八%に下降し、平均壽命が五年置に増加し外国の移民なしと仮定推計すれば都市人口は一九四五年には漸増して七〇七八万人となり一九三〇年に対し一八〇万の増加となるが以後減少傾向をとり一九六〇年には六八五〇・九万人となる。

然りとすれば此の推計の結果は將來の都市人口の増加が主として都市農村間の人口移動に依存することを示すものとして興味があると思われる。

従来国内の人口移動は多くの場合出生率高く経済的機会の乏しい地域から行われ、一九二〇―三〇年の間には南部及び中西部の農村より都市への移動が極めて多数に上つた。然るに一九三〇年以降は不況を反映して農村人口の流出は大減少を示し、一九三〇年六月一日―三五年一月一日の間の流出人口はわずかに六〇万人と推定せられてい

る。これに加えて外国移民の渡航禁止及び移民の死亡の結果都市人口増加の主要部分は合衆国の歴史上初めて自然増加に依存することになつたと推定せられるのである。即ち一五〇万人の自然増加と、農村の非農業人口の自然増加部分に相当するにすぎない六〇万人の移住者と合せて約二一〇万の都市人口増加は以前の五年間と較べると非常な減少を示している。何れにせよ將來共都市の人口自然増加は農村より大となることは予測し得ないから、都市人口の補給は益々農村よりの移住に依存せざるを得ないと言へるのである。

四、都市人口の構成

1、男女別構成

合衆国都市人口の性別構成の特色は日本の一般傾向と反対に男子に対する女子超過が見られる点にある。この理由は、女子の死亡率が男子より低い事と、農村よりの移住者に女子が多いためである。

都市の規模別に性をみると第二表の通りであつて人口五〇万以上の大都市をのぞけば都市は女子が多く農村は男子が多い。又種別別には移民よりなる外国生れ白人を除けば何れも右の傾向が一樣である。これを更に年令階級別に見ると都市に於ては(〇―四才)階級をのぞきどの年令階級も男子超過はなく、また(一九二九―三一年)の死亡率に基づき作成せられた生命表の比較より推計するも都市への移住者は男子より女子の方が多く且つ若いのである。もつとも右の一般事情は諸都

市の構成によつて多少色合がある。例えばニュー

第2表 女子100に対する男子数(1930)

| | 総数 | 本国生れ人 | 外国生れ人 | 黒人 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 人口50万以上の都市 | 100.5 | 97.5 | 110.1 | 97.3 |
| 人口25~50万の都市 | 95.6 | 94.0 | 113.2 | 90.4 |
| 人口10~25万の都市 | 97.1 | 95.5 | 108.8 | 92.8 |
| 人口2.5~10万の都市 | 96.3 | 95.0 | 110.0 | 87.7 |
| 人口0.25~2.5万の都市 | 97.2 | 96.1 | 114.3 | 88.7 |
| 農村非農業人口 | 105.0 | 102.9 | 130.4 | 102.8 |
| 農村農業人口 | 111.0 | 111.6 | 139.4 | 101.2 |

ヨーク、シカゴの様な外国移民の多い都市は(一五―二九才)階級は女子が男子の八六・二%にすぎないが、国内移住の多い(三〇―四四才)階級は一〇七・一と女子超過を示す。黒人は一般に(四五―六五才)階級は男子超過で特に大都市にこの傾向強く、移動に於ける性別は本国生れ白人よりむしろ外国生れ白人に類似している。年令階級別にみた黒人のこの特色は、一部黒人婦人が四五才

以上の年令と申告することを好まぬ理由から統計表に表わされた誤差によることも一考の余地がある。

2、年令構成

合衆国人口の年令構成は外国よりの移民と国内移住者のそれによつて特徴づけられて居り、特に都市と農村間の差異はかなり顯著である。一八四〇年に於ける人口二五〇〇以上の都市と農村の人口を年令構成の上から見ると(一〇―四才)階級は都市では総人口の一五・〇%、農村では一七・八%、逆に(五―二九才)階級は農村に対し都市は五割高、(三〇―三九才)階級は約三割高の割合を占めている。しかもこの一般的図式は一八四〇年以來余り變つて居ないから、合衆国に於ても大休他国と同様に都市は常に青壯年期の相対的により大なる部分を占める成人人口と生理的に被扶養期にあたるより少なる部分を占める幼年人口を保有しているのであつてこの点では農村より有利な条件に立つことになる。従つて死亡率の比較は年

第3表 デトロイト市 バツファロウ市の年令階級別人口割合% (1930年)

| 年令 | デトロイト市 | バツファロウ市 |
|-------|--------|---------|
| 0~4 | 9.3 | 8.3 |
| 5~9 | 9.5 | 9.1 |
| 10~14 | 8.5 | 9.0 |
| 15~19 | 7.9 | 8.7 |
| 20~24 | 9.7 | 8.7 |
| 25~29 | 10.9 | 8.5 |
| 30~34 | 10.2 | 8.5 |
| 35~39 | 10.0 | 8.7 |
| 40~44 | 7.6 | 7.5 |
| 45~49 | 5.5 | 6.1 |
| 50~54 | 3.8 | 5.0 |
| 55~59 | 2.6 | 3.8 |
| 60~64 | 1.8 | 3.2 |
| 65~69 | 1.3 | 2.2 |
| 70~74 | 0.8 | 1.5 |
| 75以上 | 0.7 | 1.1 |
| 計 | 100.0 | 100.0 |

第4表 都市の規模別、都市農村別、特殊年令階級別人口割合 (1930年)

| 都市規模 | 20才未満 | 65才以上 |
|-----------|-------|-------|
| 50万以上 | 73 | 10 |
| 10~50万 | 77 | 12 |
| 2.5~10万 | 84 | 13 |
| 0.25~2.5万 | 95 | 15 |
| 農村 (非農業) | 132 | 18 |
| (農業) | 110 | 18 |
| (農業) | 152 | 17 |

備考 (20~44才)階級の人口を100とする。

令構成のひどく異なる都市相互間又は都市農村間で行つても余り意義が認められないことになる。都市の年令構成はその性格や特質によつてかなり異なることは言う迄もないがその一例として対比的なデトロイト市とバツファロウ市を比較すれば第三表の様になつて居る。即ち他の事情を同じとすれば年令構成上デトロイト市の方がより生産的であつて学校其の他の公共諸施設の改善に要するより多額の賦課にたえ得ると考えられる。都市の社会公共施設の型を決定する重要な要因は年令構成にあり、例えば一九三〇年の人口一〇万以上の都市に於ける就学年令に當る二〇才未満の幼少年の数は第四表に示される通り農村の約半分であるから、この事情に応じて農村と都市とは別個に各種の対策を講ずる必要が認められるのである。特に経済的に重要なことは年令構成を異にする人口集団に於ては一般に消費單位に対する生産單位の割合、換言すれば一生産單位に賦課される消費負担の大きさが異なつて來ることである。一九

三〇年の統計から計算すると生産單位人口一に対する消費單位人口の割合は都市では一・六一、その内人口一〇万以上の都市は一・五八であるに對し農村では一・七六、その内農業人口は一・八一であつて、人口一〇万以上の都市に比較すると農業者の一生産單位は〇・二三消費單位の負担過重となつて居る。即ち實質的な消費負担が都市と農村で同一であると仮定すれば都市化した地域にある人口程負担は軽く、従つて余裕があると考へることが出来る。(註)

(註) 消費單位及び生産單位の年令階級別指数は Thompson Warrens & Weipon R. K. Population trends in U. S. 参照

3、人種及び出生地別構成

社会問題の見地から見てアメリカ諸都市が直面している看過し得ない現象は、その人口が若干の異なる国籍及び人種集団に所屬して居る事である。一八七〇年最初の統計報告によれば都市人口中本國生れの白人は總数の二三・一%、外國生れ

第5表 主要都市の人種別、出生地別割合% (1930年)

| 人種及び 出生地別 | 本国生れ | | 外国生れ | | 其の 他人種 |
|--------------|------|------------------------|-------------|------|-----------|
| | 白人 | 白人及び 混血児 (アメリカ人) | 白人 (他国人) | 黒人 | |
| 都市 | | | | | |
| ニューヨーク | 21.7 | 40.2 | 33.1 | 4.7 | 0.2 |
| シカゴ | 27.9 | 39.5 | 24.9 | 6.9 | 0.7 |
| デトロイト | 34.3 | 32.1 | 25.5 | 7.7 | 0.5 |
| シンシナチ | 58.5 | 23.1 | 7.7 | 10.6 | 0.1 |
| アトランタ | 61.6 | 3.3 | 1.7 | 33.3 | 0.0 |

第6表 都市及び農村人口の人種別、出生地別割合% (1930)

| 人種、出生地 | 年 | 本国生れ | | 外国生れ | | 黒人 |
|----------------------|----------------------|------|------------------------|-------------|------|------|
| | | 白人 | 白人及び 混血児 (アメリカ人) | 白人 (他国人) | 黒人 | |
| 都市の規模 | 人口100万 以上の 都市 | 1890 | 24.8 | 36.0 | 37.0 | 2.1 |
| | | 1910 | 22.9 | 37.9 | 36.4 | 2.6 |
| | | 1920 | 24.7 | 39.7 | 31.5 | 3.9 |
| | | 1930 | 28.8 | 36.6 | 27.1 | 6.2 |
| | 人口50 ~100万 の都市 | 1890 | 27.6 | 38.7 | 32.3 | 1.3 |
| | | 1910 | 33.1 | 35.0 | 25.9 | 5.9 |
| | | 1920 | 26.8 | 34.1 | 23.3 | 5.3 |
| | | 1930 | 39.0 | 34.1 | 19.1 | 7.1 |
| | 人口25 ~50万 の都市 | 1890 | 28.7 | 36.8 | 28.5 | 4.9 |
| | | 1910 | 33.8 | 35.3 | 24.3 | 6.1 |
| | | 1920 | 45.4 | 29.7 | 16.8 | 7.7 |
| | | 1930 | 53.0 | 22.8 | 11.3 | 11.7 |
| 人口0.25 ~1万 の都市 | 1890 | 54.0 | 21.1 | 16.3 | 8.4 | |
| | 1910 | 57.7 | 20.5 | 13.6 | 8.0 | |
| | 1920 | 60.9 | 20.6 | 11.3 | 7.0 | |
| | 1930 | 64.5 | 18.7 | 8.1 | 6.3 | |
| 農村 | 1890 | 63.2 | 12.5 | 8.8 | 4.8 | |
| | 1910 | 64.0 | 13.4 | 7.7 | 14.3 | |
| | 1920 | 65.9 | 13.5 | 6.5 | 13.4 | |
| | 1930 | 68.1 | 12.5 | 4.9 | 12.4 | |

の白人は二三・一%を占め、一九三〇年度の統計によれば前者は五四・六%、後者は八〇・三%となつてゐる。すなわち都市に於ては外国生れの者が本國生れに比してより多い割合で居住して居り、特に大都市に於ては外国生れの者とその子が圧倒的に多い。人口一〇〇万以上の都市について見ると総人口に対する外国生れの者の割合は一八・九〇年七三%、一九一〇年七四・三%、一九三〇年六三・七%と何れも半ば以上を占めて居るが、

右の年次中漸減した部分は白人及び黒人の本國生れの子供が増加したからである。合衆国の都市間には急速な膨脹の結果によるのみならず、その住民の世界史上未曾有の民族混在と人種生國の差異からも生じ得ることもけだし首肯し得る所である。人種及び出生地別の人口構成状態が各都市の性格や規模によりかなり異なることは第五表及び第六表に見る通りであるが詳細な説明は省略する。

一九二〇年、三〇年代に於ける合衆国人口の職業別構成を概観すると、注目をひく第一の点は非工業都市たるワシントン、ダラス、デックスを除けば一〇年間に工業人口の割合は減少し、サーヂイス業、商業及び書記的職業群が増加したこと、第二に工業人口中賃銀労働者の占めてゐる割合が他の雇傭者にくらべて減少した点にある。賃銀労働者は一〇〇とする他の雇傭者の割合は一九二〇年には一六であるが、一九三〇年には一八に増加し

たが、この傾向はこゝ一〇年間のきまぐれな現象ではなく全国の職業別人口構成の推移傾向からも認められている。従つて大都市の継続的且急速な成長は工業人口中心に行われていと言ふより、商業及びサービス業の中心地として増大した役割に基づくものであり、都市の成長を問題にする場合には相対的に重要さを増した所謂ホワイト・カラー群に注意しなければならぬ。第七表によつて人口集中度による地域別雇傭者の割合を見れば

第7表 人口集中地域別雇傭者の割合

| 年次 | 全 国 | 第一次集中地域 | 第二次集中地域 | 其の他の地域 | |
|------------------------|------|----------------|--------------------|--------|------|
| | | (人口10万以上の93都市) | (93市の市外地区及び47工業地区) | | |
| 指 数 | 1899 | 100 | 44.6 | 18.4 | 36.9 |
| | 1929 | 100 | 43.8 | 21.1 | 35.1 |
| 人口1000に 対する雇傭 者数 | 1899 | 62 | 124 | 106 | 134 |
| | 1929 | 72 | 106 | 105 | 45 |

第8表 工業賃労働者の地域割分布割合. %

| | 1899 | 1919 | 1929 | 1931 | 1933 |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| A. 主 要 都 市 | 39.5 | 36.1 | 35.1 | 35.2 | 33.1 |
| B. 衛 星 都 市 | 3.7 | 3.6 | 2.9 | 2.9 | 2.7 |
| C. A Bの周辺工業地域 | 14.6 | 18.6 | 18.2 | 18.2 | 18.7 |
| D. A B以外の人口10万以上の都市 | 5.9 | 6.3 | 6.9 | 6.9 | 6.7 |
| E. D の 周 辺 地 域 | 1.1 | 1.6 | 1.6 | 1.7 | 1.6 |
| F. A-E以外の工業地域 | 8.4 | 8.3 | 9.3 | 9.7 | 10.3 |
| G. A-F以外の地域 | 26.8 | 25.5 | 26.0 | 25.4 | 27.0 |

ば判明する通り、地価高く人口が密集して居るため輸送困難な中心都市(第一次集中地域)から若干の工業が第二次集中地域に分散しつつあることが示される。しかし諸統計の示す所では、産業は一般に尙高度に大都市中心に集中して居り、住宅事情や独身者の勤務先への依存などから、労働者は今後も尙多数が人口密集地域に住み続けるであろうことが予測される。要するに人口分散の決定的確定はなくても、以前の様に急速に大都市へ人

口が移動して来ないであろうと推測する証左は存するのである。参考のため一八九九年からの合衆国工業統計による賃労働者の地域的分布を見れば第八表の通りである。

尙人口の職業別構成の変遷につき附言すれば將來交通の発達により中心都市外廓の余り混雑してない地域に住宅が設けられることとなり、過去の都市構成を規定して来た諸要因の変化を招いた現在の傾向は単に人口の都市集中現象のみならず近代都市の構造自体を強く変化せしめるであろうと予測せられ、そこに今後の関心が向けられると思われる。

五、自然増加とその地域性

合衆国に於ける自然増加は出生率を中心に見ると、都市が農村より低いことは周知の通りであるが、オハイオ州の統計が示す様に死亡率もまた都市は農村よりやゝ低い傾向を示している。自然増加について決定的な意義を持つものは死亡率より出生率であるからこれを中心に見て行くことにする。先ずオハイオ州の統計によつて人種及び出生地別の出生率を見ると第九表の通りであつて、粗出生率に於ては都市と農村の差はごく少なく、特に外国生れの者及び有色人種の場合は却つて都市の方が高くなつて居るが、精出生率による比較の結果はこれが都市の年令構成の特質に基づくものであることが明かにされる。即ち精出生率による出生力は外国生れ白人、本国生れ白人、有色人種の順であり、都市農村の差は本国生れ白人が生れ白人が最も

第9表 オハイオ州婦人の出生率 (1930年)

| 人種, 出生地 | 粗出生率 | | 精出生率 | |
|---------|------|------|------|------|
| | 農村 | 都市 | 農村 | 都市 |
| 総 数 | 36.8 | 35.2 | 43.6 | 32.9 |
| 本国生れ白人 | 36.8 | 33.8 | 43.7 | 31.6 |
| 外国生れ白人 | 37.2 | 42.2 | 47.5 | 41.7 |
| 有色人種 | 35.5 | 41.5 | 37.0 | 33.6 |

備考 婦人1000に対する出産児数を示す。

高く、次で外国生れ白人、有色人種の順となり、都市化が出生力に及ぼす影響の強さが人種出生地により相異なることが明かとなる。ニューヨーク州一九三〇年の場合を見ると都市の規模別、都市農村別居住者の出生率は、人口一〇〇〇〇に対し人口二五万以上の都市が一七・〇、一〇万以上二五万未満が一六・二、五万以上一〇万未満が一六・七、二・五万以上五万未満が一六・八、一万以上二・五万未満が一七・九、農村が一六・三となつて大都市がその年齢構成に応じて概して高くなつて居る。同州の(一五—二二才)の女子一〇〇〇〇に対する出産数を見ると

| | 在籍人口 | 居住人口 |
|----|------|------|
| 都市 | 七六・五 | 六九・〇 |
| 農村 | 六〇・三 | 七八・八 |

となつて居る居住者の方はその出生率が農村にかなり高く表わされている。更に(二〇—三四才)の婦人及び既婚婦人について都市農村の差を見ると、農村では前者の場合二六%から四〇%、後者の場合一六%から三〇%位都市の出生率を上廻つて居り都市と農村の婦人の妊孕力の差が明らかとなる。

次に(二〇—四四才)婦人一〇〇に対する女児数をオハイオ州の場合について見ると農村は一一人で一人超過し、都市は八五人で一五人不足し、これ等の女児の二十年を経過後の生残数は農村一〇四人、都市七五人となる。更にこれを出生地別に見ると外国生れの者は一般に本国生れの者より出生力が高いと信ぜられているが、都市と農村を比較すると、都市在住の外国生れ白人は男女児数二二四人で農村在住の外国生れ白人の二二六人に比較してより少なくなつて居る。黒人は前者より更に低く、(二〇—四四才)婦人一〇〇に対する女児数は農村に於て一七二人、都市では一五一人都市農村合せて一五七人で、二〇年後の生残児数は高い死亡率により農村八三人、都市七三人、都市農村合せて七六人となつて居る。

以上は各州別統計による観察であるが合衆国全体について見ると都市の規模(人口)が大きくなるにつれて子女の率は例外なく低下して居り、しかもこの傾向は一九一〇・二〇・三〇年各年度を通じて各地方共一様に認められる所である。これを全国について見たものが第一〇表であるが、要するに本国生れ白人の(二〇—四四才)婦人の産児

第10表 20~44才婦人 100に対する子女数

| | 合衆国 | 都市 | (10万以上) | 農村 | (農業人口) | (非農業人口) |
|--------|-----|-----|---------|-----|--------|---------|
| 本国生れ白人 | 499 | 380 | 337 | 683 | 609 | 752 |
| 外国生れ白人 | 548 | 513 | 479 | 770 | 690 | 925 |
| 黒人 | 554 | 355 | 335 | 788 | 605 | 885 |

市人口と農業人口とでは一六四%の大きなひらきとなる。つまり婦人の出生力は都市と農村間、大都市と小都市間で最近二五年間を通じて恒常的な差違が存することが明かとなるが、この原因は年齢構成や偶然的の要因によると言うよりそれぞれの社会(生活空間)に於ける生活の仕方 Made of Living の相違を反映した結果と考えられている。

以上は産児数を中心とした出生力の観察である

数は、大都市に対し農村は約二倍であり、全農村と都市を比較しても約八割方農村が多くなつて居る。外国生れの白人について見ると都市と農村の差は本国生れ程大きくないが、それでも約五割のひらきがあり、大都市人口と農業人口では九三%の差を示す。更にこの差は黒人に於てより著しく、都市と農村では二倍以上の一三二%、大都市人口と農業人口とでは一六四%の大きなひらきとなる。つまり婦人の出生力は都市と農村間、大都市と小都市間で最近二五年間を通じて恒常的な差違が存することが明かとなるが、この原因は年齢構成や偶然的の要因によると言うよりそれぞれの社会(生活空間)に於ける生活の仕方 Made of Living の相違を反映した結果と考えられている。

が、更に出生適令期にある婦人に対する(〇・一四才)の子女の率を検討して都市人口の再生産がいかに行われつゝあるかを見る。合衆国の生命表の死亡率から同表の白人人口を維持するに必要な五才以下の児童の(二〇・二四才)の婦人一〇〇に對する指数を推計すると(一九一九—一九二一年)は四六九、(一九二九—一九三一年)は四四四となる。これを一九三〇年の実際の児童数と比較すると都市の白人は永く現在人口を維持し得ないことが明らかとなる。即ち同年の都市児童数は必要児童数の八六%にすぎない。之に對して農村在住非農業人口は標準一〇〇よりも三七%、農村在住農業人口は七〇%、全農村在住人口は五四%上廻つてゐる。自然増加より見て都市人口の減少と農村人口増加の傾向は今後も継続されるであろうが、都市人口が実際に減少するのは外部よりの移住が行われなくなつた時初めてはつきり現われるであろう。一九三〇年は人口一〇万以上の都市人口三六三〇万、農村在住農業人口三〇一〇万であるから後者が前者を超えることは現在の出生率では起り得ないことは明らかである。扱前述の児童数は都市の規模や人種により異つて居るから、こゝに代表的な本國生れ白人の場合と黒人の場合をとつて都市農村別に見ると第一表の通りである。第一表の數字中に含まれてゐる都市人口の再生産の諸相中注目すべき点を要約すると、先ず出生に對する死亡についてサンフランシスコ市は(一九二七—一九二九)の間、ロサンゼルス市は(一九三三—一九三四年)の間何れも死亡超過となつてゐる。恐らく

第11表 100人の(20~44)才婦人の現在人口を維持するに足る児童数(1.00)に對する現在の児童数(0~4)才の割合

| | 1920年 | | 1930年 | |
|--------------|--------|------|--------|------|
| | 本國生れ白人 | 黒人 | 本國生れ白人 | 黒人 |
| 市 | 0.85 | 0.57 | 0.86 | 0.71 |
| 人口 10 万以上 | 0.75 | 0.50 | 0.76 | 0.67 |
| 2.5~10 万未満 | 0.86 | 0.57 | 0.88 | 0.71 |
| 1.0~2.5 万未満 | 0.96 | 0.65 | 0.97 | 0.79 |
| 1.0 ~ 0.25 万 | 1.06 | 0.72 | 1.04 | 0.83 |
| 農村 | 1.59 | 1.43 | 1.54 | 1.58 |
| 非農業人口 | 1.38 | 1.05 | 1.37 | 1.21 |
| 農業人口 | 1.74 | 1.59 | 1.69 | 1.78 |
| 合 衆 國 | 1.18 | 1.06 | 1.12 | 1.11 |

現在高い再生産率を有する諸都市も早晩上記二市に追隨するのではなからうかと思われる。また外國生れの白人は本國生れの白人に較べて子女率は高いけれども、彼等は屢々移動し、死亡すればその子女は本國生れとなる故に人口の恒常的要素とはなし得ず従つて指数を算出し得ない。三〇年代の移民政策の變化にかんがみ外國生れの婦人は一九四〇年には再生産の見地より見た重要性を失うに至るであろう。黒人については多くの都市で彼

等の死亡が出生を超過して居り、主として農村に於ける高出生率の故に都鄙間の再生産の差は本國生れ白人より大きい。後者と異りその高い死亡率に基づき必要とされる再生産の基準が高いことから(白人の四四四に對し四九八)實際の再生産状況は必要とされる水準に到達し得ない状態である。

以上に見た通り合衆國では人口一〇万以上の都市中、再生産の基準を越ゆるはわずかに三市に過ぎず小都市をのぞけば一般に都市の再生産は完全に行われて居ないのが実状である。有利な年令構成が死亡率を小とならしめてゐる為に大都市の出生超過は早晩その弱点を露出するであろう所の過渡的な現象であるが、この都市再生産の失敗は近代都市生活に對する最も重要な一つの見解——都市の自滅化を生むに至つた。ボストン、バッファロー、シカゴ、シンシナチ、クリートブランド、コロンブス、インディアナポリス、ピッツバーグの八都市に於ける年令五才以下の子女数の婦人数に對する分析の結果によれば、その児童数が再生産基準に到達してゐる婦人は全婦人中の二〇%に過ぎず、八〇%の婦人は出生により自分達夫婦の數だけの児童を生み得ない状態にある。所で再生産により人口を維持し得ない現象そのものは何も目新しいものではないが、それが過去の如く死亡率の過剰によらずして頗る著しくなつた出生減退に基づいて居る處に問題の現代的性格が存するのである。都市人口の割合が増大し、農村の出生率が都市のそれに追隨するならば新しい人口の獲得は

漸時困難となるのであつて出産力の基礎的調整の必要は單に都市生活に関するのみならず次第に國民生活全般の領域に認められるに至るであらう。都市と農村の出産率の差異が生ずる理由は色々考えられるであらうが、此の問題の考察に重要な示唆を与えるのは両地域間の生活様式の相異であらう。都市では社会的地位や仕事、個人的享樂や奢侈により高い価値が与えられる結果、これ等を維持するに必要な配慮が再生産の滞り無い進行を阻止するのである。両地域間に認められる此の点の相異は主として兩者の經濟的生活条件の差異に基づく故に農村の生活程度が都市の水準まで上昇すれば兩地域間の出産力の差異は解消すると考えられている。この相異がいつまで存続するかはとも角として、現在の所、人間が若くから都市的環境の中に居る事はとりも直さず彼等の再生産を失敗せしめる状態に置くことを意味し、根本的には都市の産業体制を再組織し、近代都市の産業文化が内包している矛盾を解決することによつて人間が生物的によりよく生き続け得る様にするのである。いかなる再組織が都市人口の再生産を向上せしめるに有利であるかは、再生産に対する決定的要因の分析がなされぬ以上十分正確には述べ得ない所であるが、概して言えば都市生活は一般に個人的な奢侈享樂への野心と欲望を刺戟するものであり、その反面家族の扶養は農村より困難且つ不安定となり易い環境雰囲気に取りまかれてゐる。又都市の密集居住地域では子女を養育する欲望が弱まり勝て、しかも都市では個人の經濟的生活が

全經濟組織の効果的活動に依存する度合が強いため、都會人は將來の不安定な運命に身をゆだねるとともに慎重たらざるを得ないのである。これと共に都市の婦人は男子以上に農村の伝統的な生活様式から解放されて居り、しかもその解決の要求が継続的な育児負担からの自由に向けられて居る事情を看過することは出来ない。重要な事は文明はそれ自体継続しなければ存在の意味を失うが子女の適當数が得られなければこれは不可能だといふ事である。「適當」といふ言葉は相對的なものであるが合衆國の様な富裕な國家で人口の維持が十分に行われ得ないことは永い眼で見ても不當であると断言し得るのである。勿論都市に於ける人口再生産の失敗は資源と人口との間の調整を意圖した社會政策の結果ではなく、家族制限は夫婦の関心や希望によつて意圖された個人的調整に過ぎないから、これによつて直接にせよ間接にせよ將來社會の福祉やより良き文明の維持に貢献するであろう保証はいささかも与えられて居ない。優生学者がしばしば説く様に人口の再生産に失敗した人々が生物学的に見てより優秀であるかどうかは別として、この失敗によつて都會生活では個々人の適應性が乏しいとは断言出来ない。その理由はつまり、より多くの人々が人口再生産を通じて社會に貢献し得ないものを職業生活や生活様式を通じて実現することを強く要求せられて居るからである。しかしかかる種類の適應は移民による新都市建設の場合に良く示される様に最初は貧弱ではあつたが、適応過程に傳統的基礎が欠除

するため因襲の拘束を免かれる利点の反面、一定の目標を堅持してより安定した状態に於ける繁榮をもたらしべき行動の一致に欠け勝ちとなるのである。人々が環境を異にして大規模に移動する場合には、その性格や生活目標に混乱不統一が起り易いが、本國生れたると外國生れたるを問わず都市人口が移民によつてその大部分を形成している以上、この混乱は將來も続くであらうし、又逆にその結果都市が人口再生産の失敗を繰返して居る限り、向都離村現象は続くと推測せられ得るのである。

※

尙本節の最後に都市と農村間の距離が兩地域の出生率の差を決定するに足る重要性を示すかどうかについて、人口問題研究委員會が資源委員會都市化小委員會と協力し一九三〇年の統計を検討した結果を補足する。先ず比較の対象たる十六地方について、次の様な諸要素を考慮して選擇した地域別に出生力の検討が行われた。

都市よりの距離、調査地域内の農地割合、農村人口中農業人口の割合、人種、出生地、年令、性。この結果例えばニューヨーク州ロチェスター市の南方では(一五—四四)才の成人一〇〇に對する五才以下の児童数は、都市より二〇哩以内の区域では一八七乃至一九六で、(二〇—五〇)哩の距離にある地域では二〇八乃至二二五である。また貧弱な農業地域にある児童数は良好な農業地にある児童数よりも多く、農業地の型が同じであれば都市よりの距離と出生力との間に強い関連は認め

られない。又オハイオ州のコロンブス市の南東では両者の相関度はロチェスター市の場合より大きく都市周辺地域二三七に對し、(五五—五九哩の地域は二九四となつてゐる。全国十六地域での検討の結果を要約すれば、五地域では都市よりの距離の大小は児童数の多少と高い相関度を示し、七地域ではほとんど問題とならず、四地方は稍々相関する程度である。すなわちこの結果によれば両者の関連については尙結論を得るに至らず今後の詳細な調査を必要としてゐる状態である。

六、都市圏とその範圍

産業革命を契機とする生産力の飛躍的増大を契機として、近代的文化は農村に對立する都市社会の形成をもたらしたのであるが、今世紀に入り特に注目を引く現象は都市化の過程が単に個々の都市領域内部に局限せられることなく、一又は二、三の都市を中心にしてその周辺地域に外延を拡大し、この範圍が全体として国民社会の社会経済的文化的機能の上から次第に重要度を加え得るに至つたことである。工業地帯とか都市圏と呼称せられるこの様な地域が地縁的社会の一類型として重視せられてゐる諸国は何れも近代産業の著しい發達を共にするが、その様相は各国の特殊事情を反映して各々特色を示してゐる。世界に於ける最大の生産力と利用資源を保有してゐる合衆国の都市化過程に於ては、広大な国土に展開された都市圏や工業地帯の規模と勢力の強大さをはるかに他国との類比を超えていることは申す迄もない。こ

こでは先ず合衆国に於て都市圏 (Metropolitan Region) の占めてゐる地位について見る。

合衆国の都市生活の性格が既に一九三〇年代に大都市的段階に到達したことは、都市圏内に都市人口の四分の三が居住してゐる事、或は国民の半数が経済的文化的社会的生活面に於て高度に都市化された人口五万以上の都市の生活を営んで居る事実から察することが出来る。国家の経済的発展に伴い、初期の開拓的段階が一過した後は商工業活動が漸時都市中心に行われる様になつた。都市の背後地が富裕な市場となるや拡張された人口集中地域としての大都市は国の増加人口の大部分を吸収して益々重要な地歩を占めるに至つた。然るに都市への人口集中が進み、その中心地域での居住が餘りにも稠密になると、産業の設備及び活動は指揮統制機關のみを都心に殘して比較的人口の疎散で地代の安い場所を求めて移動しはじめた。

また急速な輸送手段の發達により中心都市に働く労働者が郊外に居住して居ながら色々の連絡を保つことも可能となつたので都市圏の内部で産業及び人口の分散化の傾向が現われる様になつたのである。例えば一九二〇年から一〇年間に増加した人口割合は都市圏全体では二二%。この内中心都市の周辺地域では四四%であつて、都市圏以外の地域では八%である。又一八九〇年以降の各一〇年毎に都市圏は全国増加人口の半ば以上を吸収して總人口に對する割合を増大し、国内の人口移動については、一九二〇年以降の一〇年間に中心都市に於ける自然増加の激減にも拘らず、都市圏の

人口増加は全国人口増加の「四分の三」に達したことからも伺うことが出来る。更に都市圏内の生産年令人口及び人種別人口の全国人口に對する割合を見るに、(二五—四四)才人口は約半数を占めてゐるに反し、一五才以下及び六五才以上の人口は三九%を占めるに過ぎず、又人種別には「本國生れ白人」三分の一に對し、「外國生れ白人」四分の三、黒人三一%を占め、特に女子の對男子超過が注目せらるべきである。

扱以上の諸事実は要するに大都市と背後地たる農村間の均衡の推移を物語る。これは主として商工業及び財政的活動の都市圏集中の傾向に現われ、都市圏の支配は進んで他の一切の社会経済的活動——銀行、貿易、サービス業等——に及ぶに至り、この結果大都市は取引や事業の焦点となるに至つたのである。かくて近代的技术は行政的にはそれぞれ独立の單位として存在しつつも、経済的社会的には堅く結び付き、相互に依存している巨大な人口集中地域——都市圏まで大都市の機能が拡大されることを可能にしたのであつて、この結果都市圏の特質と問題は圏内の中心部に限られず人口や人間の活動が都市周辺地域に拡散して行く過程にも認められることとなつた。すなわち圏内の指揮管理はより複雑化し、交通の輻輳と内部の衝突摩擦が新しい活動にもなり重い負担を行政体に賦課したのである。合衆国では都市圏内の厚生、安全、衛生、教育及び保護の問題や、都市圏の拡大に基づく行政的財政的諸課題を効果的に取扱う為に、之に適した行政組織を整へること

がやゝ遅きに失した。このため、土地利用、自然資源の統制、公共の福祉、産業の立地及び住宅問題、人口移動、内外の輸送運搬等の複雑な課題を従来の行政機構を以て処置することは到底不可能なこと、又特殊の行政体を以て地域問題の解決に乘出した際都市行政の研究家が特殊地域として考案した特別行政区 ad hoc governmental units¹⁾も都市圏の基本的問題の効果的処置の爲には狭きに失していること及び都市圏内の指導や知的計画に必要とされる利用資料が極めて不十分なものであることが漸く明らかとなつたのである。現在の所、都市圏に関する資料として提供されるものは、連邦統計が最も役立つて居るが、これを充分活用し得るためには都市圏居住者の社会的生活についてより詳細な報告がより多く為されなければならないのである。

合衆国都市圏の行政について一言すれば、圏としての完全な統一を保持するに際し、主要な障礙は市政の地方的伝統である。しかしこれとても絶対的のものでなく地方的事件については別個に行動する自由を保留し置き、圏全体としての活動は計画部局を通じて相互に協調して行くことが可能である。一九三五年現在ではまだその連絡部局は行政的に設置されるに至つては居ないが、圏内行政の多くは担当機関の連絡と協議によつて行われて居る状態であつて、やがて正式に中央機関が設けられて都市圏内の諸問題を包括的な立案計画に基づいて取扱得る様にするならば、問題解決への指導は可能であらうし、また望ましい事でもあ

ると思われる。

次に合衆国に於て都市圏とはどの様な地域的範囲をさすかという点を、この地域単位が特に観察の対象として取り上げられるに至つた過程をかえりみて略説する。先づ統計上最初に大都市及びその周辺地区が考慮されたのは一八八〇年の国勢調査結果報告(一八八六年刊)中の都市社会統計に関する諸報告に於て、ニューヨークの大都市的地域及び他市に属する地区(County)を計上したのが初まりである。

(註) 地区 County は日本では大体郡又は数郡に當る行政地区である。

次で一八九〇年の工業統計及び一九〇五年の同特別報告は地域単位としての重要工業地帯にふれて居り、就中後者では全国主要工業都市を中心とする一三の工業地帯が観察の対象となつて居る。

しかし以上の資料は何れも地域を独立の対象としたものではなく附帯事項としてふれて居る程度にすぎない。若干の都市圏が初めて別個に観察の対象となつたのは一九一〇年の国勢調査報告の結果であり、それ以後一九二〇年、一九三〇年度の調査に於てもいくらか方法を異にするが、此の地域が独立した観察対象となつたのである。今世紀に入つてから都市圏の重要性で行政上に認められた事情は如上の統計資料にも反映して居るのであるが、特にその境界についての関心は行政当局のみならず都市行政研究家の注意を喚起したのであつて、これに関する記述も二、三に止まらないのである。その主な資料として次の三著を挙げ得る。

(註) R. D. MacKenzie : "The Metropolitan community" in "Social Trends" President Research Committee 1933, N.Y.
Paul Stunderski : "The Government of metropolitan areas in U. S." National Municipal League 1930.
Albert Lapawski : "Redefining the Metropolitan area," in "National Review," XXVI-6, July, 1936.

扱都市圏の領域とその人口計算法と、これによる集計結果を一九一〇年の国勢調査結果報告について見る。計算法は大別して人口一〇万以上の都市と二〇万以上の都市の場合別個に建てられる。人口一〇万以上の場合都市の周辺一〇哩以内の「地区」を市内地域と合せて圏とする。人口二〇万以上の都市の場合は中心都市域の外、二〇哩以内の距離にあつて隣接する小市区 (minor civil Division) の中人口密度平方哩当り平均一五〇人の農村的地域と見做される「地区」を除いた範囲を圏内としたのである。以上によつて確定せられた都市圏の総人口は人口一〇万以上二〇万未満の一九都市を中心とする都市圏の人口は約四〇〇万人、人口二〇万以上の二八市を中心とする二五圏の人口は約二三〇〇万人で兩者合して約二七〇〇万人即ち合衆国総人口の約二九・四%に相當する。一九一〇年の国勢調査に対してとられた計算法は一九二〇年の場合も変更なく、人口一〇万以上二〇万未満の三〇都市を中心とする二九都市圏の人口は約八〇〇万人、同じく二〇万以上の三二市を中心とする二九都市圏の人口は二九〇〇

万人、合計五八都市圏の人口は約三七〇〇万人で、総人口に対する割合は三五%に上昇したのである。

前二回の統計に示された都市圏の境域は単に密度と地理的近接を条件として計算されたが、この二要素は常に必ずしも大都市を中心とする都市化した地域のみを示して居ると言うを得ないから、その実体をより正確に把握するには何等か他の指標による限定の考慮が必要である。そこで一九三〇年の統計に備えて合衆国統計局及び都市計画局では人口五万以上の都市について商業経済及び社会組織の指標に基づいて都市圏の境域を決定しようとしたが、結局考案された指標が恒常的且一律に何れの都市にも適用し得ないことが明かになった結果、止むなく地域別比較の指標を「人口密度」に頼らざるを得なくなつたのである。そこで三〇年国勢調査結果報告によれば人口一〇万以上の中心都市及び中心諸都市の全市域とこれに隣接する市区及びその周縁の小市区で人口密度平方哩当り一五〇人以上の地域を含めた範囲を圏域とするもので、この方法は一九一〇年及び二〇年度の調査報告に於て人口二〇万以上の都市を中心とする都市圏に対して適用された条件中中心都市よりの距離二〇哩なる制限が除かれただけであつた。この計算方法による全国九六都市圏の面積は全国土の六・二%に過ぎなかつたが、その人口は全国総人口の実に四五%に達しているのである。

以上は国勢調査の結果報告にもとづく考察であ

るが、これ以外に依るべきものに工業統計がある。人口密度の高い地域は取引や産業の盛んな地域とは必ずしも一致しないという理由から、工業統計に於ては人口密度や市区にとられず産業集中の指標——賃銀労働者数の割合、工業設備の集中で地域を計算し、一九二九年の工業統計では三三の工業地帯を選定しているのである。此の方法は三一年三三年にも踏襲されたが、此の場合工業地帯の分布が前述の都市圏域と必ずしも一致して居ないことは言う迄もない。以上の様に人口密度や取引産業に関する指標による規定の外に交通輸送、公共サービス其の他の連絡手段によつて規定される社会的及び物理的境界の基礎の上に地域を規定する若干の試みがある。例えばマツケンヂは新聞の購読圏から都市化を測定しそれがほぼ商品の取引圏と一致すると述べている。^(註)

(註) D. A. Mac Kenzie ; "Urbanization as measured by Newspaper circulation" in American Journal of Sociology Bd. 35, P. 65 参照

又商務省が発行した商品卸売地図 (The Atlas of Wholesale Grocery Territories 1920.) や合衆国市場便覧 (The Market Data Handbook of U. S. 1929) には市場及び店舗の中心地域に於ける卸売の取引範囲が示されている。これ等は何れも特殊な関心に基づいて使用上の便宜を考慮したものであるが、此の種の特殊地域の見取図は一般に次の諸要素によつて決定されている。

新聞購読圏、取引方法、近接度、輸送能力及び

能率、取引慣習、市及び地区の市場の特質、税額、富及び消費の指数、販売資料、電話、ラジオ、自動車及び家屋の所有状況、郵便の受領状況、人口の特質。

扱、都市圏の範囲は最初は行政・企画官庁が関係していた単なる行政的區域の範囲にすぎなかつたが漸時重要度を増した都市化を統制する必要上既定の区域を超えて計画を樹立する必要が認められる様になり、従つて異なる行政単位に属する地域を統一的見地から把握することが都市研究家の注意を喚起するに至つた。例えば合衆国々家資源委員会は「国の計画とその発展に於ける地域的要因」なる報告書中に於て、都市圏の社会的、経済的問題は行政的範囲を超えるから、行政機能の発展のためにあらゆる序列にある行政部局の協力が必要であると述べている。この外ニューヨークヤシカエ等の特殊な都市圏をめぐる研究は国家資源委員会やシカゴ大学社会調査委員会の指導下に行われたが、それ等の資料に於て採用された都市圏を規定する指標は次の如きものがあつた。

(註) 例えばシカゴに於ては Charles Merriam, Spencer Parratt and Albert Lepawsky ; "The Government of the Metropolitan Region of Chicago and other Cities." Conducted by the Social Science Research Committee of the University of Chicago.

産業立地、輸送通信能力、人口の増減分布及び移動、交易、家屋の土地利用、区画、公共施設、給水、下水処分、公衆衛生、公共安全、公

共福祉、公共財政、法制的規定、行政慣行。

以上は既刊の文献による都市圏域の考察であるが、別に報告者は一九三〇年国勢調査と一九二九年の工業統計の結果に基づいて都市圏を「地区」(County)の総人口と近接性から考察している。

扱、合衆国では一九〇〇年以降の全期間を通じて比較をし得る様な「小市区」に関する資料は欠けて居るので都市圏の構成に利用し得る最小単位は「地区」である。そこで人口一〇万以上の都市を含む「地区」及びこれに隣接する「地区」を中心地帯とし、これに接する人口五〇万以上の「地区」及び直接市に隣接しないがその外縁をなす人口五〇一〇〇万の市区(八市の場合)と人口一〇〇万以上の市区(五市の場合)を加えて都市圏の範疇として考察すると、全国では人口一〇万以上の九三市を含む「地区」を中心にして八九の都市圏が成立するのであつて、これを地方別に見れば第一二表の様になつて居る。すなわち全国的に見て都市圏は中部大西洋岸及び東北中部地方の諸

第12表 地方別都市圏の分布

| 地方 | 人口10万以上の都市の数 | 都市圏の数 |
|-----------|--------------|-------|
| ニューイングランド | 13 | 10 |
| 中部大西洋岸 | 18 | 18 |
| 東部大西洋岸 | 19 | 19 |
| 西部大西洋岸 | 9 | 9 |
| 南部大西洋岸 | 9 | 9 |
| 東部大西洋岸 | 6 | 6 |
| 西部大西洋岸 | 8 | 8 |
| 山脈 | 2 | 2 |
| 平原 | 9 | 8 |
| 合計 | 93 | 89 |

州に特に発達していることが注目を引くのである。都市圏の考察に比較可能な資料が整備されるならば、前述の各種の指標を利用することによつて社会的経済的生活面の都市化を見るにより好適且精密な資料を得ることが出来るであろうが、一九三五年現在では特殊な地域規定をのぞけば全国的に比較し得る指標として人口密度と近接性以外に求め得ないのが合衆国の現状なのであり、行政地域の広域化に伴い総合的見地からの考察は将来に予測し得るに止まるのである。

第13表 63 都市圏(人口10万以上の都市及 25~50 哩に隣接する地区)の総人口と合衆国総人口(1900~1930)

| 年次 | A 全国人口 | B 都市圏人口 | C Bの対する% Bの10年間の人口増加率 |
|------|-------------|------------|--------------------------|
| 1900 | 75,995,575 | 28,044,698 | 36.9 |
| 1910 | 91,972,266 | 37,271,608 | 40.5 |
| 1920 | 105,710,620 | 46,491,935 | 44.0 |
| 1930 | 122,775,046 | 59,118,595 | 48.2 |

七、都市圏への人口集中

合衆国に於て今世紀以降多くの人口が大都市圏近めざして集中して来た事情は前に少しく触れた通りであるが、ここで少しく立入つて見る。先ず一九〇〇年より同三〇年に至る一〇年間毎の都市圏人口の推移を見ると第一三表の通りであつて、その総人口は三〇年間に激増して約二倍に達し、全国総人口に対する割合は三六・九%から四八・二%に上昇した。しかも一〇年毎の増加割合は漸時増大し、例えば一九〇〇年には実に七四%に上昇して居るのであつて、これによつても都市圏の地位の向上が一見明らかになれるのである。また全国総人口に対する都市及び都市圏の人口割合の推移を第一四表によつて見ると、絶対数の増加は人口八〇〇

第14表 全国総人口に対する都市及び都市圏人口の割合

| 年次 | 市部 | 人口8000以上の都市 | 都市圏 |
|------|------|-------------|------|
| 1900 | 40.0 | 32.9 | 36.9 |
| 1910 | 45.8 | 38.7 | 40.5 |
| 1920 | 51.4 | 43.8 | 49.1 |
| 1930 | 56.2 | 49.1 | 48.2 |

〇以上の都市も市部も共に一六・二%で大都市圏の増加割合一・三%を超えて居るが、相対的には人口八〇〇〇以上の都市人口の増加が最も大きく、他の二者はほぼ同率を示す。又都市圏の中心をなす人口一〇万以上の九三市の

第15表 大都市隣接地域と非周辺地域の人口及びその増加率 (1910~1930)

| 地 域 | 人 | | 口 | | 10年間の増加 | | 10年間に人口減少せる都市圏 | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|---------|------|----------------|----------------|
| | 1920年 | | 1930年 | | 増 加 | | 都市圏数 | 都市圏に對する全数に占める% |
| | 実数 (千人) | % | 実数 (千人) | % | 実数 (千人) | % | | |
| 96 都市圏 | 42,670 | 40.4 | 54,753 | 44.6 | 12,083 | 28.3 | — | — |
| 中心都市 | 30,907 | 29.2 | 37,815 | 30.8 | 6,908 | 22.3 | 9 | 7.5 |
| 中心都市以外の地域 | 11,763 | 11.1 | 16,939 | 13.8 | 5,176 | 44.0 | — | — |
| ④ 周辺都市 | 6,802 | 6.4 | 9,261 | 7.5 | 2,459 | 36.2 | 57 | 10.2 |
| ⑤ 周辺農村 | 4,916 | 4.7 | 7,678 | 6.3 | 2,717 | 54.8 | — | — |
| 都市圏以外の地域 | 63,041 | 59.6 | 68,022 | 55.4 | 4,981 | 7.9 | 466 | 23.0 |
| 市 部 | 16,737 | 15.8 | 19,990 | 16.3 | 3,253 | 19.4 | — | — |
| 農 村 | 46,304 | 43.8 | 48,032 | 39.1 | 1,728 | 3.7 | — | — |
| 隣接地域 | 1,225 | 1.2 | 1,472 | 1.2 | 247 | 20.2 | — | — |
| 隣接市部 | 151 | 0.1 | 174 | 0.1 | 23 | 15.0 | — | — |
| 隣接農村 | 1,074 | 1.0 | 1,298 | 1.1 | 224 | 20.9 | — | — |
| 全国総数 | 105,711 | 100.0 | 122,755 | 100.0 | 17,064 | 16.1 | — | — |

Warren S. Thompson and P. K. Whelpton ; Population Trends in U. S. 1930 による。

人口増加割合を工業「地区」及びそれ以外の地域のそれと比較すると、前二者の場合はほぼ等しいが、後者の農村を主とする地域の人口割合はかつて三〇年間に減少して居り、従つて過去一〇年間の割合は前二者の三分の一にも達して居ないのである。この様な農村に対する都市圏の顯著な人口増加の傾向は、更にこれを形成している諸地域を相互に比較することによつて一層明らかとなるであろう。(第一五表)右表によれば一九二〇年よ

り一〇年間に都市圏の人口は全国総人口の四〇・四%から四四・六%に著増したのに反し、それ以外の地域の人口は五九・六%から五五・四%に減少して居り、また後者の場合も市部の人口は農村人口と逆に増加し一般的な都市化現象を裏書きしている。しかしこれより興味ある事実は地域内の部分的増加割合の差異である。すなわち最も増加した部分は都市圏内の農村地帯(五四・八%増加)であり、次で周辺圏域(三六・二%増加)、中心都

第16表 85都市圏の規模別増加人口とその割合 (1920~30年)

| 人口規模別 | 圏数 | 人 口 | | 1920~1930 人口増加% |
|----------|----|--------|--------|--------------------|
| | | 1920年 | 1930年 | |
| 85都市圏総計 | 85 | 40,057 | 50,043 | 24.9 |
| 10~25万未 | 44 | 5,408 | 6,774 | 25.2 |
| 25~50万 | 23 | 6,665 | 8,061 | 20.9 |
| 50~100万 | 9 | 5,827 | 6,950 | 19.2 |
| 100~200万 | 4 | 4,669 | 5,732 | 22.8 |
| 200万以上 | 5 | 17,489 | 22,526 | 28.8 |

ると、圏内人口一〇万―二五万の都市圏が半ばを占め、人口五〇万以下の都市圏は総数八五の内六七を占めている。また人口の増加割合は最大の規模をなす人口二〇〇万以上の圏が最も高く、次で人口一〇万以上二五万未満の各圏であるがその増

市(二一・三%増加)、都市圏隣接地域の農村(二〇・九%増加)、都市圏外地域の市部(一九・四%増加)であつて人口の最も密集した都心から人口増加の重点が周辺の農村に移動しつつあることが明らかとなる。しかしこの傾向が今後引続き行われる予想に立てば、あらゆる生活面に認められる都市と農村の対立は漸時緩和せられ、あるいは「都市化せられた農村地域」が国家的見地から重視されるに至るであろう。次に都市圏の人口規模別分布及びその増大傾向を第一六表によつて見

第17表 地方別人口増加割合(1920~1930の10年間)

| 地 方 | 全 國 | 都 市 圏 | 都 市 圏 以 外 の 地 域 | | | | | 農 村 累 計 |
|------------|------|-------|-----------------|------|---------|-------------|---------------|---------|
| | | | 総人口 | 市 部 | 農 村 | 農 村 農 業 人 口 | 農 村 非 農 業 人 口 | |
| 全 國 | 16.1 | 28.5 | 7.9 | 27.0 | 4.7 | 18.0 | (-) 3.8 | (-) 3.8 |
| ニユー・イングランド | 10.3 | 12.4 | 6.6 | 7.6 | 20.7 | 25.5 | (-) 6.8 | (-) 8.4 |
| 中 部 大 西 洋 | 18.0 | 22.4 | 5.6 | 22.3 | 5.0 | 12.5 | (-) 10.1 | (-) 9.8 |
| 西 北 中 部 | 6.0 | 20.6 | 1.5 | 17.5 | (-) 1.0 | 1.6 | (-) 2.3 | (-) 2.0 |
| 東 北 中 部 | 17.8 | 35.6 | 4.3 | 28.7 | 0.9 | 14.4 | (-) 8.9 | (-) 8.6 |
| 南 大 西 洋 | 12.9 | 27.3 | 9.0 | 31.3 | 4.6 | 29.6 | (-) 8.1 | (-) 8.1 |
| 東 南 中 部 | 11.2 | 34.6 | 7.6 | 39.3 | 3.0 | 17.4 | (-) 1.7 | (-) 1.7 |
| 西 南 中 部 | 18.9 | 47.6 | 14.1 | 49.0 | 6.6 | 18.5 | 1.9 | 1.9 |
| 山 脈 地 方 | 11.0 | 19.0 | 9.8 | 20.0 | 5.8 | 15.7 | (-) 2.5 | (-) 2.5 |
| 大 平 洋 岸 | 47.2 | 63.3 | 27.4 | 59.4 | 26.9 | 40.4 | 11.7 | 13.3 |

加率にはさしたる差異は認め難いと言える。地域別に認められる人口増加の差異は第一七表の如く地方別に観察することが出来る。すなわち都市圏の人口増加は過去一〇年間の増人口増加割合の高い大平洋岸諸州、西南中部諸州、東北中部諸州等に於て最も多く、総人口増加割合の低いニュー・イングランド諸州や山脈地方諸州では都市圏人口の増加も微々たるものである。但し全地域総人口の増加率の最も低い(六・七%)西北中部諸州が都市圏だけでは二〇・六%も増加して居る様に西南中部、東南中部の諸州は都市圏人口の増加に於てニュー・イングランド地方諸州と対照をなし人口移動による都市化の進行と停滞を示しているのである。更に都市圏以外の地域の人口を見れば都市圏人口の増加は大休に於て都市圏人口の増加傾向に追隨して居るが、農村人口は各地方間の人口移動もあつて、各部の人口増加の序列は必ずしも都市圏人口の増加と逆の結果になつて居ない。地方的に見て特色の認められるものは、ニュー・イングランド地方と西南中部地方及び大平洋岸地方であつて、前者は都市圏以外の市部人口増加七・六%に對して、農村人口増加は二〇・七%とはるかに超越して居るが、その農村人口増加は主として農村在住の農業以外の人口増加(三三・五%)に基づいて居るのである。又後の二地方は何れも市部の人口増加が極めて大きく、農村に於ても非農業人口の増加が農業人口の増加をはるかに上廻つて居つてここでも農村在住の非農業人口の割合が大きくなつて來ることが注目される。また西南中

部及び大平洋岸の両地方は他地方と異り農業人口も絶対数で増加し、特に大平洋地方ではその増加割合が高い点土地の人口支持力の余剰が存していることを示唆する。

以上を要するに合衆國に於ては都市圏乃至市部の人口が増加率が高く、又農村でも非農業人口の増加が農業人口の増加をしのいで居るが、地域別にみた人口の増加率は各地方の社会経済的事情を反映して必ずしも一様ではなくそれぞれ特殊な性格を示して居り、従つて人口集中性をめぐり意義も地方性を無視しては充分に理解し得ないことが明らかであると言へる。

八、経済中心地としての都市圏

都市圏が合衆國全体の上から人口構成上きわめて重要な地位を占めるに至つたことは既に述べた所であるが、そこに集中した尤大な人口を支持する基礎は言う迄もなく工業を中心とする産業の活動である。従つて都市圏の経済的地位の考察はその存在理由を解明する鍵であると言へる。先ず合衆國に於ける工業の地域的集中傾向を見ると、一九二九年の工業統計結果報告によれば、全國九九「地区」よりなる三三の工業地帯があげられて居るが、一九三〇年の國勢調査の結果によれば人口一〇万以上の都市九三市中五〇市が此の地帯に属している。又國民所得総額中、俸給、賃銀及び生産物等の価値は同地帯の所属分が全國の六〇%以上に達すると言ふ報告もたらされて居る。此の地帯への人口、特に賃銀雇傭人口の集中傾向を見る

と、先ず一般に人口集中速度は産業の発達よりも急速であり、一九一九年より一〇年間に反対傾向を示す地帯は一地帯のみである。即ち総人口は三地帯で二六・三%増加して居るが、この内雇傭労働人口は減少する一般的傾向を示し、地帯にして二三、総数に対する割合にして五・三%減少している。これを一九〇〇年より三〇年間の人口一〇万以上の都市九三市について見ると、総人口は全国を一〇〇として二二%から約三〇%へと増加したが、雇傭労働人口は四四・六%から四三・八%へや、減少を見ている。全国を一〇〇とする同期間の工業地帯の人口増加割合は総人口で約九%であるか、雇傭労働人口は〇・八%とわずか乍ら減少して居るのであつて、総人口の増加率に等しい増加が後者の場合にも行われたとすれば、一九二九年には全産業雇傭労働人口の七三%をこの地帯で占める筈であるが實際はその五六%に止まつている。また人口一〇万以上の九三都市に於ける雇傭労働人口の全国人口に対する割合四三・八%を三三工業地帯に属する五〇都市と、それ以外の四三都市とで比較すれば前者は三六・八%、後者は六・八%で前者が圧倒的であり、雇傭労働人口に關しては、工業地帯の都市への人口集中度がきわめて高いことが明らかとなる。

市部への人口集中と並んで、都市の周辺地域への人口増加が一九二〇年以降盛んになったことは先に述べた通りであるが、三三工業地帯中人口一〇万以上の市部をのぞいた「地区」の地域を第二次人口集中圏とすれば、一八九九年より三〇年間に同地域の総人口及び雇傭労働人口は全国一〇〇に対し一〇・七%から一四・五%及び一八・四%から二一・一%へとそれぞれ三・八%、二・七%増加している。然し雇傭労働人口の増加は総人口のそれに及ばず、未だ都心中心の傾向を転換する迄には至つて居ない。

以上は雇傭労働人口を中心にして工業地帯の状況を見たが、第一八表によつてこれを他の各種の指標

第18表 工業地帯及び工業「地区」に於ける集中割合 (1929年)

| 指標 | 地域 | 雇傭労働人口1万以上の「地区」(155「地区」) | |
|-----------|------|--------------------------|-------|
| | | 33工業地帯(97「地区」) | 全「地区」 |
| 人口数 | 35.6 | — | — |
| 「地区」設置工場数 | 3.2 | 64.7 | — |
| 商店生活労働者 | 52.0 | 80.7 | — |
| 工業労働者 | 64.7 | 74.0 | — |
| 機械動額 | 56.2 | 64.2 | — |
| 電給 | 48.5 | 72.5 | — |
| 原燃料 | 67.9 | 82.9 | — |
| 賃銀 | 62.3 | 78.8 | — |
| 燃料 | 61.4 | 78.2 | — |
| 物価 | 60.6 | 76.5 | — |
| 生産額 | 62.3 | 79.0 | — |
| 工業加工価値 | 63.4 | 80.2 | — |

備考 全国を100とする。

によつて見れば一々列記する迄もなく工業設備及び活動の過半が工業地帯に集中していることが明らかとなる。しかしこの集中度が地理的区分によりかなり異つて居ることは第一九表が示す通りであつて、最も集中度の高い地方は中部大西洋及び東北中部地方であつて、ニュー・イングランド地方及び南部大西洋地方が之に次で居り、逆に最も低い地方は山脈地方を除けば東南中部及び西南中部地方である。

扱、工業の集中に伴い、工業以上の高い集中度を示して居るのは商業及び農業人口である。今これを卸売業について見ると中部大西洋地方、東北中部地方及び西北中部地方の三地方のみで取引高は合衆国全国の六六・四%を占め、人口の五二・八%の割合を上廻つて居り、これを州別に見ると筆頭よりの四州で全国のほとんば四八・二%を占め一〇州では七一・六%に達する。しかも諸州中

第19表 雇傭労働者の地域的分布 (1929年)

| 地方 | 雇傭労働者の割合 (%) | 33工業地帯 | | 工業地帯以外 |
|------------|--------------|--------|----|--------|
| | | 工業地帯数 | 内数 | |
| ニュー・イングランド | 12.4 | 6 | 11 | 10 |
| 中部大西洋 | 29.0 | 9 | 35 | 19 |
| 東北中部 | 28.8 | 10 | 25 | 25 |
| 中西部 | 5.4 | 3 | 10 | 5 |
| 南西部 | 10.3 | 2 | 8 | 18 |
| 東南部 | 4.3 | 0 | 0 | 7 |
| 西南中部 | 3.4 | 0 | 0 | 11 |
| 山脈 | 1.2 | 0 | 0 | 3 |
| 大西洋 | 5.3 | 3 | 8 | 5 |
| 合衆国全国 | 100.0 | 33 | 97 | 103 |

も集中が特定地域に著しい事実は(一九二九—三〇)年間に最も取引高の多い二「地区」で全国の二九・五%を、一「地区」で約半ばを、五七「地区」で七五%を占めて居ることからもうかがえる。別に全国の「地区」中七七「地区」を三分すると、一番集中度の高い一「地区」が全国の五二%を、これに次ぐ二三「地区」が一三%を、第三の五三「地区」が一五%を占めている。又一年五〇〇〇万弗以上の取引高を持つ一二七「地区」は全国の八三%を独占し、人口一〇万以上の都市について見れば七六・二五%となつて居る。これらの数字から商業取引の地域的集中性は工業以上に高度であることは明らかであるが、都市人口と取引高との相関係数を求めると〇・八四であつて相当高いが完全に一致するとは言えない状態である。

以上によつて見ると合衆国では大西洋岸と大湖地方が三三工業地域中の二四地域を含む重要産業地帯であり、この地帯はそこに存する都市圏の背後地をなして居るが、山脈地方及び西南中部と東南中部の両地方では工業化の影響を受けること乏しく、都市圏は孤立散在的に分布している状態である。又都市圏とその周辺地域及び背後地の完全雇傭人口の割合はきわめて対照的であるが、前者の高率は任意の都市への人口移動による生産年齢人口の構成割合の相対的増大に基づいて居る。しかして商業集中化の事実にかゝる様に一般に都市圏中心部の人口は主としてサーヴィス業や自由業に従事して居り、非サーヴィス産業の雇傭人口

は高度に工業化された都心に於てのみ高い。例へば都市圏中心部のサーヴィス業人口の割合は全雇傭人口の二分の一に近いが、周辺地域は最低一〇%から最高六〇%の間で多くは四〇%に近い状態にあるのである。このサーヴィス業中心の人口集中こそ大都市の管理的、書記的、商業的、自由業的機能の指標をなすものであつて、都市の存在意義の商業に依存する重要性は人口一〇万以上の都市九三市中四三市が三三工業地帯外に存することからも知ることが出来る。しかもこの事実は産業の未発達な地域で農村背後地に対する商業的要素に都市が位置する場合特に著しいことと言ふ迄もないのである。

九、結語—将来への展望

合衆国に於て都市人口の増加は以前は殆ど移民によつて占められて来たが、三〇年代の不況に伴う移民制限の強化が今後引続いて継続すると見ると、農村人口の増加のみが将来都市人口の唯一の源泉となることは既に見た通りであるが、農村の出生率も急速に下降しつゝある上に農村人口の割合が全国人口の四三% (一九三〇年) にすぎぬ状態の下に於ては、この源泉も到底都市人口の不足分を補うことは不可能であつて、恐らく三〇年代の都市人口の増加は前二〇年の半數に達するや危まれる状態となつて居る。従來の都市人口の大部分を占めて居た外国移民や国内移住者は多くは二〇才前後であつた為、彼等の移入は都市人口を若返らすに大いに効果があつたが今後は従前の通り

これを期待することは出来ないものである。国内の移住が行われず、現在の出生率に変化なしとすれば、將來の都市人口の増大は殆ど論ずるに値しないのである。仮に出生率が三十年代前半より緩慢に下降し平均壽命が五年延長されたとする、一九三〇年当時六九一八万の都市人口は一九四五年には最大の七〇九三万となり、以後減少して一九六〇年には六〇〇〇万となり一九三〇年より少くなるのである。又出生率や平均壽命は同様の仮定の下に、都市が農村の自然増加人口より(一九二〇—三〇)年間と同量の人口を農村から引出すすれば一九六〇年には都市人口は八二四四万となるが、その増加率は二〇年代より緩慢となるのである。即ち此の場合の増加率は第二〇表の通りである。

第20表 都市人口の増加率 (%)

| | 1930 | 1940 | 1950 | 1960 |
|----------|------|---------|---------|---------|
| 国内移動ある場合 | 27.0 | 9.9 | 6.3 | 1.9 |
| 国内移動なき場合 | 27.0 | 2.3 (-) | 1.8 (-) | 3.0 (-) |

更に農村人口の流出が増加し、出生率が増加し、又は不変である場合を考へても將來の都市人口の増加は比較的少いのであつて、何れの仮定の場合でも都市人口の増加傾向は益々緩慢となると測定されるのである。例へば一九三〇年四月一日から同三六年一月一日迄の全国人口の増加は五七〇万であるが、これより推計して移民がなければ一九四〇年には増加人口には五

九〇方となるであろう。所がこの増加人口の割合は（一九二〇—三〇）年間の人口増加の五六%、都市人口増加の六五%に過ぎず、過去一〇年間に八六%しか吸収しなかつた自然増加人口を全部吸収するとしても三〇年代の増加率は前一〇年より相当緩慢たらざるを得ないのである。

然らばこの都市人口増加率の著しい変化はいかなる影響を市民生活に及ぼすであろうか。先ず市民に対するより良き公共的サービスの拡張が益々要求されるであろうが、それは従来の様な移住人口によつてではなく既に都市に在住する者に依存せざるを得ないこととなるであろう。又産業人口の遠心的分散の結果地価の上昇傾向は緩慢となり市民の年令構成の変化に応じて特殊な商品への需要が変化することが当然予想せられるであろう。年令構成の変化は各種の学校、運動場、休養施設、青年の保健施設を従来よりもつと充分に利用し得る様になり、都市の資源が潤沢となる反面、壯年及び老年層が増加する結果として成人教育施設の不足や工場事務所に於ける就職問題が起り、寡婦の自活問題や老人の扶助保健施設の問題と共に新たに解決を要する都市の新しい課題を形成するに至るであろう。尙老人の扶養に関しては都市の負担は農村より軽いことが留意されて然るべく、唯過去の都市と比較する場合に特に留意せられる程度の問題であるということである。

最後に今後四、五〇年間の都市の将来を展望して要約するならば、第一に都市人口の増加は低下する出生率、外国移民の減少、国内移動の消極化

等により、また農業労働に投下される必要時間により規定されつゝ、その速度は漸時緩慢に、その量は減少して行くであろう。第二に都市の規模は剰余生産を獲得すべき農民の能力に依存するのみならず、農村に於ける非農業地域の形成如何にかつて居り、都市周辺地帯の人口増加は今後もより迅速に行われるであろうが、それは主として合衆国全体の経済生活面により大きな安定度の獲得如何によつて決定されると言えるであろう。第三には如上の結果として、従来の都市と農村間に存在していた著しい対立は最早存続しなくなり、都市人口の農村化と農村人口の都市化が促進されるであろうことである。かくて都市と農村の相互間の理解と協調が発現して両社会にまたがる若干の社会経済的問題の解決に至ると考えられる。人種的に見ても、外国移民の縮出しにより白人の都市人口は漸時その文化的基礎に於て同質化しつゝある結果都市に於ける共同体的精神の発達が可能にならうし、これは又二回の大戦を通じて強化せられつゝあるアメリカの新しいナショナルリズムの基底にながつて居ると見て良い。もつとも黒人の人口移動現象、特に南部より北部諸都市への移動と大黒人社会の成立は、外国生れ白人に比して融和困難な白人黒人間に若干の人種的磨擦を起させる恐れは充分に存するが、これも都市全般から見ると部分的な問題と見てよからう。産業の機械化、交通機関の発達、工場施設の拡散化、都市周辺地域の人口増加——これ等は相連関する一連の現象となつて、今や世界的に重要な転換

期の重要な役割を担いつゝある合衆国の歴史的性質は都市人口問題にもきわめて顯著に現われていることを我々は看取し得るのである。(未完)

わが国の市郡別人口の推移

| 年次 | 全国 | 市部 | 郡部 | 全国人口に対する都市人口の割合(%) |
|--------|------------|------------|------------|--------------------|
| 大正 9 年 | 55,963,000 | 10,097,000 | 45,866,000 | 18.0 |
| “ 14 “ | 59,737,000 | 12,896,850 | 46,840,000 | 21.6 |
| 昭和 5 “ | 64,450,000 | 15,444,000 | 49,006,000 | 24.0 |
| “ 10 “ | 69,254,000 | 22,666,000 | 46,588,000 | 32.7 |
| “ 15 “ | 73,114,000 | 27,578,000 | 45,537,000 | 37.7 |
| “ 22 “ | 78,101,000 | 25,858,000 | 52,244,000 | 33.2 |
| “ 25 “ | 83,200,000 | 31,203,000 | 51,996,000 | 37.5 |

(備考) 昭和 15 年以前は旧内地人口、昭和 22 年は水害地調査もれ補正数、昭和 25 年は 10%抽出集計数による。

査研究

- 3、混血問題に関する調査研究
- 4、各国の民族政策に関する調査研究

三、産卵調節の社会生物学的調査研究

- 1、産卵調節の実態に関する調査研究
- 2、産卵調節の社会的適応に関する調査研究
- 3、産卵調節の社会に及ぼす影響に関する調査研究
- 4、性生活の実態に関する調査研究

四、人口の社会的適応に関する社会人類学的調査研究

- 1、生活水準の文化的構造に関する基礎理論的調査研究
- 2、人口圧力と生活様式との関係に関する調査研究

研究

- 3、人口圧力とパースナリティーとの関係に関する調査研究
- 4、世代間の伝承訓練に関する調査研究

五、人口の老化とジェロントロジーに関する調査研究

- 1、人口のジェロントロジーに関する基礎理論的研究
- 2、人口の老化と社会構造の変化に関する調査研究

査研究

- 六、民族活力に関する社会生物学的調査研究
- 1、民族活力の社会生物学的本質に関する基礎理論的調査研究

- 2、人口の再生産力の社会生物学的構造に関する調査研究

- 3、生活余力の増大と人口再生産力の変化に関する調査研究

- 4、社会生物学的見地からみた現代社会機構に関する調査研究

人口学的総合調査の施行

人口問題研究所では昭和二八年度の調査研究方針にそい、典型的社会集団に対する人口学的総合調査を実施することとなつたが、その調査要綱を掲げれば以下のものである。

昭和二八年度典型的社会集団の人口学的総合調査要綱

一、調査の目的

この調査は、わが国人口の構造的性質をその一部面において強く代表し、したがつてまたわが国現下の人口問題の一面面を集中的に表現している特定の地域または職域を選定し、その人口構造を人口の経済的活動状況、人口の社会的移動、人口再生産力並びに人口資質等の人口学的諸見地から総合的に観察して、現下の人口及び人口問題の全貌を統計的科学的に再構成する事を目的とする。したがつてこの調査は、従来実施されてきた諸調査の成果に基づきこれら個別調査の明らかにした問題点に立脚して、更に総合的観察による問題連関の全貌を明らかにし、人口対策の樹立に直結しうる基礎資料をうることを主眼とする。

二、調査対象の選定

わが国の人口をその社会的再生産構造の見地か

ら、(1)停滞的過剰人口層、(2)中間的移動人口層及び(3)近代的産業人口層の三階層にわけ、地域的には、(1)農山漁村、(2)中小都市及び(3)大都市を、また経営構造の見地からは(1)家族的零細経営、(2)中小経営及び(3)近代的大経営をその類型的な地域または職域とする。右の大綱にしたがい、更にその就業形態(労働形態)、移動形態または人口再生産力の上で各類型を代表するような地域または職域を選んで調査の対象とする。

三、調査の種類及び方法

選定された地域または職域について、(1)基本調査、(2)出産歴調査及び(3)その他の特殊調査を行う。

1、基本調査

世帯単位の全部又は標本配票調査による。配票調査は原則として自計主義によるが、特殊の場合又は事項については面接他計主義を併用する。その為現地において適当な調査員を動員するものとする。

2、出産歴調査

被調査世帯内の全夫婦(但し妻の年令五〇才以上の夫婦については夫と死別せる妻も含む)について同じく配票自計主義により行う。但し特別の場合面接他計主義を併用すること前号に同じ。

3、生計費調査(特に育児費の究明に重点を置く)

各地域又は職域について代表的な世帯を選び一カ月に亘つて家計簿式にこれを記入させる。

4、就労状況調査（家事労働をも含み全世界帯員について記録する）

右の生計費調査を行う世帯について同じく一月間特別の記入簿にこれを記入させる。

5、社会的通婚圏に関する調査

世帯主夫婦（死別者を含む）を対象として配票自計主義によりこれを行う。

6、生活態度に関する調査

世帯主または世帯員についてこれを行う。

7、疾病及び死亡に関する調査

各世帯について配票自計主義の調査を行う。

但し疾病については場合により一部面接調査及び実地検診をも行う。

なお以上の配票、面接及び実地検診調査のほか地域又は職域に関する関係資料の調査をもあわせて行う。

四、昭和二十八年年度調査の対象、地域及び範囲

以上各項の趣旨目的により昭和二十八年年度においては経費の制限上差し当り以下の調査対象、地域及び範囲について本調査を施行する。

甲、停帯的過剰人口層

1、純農村、二カ村 一、五〇〇世帯

青森、香川両県下各一

2、都市近郊農村、二カ村 一、五〇〇世帯

千葉、神奈川県下各一

計 四カ村 三、〇〇〇世帯

乙、中間的移動人口層

1、中小都市二市 標本計 三、〇〇〇世帯

広島県、岡山県各一市（又は町）

丙、近代的産業人口層

1、機械工業労働者 一、〇〇〇世帯

2、化学工業労働者 一、〇〇〇世帯

3、造船工業労働者 一、〇〇〇世帯

東京都又は神奈川県下の三工場

総計

五、配布調査票の種類

配票調査に用意する調査票は次の五つとする。

1、基本調査票

イ、農村世帯用

ロ、都市世帯用

ハ、工員世帯用

2、出産歴調査票（妻の年令五〇才以上の夫婦については簡易調査票を用意する）

3、生活歴調査票（社会的通婚圏に関する調査生活態度に関する調査及び疾病及び死亡に関する調査に併用）

4、生計費調査票（家計簿式）

5、就労状況調査票（記入簿式）

六、調査の時期

昭和二十八年八月乃至九月

七、主要調査事項（細目事項については調査要参照）

なお以下世帯又は世帯主とあるは、職域調査の場合、調査の対象であつて世帯主でない者及びその直系卑属にも準用するものとする。

(1) 人口の基本的属性に関する事項

1、人口の年令構成（地域及び職業別）

2、年令及び配偶関係別人口

3、年令及び就業関係別人口

(2) 世帯のデモグラフィ的構造に関する事項

1、世帯の種類（社会的、経済的諸指標基準）

2、世帯のデモグラフィ的構成、特に世帯の種類別特性の比較

3、世帯外にいる家族とその移動形態

(3) 世帯の社会形質学的構造に関する事項

1、通婚形態（世帯主夫婦について）

2、社会的通婚圏（世帯主及びその同胞とその配偶者の親同志の間の職業及び生活地域の異同）

3、父子間の職業伝承及び各職業の父子伝承関係（男子世帯主及びその男子同胞と彼等の父とについて）

(4) 人口の経済的活動状況に関する事項

1、世帯の経済規模とその構造（世帯外にある家族との関係をも含む）

2、世帯の労働力構成とその就労状況（家事労働をも含む）

3、世帯の生活水準（消費構造）、特に子供の扶養及び教育負担の差異

(5) 人口の社会的移動に関する事項

1、世帯主及び世帯員の職業及び地域移動歴

2、世帯外にある家族の移動事情

3、地域別に見た人口の社会的移動性

(6) 人口の再生産力に関する事項

1、夫婦の婚姻及び出産歴（出生児の死亡を含む）

2、世帯員の死亡(最近三カ年間)

3、産児調節の実情

4、通婚系譜から見た差別妊娠力並びに世代間妊娠力の推移

(7) 人口資質に関する事項

1、疾病の状況(最近一年間)

2、長期疾患者とその状況

3、病弱児の発生頻度(地域及び社会階級別)

同胞数及び出生順位別その他)

(8) 生活態度に関する調査

1、現在の職業に関する態度

2、子供の将来に関する態度

3、私生活における態度

4、一般社会に対する態度

5、その他

定例研究報告会

第八卷第三・四号所載以降の定例研究報告会次

第は左のとおり。

昭和二八年二月四日

ソーダイの社会保障理論について

黒田 技 官

二月二五日

資本蓄積からみたわが国人口收容力の推移

島村 技 官

三月四日

婚姻組合せの同質性と妊孕力

青木 技 官

五月二九日

死亡構造の分析

六月三日

農家出生率の高低と社会経済的環境(岡山県邑久郡邑久村及び後月郡青野村調査報告)

林 技 官

六月一七日・七月一日

オツペンハイマーのマルサス主義批判について

皆川 技 官

七月二二日

特殊の傾向曲線による戦後日本の人口増加形態の表現方法について

高安 福

研究資料の刊行

第八卷第二号所載以降の刊行研究資料は左のとおり。

○研究資料

第七八号、都道府県別簡速静止人口表(北海道、自昭和二五年四月至昭和二六年三月)

二七・九

第七九号、月経週期別成熟期間別妊娠力に関する集計結果

二七・一〇

第八〇号、出生率高低の社会的要因に関する一考察(岡山県下における調査)

二七・一〇

第八二号、下請中小企業体人口の職業移動―八幡製鉄所下請会社従業員に関する調査

二七・一一

第八五号、産児調節の普及状況に関する調査―昭和二七年出生力調査附帯調査

二八・二

第八六号、特殊の傾向曲線による戦後日本の人口

増加形態の表現方法について 二八・二

第八七号、昭和二七年出生力調査の速報

第八八号、わが国現下の過剰人口とその自己適応過程に関する研究 二八・四

第九〇号、第六回簡速静止人口表(生命表)

二八・七

財団法人人口問題研究会における人口問題対策委員会の設定

戦後再建再発足した財団法人・人口問題研究会は昭和二八年五月二十五日には創立二十周年記念講演会を開催してわが国人口問題の現状について世論の啓蒙につとめたが、さらにわが国人口問題の重大性にかんがみ、研究会内に人口対策委員会を常設し、関係方面の学識経験者を集めて、人口対策の基礎方針と具体的施策を審議し、随時その結果を発表して政府の人口対策の確立及び実施に寄与することとし、昭和二八年六月三〇日その第一会総会を開き、以来すでに年度の総会及び特別委員会を開いている。

総会の議決により採択された対策委員会の審議事項は左のとおりである。

財団法人人口問題研究会人口対策委員会審議事項

1、人口構造の变化特に生産年齢人口の激増に対する諸方策

2、人口増加に対応する産業構造に関する諸方策

2、世帯員の死亡(最近三カ年間)

3、産児調節の実情

4、通婚系譜から見た差別妊娠力並びに世代間妊娠力の推移

(7) 人口資質に関する事項

1、疾病の状況(最近一年間)

2、長期疾患者とその状況

3、病弱児の発生頻度(地域及び社会階級別)

同胞数及び出生順位別その他)

(8) 生活態度に関する調査

1、現在の職業に関する態度

2、子供の将来に関する態度

3、私生活における態度

4、一般社会に対する態度

5、その他

定例研究報告会

第八卷第三・四号所載以降の定例研究報告会次

第は左のとおり。

昭和二八年二月四日

ソーダイの社会保障理論について

黒田 技 官

二月二五日

資本蓄積からみたわが国人口收容力の推移

島村 技 官

三月四日

婚姻組合せの同質性と妊孕力

青木 技 官

五月二九日

死亡構造の分析

六月三日

農家出生率の高低と社会経済的環境(岡山県邑久郡邑久村及び後月郡青野村調査報告)

林 技 官

六月一七日・七月一日

オツペンハイマーのマルサス主義批判について

皆川 技 官

七月二二日

特殊の傾向曲線による戦後日本の人口増加形態の表現方法について

高安 福

研究資料の刊行

第八卷第二号所載以降の刊行研究資料は左のとおり。

○研究資料

第七八号、都道府県別簡速静止人口表(北海道、自昭和二五年四月至昭和二六年三月)

二七・九

第七九号、月経週期別成熟期間別妊娠力に関する集計結果

二七・一〇

第八〇号、出生率高低の社会的要因に関する一考察(岡山県下における調査)

二七・一〇

第八二号、下請中小企業体人口の職業移動―八幡製鉄所下請会社従業員に関する調査

二七・一一

第八五号、産児調節の普及状況に関する調査―昭和二七年出生力調査附帯調査

二八・二

第八六号、特殊の傾向曲線による戦後日本の人口

増加形態の表現方法について 二八・二

第八七号、昭和二七年出生力調査の速報

第八八号、わが国現下の過剰人口とその自己適応過程に関する研究 二八・四

第九〇号、第六回簡速静止人口表(生命表)

二八・七

財団法人人口問題研究会における人口問題対策委員会の設定

戦後再建再発足した財団法人・人口問題研究会は昭和二八年五月二十五日には創立二十周年記念講演会を開催してわが国人口問題の現状について世論の啓蒙につとめたが、さらにわが国人口問題の重大性にかんがみ、研究会内に人口対策委員会を常設し、関係方面の学識経験者を集めて、人口対策の基礎方針と具体的施策を審議し、随時その結果を発表して政府の人口対策の確立及び実施に寄与することとし、昭和二八年六月三〇日その第一会総会を開き、以来すでに年度の総会及び特別委員会を開いている。

総会の議決により採択された対策委員会の審議事項は左のとおりである。

財団法人人口問題研究会人口対策委員会審議事項

1、人口構造の变化特に生産年齢人口の激増に対する諸方策

2、人口増加に対応する産業構造に関する諸方策

- 人口増加に対する生活水準の保持向上に関する諸方策
 - 人口資質の向上に関する諸方策
 - 出生調節の普及に関する諸方策
 - 人口問題の見地からみた海外移住に関する諸方策
 - 人口の地域的再配分に関する諸方策
- なお、対策委員会及び特別委員会の委員氏名は左のとおりである。

人口対策委員会委員名簿

(本會顧問及び役員名簿の順)

| | | | | | | | |
|------|---------|-----------------|----|-----------|------------------|-------------|---------------------|
| 顧問 | 廣 瀬 久 忠 | (参議院議員) | 理事 | 愛 知 揆 一 | (大藏政務次官) | 加 藤 シ ン | (参議院議員) |
| | 石 坂 泰 三 | (東芝社長) | | 安 芸 俊 一 | (工学博士 資源調査会事務局長) | 藤 原 信 一 | (毎日新聞社人口問題調査会常任理事) |
| | 前 田 多 門 | (日本育英会々長) | | 新 居 善 太 郎 | (母子愛育会々長) | 美 野 口 時 次 郎 | (経済学博士 名古屋大学教授) |
| | 松 岡 駒 吉 | (社会党顧問) | | 藤 林 敬 三 | (経済学博士 慶大教授) | 森 田 優 三 | (経済学博士 総理府統計局長) |
| | 永 井 井 潛 | (医学博士) | | 波 多 野 鼎 | (経済学博士) | 野 村 兼 太 郎 | (慶大教授 日本学術会議ユネスコ委員) |
| | 那 須 皓 雄 | (農学博士 農村更生協会々長) | | 木 多 龍 雄 | (人口問題研究所調査部長) | 灘 尾 弘 吉 | (衆議院議員) |
| | 下 村 宏 安 | (法学博士) | | 池 田 謙 藏 | (朝日信託社長) | 鳥 谷 寅 雄 | (海外移住中央協会理事) |
| 理事長 | 永 井 亭 | (経済学博士) | | 賀 川 豊 彦 | (全国農民組合理事長) | 大 河 内 一 男 | (経済学博士 東京大学教授) |
| 常任理事 | 北 岡 壽 逸 | (国学院大学教授) | | 葛 西 嘉 資 | (日本赤十字社副社長) | 小 沢 龍 | (医学博士 厚生大臣官房統計調査部長) |
| | | | | | | 寺 尾 琢 磨 | (経済学博士 慶大教授) |
| | | | | | | 千 葉 三 郎 | (衆議院議員) |
| | | | | | | 山 際 正 道 | (経済同友会理事) |
| | | | | | | 山 中 篤 太 郎 | (経済学博士 一橋大学教授) |
| | | | | | | 山 井 貫 一 | (秩父セメント株式会社々長) |
| | | | | | | 矢 野 一 郎 | (第一生命保険相互会社々長) |
| | | | | | | 福 田 邦 三 | (医学博士 東京大学教授) |

| | | | | | | | | |
|----|----------|-----------------|----|-----|----|---|---|---|
| 林 | 渡 | 定 | 1 | 委員長 | 寺尾 | 麩 | 逸 | 慶 |
| 濱 | 山口 | (医学博士) | 2 | 委員 | 北岡 | 壽 | 逸 | 慶 |
| 飯塚 | (東京銀行頭取) | (医学博士) | 3 | 委員 | 古北 | 芳 | 逸 | 慶 |
| 河崎 | (東京大学教授) | (医学博士) | 4 | 委員 | 福田 | 邦 | 逸 | 慶 |
| 木内 | 信藏 | (理学博士) | 5 | 委員 | 渡邊 | 定 | 逸 | 慶 |
| 小林 | 珍雄 | (東京大学講師) | 6 | 委員 | 鳥谷 | 雄 | 逸 | 慶 |
| 小林 | 尋次 | (上智大学教授) | 7 | 委員 | 小坂 | 見 | 逸 | 慶 |
| 小坂 | 寛見 | (外務事務官) | 8 | 委員 | 小島 | 寛 | 逸 | 慶 |
| 小山 | 栄三 | (東京大学講師) | 9 | 委員 | 山村 | 花 | 逸 | 慶 |
| 南亮 | 三郎 | (経済学博士) | 10 | 委員 | 小村 | 栄 | 逸 | 慶 |
| 森山 | 豊 | (医学博士) | 11 | 委員 | 山本 | 栄 | 逸 | 慶 |
| 村岡 | 花子 | (日本マネスコ國內委員会委員) | 12 | 委員 | 森山 | 三 | 逸 | 慶 |
| 中川 | 友長 | (経済学博士) | 13 | 委員 | 永井 | 三 | 逸 | 慶 |
| 西野 | 入徳 | (早稻田大学教授) | 14 | 委員 | 岡井 | 三 | 逸 | 慶 |
| 野尻 | 重雄 | (教育大学教授) | 15 | 委員 | 永井 | 三 | 逸 | 慶 |
| 谷口 | 三郎 | (医学博士) | 16 | 委員 | 館崎 | 三 | 逸 | 慶 |
| 林 | 海 | (文学博士) | 17 | 委員 | 篠崎 | 三 | 逸 | 慶 |
| 濱 | 彦 | (東京銀行頭取) | 18 | 委員 | 黒田 | 三 | 逸 | 慶 |
| 飯塚 | 二 | (東京大学教授) | 19 | 委員 | 黒田 | 三 | 逸 | 慶 |

人口对策委员会特别委员会名簿

一、人口と生活水準に関する特別委員会

(順序不同)

二、人口の量的質的調整に関する特別委員会

Ⅲ 推 計 人 口

第1表 年次別全国推計人口(大正9年—昭和25年)

| 年次 | 各 年 10月1日 ¹⁾ 人口 | 増加数 (-は減) | 増加率 (-は減) | 増加数の内訳(-は減) | | | | (A)に対する割合 | | |
|------|-------------------------------------|--------------|--------------|-------------|-----------------------|--------------|---------------------|-----------|-----------|--------------|
| | | | | 自然増加 | 出入国超過 (-は出 国越過) | 各回調査 の間補正 | 左3欄絶 対数の計 (A) | 自然増加 | 出入国 超過 | 各回調査 の間補正 |
| | 千人 | 千人 | % | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | % | % | % |
| 大正 9 | 2) 55,391 | 732 | 1.3 | 746 | 16 | 31 | 793 | 94.1 | 2.1 | - 3.9 |
| 10 | 56,120 | 718 | 1.3 | 729 | 19 | 31 | 779 | 93.6 | 2.5 | - 3.9 |
| 11 | 56,840 | 742 | 1.3 | 741 | 32 | 31 | 803 | 92.2 | 3.9 | - 3.8 |
| 12 | 57,580 | 763 | 1.3 | 767 | 27 | 31 | 824 | 93.1 | 3.2 | - 3.8 |
| 13 | 58,350 | 833 | 1.4 | 905 | - 42 | 31 | 978 | 92.6 | - 4.3 | - 3.1 |
| 14 | 2) 59,179 | 1,034 | 1.7 | 1,001 | 31 | 2 | 1,034 | 96.8 | 3.0 | 0.2 |
| 15 | 60,210 | 927 | 1.5 | 925 | 0 | 2 | 927 | 99.8 | 0.0 | 0.2 |
| 昭和 2 | 61,140 | 935 | 1.5 | 939 | - 6 | 2 | 947 | 99.2 | - 0.6 | 0.2 |
| 3 | 62,070 | 851 | 1.4 | 872 | - 22 | 2 | 896 | 97.3 | - 2.5 | 0.2 |
| 4 | 62,930 | 947 | 1.5 | 940 | 5 | 2 | 947 | 99.3 | 0.5 | 0.2 |
| 5 | 2) 63,872 | 996 | 1.6 | 959 | 18 | 20 | 996 | 96.2 | 1.8 | 2.0 |
| 6 | 64,870 | 1,026 | 1.6 | 996 | 10 | 20 | 1,026 | 97.1 | 1.0 | 1.9 |
| 7 | 65,890 | 981 | 1.5 | 1,008 | - 47 | 20 | 1,074 | 93.8 | - 4.3 | 1.8 |
| 8 | 66,880 | 819 | 1.2 | 899 | - 100 | 20 | 1,019 | 88.3 | - 9.8 | 1.9 |
| 9 | 67,690 | 967 | 1.4 | 1,001 | - 53 | 20 | 1,074 | 93.2 | - 5.0 | 1.8 |
| 10 | 2) 68,662 | 928 | 1.4 | 998 | - 36 | 34 | 1,068 | 93.4 | - 3.4 | - 3.2 |
| 11 | 69,590 | 447 | 0.6 | 970 | - 489 | 34 | 1,493 | 65.0 | -32.8 | - 2.3 |
| 12 | 70,040 | 492 | 0.7 | 807 | - 282 | 34 | 1,123 | 71.9 | -25.1 | - 3.0 |
| 13 | 70,530 | 318 | 0.5 | 619 | - 267 | 34 | 921 | 67.3 | -29.0 | - 3.7 |
| 14 | 70,850 | 521 | 0.7 | 880 | - 324 | 34 | 1,238 | 71.1 | -26.2 | - 2.8 |
| 15 | 3) 71,400 | 300 | 0.4 | 1,099 | - 813 | 6 | 1,918 | 57.3 | -42.4 | - 0.3 |
| 16 | 71,600 | 700 | 0.9 | 1,140 | - 475 | 6 | 1,620 | 70.4 | -29.3 | - 0.3 |
| 17 | 72,300 | 1,000 | 1.4 | 1,003 | 16 | 6 | 1,025 | 97.9 | 1.6 | - 0.5 |
| 18 | 73,300 | 500 | 0.7 | 1,011 | - 500 | 6 | 1,516 | 66.6 | -33.0 | 0.4 |
| 19 | 73,800 | -1,700 | - 2.3 | 244 | - 1,462 | 15 | 1,722 | -14.2 | -84.9 | 0.9 |
| 20 | 1) 72,200 | 3,600 | 5.0 | 207 | 3,470 | 75 | 3,753 | 5.5 | 92.5 | - 2.0 |
| 21 | 75,800 | 2,400 | 3.1 | 1,460 | 1,001 | 109 | 2,569 | 56.8 | 39.0 | - 4.3 |
| 22 | 2) 78,101 | 1,905 | 2.4 | 1,732 | 318 | 144 | 2,194 | 78.9 | 14.5 | - 6.6 |
| 23 | 80,010 | 1,773 | 2.2 | 1,768 | 149 | 144 | 2,062 | 85.8 | 7.2 | - 7.0 |
| 24 | 81,780 | 1,419 | 1.7 | 1,532 | 31 | 144 | 1,708 | 89.7 | 1.8 | - 8.4 |
| 25 | 2) 83,200 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考 1) 昭和20年は11月1日の人口調査の人口を補正したもの。

2) 国勢調査による人口。

3) 国勢調査による人口を補正したもの。

(43頁) 参照。

(38)

第2表 年令各才別全国推計人口 (昭和26年10月1日)

(1) 全 人 口

(単位千人)

| 年 令 | 総 数 | 男 | 女 | 年 令 | 総 数 | 男 | 女 |
|-----|--------|--------|--------|------|-----|-----|-----|
| 総 数 | 84,573 | 41,494 | 43,079 | | | | |
| 0 | 2,148 | 1,098 | 1,050 | 40 | 972 | 458 | 514 |
| 1 | 2,265 | 1,155 | 1,110 | 41 | 946 | 455 | 491 |
| 2 | 2,490 | 1,268 | 1,221 | 42 | 946 | 457 | 488 |
| 3 | 2,467 | 1,258 | 1,209 | 43 | 911 | 443 | 463 |
| 4 | 2,335 | 1,191 | 1,144 | 44 | 890 | 441 | 449 |
| 5 | 1,540 | 787 | 753 | 45 | 771 | 393 | 378 |
| 6 | 1,635 | 825 | 810 | 46 | 807 | 404 | 404 |
| 7 | 1,996 | 1,011 | 985 | 47 | 774 | 390 | 384 |
| 8 | 1,934 | 979 | 955 | 48 | 815 | 410 | 404 |
| 9 | 1,987 | 1,010 | 977 | 49 | 801 | 405 | 396 |
| 10 | 1,975 | 1,000 | 974 | 50 | 775 | 393 | 382 |
| 11 | 1,804 | 915 | 888 | 51 | 729 | 365 | 364 |
| 12 | 1,578 | 796 | 781 | 52 | 672 | 340 | 332 |
| 13 | 1,720 | 862 | 857 | 53 | 689 | 349 | 340 |
| 14 | 1,789 | 906 | 882 | 54 | 641 | 328 | 313 |
| 15 | 1,817 | 920 | 896 | 55 | 624 | 315 | 308 |
| 16 | 1,748 | 883 | 865 | 56 | 600 | 304 | 296 |
| 17 | 1,697 | 860 | 838 | 57 | 562 | 281 | 281 |
| 18 | 1,720 | 863 | 856 | 58 | 525 | 263 | 261 |
| 19 | 1,699 | 855 | 843 | 59 | 535 | 266 | 269 |
| 20 | 1,668 | 836 | 832 | 60 | 472 | 232 | 240 |
| 21 | 1,598 | 800 | 799 | 61 | 499 | 242 | 257 |
| 22 | 1,569 | 777 | 791 | 62 | 494 | 240 | 254 |
| 23 | 1,529 | 755 | 774 | 63 | 460 | 221 | 239 |
| 24 | 1,509 | 745 | 764 | 64 | 423 | 202 | 221 |
| 25 | 1,480 | 723 | 757 | 65 | 365 | 168 | 197 |
| 26 | 1,397 | 671 | 725 | 66 | 367 | 170 | 197 |
| 27 | 1,290 | 608 | 682 | 67 | 356 | 161 | 195 |
| 28 | 1,208 | 540 | 668 | 68 | 340 | 150 | 190 |
| 29 | 1,145 | 499 | 647 | 69 | 326 | 143 | 183 |
| 30 | 1,099 | 482 | 618 | 70 | 304 | 133 | 171 |
| 31 | 1,161 | 513 | 648 | 71 | 270 | 115 | 155 |
| 32 | 959 | 432 | 527 | 72 | 261 | 110 | 151 |
| 33 | 998 | 453 | 545 | 73 | 242 | 100 | 142 |
| 34 | 1,014 | 463 | 551 | 74 | 210 | 86 | 124 |
| 35 | 1,038 | 479 | 559 | 75 | 204 | 83 | 121 |
| 36 | 1,013 | 474 | 539 | 76 | 167 | 66 | 101 |
| 37 | 1,037 | 489 | 549 | 77 | 143 | 55 | 88 |
| 38 | 1,000 | 472 | 529 | 78 | 128 | 48 | 80 |
| 39 | 1,009 | 473 | 537 | 79 | 103 | 39 | 64 |
| | | | | 80 ≤ | 390 | 134 | 256 |

備考 (43 頁) 参照.

第3表 年令各才別全國推計人口(昭和26年10月1日)

(2) 日本人人口

(單位千人)

| 年 令 | 總 數 | 男 | 女 | 年 令 | 總 數 | 男 | 女 |
|-----|--------|--------|--------|------|-----|-----|-----|
| 總 數 | 84,026 | 41,184 | 42,842 | | | | |
| 0 | 2,129 | 1,089 | 1,040 | 40 | 963 | 453 | 510 |
| 1 | 2,247 | 1,146 | 1,102 | 41 | 939 | 451 | 488 |
| 2 | 2,471 | 1,259 | 1,212 | 42 | 939 | 453 | 486 |
| 3 | 2,448 | 1,249 | 1,200 | 43 | 904 | 444 | 460 |
| 4 | 2,317 | 1,182 | 1,135 | 44 | 883 | 437 | 446 |
| 5 | 1,525 | 781 | 747 | 45 | 765 | 389 | 376 |
| 6 | 1,623 | 819 | 804 | 46 | 801 | 400 | 402 |
| 7 | 1,981 | 1,004 | 977 | 47 | 768 | 386 | 382 |
| 8 | 1,919 | 971 | 948 | 48 | 809 | 406 | 402 |
| 9 | 1,972 | 1,002 | 970 | 49 | 795 | 401 | 394 |
| 10 | 1,960 | 993 | 967 | 50 | 769 | 389 | 380 |
| 11 | 1,793 | 910 | 883 | 51 | 727 | 363 | 363 |
| 12 | 1,569 | 792 | 777 | 52 | 670 | 338 | 331 |
| 13 | 1,710 | 857 | 853 | 53 | 687 | 348 | 339 |
| 14 | 1,778 | 901 | 877 | 54 | 639 | 327 | 312 |
| 15 | 1,806 | 915 | 891 | 55 | 622 | 314 | 308 |
| 16 | 1,738 | 878 | 860 | 56 | 598 | 302 | 296 |
| 17 | 1,688 | 855 | 833 | 57 | 560 | 279 | 281 |
| 18 | 1,710 | 858 | 852 | 58 | 523 | 262 | 261 |
| 19 | 1,688 | 850 | 838 | 59 | 534 | 265 | 269 |
| 20 | 1,658 | 831 | 827 | 60 | 470 | 231 | 239 |
| 21 | 1,587 | 792 | 794 | 61 | 499 | 242 | 257 |
| 22 | 1,557 | 770 | 787 | 62 | 494 | 240 | 254 |
| 23 | 1,518 | 749 | 770 | 63 | 460 | 221 | 239 |
| 24 | 1,498 | 738 | 760 | 64 | 423 | 202 | 221 |
| 25 | 1,470 | 717 | 753 | 65 | 365 | 168 | 177 |
| 26 | 1,386 | 665 | 721 | 66 | 367 | 171 | 196 |
| 27 | 1,282 | 603 | 678 | 67 | 357 | 161 | 195 |
| 28 | 1,200 | 534 | 665 | 68 | 340 | 150 | 190 |
| 29 | 1,137 | 494 | 643 | 69 | 336 | 144 | 183 |
| 30 | 1,092 | 478 | 614 | 70 | 305 | 133 | 171 |
| 31 | 1,151 | 507 | 644 | 71 | 270 | 115 | 155 |
| 32 | 951 | 427 | 523 | 72 | 261 | 110 | 151 |
| 33 | 989 | 448 | 541 | 73 | 242 | 100 | 142 |
| 34 | 1,005 | 458 | 547 | 74 | 209 | 86 | 124 |
| 35 | 1,023 | 473 | 555 | 75 | 204 | 83 | 121 |
| 36 | 1,004 | 468 | 535 | 76 | 167 | 66 | 101 |
| 37 | 1,028 | 483 | 545 | 77 | 143 | 55 | 80 |
| 38 | 992 | 466 | 525 | 78 | 128 | 48 | 80 |
| 39 | 1,000 | 467 | 533 | 79 | 103 | 39 | 64 |
| | | | | 80 ≤ | 390 | 134 | 256 |

備考(43頁)参照.

(40)

第4表 年令5才階級別全国推計人口(昭和26年10月1日) (1) 全人口

| 年 令 | 人 口 (単位千人) | | | 年 令 別 割 合 | | | 男 女 比 (女100.0 につき男) |
|---------|------------|--------|--------|-----------|-------|-------|---------------------------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 | |
| 総 数 | 84,573 | 41,494 | 43,079 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 96.3 |
| 0 — 4 | 11,705 | 5,970 | 5,734 | 13.8 | 14.4 | 13.3 | 104.1 |
| 5 — 9 | 9,092 | 4,612 | 4,480 | 10.8 | 11.1 | 10.4 | 102.9 |
| 10 — 14 | 8,865 | 4,481 | 4,384 | 10.5 | 10.8 | 10.2 | 102.2 |
| 15 — 19 | 8,680 | 4,382 | 4,298 | 10.2 | 10.6 | 10.0 | 101.9 |
| 20 — 24 | 7,874 | 3,913 | 3,961 | 9.3 | 9.4 | 9.2 | 98.9 |
| 25 — 29 | 6,521 | 3,041 | 3,480 | 7.7 | 7.3 | 8.1 | 87.4 |
| 30 — 34 | 5,231 | 2,343 | 2,888 | 6.2 | 5.6 | 6.7 | 81.1 |
| 35 — 39 | 5,097 | 2,386 | 2,711 | 6.0 | 5.8 | 6.3 | 88.1 |
| 40 — 44 | 4,664 | 2,260 | 2,404 | 5.5 | 5.4 | 5.6 | 94.0 |
| 45 — 49 | 3,968 | 2,002 | 1,966 | 4.7 | 4.8 | 4.6 | 101.8 |
| 50 — 54 | 3,506 | 1,775 | 1,730 | 4.1 | 4.3 | 4.0 | 102.6 |
| 55 — 59 | 2,845 | 1,429 | 1,416 | 3.4 | 3.4 | 3.3 | 100.1 |
| 60 — 64 | 2,347 | 1,136 | 1,211 | 2.8 | 2.7 | 2.8 | 93.8 |
| 65 — 69 | 1,755 | 792 | 962 | 2.1 | 1.9 | 2.2 | 82.3 |
| 70 — 74 | 1,288 | 544 | 743 | 1.5 | 1.3 | 1.7 | 73.2 |
| 75 — 79 | 745 | 292 | 454 | 0.9 | 0.7 | 1.1 | 64.3 |
| 80 ≤ | 390 | 134 | 256 | 0.5 | 0.3 | 0.6 | 52.3 |
| 0 — 14 | 29,662 | 15,064 | 14,598 | 35.1 | 36.3 | 33.9 | 103.2 |
| 15 — 59 | 48,386 | 23,532 | 24,855 | 57.2 | 56.7 | 57.7 | 94.7 |
| 60 ≤ | 6,525 | 2,899 | 3,626 | 7.7 | 7.0 | 8.4 | 80.0 |
| 女15—49 | — | — | 21,708 | — | — | 50.4 | — |

備考(43頁)参照.

第5表 年令5才階級別全国推計人口(昭和26年10月1日) (2) 日本人人口

| 年 令 | 人 口 (単位千人) | | | 年 令 別 割 合 | | | 男 女 比 (女100.0 につき男) |
|---------|------------|--------|--------|-----------|-------|-------|---------------------------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 | |
| 総 数 | 84,026 | 41,184 | 42,842 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 96.1 |
| 0 — 4 | 11,612 | 5,923 | 5,689 | 13.8 | 14.4 | 13.3 | 104.1 |
| 5 — 9 | 9,023 | 4,577 | 4,446 | 10.7 | 11.1 | 10.4 | 103.0 |
| 10 — 14 | 8,810 | 4,453 | 4,357 | 10.5 | 10.8 | 10.2 | 102.2 |
| 15 — 19 | 8,630 | 4,356 | 4,274 | 10.3 | 10.6 | 10.0 | 101.9 |
| 20 — 24 | 7,819 | 3,881 | 3,938 | 9.3 | 9.4 | 9.2 | 101.5 |
| 25 — 29 | 6,474 | 3,014 | 3,460 | 7.7 | 7.3 | 8.1 | 87.1 |
| 30 — 34 | 5,187 | 2,317 | 2,870 | 6.2 | 5.6 | 6.7 | 80.7 |
| 35 — 39 | 5,052 | 2,358 | 2,694 | 6.0 | 5.7 | 6.3 | 87.5 |
| 40 — 44 | 4,628 | 2,237 | 2,391 | 5.5 | 5.4 | 5.6 | 93.6 |
| 45 — 49 | 3,938 | 1,982 | 1,956 | 4.7 | 4.8 | 4.6 | 101.3 |
| 50 — 54 | 3,492 | 1,765 | 1,727 | 4.2 | 4.3 | 4.0 | 102.2 |
| 55 — 59 | 2,837 | 1,422 | 1,414 | 3.4 | 3.5 | 3.3 | 100.6 |
| 60 — 64 | 2,347 | 1,136 | 1,211 | 2.8 | 2.7 | 2.8 | 93.8 |
| 65 — 69 | 1,755 | 793 | 962 | 2.1 | 1.9 | 2.2 | 82.4 |
| 70 — 74 | 1,287 | 544 | 743 | 1.5 | 1.3 | 1.7 | 73.1 |
| 75 — 79 | 745 | 291 | 454 | 0.9 | 0.7 | 1.1 | 64.2 |
| 80 ≤ | 390 | 134 | 256 | 0.5 | 0.3 | 0.6 | 52.3 |
| 0 — 14 | 29,446 | 14,954 | 14,492 | 35.0 | 36.3 | 33.8 | 89.7 |
| 15 — 59 | 48,056 | 23,332 | 24,724 | 57.2 | 56.7 | 57.7 | 90.6 |
| 60 ≤ | 6,523 | 2,898 | 3,626 | 7.8 | 7.0 | 8.5 | 92.0 |
| 女15—49 | — | — | 21,584 | — | — | 50.4 | — |

備考(43頁)参照.

第6表 毎月全国推計人口(昭和25年10月—28年9月)

(1) 全人口

| 期 間 | 月 初 人 口 | | 自 然 動 態 ⁶⁾ | | | 社 会 動 態 ⁷⁾ | | | 差 増 の 計 差 増 (—は減) | 人 口 増 加 の 割 合 % |
|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------------------|---------|---------|----------------------|-----------------|
| | 推 計 値 ¹⁾ | 計 算 値 ²⁾ | 出 生 児 数 | 死 亡 者 数 | 差 増 | 入 国 者 数 ⁸⁾ | 出 国 者 数 | 差 増 | | |
| 昭和25年 | | | | | | | | | | |
| 10 月 | 83,200,000 | 3) 83,199,637 | 191,021 | 67,555 | 123,466 | 1,956 | 2,217 | — 261 | 123,205 | 0.15 |
| 11 月 | 83,300,000 | 83,322,842 | 188,134 | 68,488 | 119,646 | 2,064 | 1,586 | 478 | 120,124 | 0.14 |
| 12 月 | 83,400,000 | 83,442,966 | 187,534 | 91,132 | 96,402 | 2,608 | 2,261 | 347 | 96,749 | 0.12 |
| 昭和26年 | | | | | | | | | | |
| 1 月 | 83,500,000 | 83,539,715 | 262,352 | 97,469 | 164,883 | 1,779 | 2,068 | — 289 | 164,594 | 0.20 |
| 2 月 | 83,700,000 | 83,704,309 | 210,149 | 78,846 | 131,303 | 2,063 | 2,047 | 16 | 131,319 | 0.16 |
| 3 月 | 83,800,000 | 83,835,623 | 206,859 | 78,580 | 128,279 | 2,843 | 2,557 | 286 | 128,565 | 0.15 |
| 4 月 | 84,000,000 | 83,964,193 | 178,016 | 68,223 | 109,793 | 3,178 | 2,061 | 1,117 | 110,910 | 0.13 |
| 5 月 | 84,100,000 | 84,075,103 | 162,885 | 66,762 | 96,123 | 3,560 | 3,550 | 10 | 96,133 | 0.11 |
| 6 月 | 84,200,000 | 84,171,236 | 152,291 | 61,932 | 90,359 | 3,369 | 3,464 | — 95 | 90,264 | 0.11 |
| 7 月 | 84,300,000 | 84,261,500 | 173,988 | 66,408 | 107,580 | 3,698 | 3,513 | 185 | 107,765 | 0.13 |
| 8 月 | 84,400,000 | 84,369,265 | 172,523 | 65,455 | 107,068 | 3,583 | 3,627 | — 44 | 107,024 | 0.13 |
| 9 月 | 84,500,000 | 84,476,289 | 161,266 | 64,421 | 96,845 | 3,883 | 3,629 | 254 | 97,099 | 0.11 |
| 10 月 | 84,600,000 | 84,573,388 | 163,156 | 63,570 | 99,586 | 3,934 | 3,590 | 344 | 99,930 | 0.12 |
| 11 月 | 84,700,000 | 84,673,318 | 167,070 | 63,523 | 103,547 | 3,195 | 4,480 | — 1,285 | 102,262 | 0.12 |
| 12 月 | 84,800,000 | 84,775,580 | 166,432 | 71,542 | 94,890 | 3,717 | 3,269 | 448 | 95,338 | 0.11 |
| 昭和27年 | | | | | | | | | | |
| 1 月 | 84,900,000 | 84,870,918 | 227,666 | 76,658 | 151,008 | 3,233 | 2,850 | 383 | 151,391 | 0.18 |
| 2 月 | 85,000,000 | 85,022,309 | 194,894 | 76,745 | 118,149 | 2,296 | 2,357 | — 61 | 118,088 | 0.14 |
| 3 月 | 85,100,000 | 85,140,397 | 190,094 | 75,429 | 114,665 | 3,173 | 2,281 | 892 | 115,557 | 0.14 |
| 4 月 | 85,300,000 | 85,255,954 | 170,896 | 65,286 | 105,610 | 5,757 | 4,255 | 1,502 | 107,112 | 0.13 |
| 5 月 | 4) 85,400,000 | 4) 85,366,034 | 152,802 | 61,574 | 91,228 | 4,958 | 4,628 | 330 | 91,558 | 0.11 |
| 6 月 | 85,500,000 | 85,457,592 | 143,129 | 56,327 | 86,802 | 4,435 | 4,638 | — 203 | 86,599 | 0.10 |
| 7 月 | 85,500,000 | 85,544,191 | 159,700 | 58,911 | 100,789 | 4,593 | 4,305 | 288 | 101,077 | 0.12 |
| 8 月 | 85,600,000 | 85,645,268 | 161,347 | 59,978 | 101,369 | 5,266 | 4,757 | 509 | 101,878 | 0.12 |
| 9 月 | 85,700,000 | 85,747,146 | 158,468 | 56,389 | 102,079 | 7,184 | 4,535 | 2,649 | 104,728 | 0.12 |
| 10 月 | 85,900,000 | 85,851,874 | 158,701 | 58,850 | 99,851 | 6,979 | 5,529 | 1,450 | 101,301 | 0.12 |
| 11 月 | 86,000,000 | 85,953,175 | 150,241 | 55,770 | 94,471 | 6,171 | 5,057 | 1,114 | 95,585 | 0.11 |
| 12 月 | 86,000,000 | 86,048,760 | 149,904 | 66,751 | 83,153 | 5,751 | 5,232 | 519 | 83,672 | 0.10 |
| 昭和28年 | | | | | | | | | | |
| 1 月 | 86,100,000 | 86,132,432 | 211,634 | 88,734 | 122,900 | 5,087 | 4,670 | 417 | 123,317 | 0.14 |
| 2 月 | 86,300,000 | 86,255,749 | 174,572 | 84,089 | 90,483 | 5,065 | 4,720 | 345 | 90,828 | 0.11 |
| 3 月 | 86,300,000 | 86,346,577 | 176,825 | 69,552 | 107,273 | 12,960 | 5,677 | 7,283 | 114,556 | 0.13 |
| 4 月 | 86,500,000 | 86,461,133 | 159,408 | 60,749 | 98,659 | 13,369 | 6,038 | 7,331 | 105,990 | 0.12 |
| 5 月 | 86,600,000 | 86,567,123 | 145,306 | 56,342 | 88,964 | 12,608 | 6,808 | 5,800 | 94,764 | 0.11 |
| 6 月 | 86,700,000 | 86,661,887 | 135,486 | 53,783 | 81,703 | 7,534 | 7,576 | — 42 | 81,661 | 0.09 |
| 7 月 | 86,700,000 | 86,743,548 | 153,011 | 58,686 | 94,325 | 12,521 | 6,626 | 5,895 | 100,220 | 0.12 |
| 8 月 | 86,800,000 | 86,843,768 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 9 月 | 5) 86,900,000 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 昭和25年10月1日～26年9月30日 | | | 2,247,918 | 875,271 | 1,371,747 | 34,584 | 32,580 | 2,004 | 1,373,751 | 1.65 |
| 昭和26年10月1日～27年9月30日 | | | 2,055,654 | 785,932 | 1,269,722 | 51,741 | 45,945 | 5,796 | 1,275,518 | 1.51 |
| 昭和25年10月7日～28年7月31日 | | | 5,917,760 | 2,314,509 | 3,603,251 | 174,370 | 136,458 | 37,912 | 3,641,163 | 4.38 |

- 備考 1) 計算値に若干の誤差を見込み、10万未満の数字を四捨五入したもの。
2) 昭和25年10月1日現在の人口にその後各月の出生死亡及び出入国の差増を累加したもの。
3) 昭和25年国勢調査による確定人口。
4) 昭和27年2月に帰属した鹿児島県大島郡十島村の人口(昭和27年5月1日2,968)を追加。
5) 概 算
6) 毎月概数(外国人の出生死亡で届出られたものを含む)。昭和25,26年の各月は前年以前の日本人に関する事實で遅れて届出られたものを含むが昭和27年はこれを含まない。昭和28年7月のこの届出遅れは出生児数1,516,死亡者数398。
7) 正常の出入国者数。
8) 引揚者を含む。
(43頁)参照。

第7表 毎月全国推計人口(昭和25年10月—28年9月)

(2) 日本人人口

| 期 間 | 月 初 人 口 | | 自 然 動 態 ⁶⁾ | | | 社 会 動 態 ⁷⁾ | | | 差増の計 増 -(は減) | 人口増 加の割 合 % |
|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------|-----------|--------------------------|---------|---------|--------------------|-------------------|
| | 推 計 値 ¹⁾ | 計 算 値 ²⁾ | 出生児数 | 死亡者数 | 差 増 | 入 国 者 ⁸⁾ 数 | 出 国 者 数 | | | |
| 昭和25年 | | | | | | | | | | |
| 10 月 | 82,700,000 | 3) 82,670,000 | 189,370 | 67,200 | 122,170 | 705 | 770 | - 65 | 122,105 | 0.15 |
| 11 月 | 82,800,000 | 82,792,105 | 186,468 | 68,124 | 118,344 | 580 | 566 | 14 | 118,358 | 0.14 |
| 12 月 | 82,900,000 | 82,910,463 | 185,791 | 90,725 | 95,066 | 824 | 814 | 10 | 95,076 | 0.11 |
| 昭和26年 | | | | | | | | | | |
| 1 月 | 83,000,000 | 83,005,539 | 260,259 | 96,982 | 163,277 | 539 | 901 | - 362 | 162,915 | 0.20 |
| 2 月 | 83,200,000 | 83,163,454 | 208,334 | 78,370 | 129,964 | 655 | 947 | - 292 | 129,672 | 0.16 |
| 3 月 | 83,300,000 | 83,298,126 | 204,990 | 78,155 | 126,835 | 984 | 953 | 31 | 126,866 | 0.15 |
| 4 月 | 83,400,000 | 83,424,992 | 176,447 | 67,817 | 108,630 | 1,233 | 796 | 437 | 109,067 | 0.13 |
| 5 月 | 83,500,000 | 83,534,059 | 161,377 | 66,368 | 95,009 | 1,424 | 1,230 | 194 | 95,203 | 0.11 |
| 6 月 | 83,600,000 | 83,629,262 | 150,819 | 61,579 | 89,240 | 1,522 | 1,489 | 33 | 89,273 | 0.11 |
| 7 月 | 83,700,000 | 83,718,535 | 172,310 | 65,990 | 106,320 | 1,506 | 1,618 | - 112 | 106,208 | 0.13 |
| 8 月 | 83,800,000 | 83,824,743 | 170,973 | 65,107 | 105,866 | 1,208 | 1,580 | - 372 | 105,494 | 0.13 |
| 9 月 | 83,900,000 | 83,930,237 | 159,801 | 64,089 | 95,712 | 1,458 | 1,730 | - 272 | 95,440 | 0.11 |
| 10 月 | 84,000,000 | 84,025,677 | 161,653 | 63,213 | 98,440 | 1,438 | 1,747 | - 309 | 98,131 | 0.12 |
| 11 月 | 84,100,000 | 84,123,808 | 165,434 | 63,165 | 102,269 | 1,146 | 2,435 | - 1,289 | 100,980 | 0.12 |
| 12 月 | 84,200,000 | 84,224,788 | 164,743 | 71,138 | 93,605 | 1,665 | 1,495 | 170 | 93,775 | 0.11 |
| 昭和27年 | | | | | | | | | | |
| 1 月 | 84,300,000 | 84,318,563 | 225,709 | 76,203 | 149,506 | 1,360 | 1,260 | 100 | 149,606 | 0.18 |
| 2 月 | 84,500,000 | 84,468,169 | 193,094 | 76,323 | 116,771 | 516 | 864 | - 348 | 116,423 | 0.14 |
| 3 月 | 84,600,000 | 84,584,592 | 188,239 | 75,003 | 113,236 | 207 | 351 | - 144 | 113,092 | 0.13 |
| 4 月 | 84,700,000 | 84,697,684 | 169,353 | 64,908 | 104,445 | 2,932 | 2,050 | 882 | 105,327 | 0.12 |
| 5 月 | 4) 84,800,000 | 4) 84,805,979 | 151,410 | 61,254 | 90,156 | 2,388 | 2,540 | - 152 | 90,004 | 0.11 |
| 6 月 | 84,900,000 | 84,895,983 | 141,842 | 56,016 | 85,826 | 2,100 | 2,346 | - 246 | 85,580 | 0.10 |
| 7 月 | 85,000,000 | 84,981,563 | 158,348 | 58,582 | 99,766 | 2,182 | 2,350 | - 168 | 99,598 | 0.12 |
| 8 月 | 85,100,000 | 85,081,161 | 159,952 | 59,633 | 100,319 | 2,576 | 2,455 | 121 | 100,440 | 0.12 |
| 9 月 | 85,200,000 | 85,181,601 | 157,139 | 56,088 | 101,051 | 3,842 | 2,080 | 1,762 | 102,813 | 0.12 |
| 10 月 | 85,300,000 | 85,284,414 | 157,130 | 58,525 | 98,605 | 3,512 | 2,539 | 973 | 99,578 | 0.12 |
| 11 月 | 85,400,000 | 85,383,992 | 148,825 | 55,487 | 93,338 | 3,054 | 2,317 | 737 | 94,075 | 0.11 |
| 12 月 | 85,400,000 | 85,478,067 | 148,433 | 66,403 | 82,030 | 3,075 | 2,447 | 628 | 82,658 | 0.10 |
| 昭和28年 | | | | | | | | | | |
| 1 月 | 85,600,000 | 85,560,725 | 209,913 | 88,322 | 121,591 | 2,189 | 2,178 | 11 | 121,602 | 0.14 |
| 2 月 | 85,700,000 | 85,682,327 | 173,030 | 83,701 | 89,329 | 2,515 | 2,358 | 157 | 89,486 | 0.10 |
| 3 月 | 85,800,000 | 85,771,813 | 175,298 | 69,178 | 106,120 | 8,995 | 2,615 | 6,380 | 112,500 | 0.13 |
| 4 月 | 85,900,000 | 85,884,313 | 158,066 | 60,434 | 97,632 | 9,202 | 2,582 | 6,620 | 104,252 | 0.12 |
| 5 月 | 86,000,000 | 85,988,565 | 143,997 | 55,989 | 88,008 | 8,460 | 2,781 | 5,679 | 93,687 | 0.11 |
| 6 月 | 86,100,000 | 86,082,252 | 134,261 | 53,442 | 80,819 | 3,895 | 3,603 | 292 | 81,111 | 0.09 |
| 7 月 | 86,200,000 | 86,163,363 | 151,585 | 58,352 | 93,233 | 8,264 | 3,474 | 4,790 | 98,023 | 0.11 |
| 8 月 | 86,300,000 | 86,261,386 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 9 月 | 5) 86,400,000 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昭和25年10月1日~26年9月30日 | | | 2,226,939 | 870,506 | 1,356,433 | 12,638 | 13,394 | - 756 | 1,355,677 | 1.64 |
| 昭和26年10月1日~27年9月30日 | | | 2,036,916 | 781,526 | 1,255,390 | 22,352 | 21,973 | 379 | 1,255,769 | 1.49 |
| 昭和25年10月1日~28年7月31日 | | | 5,864,393 | 2,301,865 | 3,562,528 | 88,151 | 62,261 | 25,890 | 3,588,418 | 4.34 |

備考 3) 昭和25年国勢調査10%抽出集計による本邦、樺太、千島、沖縄、鹿児島県大島郡及び小笠原在籍者数。

6) 日本人のみの事実。

その他の注意については第6表の備考参照。

(43頁)参照。

(32)

Ⅱ 人口動態

第1表 年次別人口動態(大正9年—昭和27年)(1)実数

| 年次 | 出生 | 死亡 | 自然増加 | 死産 | 乳児死亡 | 婚姻 | 離婚 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 大正 9 | 2,011,634 | 1,409,371 | 602,263 | 144,035 | 334,381 | 541,542 | 54,671 |
| 10 | 1,976,055 | 1,279,219 | 696,836 | 138,294 | 334,352 | 514,823 | 52,643 |
| 11 | 1,953,560 | 1,273,120 | 675,440 | 132,230 | 326,684 | 510,385 | 52,082 |
| 12 | 2,028,955 | 1,323,648 | 705,307 | 133,855 | 333,120 | 508,100 | 50,314 |
| 13 | 1,984,326 | 1,245,343 | 738,983 | 125,831 | 311,357 | 508,660 | 50,904 |
| 14 | 2,071,560 | 1,199,936 | 871,624 | 124,394 | 295,888 | 516,639 | 50,741 |
| 昭和 1 | 2,089,237 | 1,151,163 | 938,074 | 124,036 | 288,301 | 497,959 | 49,224 |
| 2 | 2,045,828 | 1,204,847 | 840,981 | 116,916 | 291,209 | 482,907 | 49,689 |
| 3 | 2,120,493 | 1,227,570 | 892,923 | 120,186 | 293,026 | 494,345 | 48,235 |
| 4 | 2,061,720 | 1,251,041 | 810,679 | 116,967 | 294,057 | 491,988 | 50,310 |
| 5 | 2,070,765 | 1,161,504 | 909,261 | 117,729 | 257,846 | 501,831 | 50,516 |
| 6 | 2,088,608 | 1,231,154 | 857,454 | 116,505 | 275,644 | 492,094 | 49,887 |
| 7 | 2,168,026 | 1,166,167 | 1,001,859 | 119,575 | 255,701 | 510,603 | 50,728 |
| 8 | 2,106,260 | 1,184,546 | 921,714 | 114,135 | 256,395 | 481,012 | 48,546 |
| 9 | 2,028,289 | 1,225,402 | 802,887 | 113,039 | 254,213 | 506,937 | 47,806 |
| 10 | 2,174,291 | 1,152,371 | 1,021,920 | 115,592 | 232,821 | 551,032 | 47,721 |
| 11 | 2,086,355 | 1,220,023 | 866,332 | 111,050 | 244,558 | 543,518 | 45,399 |
| 12 | 2,164,949 | 1,198,400 | 966,549 | 111,481 | 229,911 | 668,336 | 45,719 |
| 13 | 1,911,966 | 1,250,093 | 661,873 | 99,527 | 219,943 | 532,103 | 43,832 |
| 14 | 1,885,957 | 1,258,514 | 627,443 | 98,347 | 201,291 | 548,118 | 45,178 |
| 15 | 2,100,164 | 1,176,517 | 923,647 | 102,033 | 189,809 | 660,184 | 47,804 |
| 16 | 2,260,270 | 1,140,428 | 1,119,842 | 103,393 | 190,780 | 783,858 | 48,605 |
| 17 | 2,216,271 | 1,157,845 | 1,058,426 | 95,446 | 190,162 | 671,680 | 45,529 |
| 18 | 2,235,431 | 1,204,802 | 1,030,629 | 92,882 | 194,551 | 736,183 | 48,832 |
| 22 | 2,678,792 | 1,138,238 | 1,540,554 | 123,837 | 205,360 | 934,170 | 79,551 |
| 23 | 2,681,624 | 950,610 | 1,731,014 | 143,963 | 165,406 | 953,999 | 79,032 |
| 24 | 2,696,638 | 945,444 | 1,751,194 | 192,677 | 168,467 | 842,170 | 82,575 |
| 25 | 2,337,507 | 904,876 | 1,432,631 | 216,974 | 140,515 | 715,081 | 83,689 |
| 26 | 2,157,414 | 842,898 | 1,314,516 | 217,477 | 123,293 | 672,081 | 82,670 |
| 27 | 1,999,488 | 764,465 | 1,235,023 | 203,687 | 99,056 | 677,123 | 78,737 |
| 昭和 8—12 平 均 | 2,112,029 | 1,196,148 | 915,881 | 113,059 | 243,580 | 550,167 | 47,038 |

備考 昭和 18 年以前は沖縄県を除いてある。昭和 22, 23, 24, 25 年の動態数は年報確定数である。昭和 26, 27 両年は毎月概数の年計分であるから、将来、人口動態統計年報として公表される確定数(純粹に昭和 26, 27 年中に発生した動態事実の数)に比べてやゝ多い。(43 頁) 参照。

第2表 年次別人口動態 (大正9年—昭和27年) (2) 率

| 年次 | 出生 | 死亡 | 自然増加 | 死産 | 乳児死亡 | 婚姻 | 離婚 |
|----------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 大正 9 | 36.32 | 25.44 | 10.88 | 66.8 | 166.2 | 9.78 | 0.99 |
| 10 | 35.21 | 22.79 | 12.42 | 65.4 | 169.2 | 9.17 | 0.94 |
| 11 | 34.37 | 22.49 | 11.89 | 63.4 | 167.2 | 8.98 | 0.92 |
| 12 | 35.24 | 23.00 | 12.26 | 61.9 | 164.2 | 8.82 | 0.87 |
| 13 | 34.01 | 21.34 | 12.66 | 59.6 | 156.9 | 8.72 | 0.87 |
| 14 | 35.00 | 20.28 | 14.72 | 56.6 | 142.8 | 8.73 | 0.86 |
| 昭和 1 | 34.70 | 19.12 | 15.58 | 56.0 | 138.0 | 8.27 | 0.82 |
| 2 | 33.46 | 19.71 | 13.76 | 54.1 | 142.3 | 7.90 | 0.81 |
| 3 | 34.16 | 19.78 | 14.39 | 53.6 | 138.2 | 7.96 | 0.78 |
| 4 | 32.76 | 19.88 | 12.88 | 53.7 | 142.6 | 7.82 | 0.80 |
| 5 | 32.42 | 18.18 | 14.24 | 53.8 | 124.5 | 7.86 | 0.79 |
| 6 | 32.20 | 18.98 | 13.22 | 52.8 | 132.0 | 7.59 | 0.77 |
| 7 | 32.90 | 17.70 | 15.21 | 52.3 | 117.9 | 7.75 | 0.77 |
| 8 | 31.49 | 17.71 | 13.78 | 51.4 | 121.7 | 7.19 | 0.73 |
| 9 | 29.96 | 18.10 | 11.86 | 52.8 | 125.3 | 7.49 | 0.71 |
| 10 | 31.67 | 16.78 | 14.89 | 50.5 | 107.1 | 8.02 | 0.70 |
| 11 | 29.98 | 17.53 | 12.45 | 50.5 | 117.2 | 7.81 | 0.65 |
| 12 | 30.91 | 17.11 | 13.80 | 49.0 | 106.2 | 9.54 | 0.65 |
| 13 | 27.11 | 17.12 | 9.98 | 49.5 | 115.0 | 7.54 | 0.62 |
| 14 | 26.62 | 17.76 | 8.86 | 49.6 | 106.7 | 7.74 | 0.64 |
| 15 | 29.41 | 16.48 | 12.94 | 46.3 | 90.4 | 9.25 | 0.67 |
| 16 | 31.57 | 15.93 | 15.64 | 43.7 | 84.4 | 10.95 | 0.68 |
| 17 | 30.65 | 16.01 | 14.64 | 41.3 | 85.8 | 9.29 | 0.63 |
| 18 | 30.22 | 16.44 | 14.06 | 39.9 | 87.0 | 10.04 | 0.67 |
| 22 | 34.30 | 14.57 | 19.73 | 44.2 | 76.7 | 11.96 | 1.02 |
| 23 | 33.52 | 11.88 | 21.63 | 50.9 | 61.7 | 11.92 | 0.99 |
| 24 | 32.97 | 11.56 | 21.41 | 66.7 | 62.5 | 10.30 | 1.01 |
| 25 | 28.33 | 10.92 | 17.41 | 84.3 | 59.8 | 8.62 | 1.01 |
| 26 | 25.50 | 9.96 | 15.54 | 91.6 | 57.1 | 7.94 | 0.98 |
| 27 | 23.28 | 8.90 | 14.38 | 92.5 | 49.5 | 7.88 | 0.92 |
| 昭和 8—12 平 均 | 30.78 | 17.43 | 13.35 | 50.8 | 106.2 | 8.02 | 0.69 |

備考 死産率は出産 (出生+死産) 1,000 について, 乳児死亡率は出生 1,000 について, その
他は人口 1,000 についての率である。

(43 頁) 参照。

(34)

第3表 昭和27年主要死因別死亡

(a) 昭和27年主要死因別死亡

| 順位 | 死 因 | 死 亡 数 | 総死亡に対する割合% | 死亡率(人口10万につき) |
|----|--------------------|---------|------------|---------------|
| | 総 数 | 764,465 | 100.0 | 889.9 |
| 1 | 中枢神経系の血管の損傷 | 110,290 | 14.4 | 128.4 |
| 2 | 全 結 核 | 70,499 | 9.2 | 82.1 |
| 3 | 悪 性 新 生 物 | 69,427 | 9.1 | 80.8 |
| 4 | 老 衰 | 59,424 | 7.8 | 69.2 |
| 5 | 全 心 臓 の 疾 患 | 53,642 | 7.0 | 62.4 |
| 6 | 胃炎, 十二指腸炎, 腸炎及び大腸炎 | 43,705 | 5.7 | 50.9 |
| 7 | 肺 炎 (除 新 生 児 肺 炎) | 37,710 | 4.9 | 43.9 |
| 8 | 不 慮 の 事 故 | 27,403 | 3.6 | 31.9 |
| 9 | 腎 炎 及 び ネ フ ロ ー ゼ | 22,085 | 2.9 | 25.7 |
| 10 | 胃 及 び 十 二 指 腸 潰 瘍 | 16,982 | 2.2 | 19.8 |
| 11 | 自 殺 | 15,637 | 2.0 | 18.2 |
| 12 | 気 管 支 炎 | 14,696 | 1.9 | 17.1 |
| 13 | 赤 痢 | 13,579 | 1.8 | 15.8 |

(b) 昭和26, 27年主要死因別死亡の比較

| 死 因 | 死 亡 数 | | | 死亡率(人口10万につき) | |
|--------------------|---------|---------|---------|---------------|-------|
| | 昭和27年 | 昭和26年 | 増 減 数 | 昭和27年 | 昭和26年 |
| 総 数 | 764,465 | 842,898 | -78,433 | 889.9 | 996.3 |
| 中枢神経系の血管の損傷 | 110,290 | 108,350 | + 1,940 | 128.4 | 128.1 |
| 全 結 核 | 70,499 | 93,654 | -23,155 | 82.1 | 110.7 |
| 悪 性 新 生 物 | 69,427 | 66,460 | + 2,967 | 80.8 | 78.6 |
| 老 衰 | 59,424 | 59,946 | - 522 | 69.2 | 70.9 |
| 全 心 臓 の 疾 患 | 53,642 | 54,472 | - 830 | 62.4 | 64.4 |
| 胃炎, 十二指腸炎, 腸炎及び大腸炎 | 43,705 | 55,547 | -11,842 | 50.9 | 65.7 |
| 肺 炎 (除 新 生 児 肺 炎) | 37,710 | 45,492 | - 7,782 | 43.9 | 53.8 |
| 不 慮 の 事 故 | 27,403 | 29,156 | - 1,753 | 31.9 | 34.5 |
| 腎 炎 及 び ネ フ ロ ー ゼ | 22,085 | 24,902 | - 2,817 | 25.7 | 29.4 |
| 胃 及 び 十 二 指 腸 潰 瘍 | 16,982 | 18,313 | - 1,331 | 19.8 | 21.6 |
| 自 殺 | 15,637 | 15,455 | + 182 | 18.2 | 18.3 |
| 気 管 支 炎 | 14,696 | 19,043 | - 4,347 | 17.1 | 22.5 |
| 赤 痢 | 13,579 | 14,836 | - 1,257 | 15.8 | 17.5 |

備考 「胃炎, 十二指腸炎及び大腸炎」「肺炎」にはそれぞれ新生児下痢, 新生児肺炎を含まない。

(43頁) 参照。

第4表 昭和27年主要死因別乳児死亡

(a) 昭和27年主要死因別乳児死亡

| 順位 | 死 因 | 死 亡 数 | 総死亡に対する割合% | 死亡率(出生 1000につき) |
|----|----------------------|--------|------------|--------------------|
| | 総 数 | 99,057 | 100.0 | 49.5 |
| 1 | 新生児固有の疾患にして診断名不適當のもの | 25,052 | 25.3 | 12.5 |
| 2 | 肺 炎 (含 新 生 児 肺 炎) | 18,537 | 18.7 | 9.3 |
| 3 | 胃 腸 炎, 腸 炎 及 び 大 腸 炎 | 10,342 | 10.4 | 5.2 |
| 4 | 先 天 奇 形 | 4,146 | 4.2 | 2.1 |
| 5 | 気 管 支 炎 | 4,074 | 4.1 | 2.0 |
| 6 | 麻 疹 | 1,088 | 1.1 | 0.5 |
| 7 | 不 慮 の 事 故 | 2,082 | 2.1 | 1.0 |
| 8 | 百 日 咳 | 1,385 | 1.4 | 0.7 |
| 9 | 脚 気 | 1,514 | 1.5 | 0.8 |
| 10 | 出 生 時 の 損 傷 | 1,249 | 1.3 | 0.6 |

(b) 昭和26, 27年主要死因別乳児死亡の比較

| 死 因 | 死 亡 数 | | | 死 亡 率 ^(出生 1000につき) | |
|----------------------|--------|---------|---------|-----------------------------------|-------|
| | 昭和27年 | 昭和26年 | 増 減 数 | 昭和27年 | 昭和26年 |
| 総 数 | 99,057 | 123,293 | -24,236 | 49.5 | 57.1 |
| 新生児固有の疾患にして診断名不適當のもの | 25,052 | 28,985 | - 3,933 | 12.5 | 13.4 |
| 肺 炎 (含 新 生 児 肺 炎) | 18,537 | 23,050 | - 4,513 | 9.3 | 10.7 |
| 胃 腸 炎, 腸 炎 及 び 大 腸 炎 | 10,342 | 14,407 | - 4,065 | 5.2 | 6.7 |
| 先 天 奇 形 | 4,146 | 4,832 | - 686 | 2.1 | 2.2 |
| 気 管 支 炎 | 4,074 | 5,579 | - 1,505 | 2.0 | 2.6 |
| 麻 疹 | 1,088 | 3,414 | - 2,326 | 0.5 | 1.6 |
| 不 慮 の 事 故 | 2,082 | 2,056 | + 26 | 1.0 | 1.0 |
| 百 日 咳 | 1,385 | 2,030 | - 645 | 0.7 | 0.9 |
| 脚 気 | 1,514 | 2,073 | - 559 | 0.8 | 1.0 |
| 出 生 時 の 損 傷 | 1,249 | 1,394 | - 145 | 0.6 | 0.7 |

備考(43頁)参照.

(36)

第5表 昭和27年市部郡部別、自然死産及び人工妊娠中絶

| 年次 | 実数 | | | 率 (出産 1,000 につき) | | | 全死産に対する人工妊娠中絶の割合 % |
|-------|---------|---------|---------|------------------|------|--------|--------------------|
| | 総数 | 自然死産 | 人工妊娠中絶 | 総数 | 自然死産 | 人工妊娠中絶 | |
| 全 国 | | | | | | | |
| 昭和 23 | 144,017 | 104,325 | 31,055 | 50.5 | 36.6 | 10.9 | 21.6 |
| 24 | 193,001 | 114,161 | 75,585 | 66.2 | 39.1 | 25.9 | 39.2 |
| 25 | 216,982 | 107,604 | 109,170 | 84.3 | 41.8 | 42.4 | 50.3 |
| 26 | 217,477 | 100,540 | 116,791 | 91.6 | 42.3 | 49.2 | 53.7 |
| 27 | 203,687 | 94,320 | 109,279 | 92.5 | 42.8 | 49.6 | 53.7 |
| 市 部 | | | | | | | |
| 昭和 23 | 59,957 | 38,589 | 18,728 | 62.7 | 40.4 | 19.6 | 31.2 |
| 24 | 88,872 | 43,305 | 44,529 | 87.3 | 42.5 | 43.7 | 50.1 |
| 25 | 107,560 | 41,910 | 65,578 | 118.1 | 46.0 | 72.0 | 61.0 |
| 26 | 114,117 | 42,284 | 71,767 | 130.0 | 48.2 | 81.7 | 62.9 |
| 27 | 110,567 | 42,162 | 68,360 | 134.0 | 51.1 | 82.8 | 61.8 |
| 郡 部 | | | | | | | |
| 昭和 23 | 84,060 | 65,736 | 12,327 | 44.3 | 34.6 | 6.5 | 14.7 |
| 24 | 104,129 | 70,856 | 31,056 | 54.8 | 37.3 | 16.4 | 29.8 |
| 25 | 109,422 | 65,694 | 43,592 | 65.8 | 39.5 | 26.2 | 39.8 |
| 26 | 103,360 | 58,256 | 45,024 | 69.1 | 38.9 | 30.1 | 43.6 |
| 27 | 93,120 | 52,158 | 40,919 | 67.6 | 37.9 | 29.7 | 43.9 |

備考 今までの年報確定数では、自然人工別の死産の製表が行われなかつたので、数字はすべて概数による。したがって昭和 23, 24, 25 年の総数は他の表の死産数(確定数)と多少相違している。

総数には自然人工の別不詳を含む。

(43 頁) 参照。

統 計

I 昭和 25 年国勢調査結果 (7)

- 第1表 市部郡部別, 勞働力状態及び男女別人口
- 第2表 市部郡部別, 勞働力状態, 年令階級及び男女別人口 (1) 実 数
- 第3表 市部郡部別, 勞働力状態, 年令階級及び男女別人口 (2) 割 合
- 第4表 市部郡部別, 従業上の地位及び男女別 14 才以上就業者
- 第5表 市部郡部別, 失業前の従業上の地位及び男女別 14 才以上完全失業者
- 第6表 市部郡部別, 失業前の産業(大分類)及び男女別 14 才以上完全失業者
- 第7表 市部郡部別, 産業(大分類)及び男女別 14 才以上就業者
- 第8表 市部郡部別, 産業(小分類)及び男女別 14 才以上就業者
- 第9表 市部郡部別, 産業(大分類)及び年令階級別 14 才以上就業者
- 第10表 市部郡部別, 産業(大分類)及び従業上の地位別 14 才以上就業者
- 第11表 市部郡部別, 産業(大分類), 就業時間及び男女別 14 才以上就業者 (1) 実 数
- 第12表 市部郡部別, 産業(大分類), 就業時間及び男女別 14 才以上就業者 (2) 割 合
- 第13表 市部郡部別, 従業上の地位, 就業時間及び男女別 14 才以上就業者
- 第14表 市部郡部別, 農非農, 就業時間及び男女別 14 才以上就業者

II 人 口 動 態

- 第1表 年次別人口動態(大正9年—昭和27年) (1) 実 数
- 第2表 年次別人口動態(大正9年—昭和27年) (2) 率
- 第3表 昭和27年主要死因別死亡
- 第4表 昭和27年主要死因別乳児死亡
- 第5表 昭和27年市部郡部別, 自然死産及び人工妊娠中絶

III 推 計 人 口

- 第1表 年次別全国推計人口(大正9年—昭和25年)
- 第2表 年令各才別全国推計人口(昭和26年10月1日) (1) 全人口
- 第3表 年令各才別全国推計人口(昭和26年10月1日) (2) 日本人人口
- 第4表 年令5才階級別全国推計人口(昭和26年10月1日) (1) 全人口
- 第5表 年令5才階級別全国推計人口(昭和26年10月1日) (2) 日本人人口
- 第6表 毎月全国推計人口(昭和25年10月—28年9月) (1) 全人口
- 第7表 毎月全国推計人口(昭和25年10月—28年9月) (2) 日本人人口

(浜, 山 口 編)

(2)

I 昭和 25 年国勢調査結果 (7)

第1表 市部郡部別、勞働力状態及び男女別人口

| 勞働力状態 | 人 口 (単位千人) | | | 勞働力状態別割合 | | |
|---------|------------|--------|--------|----------|-------|-------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 市 部 | | | | | | |
| 10才以上総数 | 23,683 | 11,529 | 12,154 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 勞働力 | 12,200 | 8,408 | 3,792 | 51.5 | 72.9 | 31.2 |
| 非勞働 | 11,474 | 3,116 | 8,358 | 48.4 | 27.0 | 68.8 |
| 不詳 | 9 | 5 | 5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 10才以下 | 2,276 | 1,153 | 1,124 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 勞働力 | 30 | 18 | 13 | 1.3 | 1.6 | 1.2 |
| 非勞働 | 2,245 | 1,135 | 1,110 | 98.6 | 98.4 | 98.8 |
| 不詳 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 14才以上 | 21,407 | 10,376 | 11,031 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 勞働力 | 12,169 | 8,391 | 3,779 | 56.8 | 80.9 | 34.3 |
| 就業中者 | 11,715 | 8,079 | 3,636 | 54.7 | 77.9 | 33.0 |
| 就業中者 | 11,476 | 7,913 | 3,563 | 53.6 | 76.3 | 32.3 |
| 就業中者 | 241 | 167 | 73 | 1.1 | 1.6 | 0.7 |
| 就業中者 | 454 | 312 | 142 | 2.1 | 3.0 | 1.3 |
| 就業中者 | 9,229 | 1,981 | 7,247 | 43.1 | 19.1 | 65.7 |
| 就業中者 | 2,003 | 1,144 | 860 | 9.4 | 11.0 | 7.8 |
| 就業中者 | 5,828 | 114 | 5,714 | 27.2 | 1.1 | 51.8 |
| 就業中者 | 1,033 | 484 | 550 | 4.8 | 4.7 | 5.0 |
| 就業中者 | 363 | 240 | 123 | 1.7 | 2.3 | 1.1 |
| 就業中者 | 9 | 5 | 4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 郡 部 | | | | | | |
| 10才以上総数 | 38,772 | 18,713 | 20,058 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 勞働力 | 24,413 | 14,077 | 10,337 | 63.0 | 75.2 | 51.5 |
| 非勞働 | 14,345 | 4,629 | 9,716 | 37.0 | 24.7 | 48.4 |
| 不詳 | 12 | 6 | 6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 10才以下 | 4,620 | 2,331 | 2,289 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 勞働力 | 276 | 151 | 125 | 6.0 | 6.5 | 5.5 |
| 非勞働 | 4,343 | 2,179 | 2,164 | 94.0 | 93.5 | 94.5 |
| 不詳 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 14才以上 | 34,152 | 16,381 | 17,769 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 勞働力 | 24,137 | 13,925 | 10,212 | 70.7 | 85.0 | 57.5 |
| 就業中者 | 23,857 | 13,732 | 10,125 | 69.9 | 83.8 | 57.0 |
| 就業中者 | 23,265 | 13,450 | 9,815 | 68.1 | 82.1 | 55.2 |
| 就業中者 | 591 | 282 | 308 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 就業中者 | 280 | 193 | 87 | 0.8 | 1.2 | 0.5 |
| 就業中者 | 10,003 | 2,450 | 7,553 | 29.3 | 15.0 | 42.5 |
| 就業中者 | 2,617 | 1,372 | 1,245 | 7.7 | 8.4 | 7.0 |
| 就業中者 | 5,230 | 146 | 5,084 | 15.3 | 0.9 | 28.6 |
| 就業中者 | 1,839 | 763 | 1,076 | 5.4 | 4.7 | 6.1 |
| 就業中者 | 317 | 170 | 147 | 0.9 | 1.0 | 0.8 |
| 就業中者 | 11 | 6 | 5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

備考 (43頁) 参照.

第2表 市部郡部別，勞働力状態，年令階級及び男女別人口 (1) 実数

(a) 市 部

(単位千人)

| 年令階級 | 総人口 | 勞働力 | | | | 完全失業者 | 非勞働力 | 不詳 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|----|
| | | 総数 | 就業中 | | 休業中 | | | |
| | | | 総数 | 従業中 | 休業中 | | | |
| 総数 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 21,407 | 12,169 | 11,715 | 11,476 | 241 | 454 | 9,229 | 9 |
| 14 — 19才 | 3,848 | 1,679 | 1,575 | 1,552 | 22 | 104 | 2,167 | 1 |
| 20 — 24才 | 3,155 | 2,163 | 2,069 | 2,027 | 42 | 95 | 990 | 1 |
| 25 — 39才 | 6,826 | 4,187 | 4,057 | 3,975 | 82 | 130 | 2,637 | 2 |
| 25 — 29才 | 2,586 | 1,551 | 1,496 | 1,463 | 33 | 55 | 1,033 | 1 |
| 30 — 39才 | 4,241 | 2,636 | 2,561 | 2,512 | 49 | 75 | 1,604 | 1 |
| 40 — 59才 | 5,610 | 3,522 | 3,417 | 3,342 | 74 | 105 | 2,086 | 2 |
| 40 — 49才 | 3,361 | 2,189 | 2,132 | 2,089 | 43 | 57 | 1,171 | 1 |
| 50 — 59才 | 2,250 | 1,334 | 1,285 | 1,254 | 31 | 48 | 915 | 1 |
| 60才以上 | 1,957 | 612 | 593 | 574 | 20 | 19 | 1,344 | 1 |
| 不詳 | 10 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 | 3 | 2 |
| 男 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 10,376 | 8,391 | 8,079 | 7,913 | 167 | 312 | 1,981 | 5 |
| 14 — 19才 | 1,934 | 892 | 833 | 822 | 11 | 59 | 1,042 | 1 |
| 20 — 24才 | 1,575 | 1,336 | 1,277 | 1,251 | 26 | 59 | 239 | 1 |
| 25 — 39才 | 3,173 | 3,040 | 2,950 | 2,892 | 57 | 90 | 132 | 1 |
| 25 — 29才 | 1,185 | 1,116 | 1,077 | 1,055 | 22 | 38 | 69 | 0 |
| 30 — 39才 | 1,988 | 1,924 | 1,872 | 1,837 | 35 | 52 | 63 | 1 |
| 40 — 59才 | 2,834 | 2,657 | 2,572 | 2,515 | 57 | 86 | 176 | 1 |
| 40 — 49才 | 1,691 | 1,632 | 1,583 | 1,555 | 33 | 44 | 59 | 0 |
| 50 — 59才 | 1,144 | 1,025 | 983 | 959 | 24 | 42 | 117 | 0 |
| 60才以上 | 854 | 462 | 445 | 430 | 15 | 17 | 392 | 0 |
| 不詳 | 5 | 4 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 女 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 11,031 | 3,779 | 3,636 | 3,563 | 73 | 142 | 7,247 | 4 |
| 14 — 19才 | 1,912 | 787 | 742 | 731 | 11 | 45 | 1,126 | 1 |
| 20 — 24才 | 1,581 | 828 | 792 | 776 | 16 | 35 | 753 | 1 |
| 25 — 39才 | 3,653 | 1,143 | 1,107 | 1,083 | 25 | 40 | 2,505 | 1 |
| 25 — 29才 | 1,401 | 436 | 419 | 408 | 11 | 17 | 965 | 0 |
| 30 — 39才 | 2,252 | 712 | 689 | 675 | 14 | 23 | 1,539 | 0 |
| 40 — 59才 | 2,776 | 865 | 845 | 828 | 17 | 20 | 1,910 | 1 |
| 40 — 49才 | 1,670 | 557 | 543 | 533 | 10 | 13 | 1,112 | 0 |
| 50 — 59才 | 1,106 | 308 | 302 | 295 | 7 | 6 | 793 | 0 |
| 60才以上 | 1,103 | 150 | 148 | 144 | 4 | 2 | 952 | 1 |
| 不詳 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 |

(4)

第2表 市部郡部別，勞働力状態，年令階級及び男女別人口 (1) 実数 (つづき)

(b) 郡 部

(単位千人)

| 年令階級 | 総人口 | 勞働力 | | | | | 完全失業者 | 非勞働力 | 不詳 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 総数 | 就業総数 | 従業中 | 休業中 | 力 | | | |
| 総数 | | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 34,152 | 24,137 | 23,857 | 23,265 | 591 | 280 | 10,003 | 11 | |
| 14 — 19才 | 6,520 | 3,496 | 3,421 | 3,364 | 57 | 75 | 3,022 | 2 | |
| 20 — 24才 | 4,559 | 3,795 | 3,729 | 3,642 | 87 | 56 | 774 | 1 | |
| 25 — 39才 | 9,579 | 7,465 | 7,389 | 7,210 | 179 | 76 | 2,112 | 1 | |
| 25 — 29才 | 3,578 | 2,753 | 2,723 | 2,651 | 72 | 30 | 825 | 1 | |
| 30 — 39才 | 6,000 | 4,713 | 4,666 | 4,559 | 107 | 46 | 1,287 | 1 | |
| 40 — 59才 | 9,013 | 7,166 | 7,102 | 6,923 | 180 | 63 | 1,846 | 1 | |
| 40 — 49才 | 5,124 | 4,173 | 4,136 | 4,040 | 95 | 37 | 951 | 1 | |
| 50 — 59才 | 3,839 | 2,993 | 2,967 | 2,881 | 85 | 26 | 896 | 1 | |
| 60才以上 | 4,458 | 2,213 | 2,203 | 2,116 | 88 | 10 | 2,244 | 1 | |
| 不詳 | 22 | 11 | 11 | 11 | 0 | 0 | 6 | 4 | |
| 男 | | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 16,381 | 13,925 | 13,732 | 13,450 | 282 | 193 | 2,450 | 6 | |
| 14 — 19才 | 3,293 | 1,877 | 1,833 | 1,810 | 24 | 44 | 1,415 | 1 | |
| 20 — 24才 | 2,241 | 2,117 | 2,081 | 2,045 | 36 | 37 | 123 | 1 | |
| 25 — 39才 | 4,363 | 4,234 | 4,180 | 4,105 | 76 | 53 | 128 | 1 | |
| 25 — 29才 | 1,626 | 1,563 | 1,546 | 1,517 | 29 | 21 | 58 | 0 | |
| 30 — 39才 | 2,736 | 2,665 | 2,633 | 2,587 | 46 | 32 | 70 | 0 | |
| 40 — 59才 | 4,486 | 4,300 | 4,249 | 4,156 | 93 | 51 | 186 | 1 | |
| 40 — 49才 | 2,533 | 2,465 | 2,437 | 2,390 | 47 | 29 | 67 | 0 | |
| 50 — 59才 | 1,953 | 1,834 | 1,812 | 1,766 | 46 | 22 | 118 | 0 | |
| 60才以上 | 1,990 | 1,392 | 1,383 | 1,329 | 54 | 8 | 598 | 0 | |
| 不詳 | 10 | 7 | 6 | 6 | 0 | 0 | 1 | 2 | |
| 女 | | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 17,769 | 10,212 | 10,125 | 9,815 | 308 | 87 | 7,553 | 5 | |
| 14 — 19才 | 3,228 | 1,619 | 1,587 | 1,554 | 33 | 32 | 1,607 | 1 | |
| 20 — 24才 | 2,319 | 1,667 | 1,648 | 1,597 | 51 | 19 | 651 | 0 | |
| 25 — 39才 | 5,217 | 3,232 | 3,210 | 3,106 | 104 | 23 | 1,984 | 1 | |
| 25 — 29才 | 1,953 | 1,185 | 1,177 | 1,134 | 43 | 8 | 767 | 0 | |
| 30 — 39才 | 3,264 | 2,047 | 2,033 | 1,972 | 61 | 14 | 1,217 | 0 | |
| 40 — 59才 | 4,527 | 2,866 | 2,853 | 2,767 | 87 | 12 | 1,660 | 1 | |
| 40 — 49才 | 2,591 | 1,707 | 1,699 | 1,650 | 48 | 8 | 833 | 0 | |
| 50 — 59才 | 1,937 | 1,159 | 1,155 | 1,117 | 38 | 4 | 777 | 0 | |
| 60才以上 | 2,468 | 822 | 820 | 787 | 33 | 2 | 1,646 | 0 | |
| 不詳 | 12 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 | 5 | 2 | |

備考 (43 頁) 参照.

第3表 市部郡部別，勞働力状態，年齢階級及び男女別人口 (2) 割合

(a) 市 部

| 年齢階級 | 総人口 | 労働力 | | | | | 非労働力 | 不詳 |
|----------|-------|------|------|------|-----|-------|------|-----|
| | | 総数 | 就業中 | | | 完全失業者 | | |
| | | | 総数 | 従業中 | 休業中 | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 100.0 | 56.8 | 54.7 | 53.6 | 1.1 | 2.1 | 43.1 | 0.4 |
| 14 — 19才 | 100.0 | 43.6 | 40.9 | 40.3 | 0.6 | 2.7 | 56.3 | 0.0 |
| 20 — 24才 | 100.0 | 68.6 | 65.6 | 64.2 | 1.3 | 3.0 | 31.4 | 0.0 |
| 25 — 39才 | 100.0 | 61.3 | 59.4 | 58.2 | 1.2 | 1.9 | 38.6 | 0.0 |
| 25 — 29才 | 100.0 | 60.0 | 57.8 | 56.6 | 1.3 | 2.1 | 40.0 | 0.0 |
| 30 — 39才 | 100.0 | 62.2 | 60.4 | 59.2 | 1.2 | 1.8 | 37.8 | 0.0 |
| 40 — 59才 | 100.0 | 62.8 | 60.9 | 59.6 | 1.3 | 1.9 | 37.2 | 0.0 |
| 40 — 49才 | 100.0 | 65.1 | 63.4 | 62.2 | 1.3 | 1.7 | 34.8 | 0.0 |
| 50 — 59才 | 100.0 | 59.3 | 57.1 | 55.7 | 1.4 | 2.1 | 40.7 | 0.0 |
| 60才以上 | 100.0 | 31.3 | 30.3 | 29.3 | 1.0 | 1.0 | 68.7 | 0.0 |
| 男 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 100.0 | 80.9 | 77.9 | 76.3 | 1.6 | 3.0 | 19.1 | 0.0 |
| 14 — 19才 | 100.0 | 46.1 | 43.1 | 42.5 | 0.6 | 3.1 | 53.9 | 0.1 |
| 20 — 24才 | 100.0 | 84.8 | 81.1 | 79.4 | 1.7 | 3.7 | 15.2 | 0.1 |
| 25 — 39才 | 100.0 | 95.8 | 93.0 | 91.1 | 1.8 | 2.8 | 4.2 | 0.0 |
| 25 — 29才 | 100.0 | 94.2 | 90.9 | 89.0 | 1.9 | 3.2 | 5.8 | 0.0 |
| 30 — 39才 | 100.0 | 96.8 | 94.2 | 92.4 | 1.8 | 2.6 | 3.2 | 0.1 |
| 40 — 59才 | 100.0 | 93.8 | 90.8 | 88.7 | 2.0 | 3.0 | 6.2 | 0.0 |
| 40 — 49才 | 100.0 | 96.5 | 93.9 | 92.0 | 2.0 | 2.6 | 3.5 | 0.0 |
| 50 — 59才 | 100.0 | 89.6 | 85.9 | 83.8 | 2.1 | 3.7 | 10.2 | 0.0 |
| 60才以上 | 100.0 | 54.1 | 52.1 | 50.4 | 1.8 | 2.0 | 45.9 | 0.0 |
| 女 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 100.0 | 34.3 | 33.0 | 32.3 | 0.7 | 1.3 | 65.7 | 0.0 |
| 14 — 19才 | 100.0 | 41.2 | 39.0 | 38.2 | 0.6 | 2.4 | 58.9 | 0.1 |
| 20 — 24才 | 100.0 | 52.4 | 50.1 | 49.1 | 1.0 | 2.2 | 47.6 | 0.1 |
| 25 — 39才 | 100.0 | 31.4 | 30.3 | 29.6 | 0.7 | 1.1 | 68.6 | 0.0 |
| 25 — 29才 | 100.0 | 31.1 | 29.9 | 29.1 | 0.8 | 1.2 | 68.9 | 0.0 |
| 30 — 39才 | 100.0 | 31.6 | 30.6 | 30.0 | 0.6 | 1.0 | 68.3 | 0.0 |
| 40 — 59才 | 100.0 | 31.2 | 30.4 | 29.8 | 0.6 | 0.7 | 68.8 | 0.0 |
| 40 — 49才 | 100.0 | 33.4 | 32.5 | 31.9 | 0.6 | 0.8 | 66.6 | 0.0 |
| 50 — 59才 | 100.0 | 27.8 | 27.3 | 26.7 | 0.6 | 0.5 | 72.2 | 0.0 |
| 60才以上 | 100.0 | 13.6 | 13.4 | 13.1 | 0.4 | 0.2 | 86.3 | 0.1 |

(6)

第3表 市部郡部別、勞働力状態、年齢階級及び男女別人口 (2) 割合

(つづき)

(b) 郡 部

| 年齢階級 | 総人口 | 労働力 | | | | | 非労働力 | 不詳 |
|----------|-------|------|------|------|-----|-------|------|-----|
| | | 総数 | 就業中 | | | 完全失業者 | | |
| | | | 総数 | 従業中 | 休業中 | | | |
| 総数 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 100.0 | 70.7 | 69.9 | 68.1 | 1.7 | 0.8 | 29.3 | 0.0 |
| 14 — 19才 | 100.0 | 53.6 | 52.5 | 51.6 | 0.9 | 1.2 | 46.3 | 0.0 |
| 20 — 24才 | 100.0 | 83.0 | 81.8 | 79.9 | 1.9 | 1.2 | 17.0 | 0.0 |
| 25 — 39才 | 100.0 | 77.9 | 77.1 | 75.3 | 1.9 | 0.8 | 22.0 | 0.0 |
| 25 — 29才 | 100.0 | 76.9 | 76.1 | 74.1 | 2.0 | 0.8 | 23.1 | 0.0 |
| 30 — 39才 | 100.0 | 78.6 | 77.8 | 76.0 | 1.8 | 0.8 | 21.5 | 0.0 |
| 40 — 59才 | 100.0 | 79.5 | 78.8 | 76.8 | 2.0 | 0.7 | 20.5 | 0.0 |
| 40 — 49才 | 100.0 | 81.4 | 80.7 | 78.8 | 1.9 | 0.7 | 18.6 | 0.0 |
| 50 — 59才 | 100.0 | 77.0 | 76.3 | 74.1 | 2.2 | 0.7 | 23.0 | 0.0 |
| 60才以上 | 100.0 | 49.6 | 49.4 | 47.5 | 2.0 | 0.2 | 50.3 | 0.0 |
| 男 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 100.0 | 85.0 | 83.8 | 82.1 | 1.7 | 1.2 | 15.0 | 0.0 |
| 14 — 19才 | 100.0 | 57.0 | 55.7 | 55.0 | 0.7 | 1.3 | 43.0 | 0.0 |
| 20 — 24才 | 100.0 | 94.5 | 92.9 | 91.3 | 1.6 | 1.7 | 5.5 | 0.0 |
| 25 — 39才 | 100.0 | 97.0 | 95.8 | 94.1 | 1.7 | 1.2 | 2.9 | 0.0 |
| 25 — 29才 | 100.0 | 96.4 | 95.1 | 93.3 | 1.8 | 1.3 | 3.6 | 0.0 |
| 30 — 39才 | 100.0 | 97.4 | 96.2 | 94.6 | 1.7 | 1.2 | 2.6 | 0.0 |
| 40 — 59才 | 100.0 | 95.9 | 94.7 | 92.6 | 2.1 | 1.1 | 4.1 | 0.0 |
| 40 — 49才 | 100.0 | 97.3 | 96.2 | 94.4 | 1.9 | 1.1 | 2.6 | 0.0 |
| 50 — 59才 | 100.0 | 93.9 | 92.8 | 90.4 | 2.4 | 1.1 | 6.0 | 0.0 |
| 60才以上 | 100.0 | 69.9 | 69.5 | 66.8 | 2.7 | 0.4 | 30.1 | 0.0 |
| 女 | | | | | | | | |
| 14才以上総数 | 100.0 | 57.5 | 57.0 | 55.2 | 1.7 | 0.5 | 42.5 | 0.0 |
| 14 — 19才 | 100.0 | 50.2 | 49.2 | 48.1 | 1.0 | 1.0 | 49.8 | 0.0 |
| 20 — 24才 | 100.0 | 71.9 | 71.1 | 68.9 | 2.2 | 0.8 | 28.1 | 0.0 |
| 25 — 39才 | 100.0 | 62.0 | 61.5 | 59.5 | 2.0 | 0.4 | 38.0 | 0.0 |
| 25 — 29才 | 100.0 | 60.7 | 60.3 | 58.1 | 2.2 | 0.4 | 39.3 | 0.0 |
| 30 — 39才 | 100.0 | 62.7 | 62.3 | 60.4 | 1.9 | 0.4 | 37.3 | 0.0 |
| 40 — 59才 | 100.0 | 63.3 | 63.0 | 61.1 | 1.9 | 0.3 | 36.7 | 0.0 |
| 40 — 49才 | 100.0 | 65.9 | 65.6 | 63.7 | 1.9 | 0.3 | 34.1 | 0.0 |
| 50 — 59才 | 100.0 | 59.8 | 59.6 | 57.7 | 2.0 | 0.2 | 40.1 | 0.0 |
| 60才以上 | 100.0 | 33.3 | 33.2 | 31.9 | 1.3 | 0.1 | 66.7 | 0.0 |

備考 「年齢不詳」は実数が小さいため、割合には信頼性がないので表示しなかつた。

(43頁) 参照。

第4表 市部郡部別、従業上の地位及び男女別 14才以上就業者

| 従業上の地位 | 14才以上就業者(単位千人) | | | 従業上の地位別割合 | | |
|----------|----------------|--------|--------|-----------|-------|-------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 市 部 | | | | | | |
| 総数 | 11,715 | 8,079 | 3,636 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 雇用主のある業主 | 396 | 343 | 53 | 3.4 | 4.2 | 1.5 |
| 単独の業主 | 2,051 | 1,590 | 461 | 17.5 | 19.7 | 12.7 |
| 家族従業者 | 1,697 | 559 | 1,138 | 14.5 | 6.9 | 31.3 |
| 一般の雇用者 | 5,971 | 4,389 | 1,583 | 51.0 | 54.3 | 43.5 |
| 官公の雇用者 | 1,577 | 1,184 | 393 | 13.5 | 14.7 | 10.8 |
| 従業上の地位不詳 | 25 | 16 | 9 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 郡 部 | | | | | | |
| 総数 | 23,857 | 13,732 | 10,125 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 雇用主のある業主 | 373 | 337 | 37 | 1.6 | 2.5 | 0.4 |
| 単独の業主 | 6,476 | 5,336 | 1,140 | 27.1 | 38.9 | 11.3 |
| 家族従業者 | 10,548 | 3,253 | 7,295 | 44.2 | 23.7 | 72.0 |
| 一般の雇用者 | 4,911 | 3,636 | 1,274 | 20.6 | 26.5 | 12.6 |
| 官公の雇用者 | 1,512 | 1,152 | 360 | 6.3 | 8.4 | 3.6 |
| 従業上の地位不詳 | 37 | 19 | 17 | 0.2 | 0.1 | 0.2 |

備考 (43頁) 参照.

第5表 市部郡部別、失業前の従業上の地位及び男女別14才以上完全失業者

| 従業上の地位 | 14才以上完全失業者(単位千人) | | | 従業上の地位別割合 | | |
|--------|------------------|-----|-----|-----------|-------|-------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 市 部 | | | | | | |
| 総数 | 454 | 312 | 142 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 業主 | 25 | 21 | 4 | 5.5 | 6.7 | 2.8 |
| 家族従業者 | 4 | 3 | 2 | 0.9 | 1.0 | 1.4 |
| 雇用者 | 113 | 95 | 19 | 24.9 | 30.4 | 13.4 |
| 未就業者 | 305 | 188 | 116 | 67.2 | 60.3 | 81.7 |
| 不詳 | 6 | 5 | 2 | 1.3 | 1.6 | 1.4 |
| 郡 部 | | | | | | |
| 総数 | 280 | 193 | 87 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 業主 | 19 | 16 | 3 | 6.8 | 8.3 | 3.4 |
| 家族従業者 | 9 | 5 | 4 | 3.2 | 2.6 | 4.6 |
| 雇用者 | 66 | 54 | 12 | 23.6 | 28.0 | 13.8 |
| 未就業者 | 184 | 116 | 68 | 65.7 | 60.1 | 78.2 |
| 不詳 | 3 | 2 | 1 | 1.1 | 1.0 | 1.1 |

備考 (43頁) 参照.

(8)

第6表 市部郡部別，失業前の産業（大分類）及び男女別 14才以上完全失業者

| 産 業 (大 分 類) | 14才以上完全失業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|-----------------|------------------|-----|-----|-----------|-------|-------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 市 部 | | | | | | |
| 総 数 | 454 | 312 | 142 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 4 | 3 | 1 | 0.9 | 1.0 | 0.7 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 1 | 1 | 0 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 鉱 業 | 5 | 5 | 0 | 1.1 | 1.6 | 0.0 |
| 建 設 業 | 10 | 9 | 1 | 2.2 | 2.9 | 0.7 |
| 製 造 業 | 55 | 47 | 8 | 12.1 | 15.1 | 5.6 |
| 卸売業及び小売業 | 25 | 20 | 5 | 5.5 | 6.4 | 3.5 |
| 金融、保険及び不動産業 | 3 | 3 | 1 | 0.7 | 1.0 | 0.7 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 11 | 10 | 1 | 2.4 | 3.2 | 0.7 |
| サ - ビ ス 業 | 15 | 9 | 6 | 3.3 | 2.9 | 4.2 |
| 公 務 | 11 | 10 | 2 | 2.4 | 3.2 | 1.4 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 6 | 5 | 2 | 1.3 | 1.6 | 1.4 |
| 未 就 業 者 | 305 | 188 | 116 | 67.2 | 60.3 | 81.7 |
| 郡 部 | | | | | | |
| 総 数 | 280 | 193 | 87 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 14 | 9 | 5 | 5.0 | 4.7 | 5.7 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 1 | 1 | 0 | 0.4 | 0.5 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 3 | 2 | 0 | 1.1 | 1.0 | 0.0 |
| 鉱 業 | 10 | 9 | 1 | 3.6 | 4.7 | 1.1 |
| 建 設 業 | 8 | 7 | 1 | 2.9 | 3.6 | 1.1 |
| 製 造 業 | 27 | 22 | 5 | 9.6 | 11.4 | 5.7 |
| 卸売業及び小売業 | 12 | 9 | 3 | 4.3 | 4.7 | 3.4 |
| 金融、保険及び不動産業 | 1 | 1 | 0 | 0.4 | 0.5 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 7 | 6 | 1 | 2.5 | 3.1 | 1.1 |
| サ - ビ ス 業 | 8 | 5 | 3 | 2.9 | 2.6 | 3.4 |
| 公 務 | 4 | 3 | 1 | 1.4 | 1.6 | 1.1 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 3 | 2 | 1 | 1.1 | 1.0 | 1.1 |
| 未 就 業 者 | 184 | 116 | 68 | 65.7 | 60.1 | 78.2 |

備考 (43頁) 参照.

第7表 市部郡部別，産業（大分類）及び男女別14才以上就業者

| 産業（大分類） | 14才以上就業者（単位千人） | | | 産業別割合 | | |
|-----------------|----------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 市 部 | | | | | | |
| 総数 | 11,715 | 8,079 | 3,636 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農業 | 1,499 | 763 | 737 | 12.8 | 9.4 | 20.3 |
| 林業及び狩猟業（伐木業を含む） | 24 | 20 | 4 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 漁業及び水産養殖業 | 117 | 106 | 11 | 1.0 | 1.3 | 0.3 |
| 鉱業 | 137 | 122 | 14 | 1.2 | 1.5 | 0.4 |
| 建設業 | 610 | 580 | 30 | 5.2 | 7.2 | 0.8 |
| 製造業 | 3,240 | 2,426 | 814 | 27.7 | 30.0 | 22.4 |
| 卸売業及び小売業 | 2,302 | 1,449 | 853 | 19.7 | 17.9 | 23.5 |
| 金融、保険及び不動産業 | 257 | 168 | 88 | 2.2 | 2.1 | 2.4 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 946 | 834 | 112 | 8.1 | 10.3 | 3.1 |
| サービス業 | 1,691 | 887 | 803 | 14.4 | 11.0 | 22.1 |
| 公務 | 856 | 697 | 159 | 7.3 | 8.6 | 4.4 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 38 | 26 | 11 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 郡 部 | | | | | | |
| 総数 | 23,857 | 13,732 | 10,125 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農業 | 14,627 | 7,053 | 7,574 | 61.3 | 51.4 | 74.8 |
| 林業及び狩猟業（伐木業を含む） | 377 | 325 | 52 | 1.6 | 2.4 | 0.5 |
| 漁業及び水産養殖業 | 572 | 507 | 65 | 2.4 | 3.7 | 0.6 |
| 鉱業 | 438 | 388 | 50 | 1.8 | 2.8 | 0.5 |
| 建設業 | 769 | 722 | 47 | 3.2 | 5.3 | 0.5 |
| 製造業 | 2,408 | 1,599 | 809 | 10.1 | 11.6 | 8.0 |
| 卸売業及び小売業 | 1,534 | 895 | 640 | 6.4 | 6.5 | 6.3 |
| 金融、保険及び不動産業 | 106 | 73 | 33 | 0.4 | 0.5 | 0.3 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 860 | 775 | 85 | 3.6 | 5.6 | 0.8 |
| サービス業 | 1,466 | 814 | 653 | 6.1 | 5.9 | 6.4 |
| 公務 | 653 | 554 | 98 | 2.7 | 4.0 | 1.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 45 | 26 | 19 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |

備考（43頁）参照。

(10)

第8表 市部郡部別、産業（小分類）及び男女別 14才以上就業者

(a) 市 部

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|-----------------------------|----------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 総 数 | 11,715 | 8,079 | 3,636 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 1,499 | 763 | 737 | 12.8 | 9.4 | 20.3 |
| 農 業 | | | | | | |
| 1 農 業 | 1,499 | 763 | 737 | 12.8 | 9.4 | 20.3 |
| 林 業 及 び 狩 猟 業 (伐木業を含む) | 24 | 20 | 4 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 林 業 及 び 狩 猟 業 (伐木業を含む) | | | | | | |
| 2 林 業 及 び 狩 猟 業 (伐木業を含む) | 24 | 20 | 4 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 漁 業 及 び 水 産 養 殖 業 | 117 | 106 | 11 | 1.0 | 1.3 | 0.3 |
| 漁 業 及 び 水 産 養 殖 業 | | | | | | |
| 3 漁 業 | 113 | 104 | 10 | 1.0 | 1.3 | 0.3 |
| 4 水 産 養 殖 業 | 4 | 3 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 鉱 業 | 137 | 122 | 14 | 1.2 | 1.5 | 0.4 |
| 鉱 業 | | | | | | |
| 5 金 属 鉱 業 | 7 | 6 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 6 石 炭 鉱 業 | 117 | 105 | 12 | 1.0 | 1.3 | 0.3 |
| 7 原 油 及 び 天 然 ガ ス 生 産 業 | 2 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 8 土 石 採 取 業 | 9 | 8 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 9 他 に 分 類 さ れ な い 非 金 属 鉱 業 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 10 特 掲 さ れ な い 鉱 業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 建 設 業 | 610 | 580 | 30 | 5.2 | 7.2 | 0.8 |
| 建 設 業 | | | | | | |
| 11 建 設 業 | 610 | 580 | 30 | 5.2 | 7.2 | 0.8 |
| 製 造 業 | 3,240 | 2,426 | 814 | 27.7 | 30.0 | 22.4 |
| 食 料 品 製 造 業 | | | | | | |
| 12 水 産 食 料 品 製 造 業 | 38 | 25 | 13 | 0.3 | 0.3 | 0.4 |
| 13 調 味 食 料 品 製 造 業 | 28 | 23 | 5 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| 14 精 穀 及 び 製 粉 業 | 33 | 25 | 7 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |
| 15 パ ン 及 び 菓 子 製 造 業 | 148 | 99 | 50 | 1.3 | 1.2 | 1.4 |
| 16 飲 料 品 製 造 業 | 27 | 21 | 6 | 0.2 | 0.3 | 0.2 |
| 17 そ の 他 の 食 料 品 製 造 業 | 90 | 62 | 27 | 0.8 | 0.8 | 0.7 |
| 煙 草 製 造 業 | | | | | | |
| 18 煙 草 製 造 業 | 22 | 12 | 10 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |
| 紡 織 業 | | | | | | |
| 19 製 糸 業 | 32 | 7 | 24 | 0.3 | 0.1 | 0.7 |
| 20 紡 績 業 | 113 | 38 | 75 | 1.0 | 0.5 | 2.1 |
| 21 撚 糸 及 び 糸 製 造 業 | 21 | 9 | 12 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |

第8表 (a) 市 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|---|----------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 22 織 物 製 造 業 | 161 | 59 | 101 | 1.4 | 0.7 | 2.8 |
| 23 メ リ ャ ス 製 造 業 | 34 | 16 | 18 | 0.3 | 0.2 | 0.5 |
| 24 染 色 整 理 業 | 49 | 36 | 13 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 25 藻 及 び 草 製 敷 物 麻 製 品, 網, 網 製 造 業 | 34 | 20 | 13 | 0.3 | 0.2 | 0.4 |
| 26 そ の 他 の 紡 織 業 | 28 | 15 | 13 | 0.2 | 0.2 | 0.4 |
| 27 特 掲 さ れ な い 紡 織 業 | 2 | 1 | 2 | 0.0 | 0.0 | 0.1 |
| <u>衣服及び身廻品製造業(草履を含む)</u> | | | | | | |
| 28 衣服及び身廻品製造業(草履を含む) | 98 | 45 | 53 | 0.8 | 0.6 | 1.5 |
| <u>木材及び木製品製造業(家具を除く)</u> | | | | | | |
| 29 製 材 業 | 65 | 58 | 7 | 0.6 | 0.7 | 0.2 |
| 30 竹, 杞柳, 籐その他の莖及び茎製容器製造業 | 14 | 10 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 31 木製容器製造業(竹, 杞柳, 籐その他の莖及び茎製容器製造業を除く) | 23 | 20 | 3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 32 木 製 品 履 物 製 造 業 | 18 | 13 | 4 | 0.4 | 0.2 | 0.1 |
| 33 そ の 他 の 木 製 品 製 造 業 | 43 | 36 | 6 | 0.2 | 0.4 | 0.2 |
| <u>家具及び建具製造業</u> | | | | | | |
| 34 家 具 及 び 建 具 製 造 業 | 105 | 101 | 5 | 0.9 | 1.3 | 0.1 |
| <u>紙及び類似製品製造業</u> | | | | | | |
| 35 パ ル プ, 紙 及 び 板 紙 製 造 業 | 51 | 41 | 10 | 0.4 | 0.5 | 0.3 |
| 36 パ ル プ, 紙 及 び 板 紙 製 品 製 造 業 | 39 | 22 | 17 | 0.3 | 0.3 | 0.5 |
| <u>印刷, 出版製本及び類似工業</u> | | | | | | |
| 37 出 版 業 (新 聞 出 版 発 行 を 含 む) | 65 | 55 | 10 | 0.6 | 0.7 | 0.3 |
| 38 印 刷, 製 本 及 び 類 似 業 (新 聞 及 び 出 版 業 を 除 く) | 120 | 97 | 23 | 1.0 | 1.2 | 0.6 |
| <u>化 学 工 業</u> | | | | | | |
| 39 化 学 肥 料 製 造 業 | 45 | 40 | 5 | 0.4 | 0.5 | 0.1 |
| 40 製 塩 業 | 7 | 5 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 41 工 業 薬 品 製 造 業 (塩 及 び 化 学 肥 料 を 除 く) | 60 | 51 | 8 | 0.5 | 0.6 | 0.2 |
| 42 レーヨン及びその他の化学繊維製造業 | 31 | 19 | 13 | 0.3 | 0.2 | 0.4 |
| 43 油脂及び石鹼その他の油脂製品製造業 | 27 | 22 | 5 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| 44 医 薬 品 製 造 業 | 47 | 30 | 17 | 0.4 | 0.4 | 0.5 |
| 45 そ の 他 の 化 学 製 品 製 造 業 | 34 | 25 | 8 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |
| 46 特 掲 さ れ な い 化 学 工 業 | 2 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| <u>石油及び石炭製品製造業</u> | | | | | | |
| 47 石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業 | 19 | 16 | 3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| <u>ゴ ム 製 品 製 造 業</u> | | | | | | |
| 48 ゴ ム 製 品 製 造 業 | 60 | 37 | 23 | 0.5 | 0.5 | 0.6 |
| <u>皮革及び皮革製品製造業</u> | | | | | | |
| 49 製 革 業 | 6 | 5 | 0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 50 革製履物及び手袋製造業(擬革製品を含む) | 21 | 19 | 2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 |
| 51 皮 革 製 品 製 造 業 (革 製 履 物 及 び 手 袋 を 除 く) | 10 | 8 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |

(12)

第8表 (a) 市 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|---|----------------|-------|-----|-----------|------|------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| <u>ガラス及び土石製品製造業</u> | | | | | | |
| 52 ガラス及びガラス製品製造業 | 38 | 30 | 8 | 0.3 | 0.4 | 0.2 |
| 53 建設用粘土製品製造業 | 16 | 12 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 54 陶磁器及び関連製品製造業 | 31 | 21 | 10 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 55 セメント, コンクリート, 石膏, 漆喰製品製造業 | 20 | 17 | 3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 56 石 工 品 製 造 業 | 8 | 7 | 0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 57 その他の非金属鉱物製品製造業 | 10 | 7 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| <u>第 一 次 金 属 製 造 業</u> | | | | | | |
| 58 金属製錬, 圧延, 合金, 鍛造及び鑄造業 | 253 | 230 | 23 | 2.2 | 2.8 | 0.6 |
| <u>金属製品製造業(機械及び車輛を除く)</u> | | | | | | |
| 59 刃物, 手工具及び一般金物製造業 | 38 | 34 | 4 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 60 琺 瑯 鉄 器 製 造 業 | 4 | 3 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 61 その他の金属製品製造業 | 140 | 125 | 16 | 1.2 | 1.5 | 0.4 |
| <u>機 械 製 造 業 (電 気 機 械 器 具 を 除 く)</u> | | | | | | |
| 62 機械製造業(電気機械器具を除く) | 232 | 210 | 21 | 2.0 | 2.6 | 0.6 |
| <u>電 気 機 械 器 具 製 造 業</u> | | | | | | |
| 63 電線及びケーブル製造業 | 16 | 12 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 64 電気機械器具製造業(電線及びケーブルを除く) | 137 | 110 | 27 | 1.2 | 1.4 | 0.7 |
| <u>輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業</u> | | | | | | |
| 65 自動車及び附属品製造業 | 54 | 49 | 5 | 0.5 | 0.6 | 0.1 |
| 66 造船及び船舶修理業 | 131 | 122 | 9 | 1.1 | 1.5 | 0.2 |
| 67 鉄道車輛及び附属品製造業 | 33 | 31 | 2 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 68 オートバイ, 自転車, リヤカー及び部分品製造業 | 27 | 24 | 3 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| 69 その他の輸送用機械器具製造業 | 4 | 4 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| <u>専 門 機 械, 理 化 学 用 機 械, 計 測 器, 制 禦 器, 写 真 機, 光 学 機 械 及 び 時 計 製 造 業</u> | | | | | | |
| 70 専門機械, 理化学用機械, 計測器, 制御器 写真機, 光学機械及び時計製造業 | 51 | 42 | 9 | 0.4 | 0.5 | 0.2 |
| <u>そ の 他 の 製 造 業</u> | | | | | | |
| 71 玩具, スポーツ及び体育用品製造業 | 26 | 16 | 10 | 0.2 | 0.2 | 0.3 |
| 72 ペン, シャープペンシルその他の事務用 家庭用品製造業 | 14 | 10 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 73 マ ッ チ 製 造 業 | 5 | 2 | 2 | 0.0 | 0.0 | 0.1 |
| 74 そ の 他 の 製 造 業 | 82 | 56 | 26 | 0.7 | 0.7 | 0.7 |
| 75 特 掲 さ れ な い 製 造 業 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 2,302 | 1,449 | 853 | 19.7 | 17.9 | 23.5 |
| <u>卸 売 業</u> | | | | | | |

第8表 (a) 市 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|---|----------------|-----|-----|-----------|------|------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 76 卸売業(代理商及び仲立業並びに鉱工業会社の販売支所及び販売事務所(卸売を主とする本社本店を含む)を除く) | 514 | 419 | 95 | 4.4 | 5.2 | 2.6 |
| 77 代理商及び仲立業 | 48 | 41 | 7 | 0.4 | 0.5 | 0.2 |
| 78 鉱工業会社の販売支所及び販売事務所(卸売を主とする本社本店を含む) | 10 | 8 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 小 売 業 | | | | | | |
| 79 酒及び調味料小売業 | 50 | 30 | 9 | 0.4 | 0.4 | 0.5 |
| 80 食肉小売業 | 27 | 19 | 8 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 81 鮮魚介小売業 | 86 | 58 | 28 | 0.7 | 0.7 | 0.8 |
| 82 果物野菜小売業 | 118 | 68 | 49 | 1.0 | 0.8 | 1.3 |
| 83 パン及び菓子小売業 | 159 | 73 | 86 | 1.4 | 0.9 | 2.4 |
| 84 その他の食品小売業 | 189 | 117 | 73 | 1.6 | 1.4 | 2.0 |
| 85 飲食店小売業 | 289 | 94 | 194 | 2.5 | 1.2 | 5.3 |
| 86 各種商品小売業 | 45 | 22 | 23 | 0.4 | 0.3 | 0.6 |
| 87 呉服、衣服及び身廻品小売業 | 198 | 114 | 84 | 1.7 | 1.4 | 2.3 |
| 88 靴及び履物小売業 | 45 | 29 | 16 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 89 家具及び建具小売業(疊を含む) | 22 | 18 | 3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 90 医薬品及び化粧品小売業 | 58 | 36 | 22 | 0.5 | 0.4 | 0.6 |
| 91 陶磁器及びガラス器小売業 | 16 | 12 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 92 金物、荒物、家庭用品及び農耕用品小売業 | 132 | 84 | 48 | 1.1 | 1.0 | 1.3 |
| 93 自転車小売業 | 12 | 11 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 94 その他の路上運搬機小売業(自転車小売業を除く) | 7 | 6 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 95 玩具、運道具及び娯楽用品小売業 | 18 | 12 | 7 | 0.2 | 0.1 | 0.2 |
| 96 その他の小売業 | 255 | 176 | 78 | 2.2 | 2.2 | 2.1 |
| 97 特掲されない小売業 | 1 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | | | | | | |
| 98 銀行及びその他の金融業 | 183 | 114 | 69 | 1.6 | 1.4 | 1.9 |
| 99 保険業及び保険代理業 | 63 | 45 | 18 | 0.5 | 0.6 | 0.5 |
| 100 不動産業 | 11 | 9 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | | | | | | |
| 運 輸 業 | | | | | | |
| 101 国鉄、地方鉄道及び軌道業 | 294 | 278 | 16 | 2.5 | 3.4 | 0.4 |
| 102 道路運送業 | 159 | 145 | 15 | 1.4 | 1.8 | 0.4 |
| 103 水運業 | 87 | 79 | 8 | 0.7 | 1.0 | 0.2 |
| 104 倉庫業及び保管業 | 19 | 17 | 3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 105 運輸に附帯するサービス業 | 100 | 90 | 10 | 0.9 | 1.1 | 0.3 |
| 106 特掲されない運輸業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 通 信 業 | | | | | | |
| 107 郵便、電信及び電話業 | 155 | 110 | 46 | 1.3 | 1.4 | 1.3 |
| 108 ラジオ放送業 | 8 | 6 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| そ の 他 の 公 益 事 業 | | | | | | |
| 109 電気、ガス供給業 | 95 | 84 | 11 | 0.8 | 1.0 | 0.3 |
| 110 水道業及び衛生業 | 27 | 23 | 3 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| サ - ビ ス 業 | 1,691 | 887 | 803 | 14.4 | 11.0 | 22.1 |

(14)

第8表 (a) 市 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|---|----------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| <u>対 個 人 サ ー ビ ス 業</u> | | | | | | |
| 111 家 事 サ ー ビ ス 業 | 162 | 7 | 155 | 1.4 | 0.1 | 4.3 |
| 112 旅 館, 貸 間, 下 宿 及 び そ の 他 の 宿 泊 所 | 83 | 25 | 58 | 0.7 | 0.3 | 1.6 |
| 113 洗 張, 洗 濯 業 及 び 他 の 色 染 業 | 50 | 37 | 13 | 0.4 | 0.5 | 0.4 |
| 114 理 髪, 理 容 業 及 び 浴 場 業 | 129 | 58 | 71 | 1.1 | 0.7 | 2.0 |
| 115 履 物 修 理 業 | 15 | 14 | 1 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 116 衣 服 裁 縫 修 理 業 | 124 | 37 | 86 | 1.1 | 0.5 | 2.4 |
| 117 そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス 業 | 55 | 38 | 17 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| <u>対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 及 び 修 理 業</u> (衣服修理業, 履物修理業を除く) | | | | | | |
| 118 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 | 53 | 39 | 14 | 0.5 | 0.5 | 0.4 |
| 119 機 械 修 理 業 (電 気 機 械 器 具 を 除 く) | 28 | 26 | 1 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 120 電 気 機 械 器 具 修 理 業 | 16 | 15 | 1 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 121 自 動 車 修 理 業 及 び ガ レ ー ジ | 56 | 53 | 3 | 0.5 | 0.7 | 0.1 |
| 122 自 動 車 修 理 業 | 24 | 23 | 1 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 123 そ の 他 の 修 理 業 | 44 | 40 | 4 | 0.4 | 0.5 | 0.1 |
| <u>興 行 娛 楽 業</u> | | | | | | |
| 124 劇 場 及 び 映 画 業 | 36 | 25 | 12 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 125 興 行 娛 楽 (劇 場 及 び 映 画 業 を 除 く) | 102 | 30 | 72 | 0.9 | 0.4 | 2.0 |
| <u>専 門 的 サ ー ビ ス 業</u> | | | | | | |
| 126 医 療 保 險 業 | 227 | 106 | 120 | 1.9 | 1.3 | 3.3 |
| 127 教 育 業 | 314 | 191 | 121 | 2.7 | 2.4 | 3.3 |
| 128 法 務 及 び 各 種 の 専 門 的 サ ー ビ ス 業 | 52 | 37 | 15 | 0.4 | 0.5 | 0.4 |
| 129 宗 教 | 46 | 36 | 10 | 0.4 | 0.4 | 0.3 |
| 130 試 験 所 及 び 研 究 所 | 26 | 20 | 6 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 131 非 営 利 団 体 (試 験 所 及 び 研 究 所 を 除 く) | 49 | 30 | 19 | 0.4 | 0.4 | 0.5 |
| <u>公 務</u> | | | | | | |
| 132 国 家 事 務 | 278 | 227 | 52 | 2.4 | 2.8 | 1.4 |
| 133 地 方 事 務 | 417 | 337 | 80 | 3.6 | 4.2 | 2.2 |
| 134 進 駐 軍 事 務 | 160 | 133 | 27 | 1.4 | 1.6 | 0.7 |
| <u>分 類 不 能 の 産 業 及 び 不 詳</u> | | | | | | |
| 分類不能の産業及び不詳 | 38 | 26 | 11 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| <u>分 類 不 能 の 産 業</u> | | | | | | |
| 135 分 類 不 能 の 産 業 | 38 | 26 | 11 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |

第8表 市部郡部別、産業(小分類)及び男女別 14才以上就業者(つづき)

(b) 郡 部

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|-----------------------------|----------------|--------|--------|-----------|-------|-------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 総 数 | 23,857 | 13,732 | 10,125 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 14,627 | 7,053 | 7,574 | 61.3 | 51.4 | 74.8 |
| 農 業 | | | | | | |
| 1 農 業 | 14,627 | 7,053 | 7,574 | 61.3 | 51.4 | 74.8 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 377 | 325 | 52 | 1.6 | 2.4 | 0.5 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | | | | | | |
| 2 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 377 | 325 | 52 | 1.6 | 2.4 | 0.5 |
| 漁業及び水産養殖業 | 572 | 507 | 65 | 2.4 | 3.7 | 0.6 |
| 漁業及び水産養殖業 | | | | | | |
| 3 漁 業 | 561 | 500 | 62 | 2.4 | 3.6 | 0.6 |
| 4 水 産 養 殖 業 | 11 | 7 | 4 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| 鉱 業 | 438 | 388 | 50 | 1.8 | 2.8 | 0.5 |
| 鉱 業 | | | | | | |
| 5 金 属 炭 鉱 業 | 38 | 32 | 6 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 6 石 油 及 び 天 然 ガ ス 生 産 業 | 343 | 304 | 39 | 1.4 | 2.2 | 0.4 |
| 7 土 石 採 取 業 | 8 | 7 | 1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| 8 他 に 分 類 さ れ な い 非 金 属 鉱 業 | 32 | 28 | 4 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 9 特 掲 さ れ な い 非 金 属 鉱 業 | 22 | 18 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 10 特 掲 さ れ な い 非 金 属 鉱 業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 建 設 業 | 769 | 722 | 47 | 3.2 | 5.3 | 0.5 |
| 建 設 業 | | | | | | |
| 11 建 設 業 | 769 | 722 | 47 | 3.2 | 5.3 | 0.5 |
| 製 造 業 | 2,408 | 1,599 | 809 | 10.1 | 11.6 | 8.0 |
| 食 料 品 製 造 業 | | | | | | |
| 12 水 産 食 料 品 製 造 業 | 60 | 29 | 31 | 0.3 | 0.2 | 0.3 |
| 13 調 味 料 製 造 業 | 31 | 25 | 6 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |
| 14 精 穀 及 び 製 粉 業 | 69 | 51 | 18 | 0.3 | 0.4 | 0.2 |
| 15 パ ン 及 び 菓 子 製 造 業 | 85 | 59 | 27 | 0.4 | 0.4 | 0.3 |
| 16 飲 料 品 製 造 業 | 21 | 16 | 5 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 17 そ の 他 の 食 料 品 製 造 業 | 83 | 53 | 30 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| 煙 草 製 造 業 | | | | | | |
| 18 煙 草 製 造 業 | 16 | 11 | 5 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 紡 織 業 | | | | | | |
| 19 製 糸 業 | 56 | 12 | 44 | 0.2 | 0.1 | 0.4 |
| 20 紡 績 業 | 106 | 29 | 77 | 0.4 | 0.2 | 0.8 |
| 21 撚 糸 及 び 糸 製 造 業 | 18 | 6 | 12 | 0.1 | 0.0 | 0.1 |

(16)

第8表 (b) 郡 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|-------------------------------------|----------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 22 織 物 製 造 業 | 254 | 75 | 179 | 1.1 | 0.5 | 1.8 |
| 23 メ リ ャ ス 製 造 業 | 23 | 8 | 15 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 24 染 色 整 理 業 | 24 | 17 | 7 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 25 藁及び草製敷物、麻製品、綱、綱製造業 | 100 | 39 | 60 | 0.4 | 0.3 | 0.6 |
| 26 そ の 他 の 紡 織 業 | 25 | 11 | 15 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 27 特 掲 さ れ な い 紡 織 業 | 1 | 0 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| <u>衣服及び身廻品製造業(草履を含む)</u> | | | | | | |
| 28 衣服及び身廻品製造業(草履を含む) | 56 | 19 | 38 | 0.2 | 0.1 | 0.4 |
| <u>木材及び木製品製造業(家具を除く)</u> | | | | | | |
| 29 製 材 業 | 208 | 184 | 24 | 0.9 | 1.3 | 0.2 |
| 30 竹、杞柳、籐その他の茎及び茎製容器製造業 | 38 | 26 | 12 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 31 木製容器製造業(竹、杞柳、籐その他の茎及び茎製容器製造業を除く) | 23 | 26 | 2 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 32 木 製 品 履 物 製 造 業 | 21 | 17 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 33 そ の 他 の 木 製 品 製 造 業 | 46 | 35 | 11 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| <u>家具及び建具製造業</u> | | | | | | |
| 34 家具及び建具製造業 | 90 | 86 | 5 | 0.4 | 0.6 | 0.0 |
| <u>紙及び類似製品製造業</u> | | | | | | |
| 35 パルプ、紙及び板紙製造業 | 53 | 37 | 17 | 0.2 | 0.3 | 0.2 |
| 36 パルプ、紙及び板紙製品製造業 | 13 | 7 | 6 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| <u>印刷、出版製本及び類似工業</u> | | | | | | |
| 37 出版業(新聞出版発行を含む) | 15 | 13 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 38 印刷、製本及び類似業(新聞及び出版業を除く) | 30 | 24 | 6 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |
| <u>化 学 工 業</u> | | | | | | |
| 39 化 学 肥 料 製 造 業 | 29 | 26 | 3 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 40 製 塩 業 | 13 | 10 | 3 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 41 工業薬品製造業(塩及び化学肥料を除く) | 35 | 31 | 5 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 42 レーヨン及びその他の化学繊維製造業 | 11 | 8 | 3 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| 43 油脂及び石鹼その他の油脂製品製造業 | 14 | 12 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 44 医 薬 品 製 造 業 | 17 | 10 | 7 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 45 そ の 他 の 化 学 製 品 製 造 業 | 13 | 10 | 3 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 46 特 掲 さ れ な い 化 学 工 業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| <u>石油及び石炭製品製造業</u> | | | | | | |
| 47 石油及び石炭製品製造業 | 8 | 6 | 2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| <u>ゴ ム 製 品 製 造 業</u> | | | | | | |
| 48 ゴ ム 製 品 製 造 業 | 23 | 13 | 10 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| <u>皮革及び皮革製品製造業</u> | | | | | | |
| 49 製 革 業 | 4 | 3 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 50 革製履物及び手袋製造業(擬革製品を含む) | 5 | 4 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 51 皮革製品製造業(革製履物及び手袋を除く) | 3 | 2 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

第8表 (b) 郡 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|---|----------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| <u>ガラス及び土石製品製造業</u> | | | | | | |
| 52 ガラス及びガラス製品製造業 | 12 | 8 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 53 建設用粘土製品製造業 | 49 | 37 | 12 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| 54 陶磁器及び関連製品製造業 | 36 | 24 | 12 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 55 セメント, コンクリート, 石竹, 漆喰製品製造業 | 22 | 18 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 56 石 工 品 製 造 業 | 16 | 15 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 57 その他の非金属鉱物製品製造業 | 13 | 9 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| <u>第 一 次 金 属 製 造 業</u> | | | | | | |
| 58 金属製錬, 圧延, 合金, 鍛造及び鋳造業 | 89 | 82 | 7 | 0.4 | 0.6 | 0.1 |
| <u>金属製品製造業(機械及び車輛を除く)</u> | | | | | | |
| 59 刃物, 手工具及び一般金物製造業 | 41 | 37 | 4 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 60 珐 瑯 鉄 器 製 造 業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 61 その他の金属製品製造業 | 43 | 38 | 5 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| <u>機 械 製 造 業 (電 気 機 械 器 具 を 除 く)</u> | | | | | | |
| 62 機械製造業(電気機械器具を除く) | 94 | 85 | 8 | 0.4 | 0.6 | 0.1 |
| <u>電 気 機 械 器 具 製 造 業</u> | | | | | | |
| 63 電線及びケーブル製造業 | 6 | 4 | 2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 64 電気機械器具製造業(電線及びケーブルを除く) | 46 | 37 | 10 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| <u>輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業</u> | | | | | | |
| 65 自動車及び附属品製造業 | 22 | 20 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 66 造船及び船舶修理業 | 49 | 46 | 2 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 67 鉄道車輛及び附属品製造業 | 15 | 14 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 68 オートバイ, 自転車, リヤカー及び部分品製造業 | 13 | 12 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 69 その他の輸送用機械器具製造業 | 5 | 5 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| <u>専門機械, 理化学用機械, 計測器, 制御器, 写真機, 光学機械及び時計製造業</u> | | | | | | |
| 70 専門機械, 理化学用機械, 計測器, 制御器, 写真機, 光学機械及び時計製造業 | 16 | 12 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| <u>そ の 他 の 製 造 業</u> | | | | | | |
| 71 玩具, スポーツ及び体育用品製造業 | 10 | 6 | 4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 72 ペン, シャープペンシルその他の事務用画 家用品製造業 | 6 | 4 | 3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 73 マ ッ チ 製 造 業 | 5 | 2 | 3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 74 その他の製造業 | 52 | 32 | 20 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 75 特 掲 さ れ な い 製 造 業 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 1,534 | 895 | 640 | 6.4 | 6.5 | 6.3 |
| <u>卸 売 業</u> | | | | | | |

(18)

第8表 (b) 郡 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|---|----------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 76 卸売業(代理商及び仲立業並びに鉱工業会社の販売支所及び販売事務所(卸売を主とする本社本店を含む)を除く) | 192 | 159 | 33 | 0.8 | 1.2 | 0.3 |
| 77 代理商及び仲立業 | 61 | 51 | 10 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 78 鉱工業会社の販売支所及び販売事務所(卸売を主とする本社本店を含む) | 2 | 2 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 小 売 業 | | | | | | |
| 79 酒及び調味料小売業 | 39 | 20 | 19 | 0.2 | 0.1 | 0.2 |
| 80 食肉小売業 | 16 | 11 | 6 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 81 鮮魚介小売業 | 112 | 66 | 46 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 82 果物野菜小売業 | 75 | 40 | 35 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 83 パン及び菓子小売業 | 136 | 60 | 76 | 0.6 | 0.4 | 0.8 |
| 84 その他の食料品小売業 | 147 | 82 | 65 | 0.6 | 0.6 | 0.6 |
| 85 飲食店業 | 94 | 25 | 70 | 0.4 | 0.2 | 0.7 |
| 86 各種商品小売業 | 10 | 5 | 5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 87 呉服、衣服及び身廻小売業 | 158 | 80 | 78 | 0.7 | 0.6 | 0.8 |
| 88 靴及び履物小売業 | 30 | 18 | 12 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 89 家具及び建具小売業(器を含む) | 16 | 14 | 2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 90 医療品及び化粧品小売業 | 45 | 28 | 17 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 91 陶磁器及びガラス器小売業 | 8 | 5 | 3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 92 金物、荒物、家庭用品及び農耕用品小売業 | 195 | 103 | 91 | 0.8 | 0.8 | 0.9 |
| 93 自転車小売業 | 14 | 12 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 94 その他の路上運搬機小売業(自転車小売業を除く) | 3 | 2 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 95 玩具、運動具及び娯楽用品小売業 | 10 | 5 | 5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 96 その他の小売業 | 171 | 105 | 67 | 0.7 | 0.8 | 0.7 |
| 97 特掲されない小売業 | 2 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 106 | 73 | 33 | 0.4 | 0.5 | 0.3 |
| 金融、保険及び不動産業 | | | | | | |
| 98 銀行及びその他の金融業 | 82 | 53 | 29 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| 99 保険業及び保険代理業 | 22 | 17 | 5 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 100 不動産業 | 2 | 2 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 860 | 775 | 85 | 3.6 | 5.6 | 0.8 |
| 運 輸 業 | | | | | | |
| 101 国鉄、地方鉄道及び軌道業 | 306 | 290 | 16 | 1.3 | 2.1 | 0.2 |
| 102 道路運送業 | 146 | 133 | 13 | 0.6 | 1.0 | 0.1 |
| 103 水運業 | 70 | 65 | 4 | 0.3 | 0.5 | 0.0 |
| 104 倉庫業及び保管業 | 5 | 4 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 105 運輸に附帯するサービス業 | 69 | 61 | 8 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 106 特掲されない運輸業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 通 信 業 | | | | | | |
| 107 郵便、電信及び電話業 | 174 | 134 | 40 | 0.7 | 1.0 | 0.4 |
| 103 ラジオ放送業 | 2 | 2 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| そ の 他 の 公 益 事 業 | | | | | | |
| 109 電気、ガス供給業 | 85 | 79 | 6 | 0.4 | 0.6 | 0.1 |
| 110 水道業及び衛生業 | 6 | 5 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| サ - ビ ス 業 | 1,466 | 814 | 653 | 6.1 | 5.9 | 6.4 |

第8表 (b) 郡 部 (つづき)

| 産 業 (小 分 類) | 14才以上就業者(単位千人) | | | 産 業 別 割 合 | | |
|--|----------------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 対 個 人 サ ー ビ ス 業 | | | | | | |
| 111 家 事 サ ー ビ ス 業 | 98 | 4 | 94 | 0.4 | 0.0 | 0.9 |
| 112 旅 館, 貸 間, 下 宿 及 び そ の 他 の 宿 泊 所 業 | 83 | 29 | 54 | 0.3 | 0.2 | 0.5 |
| 113 洗 張, 洗 濯 業 及 び 染 色 業 | 24 | 16 | 8 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 113 理 髪, 理 容 業 及 び 浴 場 業 | 98 | 47 | 51 | 0.4 | 0.3 | 0.5 |
| 115 履 物 修 理 業 | 9 | 8 | 1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| 116 衣 服 裁 縫 修 理 業 | 124 | 27 | 98 | 0.5 | 0.2 | 1.0 |
| 117 そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス 業 | 49 | 32 | 17 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 及 び 修 理 業 (衣服修理業履物修理業を除く) | | | | | | |
| 118 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 | 32 | 25 | 7 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |
| 119 機 械 修 理 業 (電 気 機 械 器 具 を 除 く) 業 | 17 | 16 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 120 電 気 機 械 器 具 修 理 業 | 12 | 12 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 121 自 動 車 修 理 業 及 び ガ レ ー ジ 業 | 25 | 24 | 1 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 122 自 転 車 の 修 理 業 | 33 | 31 | 3 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| 123 そ の 他 の 修 理 業 | 59 | 54 | 5 | 0.2 | 0.4 | 0.0 |
| 興 行 娯 楽 業 | | | | | | |
| 124 劇 場 及 び 映 画 業 | 13 | 9 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 125 興 業 娯 楽 (劇 場 及 び 映 画 業 を 除 く) | 24 | 10 | 15 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 専 門 的 サ ー ビ ス 業 | | | | | | |
| 126 医 療 保 険 業 | 184 | 90 | 93 | 0.8 | 0.7 | 0.9 |
| 127 教 育 業 | 448 | 280 | 169 | 1.9 | 2.0 | 1.7 |
| 128 法 務 及 び 各 種 の 専 門 的 サ ー ビ ス 業 | 20 | 13 | 7 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 129 宗 教 所 | 68 | 55 | 13 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 130 試 験 所 及 び 研 究 所 | 16 | 12 | 4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 131 非 営 利 団 体 (試 験 所 及 び 研 究 所 を 除 く) | 30 | 19 | 11 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 公 務 | 653 | 554 | 98 | 2.7 | 4.0 | 1.0 |
| 公 務 | | | | | | |
| 132 国 家 事 務 | 207 | 185 | 22 | 0.9 | 1.3 | 0.2 |
| 133 地 方 事 務 | 376 | 307 | 68 | 1.6 | 2.2 | 0.7 |
| 134 進 駐 軍 事 務 | 68 | 60 | 7 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 分 類 不 能 の 産 業 及 び 不 詳 | 45 | 26 | 19 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 分 類 不 能 の 産 業 | | | | | | |
| 135 分 類 不 能 の 産 業 | 45 | 26 | 19 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |

備考 (43頁) 参照

(20)

第9表 市部郡部別，産業（大分類）及び年齢階級別 14才以上就業者

(a) 市 部

| 産 業 (大 分 類) | 総 数 | 14—19才 | 20—24才 | 25—39才 | 40—59才 | 60才以上 | 不 詳 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | |
| 総 数 | 11,715 | 1,575 | 2,069 | 4,057 | 3,417 | 593 | 5 |
| 農 業 | 1,499 | 172 | 186 | 410 | 524 | 206 | 0 |
| 林業及び狩猟業 (伐木業を含む) | 24 | 2 | 5 | 7 | 8 | 2 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 117 | 17 | 18 | 35 | 38 | 10 | 0 |
| 鉱業 | 137 | 12 | 26 | 58 | 38 | 2 | 0 |
| 建設業 | 610 | 73 | 98 | 198 | 214 | 26 | 0 |
| 製造業 | 3,240 | 596 | 592 | 1,163 | 801 | 87 | 2 |
| 卸売業及び小売業 | 2,302 | 271 | 326 | 837 | 745 | 122 | 1 |
| 金融、保険及び不動産業 | 257 | 38 | 58 | 73 | 78 | 10 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 946 | 90 | 219 | 357 | 264 | 15 | 1 |
| サービス業 | 1,691 | 228 | 323 | 577 | 474 | 88 | 1 |
| 公務 | 856 | 71 | 211 | 330 | 219 | 23 | 0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 38 | 4 | 6 | 13 | 12 | 3 | 0 |

制 合 (各年齢階級を 100.0 とする産業別割合)

| | | | | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | — |
| 農 業 | 12.8 | 10.9 | 9.0 | 10.1 | 15.3 | 34.7 | — |
| 林業及び狩猟業 (伐木業を含む) | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | — |
| 漁業及び水産養殖業 | 1.0 | 1.1 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 1.7 | — |
| 鉱業 | 1.2 | 0.8 | 1.3 | 1.4 | 1.1 | 0.3 | — |
| 建設業 | 5.2 | 4.6 | 4.7 | 4.9 | 6.3 | 4.4 | — |
| 製造業 | 27.7 | 37.8 | 28.6 | 28.7 | 23.4 | 14.7 | — |
| 卸売業及び小売業 | 19.7 | 17.2 | 15.8 | 20.6 | 21.8 | 20.6 | — |
| 金融、保険及び不動産業 | 2.2 | 2.4 | 2.8 | 1.8 | 2.3 | 1.7 | — |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 8.1 | 5.7 | 10.6 | 8.8 | 7.7 | 2.5 | — |
| サービス業 | 14.4 | 14.5 | 15.6 | 14.2 | 13.9 | 14.8 | — |
| 公務 | 7.3 | 4.5 | 10.2 | 8.1 | 6.4 | 3.9 | — |
| 分類不能の産業及び不詳 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | — |

制 合* (各産業を 100.0 とする年齢階級別割合)

| | | | | | | | |
|------------------|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 総 数 | 100.0 | 13.4 | 17.7 | 34.6 | 29.2 | 5.1 | 0.0 |
| 農 業 | 100.0 | 11.5 | 12.4 | 27.4 | 35.0 | 13.7 | 0.0 |
| 林業及び狩猟業 (伐木業を含む) | 100.0 | 8.3 | 20.8 | 29.2 | 33.3 | 8.3 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 100.0 | 14.5 | 15.4 | 29.9 | 32.5 | 8.5 | 0.0 |
| 鉱業 | 100.0 | 8.8 | 19.0 | 42.3 | 27.7 | 1.5 | 0.0 |
| 建設業 | 100.0 | 12.0 | 16.1 | 32.5 | 35.1 | 4.3 | 0.0 |
| 製造業 | 100.0 | 18.4 | 18.3 | 35.9 | 24.7 | 2.7 | 0.1 |
| 卸売業及び小売業 | 100.0 | 11.8 | 14.2 | 36.4 | 32.4 | 5.3 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 100.0 | 14.8 | 22.6 | 28.4 | 30.4 | 3.9 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 100.0 | 9.5 | 23.2 | 37.7 | 27.9 | 1.6 | 0.1 |
| サービス業 | 100.0 | 18.5 | 19.1 | 34.1 | 28.0 | 5.2 | 0.1 |
| 公務 | 100.0 | 8.3 | 24.6 | 38.6 | 25.6 | 2.7 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 100.0 | 10.5 | 15.8 | 34.2 | 31.6 | 7.9 | 0.0 |

第9表 市部郡部別、産業（大分類）及び年齢階級別 14才以上就業者（つづき）

(b) 郡 部

| 産 業 (大 分 類) | 総 数 | 14—19才 | 20—24才 | 25—39才 | 40—59才 | 60才以上 | 不 詳 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | |
| 総 数 | 23,857 | 3,421 | 3,729 | 7,389 | 7,102 | 2,203 | 11 |
| 農 業 | 14,627 | 2,059 | 1,992 | 4,179 | 4,601 | 1,791 | 6 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 377 | 54 | 64 | 121 | 113 | 24 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 572 | 98 | 95 | 166 | 168 | 45 | 0 |
| 鉱業 | 438 | 45 | 87 | 180 | 121 | 7 | 0 |
| 建設業 | 769 | 139 | 140 | 241 | 223 | 25 | 1 |
| 製造業 | 2,408 | 514 | 452 | 812 | 546 | 82 | 1 |
| 卸売業及び小売業 | 1,534 | 144 | 180 | 556 | 539 | 114 | 1 |
| 金融、保険及び不動産業 | 106 | 16 | 26 | 30 | 30 | 4 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 860 | 94 | 226 | 330 | 199 | 10 | 0 |
| サービス業 | 1,466 | 184 | 290 | 516 | 395 | 80 | 1 |
| 公務 | 653 | 66 | 171 | 245 | 153 | 17 | 0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 45 | 7 | 7 | 14 | 13 | 5 | 0 |
| 割 合 (各年齢階級を 100.0 とする産業別割合) | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 61.3 | 60.2 | 53.4 | 56.6 | 64.8 | 81.3 | 54.5 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 1.6 | 1.6 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 1.1 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 2.4 | 2.9 | 2.5 | 2.2 | 2.4 | 2.0 | 0.0 |
| 鉱業 | 1.8 | 1.3 | 2.3 | 2.4 | 1.7 | 0.3 | 0.0 |
| 建設業 | 3.2 | 4.1 | 3.8 | 3.3 | 3.1 | 1.1 | 9.1 |
| 製造業 | 10.1 | 15.0 | 12.1 | 11.0 | 7.7 | 3.7 | 9.1 |
| 卸売業及び小売業 | 6.4 | 4.2 | 4.8 | 7.5 | 7.6 | 5.2 | 9.1 |
| 金融、保険及び不動産業 | 0.4 | 0.5 | 0.7 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 3.6 | 2.7 | 6.1 | 4.5 | 2.8 | 0.5 | 0.0 |
| サービス業 | 6.1 | 5.4 | 7.8 | 7.0 | 5.6 | 3.6 | 9.1 |
| 公務 | 2.7 | 1.9 | 4.6 | 3.3 | 2.2 | 0.8 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 |
| 割 合* (各産業を 100.0 とする年齢階級別割合) | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 14.3 | 15.6 | 31.0 | 29.8 | 9.2 | 0.0 |
| 農 業 | 100.0 | 14.1 | 13.6 | 28.6 | 31.5 | 12.2 | 0.0 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 100.0 | 14.3 | 17.0 | 32.1 | 30.0 | 6.4 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 100.0 | 17.1 | 16.6 | 29.0 | 29.4 | 7.9 | 0.0 |
| 鉱業 | 100.0 | 10.3 | 19.9 | 41.1 | 27.6 | 1.6 | 0.0 |
| 建設業 | 100.0 | 18.1 | 18.2 | 31.3 | 29.0 | 3.3 | 0.1 |
| 製造業 | 100.0 | 21.3 | 18.8 | 33.7 | 22.7 | 3.4 | 0.0 |
| 卸売業及び小売業 | 100.0 | 9.4 | 11.7 | 36.2 | 35.1 | 7.4 | 0.1 |
| 金融、保険及び不動産業 | 100.0 | 15.1 | 24.5 | 28.3 | 28.3 | 3.8 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 100.0 | 10.9 | 26.3 | 38.4 | 23.1 | 1.2 | 0.0 |
| サービス業 | 100.0 | 12.6 | 19.8 | 35.2 | 26.9 | 5.5 | 0.1 |
| 公務 | 100.0 | 10.1 | 26.2 | 37.5 | 23.4 | 2.6 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 100.0 | 15.6 | 15.6 | 31.1 | 28.9 | 11.1 | 0.0 |

備考 (a) 市部の各年齢階級を 100.0 とする産業別割合の中「年齢不詳」は実数が小さいため、割合に信頼性がないので表示しなかつた。

(43 頁) 参照。

(22)

第10表 市部郡部別，産業（大分類）及び従業上の地位別 14 才以上就業者

(a) 市 部

| 産 業 (大 分 類) | 総 数 | 雇用者の ある業主 | 単独の 業主 | 家 族 従業者 | 一般の 雇用者 | 官公の 雇用者 | 不 詳 |
|-----------------|--------|--------------|-----------|------------|------------|------------|-----|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | |
| 総 数 | 11,715 | 396 | 2,051 | 1,697 | 5,971 | 1,577 | 25 |
| 農 業 | 1,499 | 14 | 547 | 869 | 67 | 2 | 0 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 24 | 1 | 5 | 2 | 7 | 9 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 117 | 4 | 32 | 22 | 58 | 0 | 0 |
| 鉱 業 | 137 | 1 | 1 | 1 | 133 | 0 | 0 |
| 建 設 | 610 | 24 | 113 | 27 | 393 | 52 | 0 |
| 製 造 | 3,240 | 110 | 252 | 182 | 2,679 | 16 | 0 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 2,302 | 150 | 694 | 462 | 966 | 30 | 0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 257 | 2 | 13 | 4 | 217 | 21 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 946 | 7 | 24 | 8 | 697 | 210 | 0 |
| サ - ビ ス 業 | 1,691 | 83 | 365 | 118 | 747 | 378 | 0 |
| 公 務 | 856 | 0 | 0 | 0 | 0 | 856 | 0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 38 | 0 | 5 | 0 | 7 | 1 | 24 |

割 合 (各産業を 100.0 とする従業上の地位別割合)

| | | | | | | | |
|-----------------|-------|-----|------|------|------|-------|------|
| 総 数 | 100.0 | 3.4 | 17.5 | 14.5 | 51.0 | 13.5 | 0.2 |
| 農 業 | 100.0 | 0.9 | 36.5 | 58.0 | 4.5 | 0.1 | 0.0 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 100.0 | 4.2 | 20.8 | 8.3 | 29.2 | 37.5 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 100.0 | 3.4 | 27.4 | 18.8 | 49.6 | 0.0 | 0.0 |
| 鉱 業 | 100.0 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 97.1 | 0.0 | 0.0 |
| 建 設 | 100.0 | 3.9 | 18.5 | 4.4 | 64.4 | 8.5 | 0.0 |
| 製 造 | 100.0 | 3.4 | 7.8 | 5.6 | 82.7 | 0.5 | 0.0 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 100.0 | 6.5 | 30.1 | 20.1 | 42.0 | 1.3 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 100.0 | 0.8 | 5.1 | 1.6 | 84.4 | 8.2 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 100.0 | 0.7 | 2.5 | 0.8 | 73.7 | 22.2 | 0.0 |
| サ - ビ ス 業 | 100.0 | 4.9 | 21.6 | 7.0 | 44.2 | 22.4 | 0.0 |
| 公 務 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 100.0 | 0.0 | 13.2 | 0.0 | 18.4 | 2.6 | 63.2 |

割 合* (各従業上の地位を 100.0 とする産業別割合)

| | | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 12.8 | 3.5 | 26.7 | 51.2 | 1.1 | 0.1 | 0.0 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.6 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 1.0 | 1.0 | 1.6 | 1.3 | 1.0 | 0.0 | 0.0 |
| 鉱 業 | 1.2 | 0.3 | 0.0 | 0.1 | 2.2 | 0.0 | 0.0 |
| 建 設 | 5.2 | 6.1 | 5.5 | 1.6 | 6.6 | 3.3 | 0.0 |
| 製 造 | 27.7 | 27.8 | 12.3 | 10.7 | 44.9 | 1.0 | 0.0 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 19.7 | 37.9 | 33.8 | 27.2 | 16.2 | 1.9 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 2.2 | 0.5 | 0.6 | 0.2 | 3.6 | 1.3 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 8.1 | 1.8 | 1.2 | 0.5 | 11.7 | 13.3 | 0.0 |
| サ - ビ ス 業 | 14.4 | 21.0 | 17.8 | 7.0 | 12.5 | 24.0 | 0.0 |
| 公 務 | 7.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 54.3 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 0.3 | 0.0 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 96.0 |

第10表 市部郡部別，産業（大分類）及び従業上の地位別 14才以上就業者（つづき）

(b) 郡 部

| 産 業 (大 分 類) | 総 数 | 雇 用 者 の あ る 業 主 | 単 独 の 業 主 | 家 族 従 業 者 | 一 般 の 雇 用 者 | 官 公 の 雇 用 者 | 不 詳 |
|--------------------------------|--------|--------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|-------|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | |
| 総 数 | 23,857 | 373 | 6,476 | 10,548 | 4,911 | 1,512 | 37 |
| 農 業 | 14,627 | 114 | 4,645 | 9,413 | 441 | 13 | 0 |
| 林業及び狩猟業 (伐木業を含む) | 377 | 5 | 119 | 83 | 126 | 44 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 572 | 18 | 161 | 143 | 249 | 1 | 0 |
| 鉱業 | 438 | 2 | 4 | 2 | 429 | 1 | 0 |
| 建設業 | 769 | 28 | 169 | 45 | 444 | 82 | 0 |
| 製造業 | 2,408 | 90 | 308 | 289 | 1,709 | 10 | 0 |
| 卸売業及び小売業 | 1,534 | 62 | 661 | 425 | 366 | 20 | 0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 106 | 1 | 3 | 1 | 94 | 7 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 860 | 7 | 39 | 17 | 604 | 193 | 0 |
| サービス業 | 1,466 | 46 | 361 | 127 | 443 | 489 | 0 |
| 公務 | 653 | 0 | 0 | 0 | 0 | 653 | 0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 45 | 0 | 4 | 1 | 4 | 0 | 36 |
| 割 合 (各産業を 100.0 とする従業上の地位別割合) | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 1.6 | 27.1 | 44.2 | 20.6 | 6.3 | 0.2 |
| 農 業 | 100.0 | 0.8 | 31.8 | 64.4 | 3.0 | 0.1 | 0.0 |
| 林業及び狩猟業 (伐木業を含む) | 100.0 | 1.3 | 31.6 | 22.0 | 33.4 | 11.7 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 100.0 | 3.1 | 28.1 | 25.0 | 43.5 | 0.2 | 0.0 |
| 鉱業 | 100.0 | 0.5 | 0.9 | 0.5 | 97.9 | 0.2 | 0.0 |
| 建設業 | 100.0 | 3.6 | 22.0 | 5.9 | 57.7 | 10.7 | 0.0 |
| 製造業 | 100.0 | 3.7 | 12.8 | 12.0 | 71.0 | 0.4 | 0.0 |
| 卸売業及び小売業 | 100.0 | 4.0 | 43.1 | 27.7 | 23.9 | 1.3 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 100.0 | 0.9 | 2.8 | 0.9 | 88.7 | 6.6 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 100.0 | 0.8 | 4.5 | 2.0 | 70.2 | 22.4 | 0.0 |
| サービス業 | 100.0 | 3.1 | 24.6 | 8.7 | 30.2 | 33.4 | 0.0 |
| 公務 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 100.0 | 0.0 | 8.9 | 2.2 | 8.9 | 0.0 | 80.0 |
| 割 合* (各従業上の地位を 100.0 とする産業別割合) | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農 業 | 61.3 | 30.6 | 71.7 | 89.2 | 9.0 | 0.9 | 0.0 |
| 林業及び狩猟業 (伐木業を含む) | 1.6 | 1.3 | 1.8 | 0.8 | 2.6 | 2.9 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 2.4 | 4.8 | 2.5 | 1.4 | 5.1 | 0.1 | 0.0 |
| 鉱業 | 1.8 | 0.5 | 0.1 | 0.0 | 8.7 | 0.1 | 0.0 |
| 建設業 | 3.2 | 7.5 | 2.6 | 0.4 | 9.0 | 5.4 | 0.0 |
| 製造業 | 10.1 | 24.1 | 4.8 | 2.7 | 34.8 | 0.7 | 0.0 |
| 卸売業及び小売業 | 6.4 | 16.6 | 10.2 | 4.0 | 7.5 | 1.3 | 0.0 |
| 金融、保険及び不動産業 | 0.4 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 1.9 | 0.5 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 3.6 | 1.9 | 0.6 | 0.2 | 12.3 | 12.8 | 0.0 |
| サービス業 | 6.1 | 12.3 | 5.6 | 1.2 | 9.0 | 32.3 | 0.0 |
| 公務 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 43.2 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 97.3 |

備考 (43頁) 参照

(24)

第11表 市部部別，産業（大分類），就業時間及び男女別14才以上就業者（1）実数

(a) 市 部

(単位千人)

| 産 業 (大 分 類) | 総 数 | 休業中 | 20時間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60時間 以 上 | 不 詳 |
|-----------------|--------|-----|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 総 数 | 11,715 | 241 | 352 | 936 | 5,210 | 2,831 | 2,117 | 29 |
| 農 業 | 1,499 | 34 | 116 | 299 | 371 | 332 | 347 | 2 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 24 | 0 | 1 | 3 | 11 | 6 | 2 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 117 | 4 | 6 | 17 | 30 | 25 | 34 | 1 |
| 鉱 業 | 137 | 8 | 3 | 7 | 83 | 29 | 8 | 0 |
| 建設業 | 610 | 14 | 11 | 48 | 270 | 196 | 69 | 1 |
| 製造業 | 3,240 | 62 | 54 | 154 | 1,758 | 822 | 382 | 7 |
| 卸売業及び小売業 | 2,302 | 32 | 60 | 166 | 741 | 558 | 741 | 5 |
| 金融、保険及び不動産業 | 257 | 5 | 3 | 11 | 161 | 53 | 23 | 1 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 946 | 21 | 9 | 30 | 544 | 232 | 108 | 3 |
| サービス業 | 1,691 | 38 | 73 | 149 | 719 | 400 | 307 | 5 |
| 公務業務 | 856 | 14 | 14 | 47 | 510 | 174 | 93 | 3 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 38 | 8 | 1 | 4 | 13 | 6 | 3 | 2 |
| 男 | 8,079 | 167 | 146 | 445 | 3,671 | 2,105 | 1,522 | 22 |
| 農 業 | 763 | 12 | 34 | 102 | 183 | 201 | 228 | 1 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 20 | 0 | 1 | 2 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 106 | 4 | 4 | 14 | 28 | 23 | 32 | 1 |
| 鉱 業 | 122 | 7 | 3 | 6 | 74 | 26 | 7 | 0 |
| 建設業 | 580 | 14 | 10 | 44 | 254 | 189 | 68 | 1 |
| 製造業 | 2,426 | 50 | 26 | 82 | 1,271 | 665 | 327 | 6 |
| 卸売業及び小売業 | 1,449 | 22 | 24 | 67 | 472 | 374 | 486 | 4 |
| 金融、保険及び不動産業 | 168 | 3 | 2 | 8 | 100 | 37 | 18 | 1 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 834 | 19 | 7 | 25 | 465 | 210 | 103 | 3 |
| サービス業 | 887 | 20 | 27 | 60 | 397 | 216 | 163 | 3 |
| 公務業務 | 697 | 11 | 8 | 32 | 407 | 150 | 85 | 3 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 26 | 6 | 1 | 2 | 10 | 5 | 2 | 1 |
| 女 | 3,636 | 73 | 205 | 490 | 1,538 | 728 | 594 | 8 |
| 農 業 | 737 | 22 | 82 | 195 | 187 | 130 | 118 | 1 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 4 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 11 | 0 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| 鉱 業 | 14 | 1 | 0 | 1 | 9 | 3 | 1 | 0 |
| 建設業 | 30 | 1 | 1 | 5 | 16 | 6 | 1 | 0 |
| 製造業 | 814 | 14 | 28 | 73 | 486 | 156 | 54 | 1 |
| 卸売業及び小売業 | 853 | 10 | 36 | 98 | 269 | 184 | 255 | 2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 88 | 1 | 1 | 4 | 61 | 16 | 5 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 112 | 2 | 2 | 4 | 78 | 21 | 5 | 0 |
| サービス業 | 803 | 18 | 46 | 89 | 322 | 182 | 143 | 2 |
| 公務業務 | 159 | 3 | 6 | 15 | 103 | 24 | 8 | 0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 11 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 |

第11表 市部郡部別，産業(大分類)，就業時間及び男女別14才以上就業者 (1) 実数(つづき)

(b) 郡 部

(単位千人)

| 産 業(大 分 類) | 総 数 | 休業中 | 20時間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60時間 以 上 | 不 詳 |
|-----------------|--------|-----|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 総 数 | 23,857 | 591 | 1,438 | 3,777 | 7,176 | 6,052 | 4,767 | 53 |
| 農 業 | 14,627 | 361 | 1,104 | 2,856 | 3,617 | 3,432 | 3,229 | 26 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 377 | 5 | 12 | 52 | 119 | 116 | 72 | 1 |
| 漁業及び水産養殖業 | 572 | 20 | 37 | 103 | 133 | 125 | 152 | 2 |
| 鉱業 | 438 | 20 | 8 | 23 | 238 | 116 | 33 | 1 |
| 建設業 | 769 | 18 | 18 | 77 | 265 | 286 | 101 | 2 |
| 製造業 | 2,408 | 56 | 73 | 208 | 1,035 | 708 | 323 | 5 |
| 卸売業及び小売業 | 1,534 | 30 | 81 | 220 | 411 | 378 | 409 | 3 |
| 金融、保険及び不動産業 | 106 | 2 | 1 | 4 | 56 | 30 | 12 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 860 | 17 | 9 | 35 | 395 | 276 | 125 | 3 |
| サービス | 1,466 | 39 | 85 | 168 | 551 | 388 | 230 | 4 |
| 公務 | 653 | 8 | 7 | 24 | 345 | 189 | 78 | 2 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 45 | 15 | 3 | 6 | 10 | 7 | 3 | 2 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 13,732 | 282 | 511 | 1,518 | 4,258 | 4,022 | 3,106 | 33 |
| 農 業 | 7,053 | 115 | 349 | 988 | 1,688 | 1,983 | 1,916 | 15 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 325 | 4 | 7 | 37 | 103 | 106 | 67 | 1 |
| 漁業及び水産養殖業 | 507 | 17 | 25 | 82 | 119 | 117 | 145 | 2 |
| 鉱業 | 388 | 19 | 7 | 19 | 207 | 105 | 30 | 1 |
| 建設業 | 722 | 17 | 16 | 69 | 246 | 273 | 98 | 2 |
| 製造業 | 1,599 | 39 | 30 | 104 | 656 | 514 | 252 | 4 |
| 卸売業及び小売業 | 895 | 20 | 29 | 89 | 244 | 251 | 260 | 2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 73 | 1 | 1 | 3 | 36 | 21 | 10 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 775 | 16 | 7 | 30 | 347 | 253 | 119 | 3 |
| サービス | 814 | 20 | 35 | 75 | 319 | 228 | 133 | 2 |
| 公務 | 554 | 7 | 5 | 19 | 285 | 164 | 72 | 2 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 26 | 7 | 1 | 3 | 6 | 5 | 2 | 1 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 10,125 | 308 | 927 | 2,259 | 2,920 | 2,030 | 1,661 | 20 |
| 農 業 | 7,574 | 246 | 755 | 1,870 | 1,929 | 1,449 | 1,312 | 13 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 52 | 1 | 5 | 15 | 16 | 10 | 5 | 0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 65 | 3 | 12 | 21 | 14 | 9 | 7 | 0 |
| 鉱業 | 50 | 1 | 1 | 3 | 31 | 11 | 3 | 0 |
| 建設業 | 47 | 0 | 3 | 8 | 19 | 14 | 3 | 0 |
| 製造業 | 809 | 16 | 43 | 104 | 380 | 193 | 71 | 1 |
| 卸売業及び小売業 | 640 | 10 | 52 | 131 | 167 | 128 | 149 | 1 |
| 金融、保険及び不動産業 | 33 | 0 | 0 | 1 | 21 | 8 | 2 | 0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 85 | 1 | 2 | 5 | 48 | 23 | 7 | 0 |
| サービス | 653 | 19 | 51 | 93 | 232 | 160 | 96 | 2 |
| 公務 | 98 | 1 | 2 | 4 | 60 | 25 | 6 | 0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 19 | 7 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 |

備考(43頁)参照

(26)

第12表 市部郡部別，産業（大分類），就業時間及び男女別14才以上就業者（2）割合

(a) 市 部

| 産 業 (大 分 類) | 休業中 | 20時間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60時間 以 上 | 不 詳 |
|-----------------|------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 総 数 | | | | | | | |
| 総 数 | 2.1 | 3.0 | 8.0 | 44.5 | 24.2 | 18.1 | 0.2 |
| 農 業 | 2.3 | 7.7 | 19.9 | 24.7 | 22.1 | 23.1 | 0.1 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 0.0 | 4.2 | 12.5 | 45.8 | 25.0 | 8.3 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 3.4 | 5.1 | 14.5 | 25.6 | 21.4 | 29.1 | 0.9 |
| 鉱 業 | 5.8 | 2.2 | 5.1 | 60.6 | 21.2 | 5.8 | 0.0 |
| 建 設 業 | 2.3 | 1.8 | 7.9 | 44.3 | 32.1 | 11.3 | 0.2 |
| 製 造 業 | 1.9 | 1.7 | 4.8 | 54.3 | 25.4 | 11.8 | 0.2 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 1.4 | 2.6 | 7.2 | 32.2 | 24.2 | 32.2 | 0.2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 1.9 | 1.2 | 4.3 | 62.6 | 20.6 | 8.9 | 0.4 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 2.2 | 1.0 | 3.2 | 57.5 | 24.5 | 11.4 | 0.3 |
| サ ー ビ ス 業 | 2.2 | 4.3 | 8.8 | 42.5 | 23.7 | 18.2 | 0.3 |
| 公 務 | 1.6 | 1.6 | 5.5 | 59.6 | 20.3 | 10.9 | 0.4 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 21.1 | 2.6 | 10.5 | 34.2 | 15.8 | 7.9 | 5.3 |
| 男 | | | | | | | |
| 総 数 | 2.1 | 1.8 | 5.5 | 45.4 | 26.1 | 18.8 | 0.3 |
| 農 業 | 1.6 | 4.5 | 13.4 | 24.0 | 26.3 | 29.9 | 0.1 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 0.0 | 5.0 | 10.0 | 50.0 | 25.0 | 10.0 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 3.8 | 3.8 | 13.2 | 26.4 | 21.7 | 30.2 | 0.9 |
| 鉱 業 | 5.7 | 2.5 | 4.9 | 60.7 | 21.3 | 5.7 | 0.0 |
| 建 設 業 | 2.4 | 1.7 | 7.6 | 43.8 | 32.6 | 11.7 | 0.2 |
| 製 造 業 | 2.1 | 1.1 | 3.4 | 52.4 | 27.4 | 13.5 | 0.2 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 1.5 | 1.7 | 4.6 | 32.6 | 25.8 | 33.5 | 0.3 |
| 金融、保険及び不動産業 | 1.8 | 1.2 | 4.8 | 59.5 | 22.0 | 10.7 | 0.6 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 2.3 | 0.8 | 3.0 | 55.8 | 25.2 | 12.4 | 0.4 |
| サ ー ビ ス 業 | 2.3 | 3.0 | 6.8 | 44.8 | 24.4 | 18.4 | 0.3 |
| 公 務 | 1.6 | 1.1 | 4.6 | 58.4 | 21.5 | 12.2 | 0.4 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 23.1 | 3.8 | 7.7 | 38.5 | 19.2 | 7.7 | 3.8 |
| 女 | | | | | | | |
| 総 数 | 2.0 | 5.6 | 13.5 | 42.3 | 20.0 | 16.3 | 0.2 |
| 農 業 | 3.0 | 11.1 | 26.5 | 25.4 | 17.6 | 16.0 | 0.1 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁業及び水産養殖業 | 0.0 | 18.2 | 27.3 | 18.2 | 18.2 | 9.1 | 0.0 |
| 鉱 業 | 7.1 | 0.0 | 7.1 | 64.3 | 21.4 | 7.1 | 0.0 |
| 建 設 業 | 3.3 | 3.3 | 16.7 | 53.3 | 20.0 | 3.3 | 0.0 |
| 製 造 業 | 1.7 | 3.4 | 9.0 | 59.7 | 19.2 | 6.6 | 0.1 |
| 卸 売 業 及 び 小 売 業 | 1.2 | 4.2 | 11.5 | 31.5 | 21.6 | 29.9 | 0.2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 1.1 | 1.1 | 4.5 | 69.3 | 18.2 | 5.7 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 1.8 | 1.8 | 3.6 | 69.6 | 18.7 | 4.5 | 0.0 |
| サ ー ビ ス 業 | 2.2 | 5.7 | 11.1 | 40.1 | 22.7 | 17.8 | 0.2 |
| 公 務 | 1.9 | 3.8 | 9.4 | 64.8 | 15.1 | 5.0 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 18.2 | 9.1 | 18.2 | 27.3 | 18.2 | 9.1 | 9.1 |

第12表 市郡部別、産業(大分類)、就業時間及び男女別14才以上就業者 (2) 割合(つづき)

(b) 郡 部

| 産 業(大 分 類) | 休業中 | 20時間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60時間 以 上 | 不 詳 |
|-----------------|------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 総 数 | 2.5 | 6.0 | 15.8 | 30.1 | 25.0 | 20.0 | 0.2 |
| 業 | 2.5 | 7.5 | 19.5 | 24.7 | 23.5 | 22.1 | 0.2 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 1.3 | 3.2 | 13.8 | 31.6 | 30.8 | 19.1 | 0.3 |
| 漁業及び水産養殖業 | 3.5 | 6.5 | 18.0 | 23.3 | 21.9 | 26.6 | 0.3 |
| 鉱業 | 4.6 | 1.8 | 5.3 | 54.3 | 26.5 | 7.5 | 0.2 |
| 建設業 | 2.3 | 2.3 | 10.0 | 34.5 | 37.2 | 13.1 | 0.3 |
| 製造業 | 2.3 | 3.0 | 8.6 | 43.0 | 29.4 | 13.4 | 0.2 |
| 卸売業及び小売業 | 2.0 | 5.3 | 14.3 | 26.8 | 24.6 | 26.7 | 0.2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 1.9 | 0.9 | 3.8 | 52.8 | 23.3 | 11.3 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 2.0 | 1.0 | 4.1 | 45.9 | 32.1 | 14.5 | 0.3 |
| サービス業 | 2.7 | 5.8 | 11.5 | 37.6 | 26.5 | 15.7 | 0.3 |
| 公務 | 1.2 | 1.1 | 3.7 | 52.8 | 23.9 | 11.9 | 0.3 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 33.3 | 6.7 | 13.3 | 22.2 | 15.6 | 6.7 | 5.4 |
| 男 | | | | | | | |
| 総 数 | 2.1 | 3.7 | 11.1 | 31.0 | 29.3 | 22.6 | 0.2 |
| 業 | 1.6 | 4.9 | 14.0 | 23.9 | 28.1 | 27.2 | 0.2 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 1.2 | 2.2 | 11.4 | 31.7 | 32.6 | 20.6 | 0.3 |
| 漁業及び水産養殖業 | 3.4 | 4.9 | 16.2 | 23.5 | 23.1 | 23.6 | 0.4 |
| 鉱業 | 4.9 | 1.8 | 4.9 | 53.4 | 27.1 | 7.7 | 0.3 |
| 建設業 | 2.4 | 2.2 | 9.6 | 34.1 | 37.3 | 13.6 | 0.3 |
| 製造業 | 2.4 | 1.9 | 6.5 | 41.0 | 32.1 | 15.3 | 0.3 |
| 卸売業及び小売業 | 2.2 | 3.2 | 9.9 | 27.3 | 28.0 | 29.1 | 0.2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 1.4 | 1.4 | 4.1 | 49.3 | 28.8 | 13.7 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 2.1 | 0.9 | 3.9 | 44.8 | 32.6 | 15.4 | 0.4 |
| サービス業 | 2.5 | 4.3 | 9.2 | 39.2 | 28.0 | 16.3 | 0.2 |
| 公務 | 1.3 | 0.9 | 3.4 | 51.4 | 29.6 | 13.0 | 0.4 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 26.9 | 3.8 | 11.5 | 23.1 | 19.2 | 7.7 | 3.8 |
| 女 | | | | | | | |
| 総 数 | 3.0 | 9.2 | 22.3 | 28.8 | 20.0 | 16.4 | 0.2 |
| 業 | 3.2 | 10.0 | 24.7 | 25.5 | 19.1 | 17.3 | 0.2 |
| 林業及び狩猟業(伐木業を含む) | 1.9 | 9.6 | 23.8 | 30.8 | 19.2 | 9.6 | 0.0 |
| 漁業及び水産養殖業 | 4.6 | 18.5 | 32.3 | 21.5 | 13.8 | 10.8 | 0.0 |
| 鉱業 | 2.0 | 2.0 | 6.0 | 62.0 | 22.0 | 6.0 | 0.0 |
| 建設業 | 0.0 | 6.4 | 17.0 | 40.4 | 29.8 | 6.4 | 0.0 |
| 製造業 | 2.0 | 5.3 | 12.9 | 47.0 | 23.9 | 8.8 | 0.1 |
| 卸売業及び小売業 | 1.6 | 8.1 | 20.5 | 26.1 | 20.0 | 23.3 | 0.2 |
| 金融、保険及び不動産業 | 0.0 | 0.0 | 3.0 | 63.6 | 24.2 | 6.1 | 0.0 |
| 運輸、通信及びその他の公益事業 | 1.2 | 2.4 | 5.9 | 56.5 | 27.1 | 8.2 | 0.0 |
| サービス業 | 2.9 | 7.8 | 14.2 | 35.5 | 24.5 | 14.7 | 0.3 |
| 公務 | 1.0 | 2.0 | 4.1 | 61.2 | 25.5 | 6.1 | 0.0 |
| 分類不能の産業及び不詳 | 36.8 | 5.3 | 15.8 | 15.8 | 10.5 | 5.3 | 5.3 |

備考 各産業別総数を100.0とする割合、(a)市部、女の中「林業及び狩猟業」は実数小さいため、割合には信頼性がないので表示しなかつた。(43頁)参照。

(28)

第13表 市部郡部別，従業上の地位，就業時間及び男女別14才以上就業者

(a) 市 部

| 従業上の地位 | 総 数 | 休 業 中 | 20時間 未 満 | 20 -- 34 時 間 | 35 -- 48 時 間 | 49 -- 59 時 間 | 60時間 以 上 | 不 詳 |
|-------------------------------|--------|-------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|-----|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 11,715 | 241 | 352 | 936 | 5,210 | 2,831 | 2,117 | 29 |
| 業 主 | 2,446 | 60 | 117 | 296 | 628 | 592 | 748 | 5 |
| 家族従業者 | 1,697 | 31 | 133 | 330 | 417 | 358 | 425 | 2 |
| 雇 用 者 | 7,548 | 141 | 100 | 308 | 4,156 | 1,877 | 943 | 20 |
| 不 詳 | 25 | 7 | 1 | 2 | 7 | 4 | 2 | 1 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 8,079 | 167 | 146 | 445 | 3,671 | 2,105 | 1,522 | 22 |
| 業 主 | 1,932 | 46 | 60 | 184 | 495 | 507 | 635 | 4 |
| 家族従業者 | 559 | 7 | 25 | 63 | 142 | 152 | 167 | 1 |
| 雇 用 者 | 5,571 | 109 | 61 | 196 | 3,029 | 1,442 | 719 | 16 |
| 不 詳 | 16 | 5 | 0 | 1 | 5 | 2 | 1 | 1 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 3,636 | 73 | 205 | 490 | 1,538 | 728 | 594 | 8 |
| 業 主 | 514 | 14 | 57 | 111 | 133 | 85 | 111 | 1 |
| 家族従業者 | 1,138 | 23 | 108 | 267 | 275 | 205 | 258 | 1 |
| 雇 用 者 | 1,975 | 33 | 40 | 111 | 1,128 | 435 | 225 | 4 |
| 不 詳 | 9 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 割 合 (各従業上の地位を100.0とする就業時間別割合) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.1 | 3.0 | 8.0 | 44.5 | 24.2 | 18.1 | 0.2 |
| 業 主 | 100.0 | 2.5 | 4.8 | 12.1 | 25.7 | 24.2 | 30.6 | 0.2 |
| 家族従業者 | 100.0 | 1.8 | 7.8 | 19.4 | 24.6 | 21.1 | 25.0 | 0.1 |
| 雇 用 者 | 100.0 | 1.9 | 1.3 | 4.1 | 55.1 | 24.9 | 12.5 | 0.3 |
| 不 詳 | 100.0 | 28.0 | 4.0 | 8.0 | 28.0 | 16.0 | 8.0 | 4.0 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.1 | 1.8 | 5.5 | 45.4 | 26.1 | 18.8 | 0.3 |
| 業 主 | 100.0 | 2.4 | 3.1 | 9.5 | 25.6 | 26.2 | 32.9 | 0.2 |
| 家族従業者 | 100.0 | 1.3 | 4.5 | 11.3 | 25.4 | 27.2 | 29.9 | 0.2 |
| 雇 用 者 | 100.0 | 2.0 | 1.1 | 3.5 | 54.4 | 25.9 | 12.9 | 0.3 |
| 不 詳 | 100.0 | 31.3 | 0.0 | 6.3 | 31.3 | 12.5 | 6.3 | 6.3 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.0 | 5.6 | 13.5 | 42.3 | 20.0 | 16.3 | 0.2 |
| 業 主 | 100.0 | 2.7 | 11.1 | 21.6 | 25.9 | 16.5 | 21.6 | 0.2 |
| 家族従業者 | 100.0 | 2.0 | 9.5 | 23.5 | 24.2 | 18.0 | 22.7 | 0.1 |
| 雇 用 者 | 100.0 | 1.7 | 2.0 | 5.6 | 57.1 | 22.0 | 11.4 | 0.2 |
| 不 詳 | — | — | — | — | — | — | — | — |

第13表 市部郡部別、従業上の地位、就業時間及び男女別 14才以上就業者 (つづき)

(b) 郡 部

| 従業上の地位 | 総 数 | 休業中 | 20時間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60時間 以 上 | 不 詳 |
|-------------------------------|--------|------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 23,857 | 591 | 1,438 | 3,777 | 7,176 | 6,052 | 4,767 | 53 |
| 業 主 | 6,849 | 171 | 380 | 1,105 | 1,728 | 1,781 | 1,668 | 14 |
| 家族従業者 | 10,548 | 274 | 933 | 2,277 | 2,579 | 2,280 | 2,187 | 18 |
| 雇 用 者 | 6,423 | 131 | 123 | 390 | 2,862 | 1,988 | 910 | 19 |
| 不 詳 | 37 | 14 | 2 | 4 | 7 | 5 | 2 | 2 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 13,732 | 282 | 511 | 1,518 | 4,258 | 4,022 | 3,106 | 33 |
| 業 主 | 5,672 | 131 | 236 | 789 | 1,416 | 1,584 | 1,503 | 12 |
| 家族従業者 | 3,253 | 43 | 202 | 472 | 757 | 891 | 881 | 6 |
| 雇 用 者 | 4,788 | 101 | 72 | 256 | 2,080 | 1,544 | 720 | 15 |
| 不 詳 | 19 | 7 | 1 | 2 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 10,125 | 308 | 927 | 2,259 | 2,920 | 2,030 | 1,661 | 20 |
| 業 主 | 1,177 | 41 | 143 | 316 | 312 | 197 | 165 | 2 |
| 家族従業者 | 7,295 | 231 | 731 | 1,805 | 1,822 | 1,389 | 1,305 | 12 |
| 雇 用 者 | 1,635 | 29 | 51 | 135 | 783 | 443 | 190 | 4 |
| 不 詳 | 17 | 7 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 割 合 (各従業上の地位を100.0とする就業時間別割合) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.5 | 6.0 | 15.8 | 30.1 | 25.4 | 20.0 | 0.2 |
| 業 主 | 100.0 | 2.5 | 5.5 | 16.1 | 25.2 | 26.0 | 24.4 | 0.2 |
| 家族従業者 | 100.0 | 2.6 | 8.8 | 21.6 | 24.5 | 21.6 | 20.7 | 0.2 |
| 雇 用 者 | 100.0 | 2.0 | 1.9 | 6.1 | 44.6 | 31.0 | 14.2 | 0.3 |
| 不 詳 | 100.0 | 37.8 | 5.4 | 10.8 | 18.9 | 13.5 | 5.4 | 5.4 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.1 | 3.7 | 11.1 | 31.0 | 29.3 | 22.6 | 0.2 |
| 業 主 | 100.0 | 2.3 | 4.2 | 13.9 | 25.0 | 27.9 | 26.5 | 0.2 |
| 家族従業者 | 100.0 | 1.3 | 6.2 | 14.5 | 23.3 | 27.4 | 27.1 | 0.2 |
| 雇 用 者 | 100.0 | 2.1 | 1.5 | 5.3 | 43.4 | 32.2 | 15.0 | 0.3 |
| 不 詳 | 100.0 | 36.8 | 5.3 | 10.5 | 21.1 | 15.8 | 10.5 | 5.3 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 3.0 | 9.2 | 22.3 | 28.8 | 20.0 | 16.4 | 0.2 |
| 業 主 | 100.0 | 3.5 | 12.1 | 26.8 | 26.5 | 16.7 | 14.0 | 0.2 |
| 家族従業者 | 100.0 | 3.2 | 10.0 | 24.7 | 25.0 | 19.0 | 17.9 | 0.2 |
| 雇 用 者 | 100.0 | 1.8 | 3.1 | 8.3 | 47.9 | 27.1 | 11.6 | 0.2 |
| 不 詳 | 100.0 | 41.2 | 5.9 | 17.6 | 17.6 | 5.9 | 5.9 | 5.9 |

備考 (a) 市部、割合の女の中「従業上の地位不詳」は、実数が小さいため、割合に信頼性がないので表示しなかつた。(43頁)参照。

(30)

第14表 市部郡部別，農非農，就業時間及び男女別14才以上就業者

(a) 市 部

| 農 非 農 | 総 数 | 休 業 中 | 20 時 間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60 時 間 以 上 | 不 詳 |
|-------------------------------|--------|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-----|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 11,715 | 241 | 352 | 936 | 5,210 | 2,831 | 2,117 | 29 |
| 農 林 業 | 1,523 | 34 | 117 | 301 | 382 | 338 | 349 | 2 |
| 非 農 林 業 | 10,155 | 197 | 234 | 631 | 4,815 | 2,488 | 1,765 | 26 |
| 分類不能及び不詳 | 38 | 8 | 1 | 4 | 13 | 6 | 3 | 2 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 8,079 | 167 | 146 | 445 | 3,671 | 2,105 | 1,522 | 22 |
| 農 林 業 | 782 | 13 | 34 | 104 | 193 | 206 | 230 | 1 |
| 非 農 林 業 | 7,270 | 149 | 111 | 339 | 3,468 | 1,893 | 1,291 | 20 |
| 分類不能及び不詳 | 26 | 6 | 1 | 2 | 10 | 5 | 2 | 1 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 3,636 | 73 | 205 | 190 | 1,538 | 728 | 594 | 8 |
| 農 林 業 | 741 | 22 | 82 | 196 | 188 | 131 | 119 | 1 |
| 非 農 林 業 | 2,834 | 49 | 122 | 293 | 1,346 | 594 | 474 | 6 |
| 分類不能及び不詳 | 11 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 割 合 (各農非農別総数を100.0とする就業時間別割合) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.1 | 3.0 | 8.0 | 44.5 | 24.2 | 18.1 | 0.2 |
| 農 林 業 | 100.0 | 2.2 | 7.7 | 19.8 | 25.1 | 22.2 | 22.9 | 0.1 |
| 非 農 林 業 | 100.0 | 1.9 | 2.3 | 6.2 | 47.4 | 24.5 | 17.4 | 0.3 |
| 分類不能及び不詳 | 100.0 | 21.1 | 2.6 | 10.5 | 34.2 | 15.8 | 7.9 | 5.3 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.1 | 1.8 | 5.5 | 45.4 | 26.1 | 18.8 | 0.3 |
| 農 林 業 | 100.0 | 1.7 | 4.3 | 13.3 | 24.7 | 26.3 | 29.4 | 0.1 |
| 非 農 林 業 | 100.0 | 2.0 | 1.5 | 4.7 | 47.7 | 26.0 | 17.8 | 0.3 |
| 分類不能及び不詳 | 100.0 | 23.1 | 3.8 | 7.7 | 38.5 | 19.2 | 7.7 | 3.8 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.0 | 5.6 | 13.5 | 42.3 | 20.0 | 16.3 | 0.2 |
| 農 林 業 | 100.0 | 3.0 | 11.1 | 26.5 | 25.4 | 17.7 | 16.1 | 0.1 |
| 非 農 林 業 | 100.0 | 1.7 | 4.2 | 10.2 | 46.7 | 20.6 | 16.4 | 0.2 |
| 分類不能及び不詳 | 100.0 | 18.2 | 9.1 | 18.2 | 27.3 | 18.2 | 9.1 | 9.1 |

第14表 市郡部別，農非農，就業時間及び男女別14才以上就業者（つづき）

(b) 郡 部

| 農 非 農 | 総 数 | 休 業 中 | 20 時 間 未 満 | 20—34 時 間 | 35—48 時 間 | 49—59 時 間 | 60 時 間 以 上 | 不 詳 |
|-------------------------------|--------|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-----|
| 実 数 (単位千人) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 23,857 | 591 | 1,438 | 3,777 | 7,176 | 6,052 | 4,767 | 53 |
| 農 林 業 | 15,004 | 366 | 1,116 | 2,910 | 3,736 | 3,548 | 3,300 | 27 |
| 非 農 林 業 | 8,808 | 210 | 319 | 862 | 3,431 | 2,497 | 1,464 | 24 |
| 分類不能及び不詳 | 45 | 15 | 3 | 6 | 10 | 7 | 3 | 2 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 13,732 | 282 | 511 | 1,518 | 4,258 | 4,022 | 3,106 | 33 |
| 農 林 業 | 7,378 | 119 | 356 | 1,025 | 1,792 | 2,090 | 1,983 | 14 |
| 非 農 林 業 | 6,327 | 156 | 154 | 490 | 2,459 | 1,928 | 1,121 | 19 |
| 分類不能及び不詳 | 26 | 7 | 1 | 3 | 6 | 5 | 2 | 1 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 10,125 | 308 | 927 | 2,259 | 2,920 | 2,030 | 1,661 | 20 |
| 農 林 業 | 7,626 | 247 | 760 | 1,885 | 1,945 | 1,459 | 1,317 | 13 |
| 非 農 林 業 | 2,480 | 53 | 165 | 371 | 972 | 569 | 343 | 6 |
| 分類不能及び不詳 | 19 | 7 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 割 合 (各農非農別総数を100.0とする就業時間別割合) | | | | | | | | |
| 総 数 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.5 | 6.0 | 15.8 | 30.1 | 25.4 | 20.0 | 0.2 |
| 農 林 業 | 100.0 | 2.4 | 7.4 | 19.4 | 24.9 | 23.6 | 22.0 | 0.2 |
| 非 農 林 業 | 100.0 | 2.4 | 3.6 | 9.8 | 39.0 | 28.3 | 16.6 | 0.3 |
| 分類不能及び不詳 | 100.0 | 33.3 | 6.7 | 13.3 | 22.2 | 15.6 | 6.7 | 4.4 |
| 男 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 2.1 | 3.7 | 11.1 | 31.0 | 29.3 | 22.6 | 0.2 |
| 農 林 業 | 100.0 | 1.6 | 4.8 | 13.9 | 24.3 | 28.3 | 26.9 | 0.2 |
| 非 農 林 業 | 100.0 | 2.5 | 2.4 | 7.7 | 38.9 | 30.5 | 17.7 | 0.3 |
| 分類不能及び不詳 | 100.0 | 26.9 | 3.8 | 11.5 | 23.1 | 19.2 | 7.7 | 3.8 |
| 女 | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 3.0 | 9.2 | 22.3 | 28.8 | 20.0 | 16.4 | 0.2 |
| 農 林 業 | 100.0 | 3.2 | 10.0 | 24.7 | 25.5 | 19.1 | 17.3 | 0.2 |
| 非 農 林 業 | 100.0 | 2.1 | 6.7 | 15.0 | 39.2 | 22.9 | 13.8 | 0.2 |
| 分類不能及び不詳 | 100.0 | 36.8 | 5.3 | 15.8 | 15.8 | 10.5 | 5.3 | 5.3 |

備考 (43頁) 参照